

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書
労働安全衛生法第 9 章の逐条解説

分担研究者 南 健悟 日本大学法学部法律学科・教授

研究要旨

労働安全衛生法第 78 条から第 87 条は、事業場の安全又は衛生に関する改善措置等を定め、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画と労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントについて定めている。事業場において（重大な）労働災害が繰り返し発生した場合、行政機関が当該事業場に対して改善措置として、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成を指示し、事業者側において専門的な知識がないことを想定して労働安全・労働衛生コンサルタントを利用することを勧奨することを認めている。行政機関によって事業者をして労働安全衛生をより実効ならしめる制度といえるが、他方で、特別安全衛生改善計画が適用される重大な労働災害が限定的であったり、また、労働安全・労働衛生コンサルタント制度についても、その認知度や試験制度と職務内容との乖離が見られたりするなど、これらの点についても、改善の余地があるものと考えられる。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 78 条から第 87 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1 はじめに

本研究全体のうち、分担者が担当した部分は、労働安全衛生法第 78 条から第 87 条の「第 9 章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等」である。より具体的にいえば、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第 78 条～第 80 条）と、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（第 81 条～第 87 条）である。

まず全体的な構造から説明すれば、本章は、重大な労働災害が発生した場合や労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認められる場合、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画の作成を指示することができる旨を定め、さらに、それを作成するよう指示された事業者に対して、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断を受けさせるなどを勧奨することができるという行政機関による労働安全衛生についての改善措置等を定めている。そして、安全衛生診断を担当する労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの資格制度等を定めることによって、改善措置等の実効性を担保している。

今年度の研究においては、特に、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画に関わる法的問題と労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度に関する法的問題を逐条毎に検討した。

平成 26 年度～平成 28 年度に検討された「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」において、その一般的提言には、(a)組織の責任

者による真摯で具体的な関与、(b)構造的で計画的な取り組み、(c)適切な人的・物的資源が利用できる条件の整備、(d)全ての管理者による安全衛生の重視、(e)直面課題に応じた柔軟な対応、(f)安全衛生と組織の生産性や競争力との一体視が挙げられていた¹。分担者が今年度担当した、労働安全衛生法第9章の特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに関する諸論点は、上記の諸点及び総括研究報告書でも指摘される行政による労働安全衛生に対する指導の一環として行われ、また労働安全衛生に係る人的な面での取り組みとも位置づけることができよう。例えば、上記報告書においては、「労災発生率が高いか重大労災が生じた事業体に対する労災防止団体の関与の強化」の中で、労災防止団体による、安全管理特別指導事業場や衛生管理特別指導事業場の指定制度と連続するように、より継続的かつ体系的な関与が求められる旨が指摘されている²。逆に、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成について、後述する労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントによる関与が勧奨されているが、その他労災防止団体による継続的な関与というのも一つの方向性として見られることを示唆しているものと考えられる。これは、労災防止団体は組織であるが故に強みがあること、労災防止団体は、一応、特別民間法人であり、一応、行政とは異なる柔軟性があること、企業等に警戒感を与えたいこと、そして、ドイツやフランスでは、労災防止団体は労災保険と友に強制加入だが、日本では任意が加入であり、より積極的な活用が図られてもよいからである。さらに、

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントについても、例えば、前回の研究報告において指摘されているようなアメリカにおける「良き相談者」として、企業経営のトップに対する意識付けにも役立つものではないかとも考えられる。今回の研究では、あくまで各条の細かな解釈論等（の一部）を指摘するに止まるが、事業場における労働安全衛生を確保するための仕組みの中で、労働安全・衛生コンサルタント制度は、前回の研究報告で示唆される「ルール・制度」と「人・組織の意識・知識」の相互作用のうち³、特に後者と密接に関わる部分ではないかと考えられる。

1. 1 条文

第七十八条 厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「重大な労働災害」という。）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

2 事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならな

い。

3 第一項の事業者及びその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならない。

4 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないとき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる。

5 厚生労働大臣は、第一項若しくは前項の規定による指示を受けた事業者がその指示に従わなかった場合又は特別安全衛生改善計画を作成した事業者が当該特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

応する仕組みになっていた都道府県労働局長による安全衛生改善計画の再生指示に加え、法令に違反し、一定期間内に同様の重大災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業に対して、当該企業の事業場において再び同様な重大な労働災害が発生しないようにするための体制整備や具体的な対策を講じるための計画を作成するよう厚生労働大臣が指示することができることとされたものである⁴。なお、特別安全衛生改善計画は、労働安全衛生法上初めて企業単位で捉えるものとして位置づけられている⁵。

1. 2. 1. 2 内容

(1) 重大な労働災害の意義

まず、重大な労働災害の意義が問題となる。重大な労働災害については、安衛則第84条第1項において、次のように規定されている。すなわち、労働災害のうち、

[1] 死亡災害（第1号）

[2] 負傷又は疾病により、労働者災害補償保険法施行規則別表第一の障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの（第2号）

である。第78条に係る通達⁶によれば、第一に、安衛則第84条第1項第2号の「生じるおそれのあるもの」とは、事業者が発生させた重大な労働災害についての再発防止対策を速やかに行う必要性に鑑み、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害が生じたものとして労災認定がなされたもののほか、労働災害が発生した時点において、労働災害の負傷等の程度から、障害等級第1級から第7級までのいずれかに

1. 2 趣旨と内容

1. 2. 1 第78条

1. 2. 1. 1 趣旨

特別安全衛生改善計画に関する第78条は、厚生労働大臣が、重大な労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要がある場合に、事業者に対して特別安全衛生改善計画を作成し、提出すべきことを指示することを定める。

従来個別の事案や個別の事業場ごとに対

該当する障害を生じるおそれがあると判断されるものを含むとされる。具体的には、事業者より提出のあった労働者死傷病報告書又は災害調査の結果等において、障害等級第1級から第7級までの障害を生じるおそれのある労働災害に該当するか否かを判断するとされる。なお、労働災害が発生した時点において、その負傷等の程度から、障害を生じるおそれがあるか否かが判断できないものは、「当該時点においては」重大な労働災害には該当しないが、その後の労災認定において障害等級第7級以上であることが確定した場合には、重大な労働災害に該当するものであり、この場合、第84条第2項第1号の「重大な労働災害が発生させた日」とは、当該労災認定がなされた日ではなく、当該重大な労働災害が発生した日として取り扱うこと。例えば、重大な労働災害が遅発性の疾病である場合は、診断によって当該疾病にかかったことが確定した日を、当該負傷又は疾病が原因で死亡した場合には、負傷した日又は診断によって疾病にかかったことが確定した日を、それぞれ「重大な労働災害が発生させた日」とされている。

(2) 重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるとき

2つ目の要件は、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときである。これは、安衛則第84条第2項が定める以下のいずれにも該当する場合とされる。すなわち、

[1] 重大な労働災害が発生させた事業者が、当該重大な労働災害が発生させ

た日から起算して3年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が発生させた場合

[2] [1]の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法（安衛法）、じん肺法若しくは作業環境測定法若しくはこれらに基づく命令の規定又は労働基準法第36条第6項第1号（坑内労働等の危険有害業務の労働時間制限）、第62条第1項若しくは第2項（若年者の危険有害業務への就業制限）、第63条（若年者の坑内労働の禁止）、第64条の2（妊産婦（産後については希望者）ないし女性一般にかかる坑内業務の全部または一部の就業制限）若しくは第64条の3第1項若しくは第2項（妊産婦ないし女性一般にかかる危険有害業務への就業制限）若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合

である。つまり、本条項によれば、重大な労働災害が発生させた事業者が当該労働災害発生日から3年以内に、当該労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害に対する再発防止措置が同様である重大な労働災害が発生させ、かつ、安全又は衛生に関する関係法令の規定に違反して発生させた場合とされる。

したがって、第一に、重大な労働災害が発

生した事業場において、繰り返し重大な労働災害が発生した場合は含まない⁷。第二に、「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害」とは、原則として、重大な労働災害の原因となった起因物（災害をもたらすもととなった機械、装置など。「動力機械」、「物上げ装置、運搬機械」、「その他の装置等」、「仮設物、建築物、構築物等」、「物質、材料」、「荷」、「環境等」、「その他」の8項目に大別され、さらに、25項目の中分類、101項目の小分類に分けられる。ここでは小分類を指す。災害の直接の加害物とは異なり、たとえば、クレーンが動いてきて、つり荷に激突された場合、起因物はクレーン、加害物はつり荷となる⁸）と事故の型（墜落・転落、転倒など、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象⁹）が同じである場合であるとされる。そのため、基本的には重大な労働災害の原因となった起因物と事故の型が異なる重大な労働災害が複数の事業場において発生した場合は含まれない。ただし、改正法の趣旨が同一企業内における重大な労働災害の再発防止であることから、事業者が発生させた複数の事業場における重大な労働災害について、必要となる再発防止対策が同様であり、当該対策を企業内で水平展開することが、企業内の他の事業場における同様の災害防止に有効であるものについては、「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害」に該当するか否かについて、個別に判断するとされている¹⁰。

(3) 労働者・労働組合に対する意見聴取
厚生労働大臣から特別安全衛生改善計画

の作成が指示された事業者はその作成にあたり、事業場の過半数組合ないし過半数代表者の意見を聞くことが義務付けられている（第78条第2項）。そして、事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場の過半数労働者又は従業員代表者の意見を聴取しなければならず、提出する特別安全衛生改善計画に添付しなければならない（安衛則第84条第6項）。

ところで、この過半数労働者又は従業員代表者は、どの事業場の過半数労働者等か、労働災害を起こした事業場だけか、あるいはすべての事業場なのかが問題となる。この点、特別安全衛生改善計画は、「計画の対象とする事業場」を対象とした計画を定めることとされていることから、第78条第2項にいう「当該事業場」は、この「計画の対象とする事業場」を指すものであり、すべての事業場を指すものではないとされ、計画の対象とする事業場の過半数労働組合等への意見聴取が求められると解される¹¹。

なお、安衛則第84条第4項第2号の「計画の対象とする事業場」とは、重大な労働災害が発生した事業場と同様の作業が存在するなど、同様の労働災害が発生する可能性のあるすべての事業場であるとされる¹²。

(4) 特別安全衛生改善計画作成の指示と変更の指示等

第78条第1項は、特別安全衛生改善計画の作成指示の方法について、「厚生労働省令で定めるところにより」と定めており、安衛則第84条第3項では、特別安全衛生改善計画作成指示書によるものとされ、同書に記載する計画の提出期限については、事業者

が発生させた重大な労働災害の態様、必要となる計画の範囲等を勘案し、厚生労働大臣が個別に設定するとされる¹³。

また、厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないとき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる（第78条第4項）。ここにいう、「特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないとき」とは、計画が発生させた重大な労働災害の原因に対応した対策の内容になっていないとき、計画の対象が重大な労働災害の発生した事業場にのみ止まっており、他の関連する事業場で同様の労働災害の発生を防止するものになっていないときが含まれるとされる¹⁴。また、特別安全衛生改善計画の変更の指示は、特別安全衛生改善計画変更指示書によるものとし、変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更届により、厚生労働大臣に提出しなければならない（安衛則第84条の2）。

（5）特別安全衛生改善計画の記載事項

安衛則第84条第4項によれば、特別安全衛生改善計画の記載事項として、①氏名又は名称及び住所並びに法人の場合には、その代表者の氏名、②計画の対象とする事業場、③計画の期間及び実施体制、④当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置及び、⑤その他重大な労働災害の再発を防止するため必要な事項が挙

げられている。そして、特別安全衛生改善計画の提出は、事業者の本社事業場を管轄する都道府県労働局労働基準部健康安全主務課を経由して厚生労働大臣に提出される¹⁵。なお、記載事項と関連して、安衛則第84条第4項第2号の「計画の対象とする事業場」とは、前述したように、重大な労働災害が発生した事業場と同様の作業が存在するなど、同様の労働災害が発生する可能性のあるすべての事業場である¹⁶。

（6）勧告・公表

厚生労働大臣は、事業者が特別安全衛生改善計画の作成の指示もしくはその変更の指示に従わなかった場合又は特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。より具体的にいえば、厚生労働大臣による勧告がなされる場合として、特別安全衛生改善計画作成指示書又は特別安全衛生改善計画変更指示書による指示を受けたにもかかわらず計画を提出しない場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認められるときなどが挙げられる¹⁷。なお、法第78条第3項は事業者及び労働者に特別安全衛生改善計画の遵守義務を課しているが、労働者のみが遵守していない場合には、厚生労働大臣はそれに対する勧告を行うことはできないものと考えられる。なぜならば、第5項は、「事業者がその指示に従わなかった場合」又は「特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合」において、必要な措置をとるべきことを勧告することができるとき

れており、労働者のみが遵守していない場合については定めが置かれていないからである。

次に、公表について述べる。厚生労働大臣による勧告において示された必要な措置をとることに着手しない場合など、事業者が勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができる（第78条第6項）。この公表は、企業の名称及び本社事業場の所在地、発生させた重大な労働災害の概要・公表するに至った事由について行われる¹⁸。その目的は、企業名等の公表により特別安全衛生改善計画の実行の確保を担保していると説明される¹⁹。

もっとも事業者の大半は、勧告や公表の前に適切な措置を講じることが十分予想され、勧告及び公表の仕組みが安全衛生実務に与える影響はそれほど大きくないとも指摘されている²⁰。

1. 3 関連規定

(1) 法第79条：都道府県労働局長が、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対して安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる規定。

(2) 法第80条：厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示した場合又は変更すべきことを指示した場合、専門的な助言をする必要とすると認めるとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生

改善計画の作成又は変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる規定。

1. 4 沿革

1. 4. 1 制度史

従来、労働災害が発生した場合、労働災害の原因となった個別の法令違反に対する是正勧告・司法処分や、次条に定めるように、総合的な改善が必要と認められた事業場に対する都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示が行われてきた²¹。しかし、安全衛生改善計画は個別の事案や個別の事業場ごとの対応が求められるものであり、あくまで事業場における改善にとどまり、同一企業の別の事業場の安全衛生の改善や労働災害の防止になるものではなかった²²。そのため、同じような重大な労働災害が、同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見され、このような重大な労働災害を繰り返す企業への対応が必要であるとの考えから導入されたのが、第78条が定める特別安全衛生改善計画である²³。

1. 4. 2 背景になった災害等

特別安全衛生改善計画に関する制度が設けられた背景として、上述したように、同一企業の別々の事業場において同種の労働災害が頻発しており、事業場ごとの改善を図るための安全衛生改善計画の作成指示では不十分であるとの認識がある。第78条を新設するに当たって参考にされた労働災害としては、資料によると²⁴、まず、死亡災害の事例として、同一事業者（サービス業）の異なる現場において、イベント会場の設営のための資材をトラックから荷卸しする際

に、資材がずり落ち、下敷きになって死亡した事例、同一事業者（卸売業）の異なる現場において、倉庫内で荷の整理作業中、開口部から墜落して死亡した事例や、同一事業者（サービス業）の異なる現場において、エレベーターピット²⁵内で点検作業中、挟まれて死亡した事例が挙げられる。実際、平成21年から平成23年の3年間において同一企業で同種の死亡災害が複数回発生した事例は10社以上になっていた。他にも、造船業を営む会社のある事業場において、パレット²⁶（1.3トン）をクレーンで降ろす作業中、吊り具がパレットに掛かりパレットが移動し、被災者が移動したパレットにはさまれて死亡した事象が発生した後、同社の別の事業場において、鋼板12枚を、クレーンで移動させる作業中、クレーンが走行し、鋼板がクレーンに引きずられ、被災者が移動してきた鋼板と架台の間にはさまれて死亡した事象が発生し例が挙げられる。両事例ともにクレーンによって挟まれた点で共通している。さらに、建設業を営む事業者において、道路舗装工事中に、工事箇所の終点を確認していた被災者が、後退してきたドラグ・ショベルに轢かれ死亡した事象が生じたのち、別の事業場において、道路舗装工事のためのアスファルト路面剥ぎ取り作業準備のため、道路内でスプレーによるマーキングを行っていた被災者が、後退してきたダンプトラックに轢かれ即死した事象が発生するなど、掘削用機械やトラックによる激突による労働災害のケースも見られる。さらに別の資料によると²⁷、上記期間内に、同一企業内で過重労働による健康障害の事例が複数回発生した会社は約20社、同じく、精神障害の事例が複数回発生した

会社も約30社に上ったと報告されている。このように、特別安全衛生改善計画制度は、同一企業内の異なる事業場において複数回にわたって同種の労働災害が発生した場合に、事業者、事業場単位を超えて対策や改善措置を講じさせることを企図するものである。

1. 5 運用

1. 5. 1 適用の実際

実際に、平成31年（令和元年）時点において、厚生労働大臣が特別安全衛生改善計画の作成及び提出の指示を発出した事例は公表されていない。

1. 5. 2 関係判例

特別安全衛生改善計画について争われた、もしくはそれに関連する公判裁判例は、特に掲記するものがない。

2. 1 条文

第七十九条 都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき（前条第一項の規定により厚生労働大臣が同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときを除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、安全衛生改善計画について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるの

は、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第八十条 厚生労働大臣は、第七十八条第一項又は第四項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とするとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成又は変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

2 前項の規定は、都道府県労働局長が前条第一項の規定による指示をした場合について準用する。この場合において、前項中「作成又は変更」とあるのは、「作成」と読み替えるものとする。

2. 2 趣旨と内容

2. 2. 1 第 79 条、第 80 条

2. 2. 1. 1 趣旨

法第 79 条は、都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成の指示について定めている。労働災害を防止するためには、まずは事業者が自主的に災害防止のための対策を講ずることが基本となるものの、その取組みが不十分で、労災を多発させてしまう事業場も少なくないと言われている²⁸。そこで、本条は、都道府県労働局長に対して、労災の防止を図るため「総合的な改善措置」を講じなければ、労災の的確な防止ができないような事業場を対象に、安全衛生改善計画の作成を指示する権限を付与している²⁹。すなわち、国が関与して、事業場に災害防止に関する計画を作成させることによ

り、災害の再発防止を図ろうとした制度といえる³⁰。計画の作成の指示は、事業場の安全衛生の状態を総合的に改善しようとするものであるから、必ずしも法違反の状態にあるもののみを前提とするものではないとされている³¹。そのため、「この指示は、当該事業場が法違反の状態になくとも行うことができ、その意味で踏み込んだ規制により積極的に事業場をより良好な安全衛生状態へと高める施策である」と評価されている³²。

2. 2. 1. 2 内容

(1) 総合的な改善措置

第 79 条にいう「総合的な改善措置」とは、労働災害の防止を図るための設備、管理、教育面等の全般にわたる改善措置をいうが、必ずしも事業場全体に係る改善措置である必要はなく、事業場のうちの一部門に限った改善措置でも差し支えないとされている³³。

(2) 安全衛生改善計画の作成指示及び計画の内容

安全衛生改善計画の作成指示は、改善措置を講ずべき事項その他の事項及び作成期限を記載した書面により行い、この指示を受けた事業者は、速やかに安全衛生改善計画を作成することが求められる³⁴。都道府県労働局長による改善指示は、労働者の安全と健康の確保のために講じなければならない事項について当該事業場にとって改善が不可欠であると考えられる事項が示されるものであり、労働災害の防止のため、機械設備の配置や作業工程に関する改善、通路の確保、機械設備の安全化、騒音、振動、暑

熱環境等の有害性の除去あるいは低減措置、有害化学物質の発生源対策等、作業標準（作業手順、作業マニュアル）の整備及び改訂、安全衛生教育の実施、保護具や防具の整備等、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の安全衛生担当者の選任ならびに職務権限や職務内容の見直し、安全衛生委員会等の活性化、リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムへの取組みの促進等に関することの必要性等が指示される³⁵。

安全衛生改善計画の内容は、職場の安全衛生水準の現状を十分に検討し、労災防止や安全衛生の確保に効果のある内容にすることが必要であり³⁶、また、改善計画は企業の実態に即して、将来を見越した確実な計画を策定し、誇大計画にならないように注意する必要がある³⁷。より具体的には、一般に、以下のようなものが内容に含まれることになる。すなわち、

- 1) 生産・荷役・運搬・掘削用等の機械、電気設備・化学設備・炉その他の設備装置の改修、代替、新設
- 2) 有害物に係る機械、設備、建物等の局所排気装置、換気装置等の措置
- 3) 有害物の用後処理施設についての措置
- 4) 作業標準の設定及びその具体的実施のための訓練の方策

が挙げられる³⁸。

なお、安全衛生改善計画の作成に当たっては、後述する労働者の意見を聴くことが義務付けられているが、実務上、リスクアセスメントに従事する労働者や管理監督者の意見を聴くことが重要とされ、また、必要に応じ労働安全コンサルタントや労働衛生コ

ンサルタント等の専門家の助言を求めることも望まれており³⁹、実際、都道府県労働局長から、それぞれのコンサルタントの意見を聴くべき旨の勧奨を受ける可能性もある（第80条）⁴⁰。

(3) 労働者・労働組合に対する意見聴取

特別安全衛生改善計画と同様に、安全衛生改善計画を作成するに当たっては、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない（第79条第2項、第78条第2項）。そして、計画を提出する際には、労働組合又は労働者を代表する者の意見を記載した書面を添付しなければならない。なお、この点については、特別安全衛生改善計画の項も参照のこと。

(4) 安全衛生改善計画の提出

事業者が安全衛生改善計画を作成した後、その計画を、所轄労働基準監督署長を經由してその指示をした都道府県労働局長へ2通提出することとなっている（安衛則第84条及び様式第19号）。

(5) 安全衛生診断

第78条及び第79条に定められている特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成には、高度に専門的な知識を必要とする場合がある一方、必ずしもこうした専門的知識を備えた労働者が企業にいるとは限らない。そこで、都道府県労働局長は、当該事業者に対し、専門的知識や経験のある労働安全コンサルタントや労働衛生コン

ルタントによる安全・衛生にかかる診断を受け、特別安全衛生改善計画や安全衛生改善計画の作成について、その意見を聴くべきことを勧奨することができるよう規定している⁴¹。

第80条も2回改正されているが、いずれも形式的な改正に止まっている。すなわち、平成11年の改正は、第79条の改正と同様に、省庁再編に伴う都道府県労働基準局長から都道府県労働局長への変更と、平成26年改正は、特別安全衛生改善計画制度の導入に伴う改正である。

以上の通り、安全衛生診断制度は、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断を通じて、事業場の特別安全衛生改善計画や安全衛生改善計画の実効性を高めるためのものと言える。

2. 3 関連規定

法第78条第1項、第4項：厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるものが発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきこと、又は変更すべきことを指示することができる。

2. 4 沿革

2. 4. 1 制度史

労働災害を防止するためには、事業者が自主的に災害防止のための対策を講ずることが基本となる一方、こうした取組みが不

十分で、労災を多発させてしまう事業場も存在する。そこで、労働安全衛生法制定時に、企業に自主的に安全衛生の改善をはからせるような指導をする目的で⁴²、都道府県労働局長が安全衛生改善計画の作成を指示することができるようにする規定を初めに設けた。

もともと、労働安全衛生法立法時には、既に労働省（当時）労働基準局による安全管理特別指導制度（昭和25年～）が、衛生管理特別指導制度（昭和27年～）が存在していた⁴³。当時、事業場における各種安全設備が戦争によって損傷されたままになっており、労働基準法の制定によって改善されつつあったものの、産業復興には追従していなかったという。そのため、労働者の安全教育の欠如、安全管理の不徹底、労働力の増大等による労働災害⁴⁴が増加していた。そこで、昭和25年、労働災害の抑制を企図し、地方の労働基準局ごとに災害発生率の高い主要事業場を選定し、その発生災害の3割減少を目標として、特別安全管理指導を行うようになったという⁴⁵。昭和25年における安全管理特別指導事業場の選定については、全国の都道府県労働基準局管内における災害率の高い事業場のうち、次の3つの条件を検討して選定された。

- ①災害度数率⁴⁶が同業種の平均値に比べて高いこと
- ②労災補償保険の給付額が多額に上り、保険経済の立場から成績の悪いこと
- ③労働者数が150人～1000人程度であること

昭和25年に選定された事業場は、労働者数1000人未満の事業場が556、1000人以上の事業場が87事業場となった。当時、対

象となった事業場に対しては、労使双方に対する安全指導、安全管理組織の検討指導、安全委員会、安全管理研究会等の開催指導、安全点検の励行指導、危険有害業務の調査対策指導、作業動作の標準化・教育訓練指導、安全教育計画作成・実施指導といった内容が含まれていたと推測される⁴⁷。これらの安全管理特別指導によって、昭和24年と比較して、労働者1人当たりの年間労働時間が約7%増だったにもかかわらず、災害度数率は15.2%の減少が見られたという⁴⁸。さらに、今度は昭和27年から衛生管理特別指導もスタートする⁴⁹。スタート時には、衛生管理組織の整備、健康診断の実施、病者の保護措置、環境調査とそれに伴う施設の改善、適切な教育の実施等が指導事項として挙げられ、また、労働衛生に関する特別指導の対象事業場として指導育成を目的として行われた⁵⁰。そして、衛生管理機構の整備、主任の衛生管理者を始め衛生管理者を主体とする衛生管理の業務内容の確立、疾病発生の予防及び作業環境の改善を指導の重点とし、指導事項として、衛生管理機構の整備・衛生委員会の適正な運営、適切な衛生教育の徹底とその効果の判定、健康診断の完全実施とそれによって見つかった患者の措置、事業場の労働者疾病統計の作成による、疾病発生状況、疾病による欠勤者延数、欠勤率、疾病による休業延日数、損失労働時間延数、労働時間損失率等の調査と疾病による労働損失の把握が挙げられていた⁵¹。

このように、安全衛生改善計画に関する規定が設けられる以前においても、安全管理特別指導や衛生管理特別指導という形で行政による指導が行われていた。そして、当

時、これらの特別指導については、第一に、労働者の生命身体の保護ということが目的として挙げられていたが、これにとどまらずに、労災による労働生産性の低下を防ぎ、企業経営の効率化を図ること、そして、労災保険の支出の削減も目的としていたと推測される⁵²。

このような安全管理特別指導及び衛生管理特別指導に加え、具体的な労災防止対策の行政措置の実効性確保という観点から⁵³、労働安全衛生法制定時の中央労働基準審議会の答申（労働安全衛生に関する法制について（答申））⁵⁴において「八 自主的改善計画の作成」として「事業者の作成する安全衛生改善計画に基づき自主的な労働災害防止活動を昂揚する」ことを目的として安全衛生改善計画に関する規定を創設することとなった。さらに、災害多発事業場に対する安全衛生のための改善計画の作成指示と必要に応じた専門家（安全・衛生コンサルタント）による助言を可能にする条文が盛り込まれた⁵⁵。もっとも、行政庁は安全衛生改善計画の作成については指示するものの、安全衛生の診断については、資格を有する労働安全衛生コンサルタントによる診断を受けることなどを勧奨することができるとしており、第三者の手をもって行わせる監督指導自体の間接化の一端が垣間見える⁵⁶。

なお、現在では、安全衛生改善計画は、「具体的な計画を作成させるもので、安全管理特別指導制度の骨格となるもの」として位置づけられている⁵⁷。

第79条は2度の改正を経ているが、一度目は、平成11年の中央省庁再編に伴い都道府県労働基準局、都道府県女性少年局及び

都道府県職業安定主務課が統合して都道府県労働局となったことから、作成指示を出す権限の主体について、都道府県労働基準局長から都道府県労働局長へと変更したものの（平成 11 年改正労働安全衛生法）、二度目は、平成 26 年に特別安全衛生改善計画制度の制定に伴い条文番号を一つ繰り下げたものであり（平成 26 年改正労働安全衛生法）、実質的な改正ではない。

2. 4. 2 背景になった災害等

今年度の研究においては、本条の背景になった災害等については未だ調査が足りていない。

2. 5 運用

2. 5. 1 適用の実際

安全衛生改善計画の作成の指示の例はあるものの、今年度の研究において、条文の適用がどのように行われているのかについては未だ調査が足りていない。

2. 5. 2 関係判例

安全衛生改善計画の作成の指示やその内容が直接争われた事案ではないが、都道府県労働基準局長（当時）による安全衛生改善計画の作成指示権限に関連して、じん肺の発生について国の監督機関の労働法規上の監督権限の不行使に違法があり、国家賠償法 1 条 1 項の責任が争われた、長野地判昭和 61 年 6 月 27 日判タ 616 号 34 頁〔長野じん肺訴訟第一審判決〕がある。本件は都道府県労働基準局長による安全衛生改善計画の作成を指示し、事業者から当該計画の提出があった事案である。

<事実の概要>

本件は、石綿製品の製造作業に従事していた原告労働者 X ら（及びその相続人）がじん肺に罹患したことについて、被告使用者 Y1 社及びその親会社 Y2 社のほか、国家賠償法 1 条 1 項に基づき被告国 Y3 に対して損害賠償責任を求めた事案である。本件では、長野労働基準局長による監督権限の行使が問題となっているが、その一つとして数度にわたって、第 79 条に基づき、被告 Y1 社に対して、過去にじん肺所見者が出現したことなどから、安全衛生改善計画の作成を指示し、改善計画報告書が Y1 社から提出されていた。なお、ここにいう改善計画報告書がどのような書類であるかについては本判決では特段示されていない。

<判旨>

「昭和 45 年 4 月衛特事業場に指定して集団指導を実施し、同年 5 月 27 日右指定に基づく定期監督により時間外労働関係等については是正勧告の指導をするとともに除じん設備関係、じん肺健康診断関係等について指導し、同年 10 月 8 日有害物取扱事業場に対する一斉監督を兼ねて右指定に基づく定期監督により時間外労働関係、じん肺健康診断関係のほか、防じんマスクの着用の徹底等につき指導し、昭和 46 年 4 月衛特事業場に指定して集団指導を実施し、同年 4 月 20 日右指定に基づく定期監督により除じん設備増設の確認とじん肺健康診断の調査と指導をし、同年 9 月 13 日特定化学物質等取扱事業場に対する一斉監督指導により、粉じん濃度の調査と改善を指導し、昭和 47 年 4 月 25 日衛特事業場に指定し、同年 6 月集団指導を実施し、同年 9 月 12 日右指定に

基づく局署合同監督により粉じん濃度の確認と精紡機につき局所排気装置未設置を理由に変更命令をしたほか、局所排気装置の一部改善、二次粉じん発散防止、じん肺健康診断関係、検定合格品の防じんマスク着用等について指導し、**同年 11 月 集団指導の結果同被告から安全衛生改善計画の届出と改善融資を受ける旨の認証願が提出され**、これを認証し、昭和 48 年 3 月 23 日右指定に基づき局署合同監督により除じん設備関係等について指導し、昭和 48 年 4 月衛特事業場に指定し、同年 5 月 集団指導を実施し、同年 6 月下旬右指定に基づき定期監督により精紡機一基につき局所排気装置未設置を理由に変更命令をしたほか、除じん設備関係、除じんの二次発生の防止、検定合格品の防じんマスクの着用等について指導し、同年同月ころした衛生管理実施計画の指導に基づいて Y1 社が安全衛生融資制度を利用して 400 万円を借受け、右計画に基づく工事に着工した事実があり、同年 10 月 11 日右指定に基づき定期監督により右工事の確認と局所排気装置の点検等については是正勧告の指導をし、昭和 49 年 4 月衛特事業場に指定し、集団指導を実施し、同年 9 月 10 日右指定に基づき定期監督により前記除じん設備改善工事完成の確認、粉じん濃度の調査、確認とじん肺健康診断関係、時間外労働関係、防じんマスク関係、除じん設備関係等について指導し、昭和 50 年 10 月 2 日定期監督により混綿機前等につき局所排気装置未設置を理由に変更命令をしたほか、じん肺健康診断関係、局所排気装置関係、検定合格品の防じんマスクの使用等につき指導したことが明らかである。」とした上で、「監督機関が前記監督上の措置以上のことをし

なかったことをもってその監督権限の行使につき裁量の範囲を著しく逸脱し、著しく合理性を欠いたものとはいうことはできない。」とした。

＜本判決からの示唆＞

本判決では、都道府県労働局長による労働安全衛生改善計画の指示があった事例であり、さらに他の監督権限も行使されていたという事実認定の下、監督権限の不行使について違法がなかったとされた事例である。もし、労働安全衛生改善計画の作成指示を行わなかった場合には、監督権限の不行使により国の責任が認められるかまでは本判決からはわからない。また、従来の裁判例において、労働安全衛生改善計画の作成指示について明示的に争われたことはなく（例えば、最判平成 26 年 10 月 9 日判時 2241 号 13 頁〔大阪・泉南アスベスト訴訟上告審判決〕参照）、単に当該計画の作成指示を行わなかったことのみをもって国の監督権限不行使が認められるとは即断することはできないものと思われる。あくまで考慮要素の一つに過ぎないものと考えられる。

3. 1 条文

第八十一条 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生

についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

第八十二条 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、筆記試験及び口述試験によつて行なう。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。

第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 前条第二項から第四項までの規定は、労働衛生コンサルタント試験について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「安全」とあるのは、「衛生」と読み替えるものとする。

第八十三条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定コンサルタント試験機関」という。）に労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。以下「コンサルタント試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

第八十三条の三 第七十五条の二第二項及び第三項並びに第七十五条の三から第七十五条の十二までの規定は、前条の規定による指定、指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント試験事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十三条の二」と、第七十五条の四第二項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の五第一項中「免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定」とあるのは「労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の問題の作成及び採点」と、同条及び第七十

五条の八中「免許試験員」とあるのは「コンサルタント試験員」と、第七十五条の五第四項中「次条第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。））」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七十五条の十一第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と読み替えるものとする。

第八十四条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 次条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第八十五条 厚生労働大臣は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）が前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、コンサルタントが第八十六条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

第八十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、コンサルタントの登録の実施に関する事務（前条の規定による登録の取消しに関する事務を除く。以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合における第八十四条第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働省に」とあるのは「指定登録機関に」とする。

第八十五条の三 第七十五条の二第二項及び第三項、第七十五条の三、第七十五条の四並びに第七十五条の六から第七十五条の十二までの規定は、前条第一項の規定による指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十五

条の二第一項」と、第七十五条の四第二項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「登録事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。））」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七十五条の十一第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「登録事務の実施に関する規程」と、第七十五条の八中「職員（免許試験員を含む。））」とあるのは「職員」と、第七十五条の十中「試験事務の全部又は一部」とあるのは「登録事務」と、第七十五条の十一第二項及び第七十五条の十二中「試験事務の全部若しくは一部」とあるのは「登録事務」と読み替えるものとする。

第八十六条 コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

第八十七条 その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いる一般社団法人は、コンサルタントを社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国のコンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立

することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

3 第一項の一般社団法人（以下「コンサルタント会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 コンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

5 厚生労働大臣は、コンサルタント会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルタント会の財産の状況を検査し、又はコンサルタント会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

6 コンサルタント会以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いてはならない。

3. 2 趣旨と内容

3. 2. 1 第 81 条～第 86 条

3. 2. 1. 1 趣旨

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの業務とその性格並びに日本労働安全衛生コンサルタント会の業務等を定めた規定である⁵⁸。

3. 2. 1. 2 内容

(1) 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの概要

労働安全コンサルタントの業務は、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の

水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行うことである（第 81 条第 1 項）。また、労働衛生コンサルタントの業務は、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うものである（同第 2 項）。また、ときには行政機関が中小企業等に対し、コンサルタントの診断や指導を受けるべきことを勧奨することもある⁵⁹。すなわち、都道府県労働局長は、事業者に対して特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画作成の指示を行った場合に（第 78 条第 1 項、第 4 項及び第 79 条第 1 項、第 4 項）、コンサルタントの診断等を受けるようにとの勧奨をすることができる（第 80 条）。また、安全管理者と衛生管理者は、事業場専属の者であることが原則であるが、専属の者が一人でもいれば、他は専属でない労働安全コンサルタントか労働衛生コンサルタントを選任してもよく（安衛則第 4 条第 1 項第 2 号、第 7 条第 1 項第 2 号）、加えて、安全衛生推進者や衛生推進者については、事業場専属でない労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントを選任してもよいとされている（安衛則第 12 条の 3 第 2 号）⁶⁰。

（2）労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの役割

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの業務や役割には以下のようなものが挙げられる⁶¹。

第一に、安衛法第 78 条及び第 79 条に基づく厚生労働大臣による事業者への特別安

全衛生改善計画の作成指示及び都道府県労働局長による事業者への安全衛生改善計画の作成指示に際して当該事業者に勧奨される安全衛生診断等（＝安全管理・衛生管理特別指導の一環としての安全衛生診断等）がある。第二に、日本労働安全衛生コンサルタント会が厚生労働省より委託を受けて実施している中小企業を対象とした安全衛生診断事業等がある。第三に、第 13 次労働災害防止計画が示唆する安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進という観点からの事業場外の専門人材の活用という趣旨に沿って、各事業場が自主的に選任した者に割り当てる業務である。なお、健康障害事案において近時、産業医の選任を安配義務の一環とする例が増えているとの指摘も見られ、これは産業医に限らず安全衛生に関する他の専門家にも妥当するという⁶²。そうであるならば、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントについても、適切な専門家の関与として、労働災害の防止のための一つの方策として、逆に、使用者の義務違反を回避するためのシステムとしても機能する可能性があるようにも思われる。

（3）コンサルタント制度の非独占性

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、その名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て事業場の安全及び衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とすることができるとされている。そして、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、技術全般及び安全又は衛生に関する高度の知識と豊富な実務経験が要求されることから、受験資格及び試験制度が設けられている⁶³。しかし

ながら、両コンサルタント共に、名称独占規定及び業務独占規定は設けられていない⁶⁴。すなわち、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントではない者であっても、それらの名称を利用して、業として、報酬を得て、安全衛生診断及びこれに基づく指導を行うことは許容されている。ただし、後述するように、日本労働安全衛生コンサルタント会については名称独占とされている（第87条第6項）。

3. 3 関連規定

(1) 第78条：厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるものが発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきこと、又は変更すべきことを指示することができる。

(2) 第79条：都道府県労働局長が、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対して安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる規定。

(3) 第80条：厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示した場合又は変更すべきことを指示した場合、専門的な助言をする必要とすると認めるとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は

労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成又は変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる規定。

3. 4 沿革

3. 4. 1 沿革史

現行労働安全衛生法の制定時、企業等の死亡災害の防止をはじめとする労働安全衛生はもとより、健康の確保や外部への悪影響の防止、さらには快適な作業環境の実現に努めるなど、内外の環境との調和を保ちながら事業活動を行うことが経営者の責務であると捉えられているようになっており、その実現には、安全衛生上の改善策等を不断に検討することが要請されていた。これらの改善は、事業者の発意に基づき、生産技術はもちろんのこと、安全衛生に関する豊富な経験と知識を持つ者を中心に進められることとなるが、とりわけ中小企業においては、個々の企業毎にそれぞれ、このような専門家を企業内部の労働者として確保することは困難であることから、企業が必要とする場合、その都度、安全衛生問題に精通した技術専門家を供給できるような条件を整えることが要請された。そこで、国の行う公正な資格試験による試験合格者について、労働省（当時）に備える名簿に登録させた上で、事業場の安全又は衛生についての診断と指導を行わせるために労働安全・衛生コンサルタント制度が誕生した⁶⁵。もっとも、立法当時、安全衛生改善計画を作成するよう指示する際に、専門家による意見を聞くべきであるという指摘に対して、ここにいる専門家とはどのような者であるのか、ま

た、新たに専門家制度を創設するよりも、労働基準監督署による相談を強化すべきであるとの意見も見られた⁶⁶。

したがって、労働安全コンサルタントと労働衛生コンサルタントに関する規定は、労働安全衛生法ではじめて設けられたものである⁶⁷。それ以前の労働基準法時代にも安全コンサルタント等を名乗っている人が若干いたが⁶⁸、法令に根拠を有する制度として確立したのは、労働安全衛生法制定時である⁶⁹。もともとコンサルタント制度は労働安全衛生法制定時の議論の中では、現在の労働安全コンサルタントのみが考えられていたが、結果的に労働衛生コンサルタントも含まれることとなったという⁷⁰。当時、安全及び衛生管理者、安全及び衛生推進者、作業主任者等の制度が整備され、労働衛生に関し、健康管理については産業医が、作業環境管理については作業環境測定士の制度が整備又は整備の準備がされ、更に衛生工学衛生管理者の制度もできあがっていたということで、労働衛生に関しては必要な技術支援の制度は全て準備されているという意見もあったという⁷¹。しかし、労働衛生管理の観点から、各専門家から得られた個々の作業場に関する情報が有機的に利用される必要があるにもかかわらず、それらを結び付ける方策が欠如していたことから、それらをすべて総合して、効果的なものとする役割が労働衛生コンサルタントに担わされていると評価されている⁷²。

労働安全及び労働衛生コンサルタント制度の発足時の国会における議論では、労働省（当時）の監督官不足を補うものとしてこの制度があるのではないかと、更には労働基準監督官の天下りとなるのではないかと

の疑問も見られ⁷³、当時の労災防止指導員に法的な権限を付与した方が良いのではないかと、という指摘もあった。しかし、それに対して、第一に、労働災害の防止については、まず事業者が自主的に行うべきものであって、監督官によってのみ行われるべきものではなく、第二に、既に民間には安全衛生についての専門的知識を有している者がおり、それらの者を活用することも重要であること、第三に、生産技術の伸展、様々な有害物質の出現という激しい変化の中で監督官だけでは対応が困難であることが示されていた⁷⁴。

3. 4. 2 背景になった災害等

今年度の研究においては、本条の背景になった災害等については未だ調査が足りていない。

3. 5 運用

3. 5. 1 適用の実際

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントにつき、業務、試験制度は法第81条以下に基づいて運用されている。法は、その体系上、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の作成等の際に、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの利用を事業者に勧奨することのみが定められているが、実際の運用においては、それ以外の業務（例えば、広く安全衛生の専門家としての指導、専門的な安全技術指導、安全衛生管理の指導等）においても利用されている⁷⁵。

3. 5. 2 関係判例

労働安全コンサルタント、労働衛生コン

サルタンの業務及びコンサルタント会の業務等に関する裁判例は公表されていない。

D. 考察

(1) 特別労働安全衛生改善計画における課題

特別安全衛生改善計画制度に対しては、社会福祉業、小売、外食などは事業場が多店舗展開しており、個々の店舗や施設などの事業場ごとの労災防止対策には限界があり、チェーン展開している企業においては、本社が中心となって労災防止対策に企業単位で組織的に取り組むことが、労災防止に資することから、好意的に評価されている⁷⁶。しかし、第78条の対象となる重大な労働災害が死亡災害及び障害等級7級以上の災害が発生し、かつ、それが労働安全衛生法、じん肺法及び作業環境測定法などの法律や命令の規定に違反していた場合に限定されており、過重労働やメンタルヘルス疾患を原因とする死亡災害等は、特別安全衛生改善計画の作成指示の対象とはなっていない。近時は、過重労働による労働災害がクローズアップされている中で、複数の過重労働による労働災害が発生している事業者に対しても特別安全衛生改善計画の作成の指示を出すことも検討に値するのではないだろうか⁷⁷。

(2) 労働者の同意の位置づけ

第78条第2項及び第79条第2項に基づき、特別労働安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成に際しては、労働者（の代表）に対する意見聴取が義務付けられている。労働者に対する意見聴取は、一般的に、事業者が安全衛生改善計画の作成指示を受

けた場合に、事業場が良好な安全衛生状態へ到達するための具体的改善手法についてなされるものであり、労働者の理解如何がその成果に大きな影響があることから求められると説明される⁷⁸。しかしながら、労働者への意見聴取については、やや異なった説明もなされることもある。上記の立場は、改善計画の内容を労働者に理解させるための仕組みとして労働者への意見聴取が捉えられているように読めるが、例えば、労使において事業場の安全衛生状態の改善を考える機会を提供するものとするものや⁷⁹、改善計画が十分な成果を上げるため、労働者の協力を得るためのものとして位置づけるものもあり⁸⁰、このように理解すべきものと思われる。そうすると、労働者自らも特別安全衛生改善計画の作成に参画することからも、第78条第3項が定める計画の遵守義務を事業者だけではなく労働者も負うと解し得るのではなかろうか。

(3) 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント制度における課題

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに筆記試験及び口述試験によって行われるとされる。労働安全コンサルタント試験は年に1回以上行われることとされ（コンサルタント規則第6条）、試験の日時、場所等は、あらかじめ官報で公告される⁸¹。試験区分について、コンサルタント規則第1条によると、労働安全コンサルタントについては、機械、電気、化学、土木、建築の5分野に分かれている。また、労働衛生コンサルタントについては、保健衛生と労働衛生工学の2分野に分かれている。

ただし、この試験区分は労働安全衛生コンサルタントとしての活動分野を制限するものではなく、いわば得意科目とする専門分野を示すものに過ぎず、例えば、「機械」の区分で試験を受けて合格した場合でも、建設工事現場や化学プラント等についてもコンサルタント活動ができるという⁸²。

そうすると、機械という区分で受験したとしても、土木や建築といった別の業務を制度上行うことができる。もっとも、本研究においては、実際には、各人が自分の得意分野を自覚し、できない分野は他の専門家に任せている旨の指摘も受けた⁸³。ただ、制度として、試験区分と実際の業務との間で乖離がある場合には、労働者の安全や衛生の水準の向上が図られない可能性もないとはいえないことから、一例として、試験区分と業務活動とを一致させるという方策もあり得るのではないかと考えられる。しかしながら、狭い区分で受験し、業務もそれに限定されるとするのでは、広く労働安全衛生の向上が図られないという批判も説得的であり、安易にそのような考え方をとるということもできないようにも考えられる。

加えて、前回の研究報告においては、各種国家資格の更新制度の導入を契機とする安全衛生の専門家の育成及び能力の向上についても言及がなされていたが⁸⁴、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度についても、今後は、更新制度等の導入も一考に値するのではないと思われる。

また、本研究を遂行する中で、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度自体の認知度が低いことも指摘され⁸⁵、企業において利用が低調であるとの示唆を得た。制度の体系上、前述したように、

特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の作成を指示された事業者が、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントを利用して、より実効的な計画が策定されることが予定されている。つまり、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、上記各計画の策定を前提とした制度として法文上存在していることにある。しかし、より重要なことは、労働災害の防止であって、普段からこれらのコンサルタントを利用しながら、事業場の安全及び衛生を改善することであって、労働災害が繰り返し発生している場合にのみ用いられるような建て付けではなく、コンサルタントを「普段使い」のできる制度として確立していくことも重要であると考ええる。

(4) 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの信頼保持

第86条では、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの信頼を保持するため、コンサルタントに対して一定の義務を課している。すなわち、第一に、コンサルタントは、その信用を傷つけ、またはコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならず、さらに、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならないとされている。なお、後者の行為はコンサルタントでなくなった後にも義務を負うことになる。

本条の趣旨は、コンサルタントは、他の事業場に立ち入って生産設備、作業方法等についての安全又は衛生上の診断、指導をする者であるから、社会的な信頼の上に立たなければ、その業務を円滑に実施することができないことから、登録制度に加えて、コ

ンサルタンの信用保持規定と秘密保持義務規定が設けられた⁸⁶。

まず本条1項の信用失墜行為について、従前、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに関する裁判例は存在しておらず、具体的にどのような場合が信用失墜行為に当たるかは明らかではない。しかし、この点、後述する一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会においては、倫理綱領及び行動規範を定めている。まず倫理綱領においては、品位の保持(2条)、公正かつ誠実な業務遂行(3条)、業務遂行能力の充実(4条)、自己の経験・技術・知識の把握と能力を超え、または革新のない業務を行わないこと(5条)、秘密保持(6条)、契約に基づく誠実業務遂行(7条)、利害相反行為等の禁止(8条)、誇大表示の禁止(9条)などが定められ、それをより具体化した行動規範を示している。例えば、信頼性の保持という観点からは、「専門家としての信頼を傷つけ、関係者を欺くおそれのある行為をしない。また、事実を知っていても黙っていたり、誤り伝えることをしない。」(2-4)、「業務に関する見解や証言を求められたときには、その業務に関連する科学的な根拠又は客観的データに基づき、把握した事実を曲げたり、隠したりはしない。」(3-3)、「業務の契約に当っては、不当な対価で受注し、名義貸をし、業務の全面的なアウトソーシングなどの行為をしてはならない。」(5-4)、また、秘密保持という観点からは、「業務上知りえた企業及び個人の秘密は、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。」(6-1)、「個人の情報については、業務遂行上必要としない情報の聴取等は行わない。」(6-2)、「依頼者に関する

情報を開示するときは、事前に依頼者の承諾を得る。」(6-3)、「企業及び個人の秘密の保持については、労働安全衛生コンサルタントでなくなった場合においても、漏らし、又は盗用してはならない。」(6-4)とされている。そのほか、「契約を締結した後に、当初の見積りを超える経費を要することになっても、契約履行の原則に則り、依頼者との合意なしに契約した報酬以外の金品の請求をしない。」(7-3)、「業務の遂行に当たって、利害の相反するおそれがあるときは、またはそのようなおそれがある状況にあると判断したときは直ちに、行為を中止し、当事者に通知しなければならない。」(8-1)、「業務の遂行に際して、直接間接を問わず業務に影響を与えることを意図した金品を請求し、又は受け取ってはならない。」(8-2)、「業務受注のため、いかなる名目を問わず金品等の提供をしてはならない。」(8-3)、「学歴、受けた専門教育、業務歴又は有する資格内容等は正確に記載し、依頼者に誤解を与えるような誇大又は偽りの表示をしない。」(9-1)と定められている。

したがって、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの信用失墜行為該当性を検討する上では、上記、コンサルタント会の倫理綱領や行動規範が一つの考慮要素となり得ると思われる。もともと、これらの規定はあくまで会内の自主規制であって、これらの規定に反する行為をしたことをもって、必ず86条1項の信頼失墜行為に当たるとは解されないものと思われる。ただし、倫理綱領及び行動規範で定められている行為のうち、例えば、秘密保持に関する倫理綱領及び行動規範に反する行為があつ

た場合には、後述する 86 条 2 項に該当するおそれがあることから、当該行為態様によっては、登録取り消しの可能性があるものと思われる（85 条 2 項）。なお、86 条 1 項に該当する行為をコンサルタントが行ったとしても、罰則はなく、あくまで任意的な登録の取消しの可能性があるにとどまる（ただし、86 条 2 項に該当する信頼失墜行為を行った場合には罰則があり、かつ刑事罰が科せられた場合には、必要的取消事由となる）。

次に、本条 2 項の秘密保持義務についてである。労働安全コンサルタントは、事業場の安全についての診断およびこれに基づく指導を行うことを業とし、また労働衛生コンサルタントは、事業場の衛生についての診断およびこれに基づく指導を行うことを業とするとされ、これらの業務を行う中で知り得た秘密を漏洩し、または盗用することが禁止されている。そして、この秘密保持義務はコンサルタントではなくなった後についても課せられている。なお、第 86 条 2 項は、他の士業等における秘密保持義務規定で定められているような「正当な理由なく」という免責規定が置かれていないことから、正当な理由があったとしても、免責されないとも考えられるが、他の法令における秘密保持義務の免責事由である「正当な理由なく」は、「本人の許諾又は法令に基づく義務があること」とされているが（後掲大阪高判平成 26 年 8 月 28 日）、これはコンサルタントにおいても同様に解されると思われる。ところで、コンサルタントの秘密保持義務についての裁判例や事例は少なくとも公表されておらず、具体的に、どのような秘密を、どのような形で漏らしたり、盗用し

たりした場合であれば秘密保持義務違反に該当するかは明確ではない。従来、コンサルタントの秘密保持義務に関する検討もほとんどなされていないものと思われるが、考え得る問題として、労働基準監督官による事業場への立入検査権限との関係が問題となるように思われる。労安衛法 91 条 1 項では、労働基準監督官は、労働安全衛生法を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者⁸⁷に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどすることができる。そして、第 91 条 1 項に基づく労働基準監督官による立ち入り、検査等を拒み、または質問に対して陳述しなかったような場合には刑事罰が科せられる（労安衛法第 120 条 4 号）。このように労働基準監督官により立入検査及び質問等を関係者であるコンサルタントに対して行った場合、コンサルタントは、第 86 条 2 項の秘密保持義務に基づき質問を拒否することが認められるかが問題となり得る。

この点、本条とほぼ同様の規定を有する社会保険労務士法第 21 条の秘密保持義務について次のような裁判例がみられる。すなわち、名古屋地判平成 12 年 11 月 20 日 税務訴訟資料 249 号 673 頁は、社会保険労務士に対して税務職員が顧客の氏名、住所及び取引金額を質問したことに対して社会保険労務士法第 22 条（秘密保持義務）に基づき回答を拒絶した事案において、社会保険労務士が保持すべき秘密とは、顧客のプライバシー及び名誉や営業上または信用上の秘密であり、それに含まれない事項については同条にいう秘密には当たらず、他方で、税務職員の側にも秘密保持義務が刑事罰をもって課せられていることから、税務

職員による質問に対して回答を拒絶することはできないとしている。また、他の士業の事案として、税理士が弁護士法第 23 条に基づく照会（いわゆる 23 条照会）に対して顧客の情報を回答したことが、顧客に対する秘密保持義務違反に基づく不法行為が成立するかが争われた事例において、大阪高判平成 26 年 8 月 28 日判時 2243 号 35 頁は、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務者の信頼に応じて納税義務の適正な実現を図るべく援助をするのであるから、税理士業務の遂行に当たって、納税義務者の資産、負債の状況、資金繰り、取引の内容等々の細部にまで立ち入ることとなり、他人に知られたくない秘密に接する機会が極めて多い。また、納税義務者としても、税理士を信頼し、そうした秘密に関わる事柄の詳細について真実を明らかにしてこそ、適正な納税義務の実現が図られることになり、納税義務者の秘密に関する事項を税理士がみだりに外部に漏らすことがあれば、納税義務者は安心して税理士に委嘱することができず、両者の相互の信頼関係は成り立たないことになる。／税理士法三八条に基づく守秘義務は、以上のような事情を考慮して規定されたものであって、税理士業務の根幹に関わる極めて重要な義務である。」としたうえで、23 条照会に対して報告を拒絶することができたことに鑑みて、秘密保持義務に違反するとした。

本条のコンサルタントの秘密保持義務と労働基準監督官の立入検査・質問権との関係を考えるのであれば、上記裁判例に照らすと、①事業場の安全性や衛生について診断・指導をするに当たって知り得た事項が

秘密に該当しうると考えられるものの、②情報提供先である労働基準監督官においても守秘義務が課せられていること（労基法第 105 条）、③労働基準監督官からの質問に対する回答拒絶について刑事罰が科せられ、報告を拒絶することが法令上認められないこと、④労基法第 91 条の労働基準監督官による立入検査・質問権限は労働安全衛生法の実効ある施行を確保するためという観点からなされるものであり、それは職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とするものである点では、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度の目的である「すべての働く人びとが安全で健康に働くことができる環境を確保することにより、社会の発展に貢献すること」（倫理綱領第 1 条）であり、究極的な顧客の利益に資するものであると考えられることからすれば、基本的には労働基準監督官からの質問に対して、本条に基づく拒絶することはできないものと考えられる。

（5）日本労働安全衛生コンサルタント会

第 87 条は日本労働安全衛生コンサルタント会に関する定めである。本条では、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントがその品位の保持および業務の進歩改善に資するため、会員の指導および連絡に関する事務を行うことを目的とする日本労働安全衛生コンサルタント会の設立要件が定められている⁸⁸。

まず、日本労働安全衛生コンサルタント会の目的は、コンサルタントの品位保持と業務の進歩改善に資するため、社員である

コンサルタントの指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことである。より具体的な業務内容について、①労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに対する教育事業、②定期刊行物（「安全衛生コンサルタント」）や特別資料の出版事業、③コンサルタント制度の普及事業、④調査研究事業（安全衛生に関する調査研究、安全衛生診断手法の開発・改善）、⑤安全衛生診断事業、⑥海外技術協力事業、⑦労働安全衛生コンサルタント業務の進歩改善事業・他の労働安全衛生関連団体との協力事業を行っている⁸⁹。

日本労働安全衛生コンサルタント会の組織は、一般社団法人であり、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントが社員とされる。日本労働安全衛生コンサルタント会は、従前、平成18年改正前民法第34条に基づく公益法人であるとされていたが⁹⁰、平成18年の公益法人制度改革により、法人制度が大幅に改正され、その影響により、日本労働安全衛生コンサルタント会は同年の労働安全衛生法の改正に伴い、公益法人ではなく一般社団法人として位置づけられた⁹¹。そのため、一般法人法・公益法人認定法とは別の枠組みとしての個別法の公益法人としても位置付けられていないことがわかる。すなわち、従来、公益法人であるとされ、公益認定法とは別に個別法により公益法人であると認定された法人として、社会福祉法に基づく社会福祉法人、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、私立学校法に基づく学校法人、宗教法人法に基づく宗教法人があるが、他方で、日本労働安全衛生コンサルタント会については労働安全衛生法に基づく公益法人として設

立されたものとはされず、あくまで一般社団法人とされた。この点をとらえるのであれば、日本労働安全衛生コンサルタント会はあくまで公益性を有する法人としての役割というより、あくまで社員（コンサルタント）相互の利益を重視した法人として法制上は位置づけられているのではないかとも考えられる。

日本労働安全衛生コンサルタント会は、一般社団法人であるとされ、かつ具体的なガバナンスについては労働安全衛生法上特段の定めはないことから、原則として、民法及び一般法人法により規律されることになる。したがって、日本労働安全衛生コンサルタント会は、法令の規定に従い、定款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う（民法第34条）。そして、コンサルタントが社員となることから、コンサルタントから構成される社員総会により、一般法人法に規定する事項及び組織、運営、管理その他コンサルタント会に関する一切の事項について決議をする（一般法人法第35条1項）。また、社員総会によって理事、監事及び会計監査人が選任される（同第63条1項）。理事は一般社団法人の業務を執行し（同第76条1項）、同会を代表する（同第77条1項）。他方で、監事は理事の職務の執行を監査することになる（同第99条1項）。加えて、一般法人法に基づくガバナンスだけではなく、労働安全衛生法はコンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属するとし（第87条4項）、また、厚生労働大臣は、コンサルタント会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルタント会の財産の状況を検査し、ま

たはコンサルタント会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができるとしており（同 5 項）、主務官庁による直接的な監督権限の行使が認められている。

日本労働安全衛生コンサルタント会は、他の一般社団法人と同様に定款を作成しなければならないが、当該定款の改正について一定の限界を設けている。すなわち、第 87 条 2 項において、コンサルタントを社員とする旨の規定については、たとえ社員総会の特別決議によっても（一般法人法第 49 条 2 項 4 号、第 146 条）、改正することはできないとされる。あくまで日本労働安全衛生コンサルタント会の社員はコンサルタントでなければならない。

なお、コンサルタント会以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いてはならないとされ、前述したように、労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントという資格の名称については独占性が認められていないが、日本労働安全衛生コンサルタント会という名称については独占的使用が認められている（第 87 条 6 項）。

E. 結論

(1) 特別安全衛生改善計画について

上述したように、特別安全衛生改善計画制度は、事業場単位ではなく全社的な労働災害の防止を目的として設計されている一方、適用の要件となる労働災害の種類が限定されており、例えば、繰り返し社内において長時間労働に伴う過労死・過労自殺が発生しているようなケースについては基本的に対象となっていない。建築現場等での労働災害の防止も重要である一方、近時は、ホ

ワイトカラーの長時間労働に伴う労働災害が報告されている中では、このようなケースにおいても適用の対象とするような方向性も検討すべきであると考えられる。

(2) 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント制度について

現行制度自体に特段の問題はないように見受けられるが、他方で、労働コンプライアンスという観点からは、制度やコンサルタントの業務内容の認知度の向上が課題であるようにも思われる。弁護士・産業医・社会保険労務士等との連携などをも通じて総合的な社内における労働災害防止のために、「普段使い」できる仕組みとして位置づけるべきであるようにも考えられる。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度の課題については、諸外国との比較を通じて考察する必要もあるかもしれない。例えば、イギリスにおける安全衛生アシスタントに係る研究⁹²によれば、安全衛生コンサルタントを選任しなければならない場合があるなど、必要な場合には、義務化という方向性もありうるかもしれない⁹³。少なくとも、「はじめに」において言及したように、ルールや制度設計の問題だけではなく、労働安全衛生においては、専門的な「人」というソフトという側面からの充実化というのが重視されるのであれば、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントについてもその一つとしてきちんと位置づけ、その利用の促進を図る方策を検討する必要があるものと思われる。

この点と関連して、日本労働安全衛生コンサルタント会の目的も問題になるように思われる。前述したように、日本労働安全衛

生コンサルタント会は、平成 18 年改正前においては民法第 34 条に基づく公益法人であると位置づけられていたが、他方で、公益法人改革による改正によって、一般社団法人として位置づけられることとなり、公益法人ではなくなった。これは、日本労働安全衛生コンサルタント会の目的が、コンサルタントの品位の保持およびその業務の進歩改善に資するため、社員であるコンサルタントの指導及び連絡事務を行うこととされており、この目的があくまでコンサルタントのための団体として考えられていることの証左であると思われる。しかしながら、労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントはあくまで労働者が安全で健康に働くことのできる環境を確保することをその使命としており、日本労働安全衛生コンサルタント会はそれをバックアップするための組織として捉えることもできると思われる。そうすると、日本労働安全衛生コンサルタント会についても、単にコンサルタントのための組織という枠組みを超えて、職場における労働安全衛生を確保するための人的資源を統括する労災防止団体として位置づけるべく、立法論的には公益法人化も十分あり得るのではないかと思われる。

2. 実用新案登録

3. その他

H. 引用文献

F. 研究発表

1. 論文発表

本研究に係る論文発表は特になし

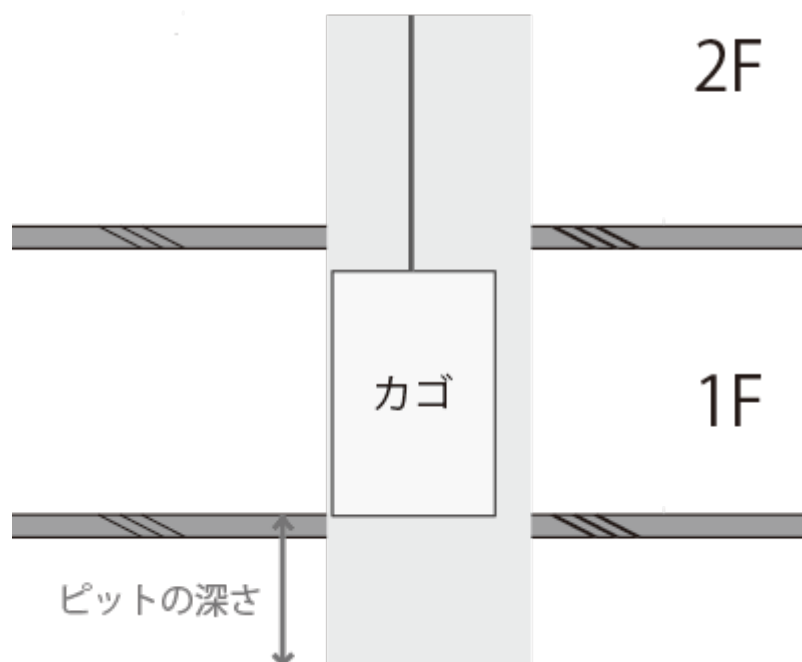
2. 学会発表

本研究に係る学会発表は特になし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1 段組）



(別図 1 : エレベーターピット (アイニチ株式会社ウェブサイトから引用<
<https://aiwaok.jp/elevator-pit-depth>>(Last access 3/11/2020))

- 1 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした所外異国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））1 頁。
- 2 前掲註 1・三柴 7 頁。
- 3 前掲註 1・三柴 14 頁。
- 4 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解（改訂 4 版）』（労働調査会、2015 年（平成 27 年）906 頁。
- 5 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019 年（令和元年））108 頁、山本和義「これで納得！安衛法読み方講座 第 23 回 労働安全衛生法第 88 条、第 89 条、第 89 条の 2、第 79 条、第 80 条」労働安全衛生広報 1150 号（2017 年（平成 29 年））40 頁。
- 6 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 7 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。したがって、同一事業場内において重大な労働災害が繰り返された場合には、79 条に基づく安全衛生改善計画の対象となる。
- 8 職場のあんぜんのウェブサイト<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo13_1.html (Last access 3/3/2020)>。
- 9 陸上貨物運送事業労働災害防止協会のウェブサイト<<http://www.rikusai.or.jp/public/rousai-joukyo/bunrui/jiko/pdf.htm> (Last access 3/3/2020)>。
- 10 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 11 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし（第 3 版）』（中央労働災害防止協会、2016 年

- （平成 28 年））126 頁。
- 1² 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1³ 一般財団法人労務行政研究所『労働安全衛生法』（労務行政、2017 年（平成 29 年））757 頁。
- 1⁴ 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1⁵ 前掲註 13・労務行政研究所編 757 頁。
- 1⁶ 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1⁷ 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1⁸ 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1⁹ 前掲註 11・畠中 127 頁。
- 2⁰ 水島郁子「職場における安全衛生実務の方向性—改正労働安全衛生法施行を契機として」季刊労働法 250 号（2015 年（平成 27 年））4 頁。この公表制度については、既に平成 26 年 6 月 13 日衆議院厚生労働委員会において、「例えばメンタルの課題についても、経営者も悩んでいるはず。管理者も悩んでいるし、これを、要するに、単純に誰かを悪者にする事で解決できるかという、そう単純ではないと理解しておりますので、企業名の公表については、本当に悪質なところについては正直あってよいと思いますけれども、その選別において極めて慎重にあるべきだということを考えております。」「制度としては設ける意味があると私は思っております。ただし、柳生流の抜かずの剣という使い方がいいのではないか」という指摘がなされていた〔三柴丈典参考人発言〕。
- 2¹ 中央労働災害防止協会『詳報！改正労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会、2015 年（平成 27 年））47 頁。
- 2² 前掲註 20・水島 3 頁。
- 2³ 中央労働災害防止協会『詳報！改正労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会、2015 年（平成 27 年））47 頁。
- 2⁴ 安達栄「改正労働安全衛生法の施行と行政施策の推進」（2015 年（平成 27 年））29 頁～32 頁<available at https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail_mag/2015/pdf_85/siryou_1.pdf(Last access 11/11/2019)>。
- 2⁵ エレベーターピットとは、エレベーターの最下階の床面から昇降路の底部のこと指す（別図 1 参照）。
- 2⁶ パレットとは、荷物を載せるための荷役台のことである。ただし、パレットには様々なものがあるが、この事例におけるパレットがどのようなものであったかまでは資料から不明である。
- 2⁷ 第 73 回労働政策審議会安全衛生分科会（2013 年 6 月 27 日）の配布資料 2「安全・健康に対する意識変革を促進するための取組について」9 頁<available at https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000035tbz-att/2r98520000035tek_1.pdf (Last access 11/10/2019)>。
- 2⁸ 近藤恵子「ここがポイント！労働安全衛生法入門 第 8 回 監督、その他」労務事情 1191 号（2010 年（平成 22 年））69 頁。
- 2⁹ 前掲註 28・近藤 69 頁、労働調査会出版局編『チャート安衛法（改訂 4 版）』（労働調査会、2008 年（平成 20 年））386 頁。
- 3⁰ 前掲註 5・山本 37 頁。
- 3¹ 厚生労働省昭和 47 年 9 月 18 日基発第 91 号、前掲註 29・労働調査会出版局編 386 頁。
- 3² 保原喜志夫＝山口浩一郎＝西村健一郎『労災保険・安全衛生のすべて』（小畑史子）（有斐閣、1998 年（昭和 63 年））72 頁。
- 3³ 厚生労働省昭和 47 年 9 月 18 日基発第 602 号。
- 3⁴ 前掲註 13・労務行政研究所編 760 頁。
- 3⁵ 前掲註 5・山本 40 頁～41 頁。

- 36 前掲註 28・近藤 69 頁、前掲註 29・労働調査会出版局編 386 頁。
- 37 前掲註 29・労働調査会出版局編 386 頁。
- 38 前掲註 13・労務行政研究所編 761 頁。
- 39 前掲註 5・山本 41 頁。
- 40 前掲註 32・小畑 72 頁。
- 41 前掲註 28・近藤 69 頁、前掲註 13・労務行政研究所編 762 頁。
- 42 昭和 47 年 3 月 28 日衆議院社会労働委員会〔渡邊健二政府委員発言〕。
- 43 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部ウェブサイト<available at <http://conkana.org/duties/03.html> (Last access 3/12/2020)>。
- 44 当時は、産業災害と呼ばれていた。
- 45 労働基準局「安全管理特別指導の実態」労働時報 5 卷 4 号（1954 年（昭和 27 年））34 頁。
- 46 ここにいう災害度数率とは、災害の起こった頻度を示す数字で、100 万労働時間の作業中にどの程度の傷害を生じたのかを表す数字であり、次のような数式によって計算される。災害度数率 = $\frac{\text{傷害件数}}{\text{延労働時間数}} \times 1,000,000$
- 47 前掲註 45・労働基準局 36 頁。
- 48 前掲註 45・労働基準局 35 頁。
- 49 労働衛生課「衛生管理特別指導について」労働基準 6 卷 11 号（1954 年（昭和 27 年））13 頁。
- 50 前掲註 49・労働衛生課 13 頁。
- 51 前掲註 49・労働衛生課 13 頁～14 頁。
- 52 山田耕作「安全管理特別指導の成果」労災 2 卷 6 号（1951 年（昭和 27 年））40 頁、前掲註・労働基準局 36 頁。実際、安全管理特別指導及び衛生管理特別指導の成果として、労働生産能率の向上が強調されている（前掲註・山田 43 頁、前掲註・労働衛生課 14 頁～15 頁）。
- 53 桑原昌宏「労働安全衛生法案の骨子・労基法研究会報告批判」労働法律旬報 794 号（1971 年（昭和 46 年））4 頁参照。
- 54 昭和 47 年 2 月 4 日、中央労働基準審議会答申（会長石井照久）。答申の内容については、労働基準局「労働安全衛生法案 国会に提出」労働時報 25 卷 2 号（1972 年（昭和 47 年））13 頁以下参照。
- 55 前掲註 53・桑原 10 頁。
- 56 菊池高志「労災防止と災防行政の課題」季刊労働法 138 号（1986 年（昭和 61 年））12 頁参照。なお、労働安全衛生全般について、企業の自主的な安全衛生管理活動に委ねている側面については、批判的な立場も見られた（会田朋哉「企業における自主的災防活動の限界と今後の災防行政について」日本労働法学会誌 50 号（1977 年（昭和 52 年））36 頁以下参照）。
- 57 厚生労働省・職場のあんぜんサイト・ウェブサイト<available at https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo53_1.html (Last access 3/12/2020)>。
- 58 前掲註 13・労務行政研究所編 764 頁。
- 59 前掲註 37・労働調査会出版局編 912 頁。
- 60 井上浩『最新労働安全衛生法（第 7 版）』（中央経済社、2006 年（平成 18 年））225 頁～226 頁。
- 61 田中辰雄「労働安全・衛生コンサルタントの活動の現状と将来」労働の科学 54 卷 4 号（1999 年（平成 11 年））6 頁～7 頁。
- 62 三柴丈典「使用者の健康・安全配慮義務」日本労働法学会編『講座労働法の再生第 3 卷 労働条件論の課題』（日本評論社、2017 年（平成 29 年））292 頁～293 頁。
- 63 労働基準局「労働安全・労働衛生コンサルタント制度の発足」労働時報 26 卷 6 号

（1973年（昭和48年））37頁。

- 64 井上浩『労働安全衛生法』（北樹出版、1978年（昭和53年））372頁。
- 65 前掲註63・労働基準局36頁、前掲註37・労働調査会出版局編911頁～912頁。
- 66 松岡三郎「労働安全衛生法案要綱案の個別的法的検討」労働法律旬報802号（1972年（昭和47年））22頁。
- 67 井上浩『労働安全衛生法詳説（改訂12版）』（経営書院、2006年（平成18年））351頁。
- 68 前掲註67・井上225頁。当時は、技術士や安全管理士などのいわゆるコンサルタント業務を実際に行っている個人あるいはファームが、安全設備の計画、災害防止計画や従業員教育を委託されている例があったという（鈴木成一「安全コンサルタント業務の実情」安全工学13巻2号（1974年（昭和49年））101頁）。なお、同文献に記載されている技術士や安全管理士が技術士法及び労働災害防止団体法に基づくものであるかは不明であるが、コンサルタント制度発足時には、既に同制度が存在していることから、ここにいう技術士及び安全管理士については技術士法及び労働災害防止団体法に基づくものと推測される。
- 69 なお、制定当時既に存在して特別管理指定制度については、前掲註43・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部ウェブサイト参照。
- 70 藤田雄三「労働衛生コンサルタントの昨今」産業医学ジャーナル40巻6号（2017年（平成29年））72頁。
- 71 興重治「労働衛生コンサルタント活動の活性化」労働の科学54巻4号（1999年（平成11年））9頁。
- 72 前掲註71・興9頁。
- 73 昭和47年4月12日衆議院社会労働委員会〔川保健二郎委員発言〕、昭和47年4月18日衆議院社会労働委員会〔後藤俊夫委員発言〕、昭和47年5月11日参議院社会労働委員会〔須原昭二委員発言〕。
- 74 昭和47年4月12日衆議院社会労働委員会〔北川俊夫政府委員発言〕、昭和47年5月11日参議院社会労働委員会〔渡邊健二政府委員発言〕。
- 75 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会のウェブサイト<available at <https://www.jashcon.or.jp/contents/society/consultant> (Last access 3/12/2020)>。
- 76 北岡大介『職場の安全・健康管理の基本』（労務行政、2015年（平成27年））63頁。
- 77 なお、この点は第77回労働政策審議会安全衛生分科会において議論になっている<available at <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000033470.html> (Last access 3/12/2020)>。
- 78 渡辺健二『労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1973年（昭和48年））449頁、吉本実『労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1981年（昭和56年））621頁、桑原敬一『労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1978年（昭和53年））563頁、野見山眞之『労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1989年（平成元年））693頁、佐藤勝美『労働安全衛生法の詳解』（労働基準調査会、1992年（平成4年））173頁、労働省労働基準局安全衛生部『労働安全衛生法の詳解』（労働調査会、2000年（平成12年））808頁、前掲註13・労務行政研究所761頁。
- 79 前掲註32・小畑72頁。
- 80 加来利一『わかりやすい労働安全衛生法（改訂版）』（労務行政研究所、1986年（昭和61年））312頁、労働省労働基準局編『労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法の実務（改訂2版）』（日本労務研究会、1997年（平成9年））365頁、前掲註29・労働調査会出版局編386頁、前掲註28・近藤69頁。
- 81 前掲註29・労働調査会出版局編916頁。
- 82 前掲註80・労働省労働基準局編371頁。

83 本研究プロジェクト第6回会議（2019年（令和元年）12月23日）における角田発言。

84 前掲註1・三柴75頁。

85 本研究プロジェクト第6回会議（2019年（令和元年）12月23日）における角田発言。

86 前掲註29・労働調査会922頁。

87 この点、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに対する質問がそもそもできるか、ということも問題となるかもしれない。例えば、労基法101条1項に基づく労働基準監督官の権限では、使用者もしくは労働者に対して尋問することができるされており、労基法上の権限では労使に限定されている。しかし、労安衛法においては「関係者」という形で広く質問を行うことができるとされている。これは、労安衛法上、労働災害の防止等の観点から必ずしも労使だけに限られず、他の関係者（元請事業者等）に対しても立入検査等を行う必要があるからであると思われるが、特に関係者について限定された文言がない以上、労働基準監督官はコンサルタントに対しても質問等を行うことができると考えられる。

88 前掲註13・労務行政研究所780頁。

89 日本労働安全衛生コンサルタント会 Web サイト「事業の概要」<available at <https://www.jashcon.or.jp/contents/society/summary>(Last access:10/31/2020)>。

90 前掲註・吉本633頁。

91 平成18年の公益法人制度改革により、非営利法人の基本的法律においては、一般法人法を土台として、その上に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人認定法）があるという構造となり、準則主義により一般社団法人及び一般財団法人が成立し、その中から、公益認定により公益法人が成立するという2階建て方式となった（山野目章夫編『新注積民法（1）総則（1）』〔後藤元伸〕（有斐閣、2018年（平成30年））642頁～643頁。

92 前掲註1・三柴295頁等参照。

93 前掲註1・三柴92頁では、専門家・専門機関の適格性確保、事業場による活用の促進や義務づけについて言及されており、また、作業環境測定の場合には、一定の場合、作業環境測定機関等への委託義務が法定されているが（作業環境測定法施行規則）、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントについても同様の方式も検討の余地があるように思われる。

特別安全衛生改善計画（法第78条）

特別安全衛生改善計画

事業場の安全または衛生の
改善計画の作成と提出を命令

厚生労働大臣

計画書の審査・臨検・
計画の進捗確認等は
所轄監督署が主体

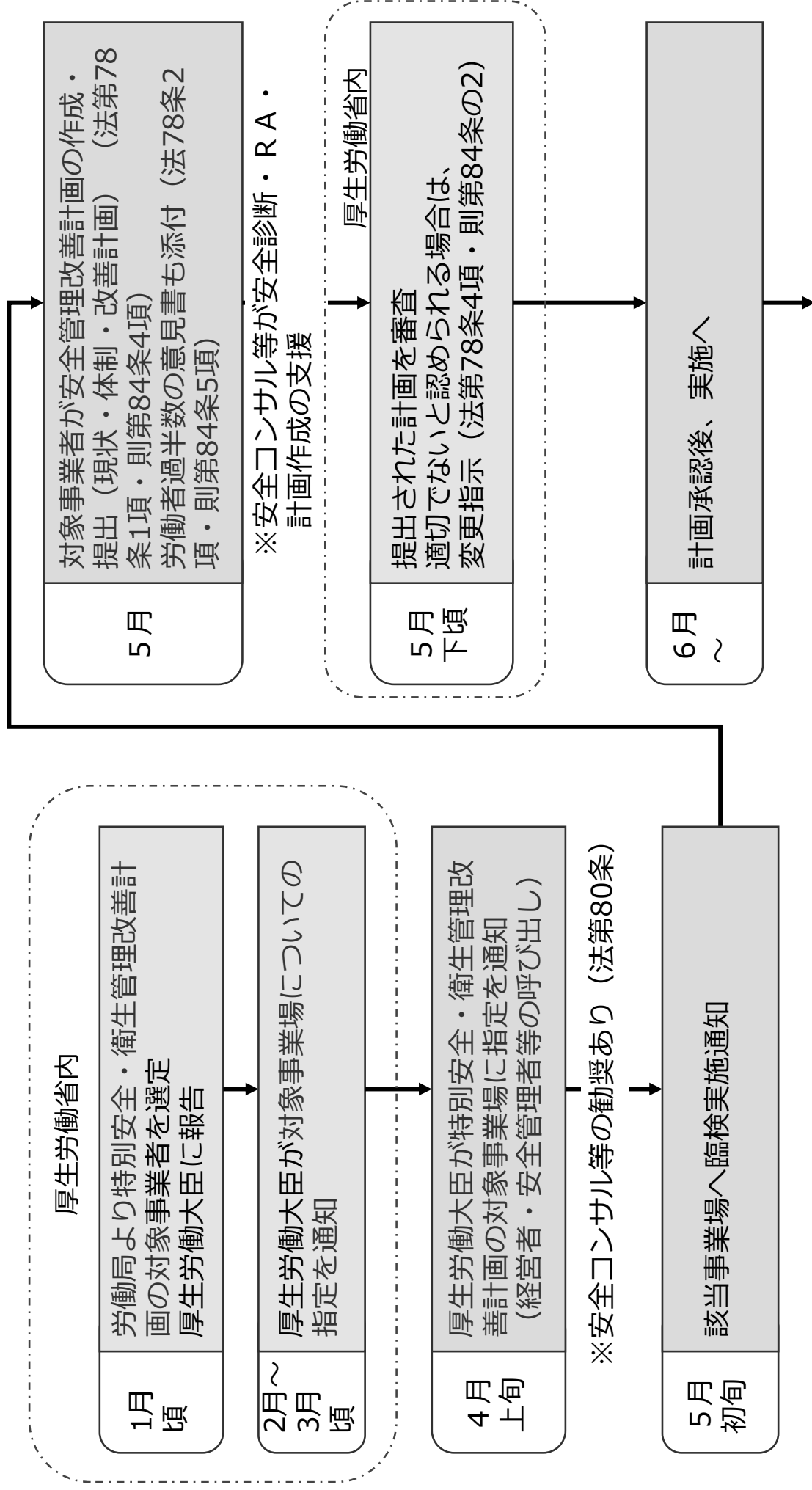
対象は、企業全体（法人全体）

重大な労働災害を発生させた
事業者

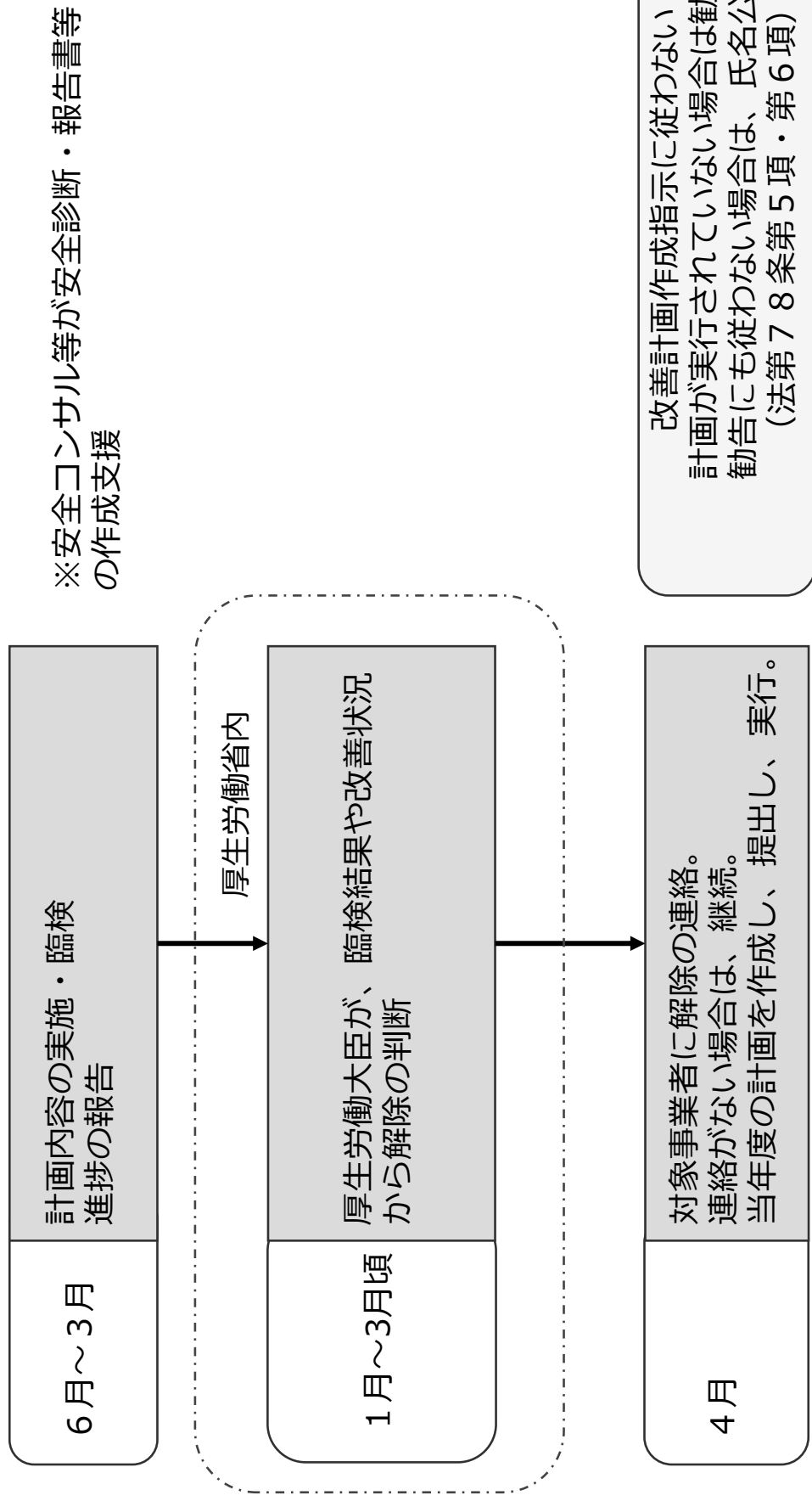
重大な労働災害（安衛則第84条）

1. 死亡災害（1項1号）
2. 後遺症が残る負傷・疾病（1項2号）
3. 1・2を発生させてから、3年以内に同様の災害が発生（2項1号）
4. 安衛法等に違反（2項2号）

特別安全衛生管理改善計画実施フロー（法第78条）



特別安全衛生管理改善計画実施フロー（法第78条）



安全衛生改善計画（法第79条）

安全・衛生管理特別指導事業場（特安・特衛）

都道府県労働局長

計画書の審査・臨検・
計画の進捗確認・
最終評価は
所轄監督署が主体

事業場の安全または衛生の
改善計画の作成と提出を命令

- ・ **安全管理特別指導事業場**
- ・ **衛生管理特別指導事業場**
範囲は、事業場（工場など）

労働災害の防止を図るため
総合的な改善措置を講ずる
必要がある事業場

特安対象

安全対策の取組に課題があると認められ、改善措置を講ずる必要がある事業場

特衛対象

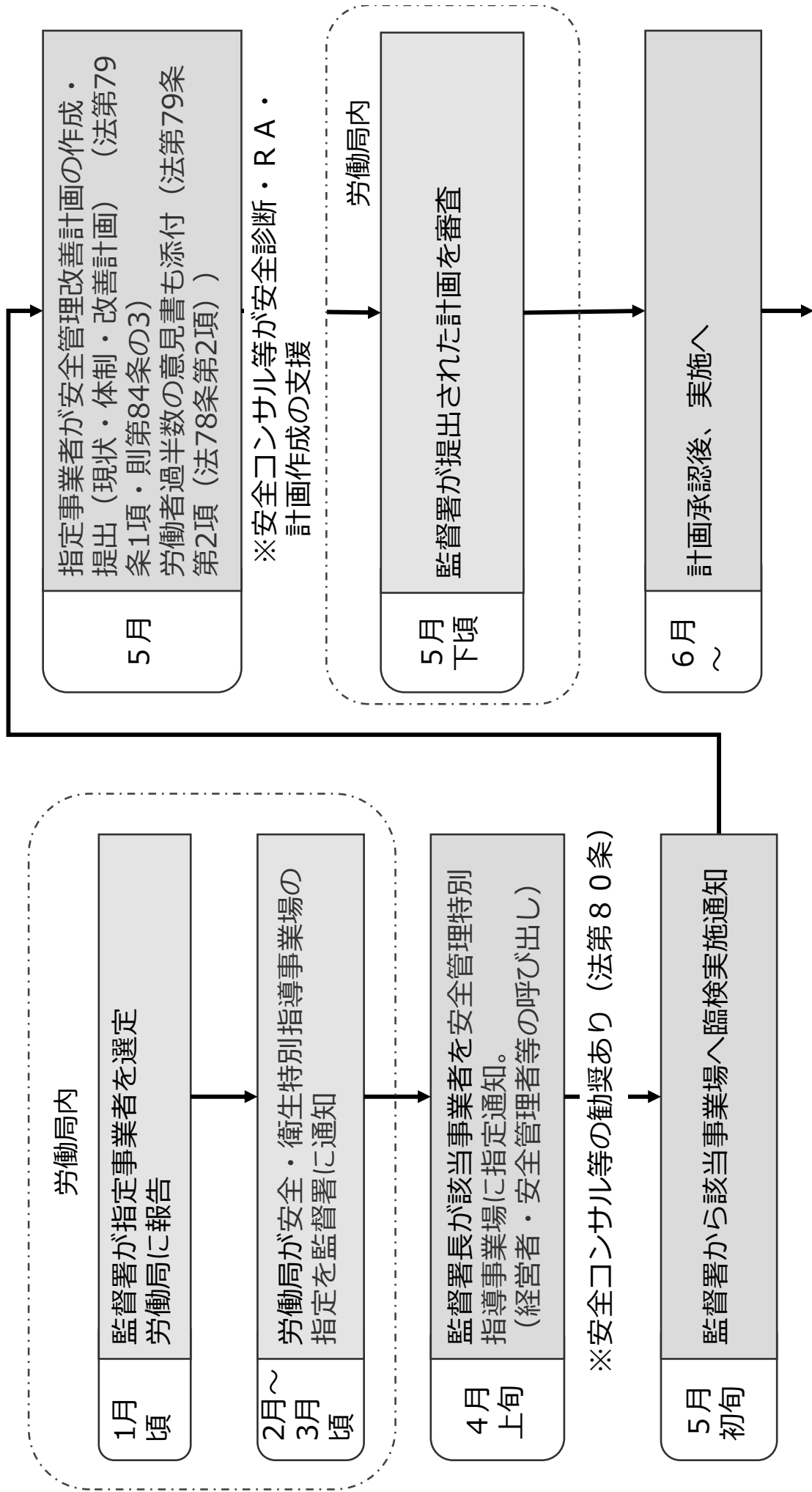
以下の①から④のいずれかに該当する事業場のうち職業性疾病予防対策の取組に課題があると認められ、改善措置を講ずる必要がある事業場

- ① 粉じん、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤、石棉、特定化学物質などに係る業務を有する事業場
- ② 騒音、振動、放射線、高温等に係る有害業務を有する事業場
- ③ ①以外のがん等重篤な健康障害を起こすおそれのある化学物質を製造し、又は取り扱っている事業場
- ④ 作業行動等に起因する健康障害の発生するおそれのある事業場

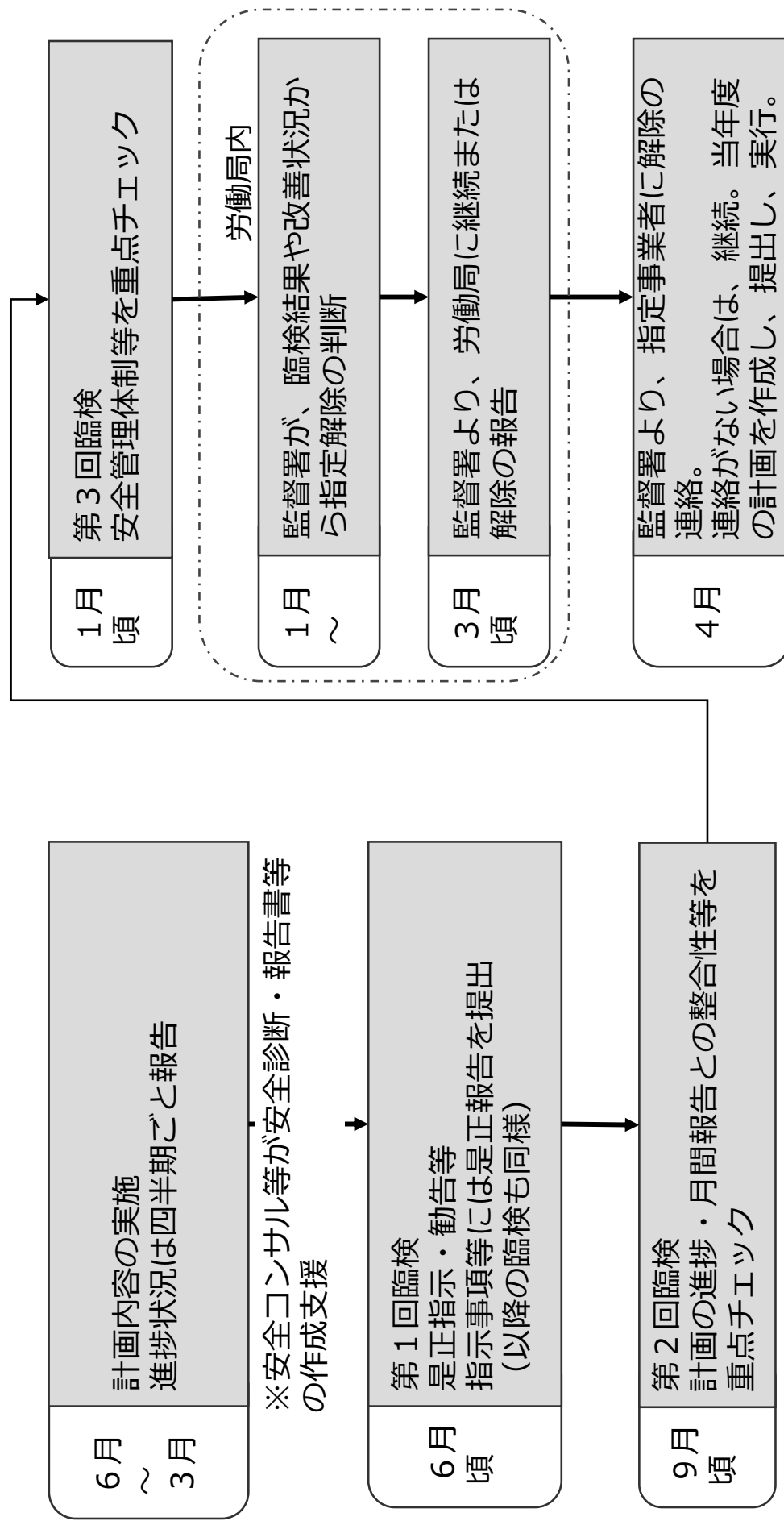
イメンタルヘルス不調の防止の取組に課題があると認められ、改善措置を講ずる必要がある事業場

今後における安全衛生改善計画の運用について
基発0331第76号 H29.3.331

安全衛生改善計画実施フロー（法第79条）



安全衛生改善計画実施フロー（法第79条）



安全改善計画書の記入内容の例

都道府県労働局により、様式等は異なる。(以下は兵庫労働局の項目)

参照 共通 (1)安特・衛特、(2)労働災害防止対策の各指定事業場用書式 (様式)
https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/115487.html

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| 1. 事業の概要 (業種・主要製品・労働者数など) | 5. 本年度の改善計画 |
| 2. 事業場の安全衛生の現状 | 1. 安全衛生組織体制 |
| 1. 施設概要 | 2. 施設の改善 |
| 2. 施設の安全衛生面の問題点 | 3. 安全衛生教育 |
| 3. 労働発生状況 (過去3年以内) | 4. 月別実施計画 |
| 4. 労働の分析 | |
| 5. 分析の結果、改善を要する事項
(施設・安全衛生教育・管理機構) | |
| 3. 会社 (経営者) としての労働に対する基本方針 | |
| 4. 労働減少の目標 | |

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書
労働安全衛生法第10章の逐条解説

分担研究者 鎌田耕一 東洋大学名誉教授
田中建一 東洋大学法学部非常勤講師

研究要旨

労働安全衛生法はその実効確保のため様々な制度を用意している。法形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁する仕組みを基軸としているが、実際には、行政機関が法の実効に大きな役割を果たしている。

第10章は、この法律の実効性を確保するための行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）及び行政官等の役割を規定したものである。

すなわち、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第88条・第89条）、労働基準監督官の権限（法第91条・第92条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第93条・94条）、労働衛生指導医の職務（法第95条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第96条）、労働者の申告（法97条）、都道府県労働局長等の使用停止命令等命令及び緊急措置命令（法98条・第99条）、並びに事業者の報告等（法第100条）がそれである。行政機関による監督等の仕組みについては、図1「監督等の仕組み」を参照されたい。

本分担研究は、これらの規定の内容や運用実態につき、図などを用いて分かりやすく解説するとともに、各条の解釈上の課題を明らかにすることを目的としている。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第88条から100条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

第10章（88条～100条）

前注

労働安全衛生法は、その実効性確保のため様々な制度を用意している。形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁することにより実効を確保するものといえるが、実際には、行政機関が法の実効に大きな役割を果たしている。

第10章は、この法律の実効性を確保するための事項として、行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）の役割を規定したものである。

すなわち、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第88条・第89条）、労働基準監督官の権限（法第91条・第92条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第93条・94条）、労働衛生指導医の職務（法第95条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第96条）、労働者の申告（法97条）、都道府県労働局長等の使用停止命令等命令及び緊急措置命令（法98条・第99条）、並びに事業者の報告等（法第100条）がそれである。

行政機関による監督等の仕組みについては、図1「監督等の仕組み」を参照されたい。

本分担報告書の特徴は、①条文等の意味を文系の研究者や実務家にも分かりやすいように、建設産業等で用いられる特殊な用語について図または写真により分かりやすく示していること、②行政による法令の運用実態とプロセスを、図などを用いて詳しく

く解説していること、③前駆となる厚労科研総括報告書¹が、法律と政省令の関係について、政省令が親法の委任を受けて規定されているため、政省令の定めが親法の解釈をき束してしまうことになり、労働安全衛生措置にすき間ができてしまう懸念を指摘し、こうした問題に対する解決策の一つとして「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく」という手法を提言したことを念頭においていること、④安衛法規は、基本的に行政取締法規でありながら、義務違反の場合罰則を適用することもある刑事法規を含んでいる。そこから、行政機関は犯罪捜査と行政監督の二つの異なる手続ルールに服することになるが、本報告書は、この相違を意識した法令の解釈、運用に務めている。

1 第 88 条

1. 1 条文

（計画の届出等）

第 88 条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第 28 条の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生

労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 事業者は、第一項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第 2 項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

5 前 3 項の規定（前項の規定のうち、第一項の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注

者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

6 労働基準監督署長は第1項又は第3項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第2項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

7 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第2項又は第3項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

1.2 趣旨

本条は、労働者の危険及び健康障害の発生の防止を徹底するため、行政機関が、事業者が工事着手前に、当該計画の届出を受けて内容を審査し、必要に応じて勧告または命令を発することにより、工事の過程（施工業者等）と工事後（ユーザー企業等）における安全衛生を確保しようとするものである²。

本条は、事業者に対し、厚生労働省令で定める機械等の設置、移転若しくは主要構造部分の変更をしようとするとき又は厚生労働省令で定める建設工事若しくは土石採

取を開始しようとするときに、事前にその計画を行政官庁に提出することを義務付けるとともに、行政官庁に当該計画の届出を行った事業者に対して当該計画に関する工事着手差止・計画変更命令を行う権限等について規定しており、この制度は労働安全衛生法における事前審査制の中核をなすものといえる。

1.3 沿革

戦前、工場法においては、その第13条が、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあるとみとめるとき、労働監督機関は予防又は除害のため必要な事項又は使用の停止を命ずることを規定したほか、企業の設備や建設物等の新設、操業の開始等に関して安全衛生上の立場から法律上の監督を規定していなかった。これは、工場法制定当時すでに各府県に警察命令による工場取締規則が制定されていたことによる。

日本国憲法施行と共に、従来警察命令で規定されていた事柄は新たに立法を必要とすることになったので、1947年制定された旧労基法（労働安全衛生法が分離する前）は、企業設備の新設に関する統一的監督規定を設けることになった³）。

すなわち、事業場の設備については労基法第45条に基づく命令で、事業附属寄宿舍については同法第96条に基づく命令で、あらかじめ一定の基準を示して、この基準に則って作成された新設計画を講じ、着手14日前までに届け出ることとした。さらに、第54条は、特定の条件下での監督上の行政措置を規定した。すなわち、常時10人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める

危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更する場合、第 45 条又は第 96 条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手 14 日前までに労働基準監督署に届け出なければならないこと、労働基準監督署は、労働者の安全及び衛生に必要であると認めたときは、工場の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができることを規定した。

その後、1972 年に労基法から労働安全衛生法が分離独立した際に、旧労基法第 54 条は現行の安衛法 88 条に近い形で受け継がれた。

すなわち、当時の安衛法は、第 88 条第 1 項において、事業場の業種及び規模が一定のものについて、建設物、機械等を設置・移転、又は主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を工事開始の日の三十日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定した。第 2 項では、危険有害な作業を必要とする機械、危険な場所において使用するものなど設置・移転し、又は主要構造部分を変更しようとする場合に準用した。第 3 項では、建設業その他の業種に属する一定の仕事の場合、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定し、さらに第 4 項では、数次の請負によって行なわれる場合において、計画届の義務を負う者を発注者又は元請負人に限定した。

そして、第 5 項は、労働基準監督署長は、上記の工事計画の届け出た事項について、「法律又はこれに基づく命令の規定に違反

すると認めるときは」工事・仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる、と規定した。

昭和 55 年の改正労働安全衛生法は、①建設業に属する事業で大規模な仕事は、工事計画を開始日 30 日前に、労働大臣に届け出ることを規定し、②工事計画の作成にあたって、特定の有資格者を参画させることを義務付けた。

昭和 63 年改正労働安全衛生法は、労働大臣、労働基準監督署長はこれまでの差し止め命令のほか、「必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。」と規定した。

平成 26 年改正労働安全衛生法は、従前の第 1 項の内容を削除した。同条がその役割を実質的に終えたと解されることと、届出を受ける労基署のキャパシティの問題を慮った措置である⁴。すなわち、従来、①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出、②危険な機械等を設置・移転等する場合の事前届出、③大規模建設工事の事前届出、④一定の建設工事等の事前届出の 4 つの場合を定めていたが、上記①が廃止となり、3 つの場合となった⁵。

1.4 内容

1.4.1 本条の概要

1.4.1.1 計画届が必要な場合

本条は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るため、三つの場合に分けて、危害の発生が予想されるような設備が設けられ

たり、労働者の安全衛生を損なうような生産方法や工法等の採用が行われることを防止するために、その計画の届出をさせようとするものである。

すなわち、事業者は、

- ① 一定の危険又は有害な機械等の設置、移転、変更をしようとするとき（本条第1項）、
- ② 建設業の仕事で特に大規模なものを開始しようとするとき（本条第2項）、
- ③ 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のものを開始しようとするとき（本条第3項）には、

その計画を、一定期日前までに厚生労働大臣（②の場合）又は労働基準監督署長（①③の場合）に届け出なければならない。

ただし、事業者が一定の危険性または有害性等を調査し、リスクアセスメントを含め労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、一定の安全衛生水準を上回ると労働基準監督署長が認定した場合、工事計画等の事前審査を代替したものとみられ、上記①②の届出は免除される（本条第1項ただし書き）。

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、これらの届出について審査を行い、法令に違反する事実があると認めるときは、工事差止め等の命令をすることができる（本条第6項）。

さらに、厚生労働大臣及び労働基準監督署長は、工事差止め等の命令をした場合、必要があるときは、発注者に対し、労働災害の防止に関する事項について、勧告又は要請を行うことができる（本条第7項）。

工事計画の届出については、図2「工事計画の届出」を参照されたい。

1.4.1.2 計画届の共通事項

1.2.1.1で計画届が必要な三つの場合を示したが、ここでは計画届の共通事項、すなわち、届出の義務者、安衛法でいう事業場の意味、届出名義、届出先、参画者について説明する。

1.4.1.2.1 計画届の提出義務者

計画届の提出義務者は事業者である。届出は事業場単位で行い、企業単位ではない。

事業場とは、労働基準法におけるそれと同様の意味で、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう⁶。したがって、一つの事業場といえるかどうかは、主として組織の存在する場所を基準として決定される。同一の場所にあるものは原則として一つの事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場として扱われる。

ファミリーレストランチェーンを例にとれば、フランチャイズの本部があり、セントラルキッチンがあり、各店舗がある。場合によっては地域本部や地域配送センターが設けられている。事業場とは、これらそれぞれをいう。

ただし、同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にしている部門がある場合、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場ととらえることにより安衛法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場ととらえることになる。例えば、工場内に設けられた診療所、自動車販売会

社に附属する自動車整備工場、学校に付設された給食場等がある⁷。

計画届を提出する義務があるのは事業者である。法人の場合は、法人そのものをいう。したがって、届出に当たっては、企業名と代表者名を記載し、一般的には社判と代表者印を押印して提出することになる。しかし、例えば、本社が東京にあり、工場が北海道から九州に10箇所あるという場合にすべてに代表者印を押印しなければ受理されないことになり煩雑である。そこで、厚生労働省は、当該事業場における安衛法に基づく報告等を行う権限が当該支店、事業場等の長に委譲されている場合には、当該支店、事業場の長の職及び氏名で行っても差し支えないとしている（昭和48.1.8基発第2号）。

1.4.1.3 計画届の提出先

計画届の提出先は、当該事業場又は仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長である。しかし、建設業や採石業の場合、その事業場が複数の労働基準監督署長の管轄をまたぐ場合がある。そのような場合には、原則として事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長となる。

①

1.4.2 一定の危険又は有害な機械等の設置・移転・変更（第1項）

1.4.2.1 本条第1項の規定による届出

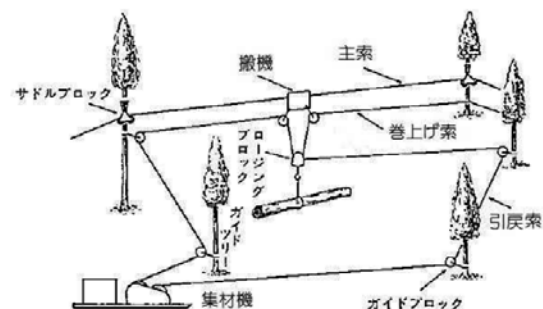
本条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、安衛則別表第7の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、様式第20号等の届書に、当該機

械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則86条第1項）。様式第20号等については下記参照。

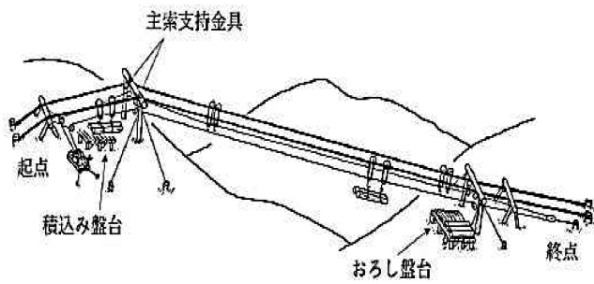
1.4.2.2 危険有害機械等の範囲

安衛則第85条は、本条に定める危険有害機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第7の上欄に掲げる機械等としている（ただし、別表第7の上欄に掲げる機械等で、①機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう（図参照）運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定期間空中において運搬する設備をいう（安衛令第6条第3号）。（図参照））、架設通路及び足場以外の機械等で、6月未満の期間で廃止するもの、②機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が60日未満のもの、は除く）。

【機械集材装置⁸】



【運材索道⁹】

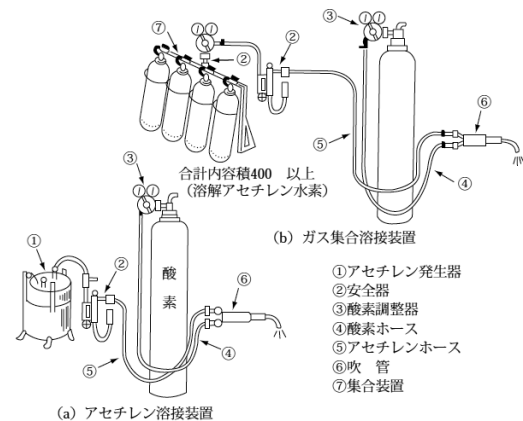


※一定区間を運材するものであり、原木等を積み込む位置と降ろす位置が決まっている。

別表第7の上欄に掲げるものは以下の通りである。

- ① 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構（金型中心と荷重中心がずれている機構）を有するもの及び液圧プレスに限る。）【*動力プレスとは、動力により駆動されるプレス機械をいう（安衛則第36条第2号）】
- ② 金属その他の鉋物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る。）【*溶解炉には、溶鉋炉、電気炉、転炉等がある。】
- ③ 化学設備（配管を除く。）（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）【*化学設備とは、安衛令別表第一に掲げる危険物を製造し、もしくは取扱い、またはシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他引火点が65度以上の物を引火点以上の温度で製造し、もしくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいう（安衛令第9条の3第1号）。】
- ④ 乾燥設備（令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。）
- ⑤ アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）【アセチレン溶接装置とは、ア

セチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、熔解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、または加熱する設備をいう（安衛令第1条第1号）。アセチレン発生器とは、カーバイドに水をかけてアセチレンガスを発生させるものである。溶解アセチレンとは、アセチレンガスボンベに封入されたものをいう。¹⁰】アセチレン溶接装置と次のガス集合溶接装置を図示すると以下のようなものである¹¹。



*使用に際しては、ガス溶接主任者の選任及び指揮させることが必要

- ⑥ ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）ガス集合溶接装置とは、ガス集合装置、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう（安衛令第1条第2号、安衛則第308条第1項）。ガス集合溶接装置とは、10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置又は9以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては400リットル以上、その他の可燃性ガス（プロパンガス等）

の容器にあつては1000リットル以上のものをいう（安衛令第1条第2号）。ガス集合溶接装置の図は、アセチレン溶接装置の項を参照。】

- ⑦ 機械集材装置（原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る。）
- ⑧ 運材索道（支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。）
- ⑨ 軌道装置【事業場附帯の軌道および車両、動力車、巻上げ機等を含む一切の装置で、動力を用いて軌条により労働者または荷物を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法の適用を受けるものを除く）】をいう（安衛則195条）（写真参照¹²）。軌道とは、動力車、貨車、人車等を運行する線路をいう。

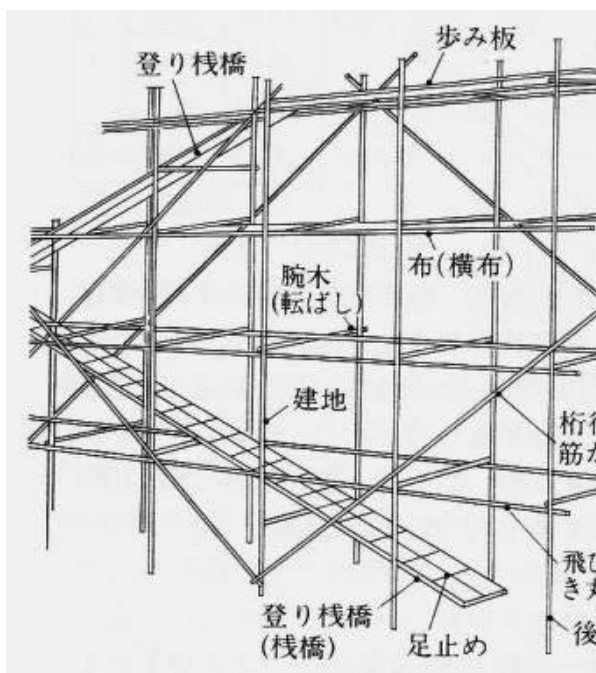


（軌道装置）

トラバースは軌道及び動力原動機を有しているが、トラバース（重量物、車体を台上に載せて回転向き変え水平方向に平行移動させる装置）のみでは軌道装置にならないが、安衛則に定める軌道装置の適用を受ける軌道に接続して使用されるトラバースは、安衛則の適用を受ける（昭和24.8.8基収第2480号、昭和33.2.13基発第90号）。有軌道台車（コンピュータにより

制御され、無人の状態でコイルなどを搬送する装置）は、構造上、脱線、転倒等その他災害のおそれがないとして、安衛則195条の軌道装置として取り扱われないとされる（平23.11.28基安発第1128第1号）】

- ⑩ 型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）【型枠支保工とは、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ（建設物の床のように水平方向に長く平べったいコンクリート構造物）、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう（安衛令第6条第14号）。】
- ⑪ 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）【架設通路とは、労働者が通行するための設備、つまり通路であつて、両端が支持されているものをいう。架設足場の登りさん橋（昇降階段）が典型だが、仮設物に限られない¹³。登りさん橋とは、建築工事に従事する作業員が、歩いて上り下りできるようにしたスロープ状の仮設通路のこと。（図・写真参照）¹⁴。】



打ち、部材の取り付け又は取り外し等の作業において、労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいう¹⁵。(一側足場の写真¹⁶)

(登りさん橋の図)



(一側足場の写真)¹⁷

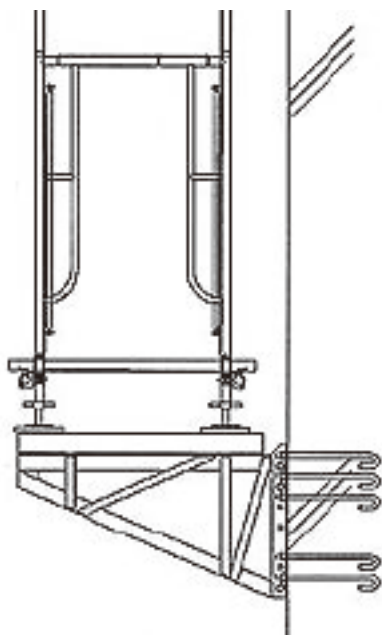


(登りさん橋の写真)

- ⑫ 足場（つり足場、張り出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）足場とは、いわゆる本足場、一側足場（いっそくあしば、ブラケット足場）、つり足場、張り出し足場（地面から本足場を組み上げられない場合に、工事中の建物の躯体に張り出し材を取り付けて、その上に本足場を設置する、といったつくりの足場）、脚立足場等のように、建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋳



(つり足場の写真)¹⁸

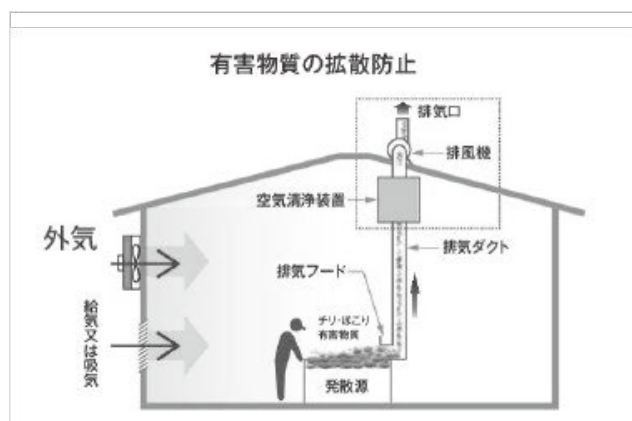


（張り出し足場の図）

- ⑬ 有機則第 5 条又は第 6 条(特化則第 38 条の 8においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）【有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されている。有機溶剤は常温では液体だが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される¹⁹。局所排気装置とは、有害物の発散源に吸引口を設け、吸引気流によって当該有毒物を含んだ空気を吸入するものである。その風上側に労働者を配置して作業することにより、有害物に暴露することを防ぐ。プッシュプル型換気装置とは、動

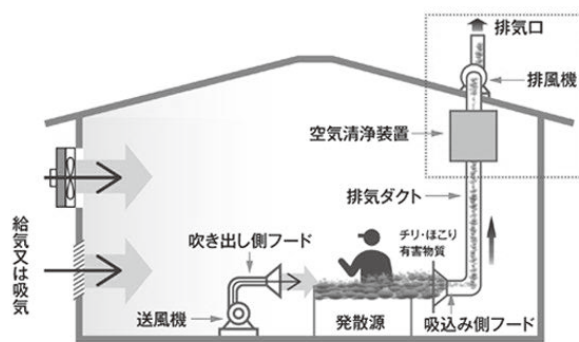
力により一定方向の流れを持つ吹き出し、吸い込み気流を形成し、有害物を含む空気を吸入するものである。全体換気装置とは、換気扇が典型だが、当該有害物を取り扱う作業場の空気を排出することにより、室内の有害物の濃度を低下させる²⁰。】

（局所排気型換気装置の図参照）²¹。



（プッシュプル型換気装置の図参照）²²。

汚染物質の拡散防止



- ⑭ 鉛則第 2 条、第 5 条から第 15 条まで及び第 17 条から第 20 条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置。【焼結鉍とは、製鉄の焼結工程において使用するため、粉状の鉄鉍石を焼き固めたものをいう。高炉に粉状の鉄鉍石をそのまま入れると目づまりを起こし、炉内の下から上

の還元ガスの流れを阻害するので、石灰石を混ぜ一定の大きさに焼き固めている²³⁾】

- ⑮ 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む）に用いる機械又は装置。【四アルキル鉛とは、鉛にエチル基又はメチル基が合計4個ついた物をいい、内燃機関の燃料であるガソリンのオクタン価を高める添加物であるアンチノック剤として使用される物をいう。極めて毒性が高い²⁴⁾】

- ⑯ 特化則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は特化則第4条第一項の特定第二類物質等を製造する設備。【第1類物質とは、製造許可物質とも呼ばれ、労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物であることから、予め厚生労働大臣の許可を受けなければ、製造し、又は輸入することが禁じられている物をいう。具体的には、特化則第1条第1項に定める物質をいう。特定第2類物質とは、第2類物質のうち、特化則第2条第1項で定める物質をいう。

²⁵⁾】

第1類物質²⁶⁾

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
ジクロルベンジジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—

アルファーナフチルアミン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
塩素化ビフェニル（別名PCB）	特定されず	1%超	非該当	0.01mg/m ³
オルトトリジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ジアニジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ベリリウム及びその化合物	特定されず	1%超（合金は3%超）	該当	ベリリウムとして0.001mg/m ³
ベンゾトリクロリド	98-07-7	0.5%超	該当	0.05ppm

特定第2類物質²⁷⁾

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
エチレンイミン	151-56-4	1%超	該当	0.05ppm
エチレンオ	75-21	1%超	該当	1ppm

キシド	-8			
塩化ビニル	75-01 -4	1%超	該当	2ppm
クロロメチルメチルエーテル	107-3 0-2	1%超	該当	—
酸化プロピレン	75-56 -9	1%超	該当	2ppm
3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	101-1 4-4	1%超	該当	0.005 mg/m ³
ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	62-73 -7	1%超	該当	0.1mg /m ³
1, 1-ジメチルヒドランジン	57-14 -7	1%超	該当	0.01ppm
ナフタレン	91-20 -3	1%超	該当	10ppm
ニッケルカルボニル	13463 -39-3	1%超	該当	0.001 ppm
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11 -7	1%超	該当	—
ベーターブ	57-57	1%超	該当	0.5ppm

ロピオラク トン	-8			m
ベンゼン	71-43 -2	1%超	該当	1ppm
ホルムアルデヒド	50-00 -0	1%超	該当	0.1ppm
オルト-トルイジン	95-53 -4	1%超	該当	1ppm
アクリルアミド	79-06 -1	1%超	非該当	0.1mg /m ³
アクリロニトリル	107-1 3-1	1%超	非該当	2ppm
塩素	7782- 50-5	1%超	非該当	0.5ppm
シアン化水素	74-90 -8	1%超	非該当	3ppm
臭化メチル	74-83 -9	1%超	非該当	1ppm
トリレンジイソシアネート	584-8 4-9 91-08 -7	1%超	非該当	0.005 ppm
パラ-ニトロクロルベンゼン	100-0 0-5	5%超	非該当	0.6mg /m ³
弗化水素	7664- 39-3	5%超	非該当	0.5ppm
沃化メチル	74-88 -4	1%超	非該当	2ppm
硫化水素	7783-	1%超	非該当	1ppm

	06-4		当	
硫酸ジメチル	77-78-1	1%超	非該当	0.1ppm

- ⑰ 令第9条の3第2号の特定化学設備及びその附属設備。【特定化学設備とは、安衛令別表第3第2号に掲げる第2類物質のうち厚生労働省令で定めるもの（特定第2類物質）又は同表第3号に掲げる第3類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう（特化則第13条）。その附属設備とは、特定化学設備に附設されたものをいい、主なものとしては、動力装置、圧縮装置、給水装置、計測装置、安全装置等がある（平18.2.24基発第0224003号）】
- ⑱ 特定第2類物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第2条の2第2号又は第4号から第8号までに掲げる業務のみに係るものを除く。）【管理第2類物質とは、特定化学物質の第2類物質のうち、特定第2類物質及びオーラミン等以外をいい、具体的には特化則第2条第1項が定めるものをいう。】

管理第2類物質²⁸

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
-----	---------	-----------	--------	------

三酸化二アンチモン	1309-64-4	1%超	該当	アンチモンとして0.1mg/m ³
インジウム化合物	特定されず	1%超	該当	—
クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして0.05mg/m ³
コバルト及びその無機化合物	特定されず	1%超	該当	コバルトとして0.02mg/m ³
コールタール	特定されず	5%超	該当	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m ³
重クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして0.05mg/m ³
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	特定されず	1%超	該当	ニッケルとして0.1mg/m ³
砒素及びその化	特定	1%超	該当	砒素と

合物 (アルシン及び 砒化ガリウムを 除く。)	され ず			して 0.003m g/m ³
リフラクトリー セラミックファ イバー	特定 され ず	1%超	該当	5 μ m 以 上の繊 維とし て 0.3本/ cm ³
アルキル水銀化 合物 (アルキル基が メチル基又はエ チル基である物 に限る。)	特定 され ず	1%超	非該 当	水銀と して 0.01mg /m ³
オルトーフタロ ジニトリル	91-15 -6	1%超	非該 当	0.01mg /m ³
カドミウム及び その化合物	特定 され ず	1%超	非該 当	カドミ ウムと して 0.05mg /m ³
五酸化バナジウ ム	1314- 62-1	1%超	非該 当	バナジ ウムと して 0.03mg /m ³
シアン化カリウ ム	151-5 0-8	5%超	非該 当	シアン として 3mg/m ³
シアン化ナトリ	143-3	5%超	非該	シアン

ウム	3-9		当	として 3mg/m ³
水銀及びその無 機化合物(硫化水 銀を除く。)	特定 され ず	1%超	非該 当	水銀と して 0.025m g/m ³
ニトログリコー ル	628-9 6-6	1%超	非該 当	0.05pp m
ペンタクロルフ ェノール(別名P C P)及びそのナ トリウム塩	87-86 -5 131-5 2-2	1%超	非該 当	ペンタ クロル フェノ ールと して 0.5mg/ m ³
マンガンを及びそ の化合物 (塩基性酸化マ ンガンを除く。)	特定 され ず	1%超	非該 当	マンガ ンとし て 0.2mg/ m ³

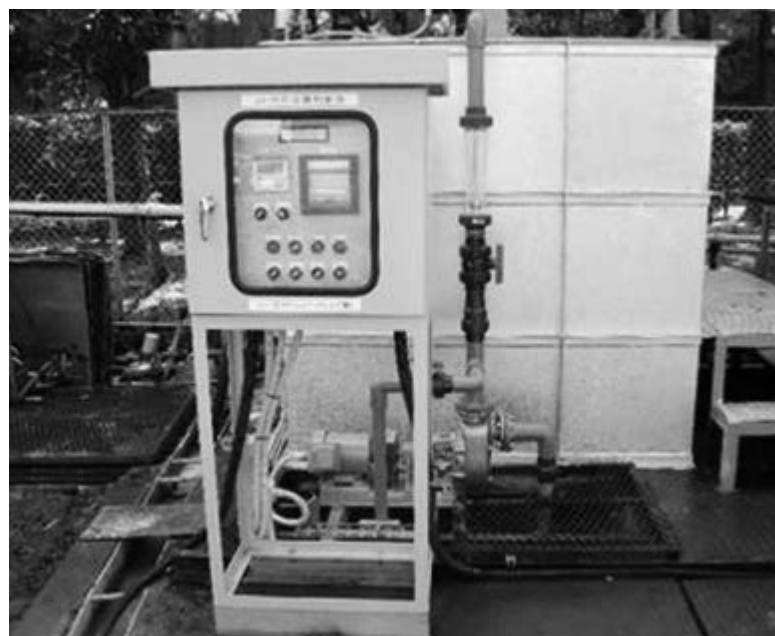
- ⑱ 特化則第10条第1項の排ガス処理装置
 (人体に有害なガスを分解又は排出す
 ための装置)であつて、アクロレイン
 に係るもの。【特定化学物質のうち一
 定の物のガス又は蒸気を含む気体
 を排出する製造設備の排気筒又は局所
 排気装置若しくはプッシュプル型換気
 装置には、一定の処理方式による排ガ
 ス処理装置またはこれらと同等以上の
 性能を有する排ガス処理装置を設けな
 ければならない(特化則第10条第1項)。

ここでは、そのうち、アクロレイン（有害物質）に関する設備が対象となる。】

- ⑳ 特化則第 11 条第 1 項の排液処理装置
 （多種多様な物質を含む廃油や廃酸、廃アルカリなどの廃液や排水を処理する装置で環境への負担軽減やコスト削減に貢献する）。【特定化学物質のうち一定の物を含有する排液（第 1 類物質を製造する設備からの廃液を除く）については、一定の処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない（特化則第 11 条第 1 項）。】次の物が対象である²⁹。

物質名	処理方式
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。	酸化・還元方式
塩酸	中和方式
硝酸	中和方式
シアン化カリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
シアン化ナトリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
ペンタクロロフェノール(別名 PCP)およびそのナトリウム塩	凝集沈でん方式

硫酸	中和方式
硫化ナトリウム	酸化・還元方式

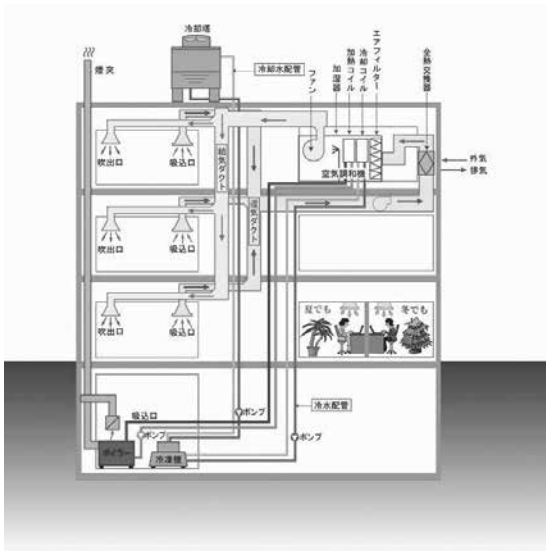


（中和方式廃液処理装置）

- 21 特化則第 38 条の 18 第 1 項の硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）
- 22 特化則第 38 条の 19 の 1・3プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備
- 23 電離則第 15 条第 1 項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器を除く。以下この項において同じ。）【放射線装置とは、次の装置又は機器をいう（電離則第 15 条第 1 項）。すなわち、①エックス線装置、②荷電粒子を加速させる装置、③エックス線管若しくはケノトロン²⁹のガス抜き又はエックス線の発

生を伴うこれらの検査を行う装置、④放射性物質を装備している機器をいう。表示付認証装置とは、R I 装備計器（R I（放射性同位元素）を利用して、水分や密度を測定する装置を装備したもの）のうち、原子力規制委員会又は登録認証機関の（財）原子力安全技術センターで設計認証を受けたものをいう^{30）}】

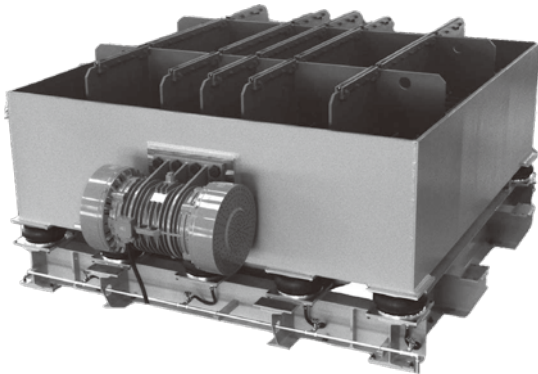
- 24 事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの。【空気調和設備とは、空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給できる設備をいう（事務所則第5条第1項）。機械換気設備とは、空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう（事務所則第5条第1項）。図参照^{31）}。



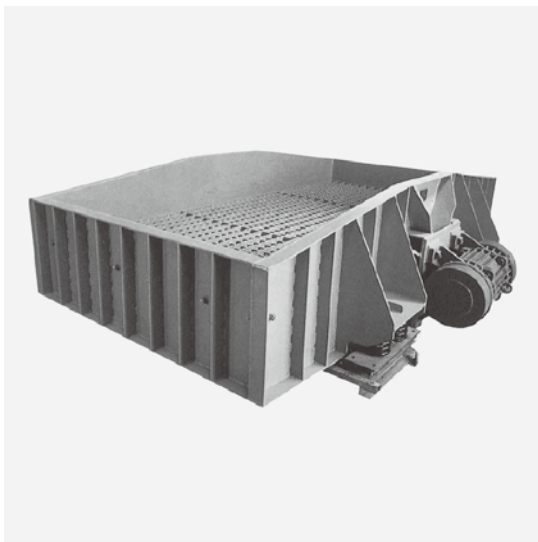
- 25 25 粉じん則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置。
【粉じん則別表第2第6号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、粉

じん則別表第1第6号又は第7号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹きつけにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を掘る箇所に設置された機械又は設備をいう。別表第1第6号とは、「岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第13号に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。」であり、第7号の作業とは、「研磨材の吹きつけにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）」をいう。粉じん則別表第2第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、別表第1第8号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所に設置された機械または設備をいう。別表第1第8号の作業とは、「鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。」をいう。同表第14号の型ばらし装置とは、~~別表第1第15号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る作業において用いる装置である。型ばらし装~~

置とは、鑄造（溶かした金属を型の中に注いで、所定の形にする製造方法）の型、特に砂型（すながた）を解体する時には、多量の粉塵（型に使われていた砂や、金属粉、離型剤の粉等々）が発生するが、この型を解体するのが「型ばらし」で、振動を加えて型を崩す機械や、棒で突いて型を崩す機械 などがある³²。】



（振動解砕型）シェイクアウトマシン・太平洋マシーナリー



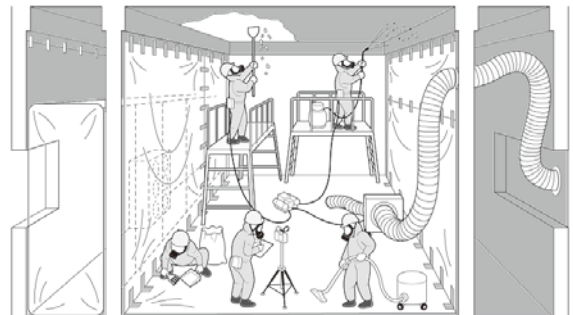
26

鑄物の砂落としに最適なシェイクアウトマシン

27 粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置

28 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備。【事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設備の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない（石綿則第12条）。なお、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する物は製造禁止である³³。】

石綿等の粉じん発散抑制の設備³⁴



1.4.3 計画の届出等

1.4.3.1 計画の届出書等

事業者は、安衛則別表第7の上欄に掲げる危険有害機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、所定の様式（様式第20号）による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない

ない（安衛則 86 条第 1 項）。所定の様式は図 3「様式第 20 号」を参照されたい。

ただし、以下の場合には安衛法第 88 条第 1 項による届出は要しない（安衛則第 86 条第 2 項、第 3 項）。

- ① 特化則第 49 条第 1 項の規定による申請をした者が、別表第 7 の 16 の項から 20 の 3 の項までの上欄に掲げる機械等の設置を行う場合
- ② 石綿則第 47 条第 1 項又は第 48 条の 3 第 1 項の規定による申請をした者が、別表第 7 の 25 の項の上欄に掲げる機械等の設置を行った場合

1.4.3.2 計画届出書の提出先、期日

届出書の提出先である所轄労働基準監督署長の所轄とは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署を指す。

届出の期日は、工事開始の 30 日前までとされている。

1.4.4 建設業の仕事で特に大規模な仕事の計画届（第 2 項）

1.4.4.1 計画届の方法

建設業の仕事で特に大規模な仕事については、事業者は、その仕事の開始の日の 30 日前までに、直接、厚生労働大臣に届けなければならない（本条 2 項）。

ここで、工事の開始の日とは、本工事ないし本体工事に着手する日であると考えられ、例えば、ずい道建設においては立坑又は本坑の掘削に着手する日、ビル建築では基礎掘削に着する日などがこれにあたる。

ここでの届出の対象となる仕事には、すべて一定の資格者がその計画作成に関与することを要する。

建設業に属する事業の仕事について、本条第 2 項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第 21 号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事にかかる場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第 21 号の 2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない（安衛則第 91 条第 1 項）。

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 建設等をしようとする建設物の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面又は図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

1.4.4.2 第 3 項の計画届の対象工事

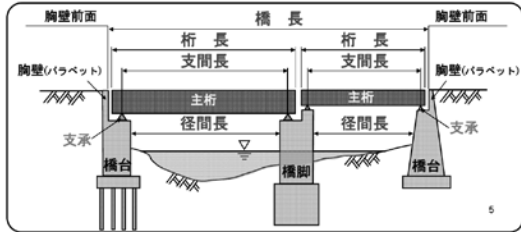
厚生労働大臣への届出の対象工事としては、過去の災害状況からみて、爆発、倒壊、異常出水等の災害の危険性が特に高いトンネル、橋梁、潜函等に係る建設工事のうち、危険度等を考慮して、次のような仕事の対象工事に規定されている（安衛則第 89 条）。

- ① 高さが 300 メートル以上の塔の建設の仕事
- ② 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が 150 メートル以上のダムの建設の仕事
- ③ 最大支間 500 メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事（*最大支間とは橋梁の支点と支点の間隔のうち、最大のものをいう（昭和

55・11・25 基発第 648 号))

橋梁の各部分の長さ³⁵

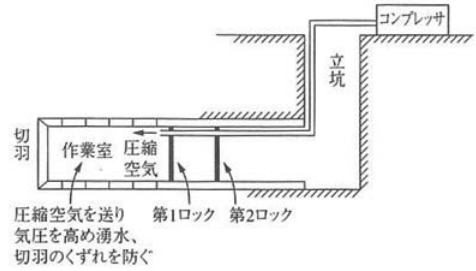
- 橋長 …… 両端の橋台の胸壁(パラペット)前面間の長さ
- 桁長 …… 主桁の長さ
- 支間長 …… 支承の間の長さ
- 径間長 …… 下部構造の橋台(橋脚)と橋台(橋脚)の間の長さ



- ④ 長さが 3 千メートル以上のずい道等の建設の仕事
- ⑤ 長さが千メートル以上 3 千メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50 メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの

⑥ ゲージ圧力が 0.3 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

【圧気工法とは、構造物の基礎や地下トンネルなどで、湧水を防ぐため、高い空気圧のもとで掘削作業を進める工法。基礎の場合には、空気ケーソン、潜函、ニューマチックケーソン（→ケーソン基礎工法）、地下トンネルの場合には、圧気シールド工法などと呼ばれている。作業員が高い気圧のもとで作業をするので、作業時間などに制約があるが、直接地質を確かめながら作業できるので、確実な工事が可能となる。近年は、大型基礎に空気ケーソンを用い、各種の建設機械をケーソンの中に持込み、機械化作業が行われるようになった³⁶。図参照³⁷。】



圧気工法（トンネル工事）の概略図

- ⑥ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
- ⑦ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉(火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり 200 キログラム以上のものに限る。)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
- ⑧ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
- ⑨ 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

1.4.5 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類の仕事（第 3 項）

1.4.5.1 第 3 項の計画届の方法

事業者が建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のもの（以下では建設業等の仕事）を開始しようとするときは、工事開始 14 日前までに、労働基準監督

署長に届け出なければならない（法第 88 条第 3 項）。

土石採石業とは、採石業や土砂採石業が含まれるが、鉱業は経済産業省が所管するため、ここでの対象とならない。

1.4.5.1.1 建設業の計画届

建設業に属する事業の仕事について、本条第 3 項の規定に基づく届出をする場合、安衛則 91 条第 1 項の規定を準用する（安衛則第 91 条第 2 項）。

1.4.5.1.2 土石採取業の計画届

土石採取業に属する事業の仕事について、本条第 3 項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第 21 号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 92 条）

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ③ 採取の方法を示す書面又は図面
- ④ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

1.4.5.2 第 3 項の計画届の対象

本条第 3 項の厚生労働省令で定める仕事とは、以下のものをいう（安衛則第 90 条）。

- ① 高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事
- ② 最大支間 50 メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事
- ③ 最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁（りょう）の上部構

造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の 2 の場所において行われるものに限る。）

- ④ ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）
- ⑤ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山（じやま、建設業では人為的な盛り土などが行われていない、自然のままの地盤をいう³⁸⁾の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事
- ⑥ 圧気工法による作業を行う仕事
- ⑦ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
- ⑧ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり 200 キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事。
【火格子とは、ボイラーの焚口（たきぐち）と火堰（ひぜき）の間にある、燃焼する固体燃料を支えるもので³⁹⁾、火格子面積とは燃焼室内の免責をいう。】

- ⑨ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
- ⑩ 坑内掘り（坑道を開削して地下の鉱体や炭層を採掘する採掘方式。露天掘りに対する用語⁴⁰。）による土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

1.4.6 参画人が参画する工事等（第 4 項）

安衛法第 88 条の届出の対象となる工事のうち、以下のものは、厚生労働省が定める一定の資格を有する者（参画人）がその計画の作成に参画していなければならない（同条 4 項）。第 1 項のみならず、第 2 項又は第 3 項の届出においても同様である。

参画人の資格は、安衛則別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて同表の下欄に掲げるものとする（安衛則 92 条の 3）。

参画人の参画する対象となる工事等は、以下の通りである（安衛則第 92 条の 2）。

- ② 安衛法別表第 7 の上欄第 10 号（型枠支保工（支柱の高さが 3.5 メートル以上のものに限る。））及び同第 12 号足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが 10 メートル以上の構造のものに限る。）を設置又は移転し、それらの主要構造部分を変更する工事
- ③ 安衛則第 90 条第 1 号から第 5 号までに掲げる仕事（同条第 1 号から第 3 号までに掲げる仕事にあつては、建設の仕事に限る）。安衛則第 90 条は、参画人が参画する仕事として、i）高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋

梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事（第 1 号）、ii）最大支間 50 メートル以上の橋梁の建設等の仕事（第 2 号）、iii）最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の二の場所において行われるものに限る。）（第 3 号）、iii）ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）（第 4 号）、iv）掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事（第 4 号）、v）圧気工法による作業を行う仕事、を掲げている。

1.4.7 数次の請負による工事の場合の特例（第 5 項）

第 3 項の届出に関して、建設工事が数次の請負契約によって行われる場合において、当該工事を自ら行う発注者（最先次で他者に仕事を請け負わせている注文者であつて、丸投げせず、自らも仕事を行う者。（特定）元方事業者には、発注者の下にある元請も含まれる点で異なる）がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。つまり、数次の請負契約によって工事が行われる場合、下請の事業者は届出義務を負わない（本条第 5 項）。

この場合、元請負人が共同企業体（JV）の場合は、事前に「共同企業体代表者届」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出した場合、当該代表者である企業を安衛法で定める事業者とみなして同法を適用するため（法第5条）、計画の届出も代表者である企業に対してのみ義務が生ずる⁴¹。

1.4.8. 計画届免除認定制度

安衛法第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者について、本条第1項及び第2項に基づく計画の届出義務が免除される（安衛法第88条第1項ただし書き（第2項で準用する場合を含む））。

平成18年施行の改正安衛法において設けられた制度である。

計画届免除認定制度の流れは図4「計画届免除認定制度の概要」を参照されたい。

1.4.8.1 免除申請できる事業者

事業者が、以下の①から③までのすべての要件を満たす場合、計画の届出等の免除申請ができる。

- ① 法28条の2第1項の危険性又は有害性の調査を含む法第24条の2の指針に従った自主的活動（労働安全衛生マネジメントシステム）が行われていること（安衛則第87条第1項及び第2項）
- ② 安衛則第87条の3に定める欠格条項に該当しないこと
- ③ 安衛則第87条の4に定める認定基準に該当すること

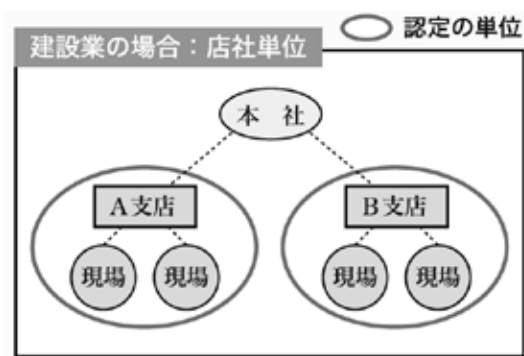
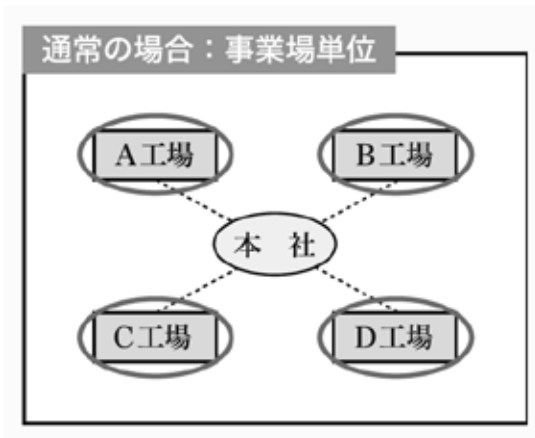
である。

欠格事項とは、以下の場合をいう。①法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者、②認定を受けようとする事業場について第87条の9の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者、③法人で、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるものは、認定を受けることができない（安衛則第87条の3）。

労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、トップの方針のもと、実施したリスクアセスメントの結果に基づき、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程（PDCA）を定めて行う自主的な安全衛生活動の仕組みである⁴²。厚生労働省は「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（令和元年7月1日基発0701第3号）を公表している⁴³。

1.4.8.2 免除認定の申請

認定は、通常は事業場単位で、所轄労働基準監督署長が行う（規則87条の2）。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごと（*場所単位ではなく、契約単位ということ）に認定を行う（安衛則88条）。認定の単位については、下記の図を参照されたい⁴⁴。



免除認定の申請を行おうとする事業者は、計画届免除認定申請書（様式第 20 号の 2）に次の①から④までの書面を添えて、所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 87 条の 5 第 1 項）。

- ① 安衛則第 87 条の 3 各号（欠格事項）に該当しないことを説明した書面
- ② 安衛則第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）の実施状況について、申請の日 3 カ月以内に一定の要件を備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による評価を受けたことを証する書面及び評価結果の概要を記載した書面
- ③ 前記②の評価について、一定の要件を

備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による監査を受けたことを証する書面

- ④ 前記②③の要件に該当することを証する書面

1.4.8.3 認定基準

所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。

- ① 第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること
- ② 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること⁴⁵
- ③ 申請の前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害⁴⁶が発生していないこと

が要件となっている（安衛則第 87 条の 4）。

なお、厚生労働省は、さらに詳しい認定基準を、「労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届の免除認定制度の運用について」

((平成 18 年 3 月 10 日)(基安発第 0310001 号)に定めている。

1.4.8.4 認定の有効期間、措置の停止、取消し等

事業者は 3 年ごとに更新をうけなければ、受けた認定は失効する（安衛則第 87 条の 6 第 1 項）。

認定を受けた事業者は、認定を受けた事業場ごとに、一年以内ごとに 1 回、実施状況等報告書に安衛則第 87 条の措置の実施

状況について行った監査の結果を記録した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない(安衛則第 87 条の 7)。

認定を受けた事業者が、認定を受けた事業場において安衛則第 87 条の措置を行わなかったときは、その旨を速やかに所轄労働基準監督署長に報告するとともに、認定証を返納しなければならない（安衛則第 87 条の 8）。

欠格事項に該当するに至ったとき、認定基準に適合しなくなると認められるとき、実施状況等報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき、又は不正の手段により認定若しくはその更新を受けたことが明らかになったときは、認定は取り消される（安衛則第 87 条の 9）。

1.4.9 差止め又は変更命令（第 6 項）

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、届け出られた計画を審査した結果、その計画による建設物、機械等の設置、移転、変更又は仕事の開始についての内容が労働安全衛生法令に違反すると認めた場合、工事若しくは仕事の開始の差止め、又は計画変更を届出者に対して命令することができる（本条第 6 項）。

ただし、工事又は仕事の開始の差止め命令は、労働者の安全と健康を確保するためのものであるから、計画が変更され安全衛生上危険有害でないことが期待される場合は、計画の変更が命じられることになる。

工事着手差止・計画変更命令は、工事着手差止・計画変更命令書（別添様式参照）の交付により行われている。

また、命令を行わない場合であっても、計画の届出の内容に問題があるときは、工

事計画変更勧告書又は工事計画変更指導書（別添様式参照）により計画の改善を行うよう行政指導がなされることがある。

1.4.9.1 計画の届出に係る審査

—

1.4.9.2 本条の工事差止・計画変更命令に関する実際の運用

実際の運用においては、迅速な処理のため、窓口担当者が届出の受理と同時に内容の審査を行い、その場で任意の用紙に指導事項を記入して計画の改善（修正、変更）を求め、工事着手までに、改善したとの報告を徴し、上記の正式な様式による命令、勧告、指導は行わず審査を終了することも多いようである。

労働安全衛生法第 88 条第 6 項及び労働基準法第 96 条の 2 第 2 項では、工事着手差止・計画変更命令以外の権限について規定されていないが、厚生労働省設置法等に基づく行政指導は当然可能である。

労働基準監督年報によると年間の工事着手差止・計画変更命令件数が 100～200 件となっているが、これも本当は工事着手差止・計画変更命令の対象となりうる計画届はもっと多いと思われるが、上述の通り簡易的な指導で解決している例が多いことから命令がなされていないと思われる。

勧告・指導の内容は、計画届の対象となる機械や作業そのものに絞られるわけではなく、例えば石綿等の除去に係る建設工事計画届において、石綿等の除去のために薬剤を使用する時は、当該薬剤の SDS を確認して防毒マスクの使用等を指導することがある。

1.4.10 発注者に対する勧告又は要請

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、本条第6項の規定に基づき差止め命令又は変更命令をした場合で、必要があると認めるときは、当該命令に係る工事の発注者等に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること等、労働災害防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる（本条第7項）。

本条第1項から第4項は、計画の届出等の措置を事業者に義務付けているが、第7項は、行政が事業者ではない発注者に対しても一定の勧告又は要請を行うことができることを規定している。

安衛法は、数次の請負により事業が行われる場合などに、労働契約の相手方たる事業者以外の者（発注者、派遣先など）を義務主体に加えている。これは、特定の事案に関し、最適な義務主体は誰かということ、それに負わせるべき義務内容として何が求められるかという二つの側面から、安全衛生上の実効性を確保することを目的としている⁴⁷。同種の考え方は、イギリスの法制度でもみられ、安全衛生では、リスクを創出した者や、情報を得て情報を管理する者が管理責任を負うという考え方がとられている⁴⁸。

安衛法第3条第3項は、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者に対して、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないと規定している。これは建設工事では、発注者が工期、設計条件等を示し、この発注条件に基づいて事業者が工事を施工すること

になるので、これらの設計条件が施工方法に大きな影響を及ぼし、不適切な発注条件が付された場合、施工時の安全衛生の確保に困難が生ずることになるからである。

しかし、現実には、無理な工期が設けられているなど安全衛生上問題がある設計条件の発注がなされている例がある。数次の請負がなされている場合、労災事故の防止を徹底させるためには、発注者においても工事が安全に行われるよう配慮しなければならない。

法第3条第3項は、発注者に対し一般的に配慮を求めるものであるが、本条第7項は、本条第6項に定める差止め命令又は変更命令を行うなど具体的な危険が認められる場合、行政は、当該命令にかかる工事の発注者に対しても安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう必要な勧告又は要請を行うことにより、具体的な配慮を求めるものといえよう。

具体的な配慮の内容としては、例えば、発注者に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること、事業者の改善措置が迅速に講じられるよう配慮すること等を勧告又は要請することになる。なお、これらの勧告は、発注者その他の注文者が安衛法違反となる事項を発注条件として付していることを理由として行われるものであるから、設計図書において安衛法違反となる事項が明示されている場合等に行われることになる⁴⁹。

1.4.11 本条違反の場合の罰則

事業者が、本条第1項から第4項までの規定に違反して計画の届出をしない場合又は第5項の規定に違反し有資格者を参画さ

せない場合には、50万円以下の罰金に処せられる（安衛法第120条第1号）。

事業者が第6項の規定に違反して、労働基準監督署長の命令に従わない場合には、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第119条第2号）。

計画届の提出期限に遅れた場合は、その計画届の内容を審査する期間がないため、法令に従って、労働基準監督署長はその受理を拒むことになる。

ただし、運用の実態としては、届出期限に遅れた場合、労働基準監督署長から、「遅延理由書」の提出を求められ、その添付を条件に、提出期限に遅れた計画届を受理するということもある⁵⁰。

ところで、本条の第1項から第3項までは計画等の届出を「事業者」に課している。すなわち、届出義務を負っているのは「事業者」である。この義務の履行にあたっては、事業者本人が履行する場合もあるが、義務の履行を受任者に委任して行うこともでき、あるいは従業員を履行補助者として用いることもできる。行政上の責任という観点からみれば、事業者がいかなる履行方法をとろうと、結果として届出がなされなければ、行政上の義務違反が生じる。

ところが、刑事責任は、法律に違反する行為をしたことについての責任を問うものであって、届出がなされなかったという結果が発生したことに対する責任を問うものではない。刑事法上は、結果において届出がなされなかった場合、誰の行為によってその結果が発生したかということの問題にするのであって、事業者が自ら届出をしなかったのか、補助者や受任者が届出をしなかったということを区別しなければならない

い。そのうえで、補助者や受任者が届出を行わなかった場合には、意図的に届出を行わなかったどうかを検討される⁵¹。

例えば、建設業に属する事業の仕事では事前にその計画を労働基準監督署長に届け出なければならないが（第3項）、届出がなされなかった状況としては、①事業者に届ける意思がなく、届け出なかった、②事業者に届出の意思があり、受任者に届けることを委任したが、受任者が故意又は過失によって届け出なかった、③事業者に届ける意思があり、書類を作成して補助者（従業員）に書類を提出するよう指示したが、補助者が故意又は過失によって届け出なかった、という状況が想定できる。

行政法規上はいずれの場合であっても事業者の責任が発生する。しかし、刑事法上は、上記①の場合は事業者が、上記②の場合は受任者が、上記③の場合は補助者が違反者となる。

ところが、上記②、③の場合、受任者にも補助者にも事業者という身分がないので、違反行為者であってもその行為は構成要件に該当しないため安衛法第88条第3項の規定に違反することにならず、処罰されない。さらに、この場合、事業者に届出がなされなかったことを知りながら、それを容認して放置していたという事情がなければ、事業者も処罰できないことになる⁵²。

これは法目的に反するものといわなければならない。そこで、こうした場合には、安衛法122条のいわゆる両罰規定が重要な役割を果たす。すなわち、両罰規定の意味は、法人の代表者又は法人がもしくは代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、

第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、「行為者を罰する」点にある。「行為者を罰する」というのは、第 116 条以下の各規定が引用している各本条の措置義務者が特定の身分がある場合には、その規定違反の犯罪は身分犯となり、身分のない者は形式的には各規定に違反する行為を行っても処罰されないが、この「行為者を罰する」という規定により、身分がない者が行った各規定に違反する行為を犯罪とすることを意味しているのである⁵³。

この規定により、事業者ではない履行補助者が処罰の対象とされることになるが、さらに、事業者自体が処罰されるか否かにかかわらず、行為者に加えて、法人もまた処罰されることになる。

2. 第 89 条

2. 1 条文

（厚生労働大臣の審査等）

第 89 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査を行なうに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要

請をするに当たっては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第 2 項の規定により第 1 項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2.2 内容

2.2.1 趣旨

本条は、前条の規定により届けられた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて、厚生労働大臣が行う審査、それに基づく勧告等について定めたものである。

技術革新の進展により、大幅な機械化や設備の大型化のほか、新原材料、新生産方法の採用等が急テンポに進むため、危害防止のための措置基準や構造基準等に常に検討が加えられているとはいえ、各産業界の技術水準に即応することが困難な場合がある。前条の届出内容が法令の定める措置基準等に違反する場合は、厚生労働大臣又は労働基準監督署長が前条第 7 項に基づく命令をすることができることはもちろんであるが、届出内容が法令に規定される技術水準を超えているような場合でも基準がないからといって安全衛生確保の観点からは、これを放置することはできない⁵⁴。

2.2.2 審査の対象（第 1 項）

本条第 1 項において、厚生労働大臣が審査を行うのは、前条の規定（第 88 条第 1 項から第 3 項までの規定）による届出があつた計画のうち、「高度の技術的検討を要するもの」である。具体的には、新規に開発された工法等を採用する建設工事計画、石

油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等である⁵⁵。

そして、これらの計画内容がこの法令又はこれに基づく命令に違反事実がなくても、届け出られていた計画内容について、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聴いて安全性を審査することができる⁵⁶。

2.3.2 審査の方法（第2項）

厚生労働大臣は、この審査に際しては、安衛則第93条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

審査を行うに当たって、審査対象となった計画に関して意見を求められた学識経験者は、審査対象の計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第5項）。

審査委員候補者名簿に記載される者は、安全又は衛生について高度の専門的な知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が委嘱して、その名簿を作成し、公表される（安衛則第94条）。

審査委員は、トンネルや構造物、圧気工法、爆発火災の専門家などからなる。大臣審査の審査委員候補は十数人いるが、その中から特定の工事について毎回4～5名が厚労省安全衛生部長名で指名され、委員会が組織される。審査委員はその場で対象となる工事について意見を求められ審査するというプロセスとなる。

委員会は届出がなされた都度行われ、委員も交代で指名される。対象となる工事はトンネル（ずい道）や圧気工法関係が多い。

2.3.3 事業者への勧告又は要請（第3

項）

厚生労働大臣は、この審査の結果、労働災害防止のため必要があると認めるときは、その審査対象となった計画の届出をした事業者に対し、必要な勧告又は要請をすることができる。

厚生労働大臣は、その勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、届出を行った事業者の意見をきかなければならない（第4項）。

3. 89条の2

3.1 条文

（都道府県労働局長の審査等）

第89条の2 都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があつた計画のうち、前条第1項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査について準用する。

3.2 内容

3.2.1 趣旨

安衛法第89条の規定に基づいて厚生労働大臣は特に大規模な工事等の計画を中心に審査を行うこととされているが、厚生労働大臣の審査の対象となっているものに準ずるような工事等の計画についても、専門的観点からの検討を行うことが労働災害防

止のために有効であることから、本条は厚生労働大臣が審査を行う高度の技術的検討を要する工事等の計画に準ずる工事等の計画について、都道府県労働局長が審査を行うことができるとした。

本条は、厚生労働大臣が審査を行うことになっていない工事等の計画の中にも、地質が極めて軟弱なところや有害ガスが発生するところで行うもの、曲率の大きい曲線けた（橋脚の上に架け渡して橋板を乗せるための曲線の材）の橋梁や土被り（ずいどうの上端から地表面までの土砂や岩盤の厚さ）が小さく断面のおおきなずい道等、建設する物の構造が特殊なもの等危険性の高いものがあり、このような建設工事において、あらかじめ専門的な観点からの検討が十分行われていなかったことによる災害がみられたことから、平成4年の改正によって新設された規定である⁵⁷



曲線けた



ずいどうの土被り

3.2.2 本条の対象となる計画

都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があつた計画のうち、安衛法第89条第1項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。

ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする（本条第1項ただし書き）。

安衛法第89条第2項から第5項までの規定は、この審査について準用する（本条第2項）。

3.2.3 計画届の対象となる仕事

法第89条の2第1項の厚生労働省令で定める計画は、次の仕事を対象とする（安衛則第94条の2）。

- ① 高さが100メートル以上の建築物の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 埋設物その他地下に存する工

作物（第2編第6章第1一節及び第634条の2において「埋設物等」という。）がふくそう（輻輳：1カ所に複数のものが集中して混在する状況）する場所に近接する場所で行われるもの

ロ 当該建築物の形状が円筒形である等特異であるもの

- ② 堤高が100メートル以上のダムの建設の仕事であつて、車両系建設機械（安衛令別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の転倒、転落等のおそれのある傾斜地において当該車両系建設機械を用いて作業が行われるもの（図参照⁵⁸）。



- ③ 最大支間300メートル以上の橋梁（りょう）の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該橋梁（りょう）のけた（橋脚と橋脚の間を結び、上の重さを支えるもの）が曲線けたであるもの

ロ 当該橋梁（りょう）のけた下高さが30メートル以上のもの

- ④ 長さが千メートル以上のずい道等の建設の仕事であつて、落盤、出水、ガス

爆発等による労働者の危険が生ずるおそれがあると認められるもの

- ⑤ 掘削する土の量が20万立方メートルを超える掘削の作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業が狭あいな場所において車両系建設機械を用いて行われるもの

- ⑥ ゲージ圧力が0.2メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業を行う場所に近接する場所で当該作業と同時期に掘削の作業が行われるもの

3.2.4 審査の方法

都道府県労働局長の審査の方法は、前条の規定に基づく厚生労働大臣の審査と同様である。すなわち、都道府県労働局長は、この審査に際しては、安衛則第93条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

都道府県労働局長は、審査委員の学識経験者から意見をきいて審査を行った上で、労働災害防止のために必要があると認めた場合、当該事業者に対して勧告、要請を行うことができる。

4. 第90条

4.1 条文

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）
第90条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

4.2 趣旨

本条は、本法の施行事務は労働基準監督署長および労働基準監督官がつかさどることを定めたものである。本法のほか、労基法、じん肺法、作業環境測定法、最低賃金法、家内労働法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法等により、これらの法律の施行に関する事務をつかさどっている（労基法第100条第4項、じん肺法第41条、作業環境法第38条、最低賃金法38条、家内労働法第29条、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第12条）。

実際の本法施行に係わるすべての監督業務は、労基法上の監督機関すなわち、厚生労働省労働基準局、都道府県労働局、労働局管内労働基準監督署（労基法第97条1項）を通して行われることになる。なお、都道府県労働局、労働基準監督署は、厚生労働大臣の直接の管理に属することが規定されている（同法97条3項）。このような中央直轄型の指揮命令系統が確立した一元的組織において、労働基準監督署長及び労働基準監督官は労働基準行政の先端に位置づけられている。

4.3 沿革

わが国の監督制度の発祥を丹念に紐解けば、1892（明治25）年6月に鉱業条例の施行に伴って設置された鉱山監督制度にまで遡ることもできるが⁵⁹、一般的には、工場法施行の前年である1915（大正4）年の12月に、農商務省商工局に工場課を新設し、工場監督官4名、工場監督官補5名を置いたことが出発であったとされている。翌年の1916（大正5年）には、工場法の施行権限を都道府県知事（東京都は警視庁）に委任し、地方分権的で、かつ、警察機関と結びついた監督制度とし、警視庁および各府県の警察部に工場監督官および工場監督官補199名を置き、合計208名の体制としている。当時の工場監督官および同監督官補は独立官職ではなく、一般職である警察官、事務官または技官が補官職として兼任補職されており、工場監督官としての身分保障はなかった。

1938（昭和13）年に、国民の体力向上と福祉の増進のために厚生省が設置されると、工場法に関する事項は、同省労働局監督課の所管となった。1949（昭和16）年には、従来の工場監督官・同監督官補、調停官・調停官補の名称が労務監督官・労務監督官補に改められ、戦時体制下となった1942年には、重要事業場労務管理令（以下、「管理令」という）が発令され、中央地方とも労務監理官という名称に統一された。

なお、この管理令は、1941（昭和16）年2月24日に、国家総動員法6条に基づき、重要事業場における労務管理の指導、監督のため定められたもので、「厚生大臣は国家総動員法第31条の規定に基づき重要事業場の労務管理の状況に関し事業主より報

告を徴し、又は当該官吏をして重要事業…
臨検し帳簿書類を検査」させることができる旨を規定するなど（21条）、戦時色の強い命令⁶⁰であった。

戦後の1947（昭和22）年には、労働基準法の制定とともに労働省が新設され、各監督機関は労働省の直轄機関として一元化され、地方政治や警察行政から完全に分離することとなった。また、労働基準監督官制度も、1923年のILO第20号勧告をモデルに一定の独立権限と身分保障が付与され、工場法時代と比べると飛躍的に前進した新しい監督官制度となった⁶¹。

4.4 労働基準監督署長の職務

労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、労基法に基づく臨検、許可、認定、審査、仲裁その他労基法に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する（労基法第99条第3項）。

4.5 労働基準監督署の業務⁶²

労働基準監督署の業務は、大きく分けて、労働基準監督署の業務は、大きく分けて、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、賃確法、家内労働法等を所管する「監督畑」と、労働保険法、労働保険徴収法等を所管する「労災畑」の二つに分けらる。

更に、「監督畑」を事業場の臨検（監督・指導）・司法処分（捜査）を担当する「監督」と、ボイラー、クレーン等の検査、計画届の審査など労働安全衛生法の技術的な事項を担当する「安全衛生」に分けている。

官名として労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官の三官がある。

なお、「監督」は労働基準監督官のみの

業務、「安全衛生」は技官が中心の業務、「労災」は事務官が中心の業務となっている。ただし、人員配置等の関係から「安全衛生」「労災」に労働基準監督官が配属されることはある。

4.5.1 監督

「監督」というのは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の所管の法律に基づく臨検、司法処分（送検）などの業務を行うことをいう。「臨検」とは部内的には「臨検監督」（又は単に「監督」）といっているが、工場や建築・土木現場、事務所などへ立ち入り、機械や設備等の違反について「使用停止命令」「変更命令」「立入禁止命令」を行うほか、法違反事項については「是正勧告書」の交付、法違反でない事項や是正方法の指導に関しては「指導票」の交付を行うのが中心である。

4.5.2 安全衛生

「安全衛生」は技官又は労働基準監督官が労働安全衛生法に基づく「検査」「安衛法第88条の計画届の審査」「安全衛生指導」などの業務を行うことをいう。具体的には、労働局においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの製造許可や検査（溶接検査、構造検査など）、監督署においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの検査（落成検査、使用再開検査など）、安衛法第88条の計画届の審査、有機則などの適用除外認定業務、安全衛生に関する一般指導、その他安衛法に基づく各種届出書類（労働者死傷病報告、健康診断結果報告など）の取りまとめなどの一般業務を行っている。

4.5.3 労災

「労災」は事務官又は労働基準監督官が「労働災害」についての業務上外の決定、支給の業務を行うことをいう。具体的には、労働者からの「休業補償給付請求」（労災保険法に基づき労基署に請求する給付）、「休業補償請求」（労働基準法に基づき使用者に請求する補償）、「障害補償給付請求」「遺族補償請求」などの請求について、業務上外の決定、休業補償（平均賃金）の計算、障害等級の決定、遺族補償の決定などの事務を行っている。

4.6 本条の意味

本条に定める労働基準監督官の「この法律の施行に関する事務をつかさどる。」の意味は、実際には、安衛法に基づく事業場への臨検、関係者への尋問、製造許可等の事務、ボイラー、クレーン等の検査、司法事件捜査など安衛法に規定されているすべての業務を行うことができる権限を有しているということである。つまりはオールマイティである。

ただし、ボイラー、クレーン等の検査については、経験が必要なため部内での一定の研修を修了した者を充てることとしている（検査は技官が中心で行うが、監督官が実施することもある）。

4.6 権限行使の制約

労働基準監督官の権限行使において罰則をもって強制することは、令状なくして侵入、搜索、押収することになるため、憲法第35条の精神に反するとする説と憲法第35条はもっぱら司法上の強制捜査権を制限

したものであるから、労働者救済のために認められた行政権の強制捜査権はこれに抵触しないとする説が対立する。

こうした対立に関する税法上の強制捜査権と憲法第35条について判断した以下の川崎民商事件（最高裁大法判昭47.11.27判時687号17頁）が参考になる。

<事実の概要と判旨>

本件は、Yが税務署の過少申告疑いの税務調査のための質問検査を拒んだため、旧所得税法第70条第10号に違反するとして起訴されたという事案である。1審、2審ともYを有罪としたため、Yは、①質問調査は刑罰によって強制されているにもかかわらず裁判所の令状を必要とせず、強制的な捜査・押収等には裁判所が発令する令状が必要とする憲法第35条に違反するなどを理由として上告した。判決は、旧所得税法63条の質問調査は、「もっぱら、所得税の公平確実な賦課徴収のために必要な資料を収集することを目的とする手続きであって、その性質上、刑事責任の追及を目的とする手続きではない」、「刑罰を加えることによって間接的心理的に右検査の受忍を強制しようとするものであ」るが、「その作用する強制の度合いは、それが検査の相手方の自由な意思を著しく拘束して、直接物理的な強制と同視すべき程度の強制にまで達しているものとは、未だ認めがたく、公益上の目的を実現するには、「右の程度の強制は、実効性的手段として確保の手段として、あながち不均衡、不合理なものとはいえない」。「憲法第35条第1項の規定は、本来、主として刑事責任追及の手続きにおける強制について、それが司法権

による事前の抑制下に置かれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続きが刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続きにおける一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。しかしながら、前に述べた点を総合判断すれば、旧所得税法 70 条 10 号、63 条に規定する検査は、あらかじめ裁判官の発する令状によることをその一般的要件としないからと言って、これを憲法 35 条の法意に反するものということはでき」ないとした。

＜判決から汲み取るべき示唆＞

本判決からは、憲法 35 条の令状主義の適用が行政手続きにも及ぶかという問題について、令状主義を一般的要件としなくても違憲ではないが、令状主義が行政手続きに適用される場合であっても、その範囲は狭く、また、制限的であるということが汲み取れる⁶³。

5. 第 91 条

5.1 条文

（労働基準監督官の権限）

第 91 条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 医師である労働基準監督官は、第 68 条の疾病にかかった疑いのある労働者の検診を行なうことができる。

3 前 2 項の場合において、労働基準監督官

は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5.2 趣旨

本条第 1 項は、本条の実効性確保のために、労働基準監督官に、事業場への立ち入り、関係者の質問、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは作業環境測定を行い、又は、検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することを行政上の権限行使として規定したものである。

同第 2 項では、医師である労働基準監督官は、伝染性の疾病その他の疾病（労働安全衛生法第 68 条）の疑いのある労働者を対象として検診を行うことができることを規定している。同第 3 項は、労働基準監督官が第 1 項、第 2 項の規定に定められた権限を行使する場合に、労基法（第 108 条）で、ILO 第 81 条約（第 2 号）と同様に、労働基準監督官証票（労働基準法施行規則様式第 18 号）を携行して関係者に提示し、身分を示すことを要求している。同第 4 項では、第 1 項で規定する労働基準監督官の立入検査の権限の目的が安衛法を施行するために必要な行政上の権限の行使であり、犯罪捜査等刑事責任追及ではないことを確認している。

5.3 権限

5.3.1 労基法上の労働基準監督官の権限⁶⁴

労働基準法における労働基準監督官の権

限は、安衛法と同様臨検（監督、指導、使用停止等命令（寄宿舎））、関係者への尋問、司法事件捜査などなどすべての業務を行うことができる権限を有している。

なお、法制度的には、労基法第99条第1項で労働基準主管局長、同第2項で都道府県労働局長が「この法律の施行に関する事項をつかさど」ることとし、第4項で「所属の労働基準監督官をして行わせることができる」と権限を委任できることとしており、第101条第1項で労働基準監督官は「臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる」としている。

労基法第99条第3項の労働基準監督署長の「臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁」のうち「許可、認定、審査、仲裁」は行政官庁としての労働基準監督署長の職務であって、労働基準監督官に権限はなく、「臨検、尋問」の権限は、両者が共有していることになる（許可と認定は署長の権限なので、労基法第99条第3項により署長の指揮監督により業務を行っているという解釈である。）

労働基準監督官の業務としては、「定期監督」といって各署の年間の監督計画に基づき主体的に工場や建設現場などに対して臨検監督を実施するもの、労働者からの申告に基づいて臨検監督し法違反があった場合には是正を求める「申告監督」（残業手当の支払い、解雇予告手当の支払いの指導など）、労働者死傷病報告や労災保険の請求書（療養補償給付や休業補償給付請求など）の情報に基づいて労災事故の原因調査と再発防止のための是正勧告や指導をする「災害時監督」、定期監督、申告監督、災害時

監督時の是正勧告や使用停止命令等に対する是正状況を確認する「再監督」がある。

また、家内労働法に基づいて委託者に臨検し、家内労働手帳の交付の確認、最低賃金の確認などの業務も行っている。これらを総合して「臨検」（臨検監督）と総称している。

その他、死亡事故や重大な災害の場合に実施する「災害調査」がある。「災害調査」は安全衛生の分野だが、法違反があると捜査に移行することがあるため、労働基準監督官が実施している（ただし、技官が同行する場合もある）。

また、就業規則や36協定等各種届出の受理、解雇予告除外認定申請の対応、宿・日直許可申請の対応、監視断続勤務適用除外申請の対応、児童使用許可、最低賃金減額特例許可、賃確法に基づく倒産の認定、未払い賃金額の確認などの業務もある。

長時間労働、賃金不払いなどで事案が悪質とされた場合や災害調査で重大な法違反があった場合又は告訴・告発があったときは、労基法違反、安衛法違反、最賃法違反などで司法事件として捜査のうえ事件を検察庁に送ることになる。

5.3.2 本条における権限

労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

5.3.3 臨検監督等

臨検監督とは、行政機関の職員が、行政法規の実施を監督するために、事業所、倉庫、工場などに立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類の検査を行うことである。その目的は、法違反の発見とその是正にある。

臨検監督には、定期監督、災害時監督、申告監督そして再監督がある⁶⁵。臨検監督の流れについては、図5「臨検監督の流れ」を参照されたい。

臨検監督でなにをみるかは、その種類によって異なるが、定期監督においては、労働局（労働基準監督署）がその年度の監督実施計画を定め、法令の全般について、対象となる事業場の法令の実施状況を審査する。

安全衛生については、安全衛生法・規則の全般について審査するが、具体例については、「臨検監督（安全衛生）例」を参照されたい。

安衛法の監督行政実務は、事後送検が殆どで、事前送検（災害が生じる前に、法違反のみを理由に送検すること）は例外であること、つまり、法違反を理由にいきなり厳罰をもって臨むことは殆どないこと、また、立入検査等も、事業場側の帳簿の準備等のため、事前に通告してから行われる場合もあるし、いきなり強制的に行うのではなく、まずは任意での立入を求め、拒否された場合に、改めて必要に応じて強制的な措置が講じられる場合が多い⁶⁶。

5.4 是正勧告、指導票等

5.4.1 是正勧告書

労働基準監督官が事業場に対して臨検監督等を行った際に、労働法令違反があると

認めるとき、その違反事項と是正期日を記した是正勧告書を交付する。事業主又は労務担当者等は是正勧告書を受け取ったとき、是正勧告書に受領年月日を記入し、記名押印する。是正勧告書については、図6「是正勧告書（見本）」を参照されたい。

是正勧告書に記載された違反事項は、指定された是正期日までに是正しなければならない。是正した場合、そのことを報告しなければならない（是正報告の徴収）。

是正勧告・是正報告の徴収は行政処分ではなく、行政指導にあたり、その法的性格は労基法第104条の2に基づく行政処分にあたらない⁶⁷。是正勧告に従った改善は、あくまでも使用者の任意の協力によってなされるものである。したがって、監督指導により是正勧告を行った事案については是正報告をしないこと又は虚偽の是正報告をしたことをもって労基法第120条第5号にもとづき送検手続きをとることができない。しかし、違反状態を放置している場合、労働基準監督官らは、労基法第104条の2に基づく行政処分として報告を求めることができる。ただし、その際には、同条を根拠にしていることを明示するとともに、行政不服審査法57条及び行政事件訴訟法46条に基づき不服申立て等に関する教示を付さねばならない（「監督指導業務の運営にあたって留意すべき事項について」（平19.2.14基発0214001号））。

この場合、使用者が是正報告をしない場合、労基法第120条第5号に基づき送検手続きをとることができる。

5.4.2 指導票

安衛法等に違反するものではないが、改善を図らせる必要のある事項（例えばガイドラインなど）に従っていない状態がある場合、又は労働法令違反と断定しがたいが改善すべき場合、その事項を改善すべき旨を記した指導票を、使用者に交付する。指導票については、図7「指導票（見本）」を参照されたい。

使用者又は労務担当者等は指導票を受け取った際に、指導票に受領年月日を記入し、記名押印する。改善した場合、そのことを報告しなければならない。

5.5 労働基準監督官の守秘義務

労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これは在職中だけでなく退官後にまでも課せられる義務である（労基法第105条）。こうした労働基準監督官の守秘義務規定は、令状なしでも行使し得る労働基準監督官の行政権限から得られる労使双方からの情報の要保護性を担保するという目的がある。

なお、国家公務員法にも同様の守秘義務規定があり労基法の罰則より、一段重い罰則を規定しているため両者の関係が問題となるが、実際の適用にあつては、国家公務員法で「この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令矛盾し又はてい触する場合には、この法律の規定が、優先する」

（国公第1条第5項）と定めているため国家公務員法の罰則を優先適用せざるを得ない⁶⁸。

5.6 司法処分

行政権限行使を契機として、犯罪が発覚することがあり得るが、犯罪捜査を行う場合は、司法警察官として権限を行使するため、刑事訴訟法で定められた手続きに従わなければならない。行政上の権限行使と司法警察官としての権限行使は厳格に区別されなければならない（第4項）。使用者の私宅内への侵入や寄宿舎内の私宅に臨検する場合にも、裁判官の令状が必要であるとの見解⁶⁹が有力である。

どのような場合に司法処分にするかを判断する基準（いわゆる「司法処理基準」）はかつては存在したが、現在はその有無を含め公開されていない⁷⁰。

どのような場合に司法処分されるかは、実際に送検された事件及び関係者からのヒヤリング結果から窺うことになる。最近労働基準監督署が公表した送検事例で労働安全衛生に関係したものの参照すると、概ね、

- ① 就業制限にかかる違反、使用停止命令を繰り返すなど法違反が繰り返される事案
- ② 死亡事故などの人の生命・健康に重大な危害を及ぼす重大な労災事故がある事案、
- ③ 長時間労働による労災がらみの請求が繰り返されるなどの事案の性質が重大でかつ悪質な事案

などについて司法処分を行う傾向にあるといえよう⁷¹。とくに、「労災かくし」は重大かつ悪質な事案となる。ここでいう「労災かくし」とは、故意に労働者死傷病報告書を労基署に提出しないこと、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労基署に

提出することなどの場合を指す（第100条を参照されたい）。

5.7 犯罪捜査と行政監督

5.7.1 犯罪捜査と行政監督の峻別

労働基準監督官が実施する犯罪捜査は、本条に定める権限に基づく事業場への立ち入り、関係者の質問、帳簿等の書類その他の物件を検査する行為と峻別しなければならない。後者はあくまでも労働監督のために認められた行政上の権限の行使であり、犯罪捜査を目的とするものではないからである。

したがって、労働基準監督官が司法警察員として本法違反の捜査を行う場合に、前条の行政上の権限行使の場合と違い、裁判官が発する令状がなければ、差押え、捜索又は検証することができない⁷²。

安衛法はもともと行政法規であり、罰則規定を設けたことにより、罰則規定の適用場面で刑罰法規に変身するものである。そのため、本来行政法規である安衛法は、刑罰法規の適用場面では、罪刑法定主義に服して、厳格に解釈されることになる。

罪刑法定主義とは、どのような行為が犯罪となるか、その犯罪に対してどのような刑罰が科せられるかということ、あらかじめ法律で明確にしていなければ、ある行為を犯罪としたり、刑罰を科すことは許されないという刑罰法規に関する原理である⁷³。

そのことから、刑罰法規として労働安全衛生法の規定を解釈する場合、規定の文言からその意味・内容を明らかにする文理解釈や、規定の文言の意味を拡大して規定の内容を明らかにする拡張解釈は認められる

が、規定の文言から類推して規定の内容を明らかにする類推解釈は禁止されることになる。

これに対して、行政法規は多少内容がいまいで拡張して解釈する余地があるほうが、行政が円滑に遂行でき行政目的を達成することができるという側面があり、行政解釈も、行政目的の達成という合目的な解釈が認められるには当然であり、規定の文言を足がかりにして類推して解釈することも、行政上の必要があれば、可能だと考えられる⁷⁴。

労災防止という立場から、行政により行政法規の類推解釈、拡張解釈がなされる一方で、刑罰法規の適用の場面では、罪刑法定主義から解釈が制限され、適用範囲が縮小するという現象が生じる（行政監督と司法処分の乖離）⁷⁵。現場で監督行政を担う労働基準監督官は、こうした乖離を認識して権限行使をする必要がある。

5.7.2 実際の運用・手続き⁷⁶

通常、工場や建設現場、事務所などに行く「臨検」（臨検監督）は、原則的にはすべて「行政上の監督権限」として実施している。

したがって、事業者の同意の下に臨検を実施し、行政処分としての「使用停止等命令」、行政指導としての「是正勧告書」「指導票」の交付を行い、是正を求め、併せて報告（是正報告書）を求める。「行政上の監督権限」として臨検する場合は「労働基準監督署です。」と名乗って臨検を行う。

事業場に行く場合は、あらかじめ通知をして赴く場合と、非通知で赴く場合があるが、事案によってケースバイケースである。

使用停止等命令の行政処分に対して是正しない場合や、是正勧告に対して是正をしない場合で悪質な法違反の場合は、司法事件に移行することがある（被害額や悪質度数など事案の軽重も関係するが。）。

司法事件となる場合は、刑事訴訟に基づき適正な手続きが定められているので、それにより実施する。

したがって、例えば、災害調査の場合は「行政上の監督権限」として実施しているが、災害調査の途中で重大な法違反が認められ司法事件としなければならないと判断したときは、「ただいまから、労働安全衛生法違反被疑事件として捜査に移りますので、実況見分として行います。」「〇〇さんに立会人になっていただきます。」と宣言したうえで、刑事訴訟法に基づく捜査に入る（移行する）。つまり、「行政上の監督」と「捜査」をある時点で厳密に区別している。

実況見分は任意捜査である。相手の事業場が拒否したり、隠蔽工作をしたり、任意の捜査ができないと判断されたときは、検証令状又は搜索差押許可状を裁判所に請求して強制捜査を行う。

労働基準法違反で送検するケースは、定期監督や申告監督等で事案が悪質である場合に実施する。その場合は、使用者に対して「労働基準法違反被疑事件として捜査する。」と宣言して実施する。

相手が否認せず、また捜査に協力する場合は任意捜査として証拠を提出させ、「参考人調書」「被疑者調書」を作成して送致（通常「書類送検」）する。相手が非協力的である場合は、搜索差押許可状を請求して家宅捜査を実施して証拠を収集するほか、

件数は少ないが被疑者を逮捕して送致することもある。告訴、告発の場合は、刑事訴訟法上必ず捜査し、違反の有無を問わず書類を検察庁に送らなければならない。この場合の送検は「送付」といい、通常事件の「送致」と区別されている。

搜索差押（家宅捜査）は、ごく普通に行われている。

6. 第92条

6.1 条文

第92条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

6.2 趣旨

本条は、労働基準法102条の規定と同じく、労働基準監督官が前条の行政上の権限を行使できるだけでなく、本法違反の罪において、特別司法警察職員として、刑事訴訟法が規定する司法警察員の職務も行い得ることを定めている。本法違反の捜査は、高度に専門的であることが多く、特別な知識と経験を必要とするため、労働基準監督官に特別司法警察職員としての職務を行わせることとした。

6.3 沿革

工場法の時代には、各府県の警察部が工場法の実施に関する地方の事務を主管していたため、同法違反の罪に係る司法手続は警察部が行っていた。

しかし、戦後になって労働行政が警察行政から分離されると、労基法違反の罪に関する犯罪捜査について専門的な知識、経験

を必要とすることから、労働行政に関する専門性を有する労働基準監督官をして労基法違反事件に関する司法警察員の職務を行わせることとなった。

そして、労働安全衛生法が労基法から分離したことにより、同法違反事案についても労働基準監督官が司法警察員の職務を行うこととした。

6.4 司法警察員の権限

本条にいう「司法警察員」とは、刑事訴訟法第 39 条第 3 項でいう「特別司法警察職員」をいう。（刑事訴訟法第 190 条は、「司法警察職員として職務を行うべきもの及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める」としたうえで、刑事訴訟法第 39 条第 3 項で、「司法警察職員は、司法警察員と司法巡査に区分される」と定めている）。

司法警察員は、通常、逮捕状の請求（刑事訴訟法第 199 条第 2 項）、捜索・差押・検証令状の請求（刑事訴訟法第 218 条第 4 項）、検察官への事件送致（刑事訴訟法第 246 条本文）を行う権限を有する（司法巡査はこれらを行う権限がない）。

7. 第 93 条

7.1 条文

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第 93 条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第 37 条第 1 項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、

事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

3 労働衛生専門官の職務としては、第 56 条第 1 項の許可、第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告、第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示、第 65 条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 前 3 項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官の配置、職務について定めている。

産業安全専門官及び労働衛生専門官（7.4 で詳しく述べる）は、安衛法施行のための事務のうち安全衛生に関する専門的知識を必要とするものをつかさどるとともに、事業者、労働者など関係者に対し、必要な事項の指導及び援助を行うため、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置しなければならない（第 1 項）。

労働安全専門官は、「労働者の危険」を防止するスタッフとして、労働衛生専門官は、「労働者の健康障害」を防止するスタッフとして指導及び援助を行う。

産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」（昭和47年9月30日労働省令第46号）（以下「専門官規程」という）が定めている（第4項）。

7.3 沿革

産業安全専門官及び労働衛生専門官については、かつては、旧産業安全専門官規程（昭和36年労働省訓令第1号）及び旧労働衛生専門官規程（昭和41年労働省訓令第3号）によって設置されていたのであるが、昭和47年に安衛法が制定された際、法律上の制度として確立した。

法制上、産業安全専門官及び労働衛生専門官の制度ができた背景事情は、以下の通りといわれる⁷⁷。

労働基準監督官だけでは安衛法の膨大な業務が処理できないこと、技官は事業場への立入権限がないこと、労働基準監督官には文系監督官と理系監督官がいるが（7.4で詳しく述べるが、採用試験を文系と理系で分けて採用している）理系監督官が少ないこと（20～30%程度）、安全衛生のウェットが増してきたこと、技術が高度化しており専門的知識を有する者を育てる必要が生じたこと、技官の処遇の改善が必要なこと等からこの制度ができたのではないかと
いわれている。

7.4 資格・配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官のうち、厚生労働省には中央産業安全専門官又は中央労働衛生専門官を配置し、都道府県労働局及び労働基準監督署には、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官を配置

しなければならない（「専門官規程」第1条）。

中央産業安全専門官及び中央労働衛生専門官は、厚生労働省労働基準局に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表（一）に定める職務の級が4級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は、都道府県労働局に置くものにあつては、都道府県労働局に勤務する職務の級が3級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、労働基準監督署に置くものにあつては労働基準監督署に勤務する職務の級が2級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから任命する（「専門官規程」第2条）。

7.5 職務

産業安全専門官及び労働衛生専門官は、官名ではなく職名である。労働基準監督官又は技官が就くが事務官はならない。

産業安全専門官は、特定機械等の製造の許可（第37条第1項）、安全衛生改善計画のうち産業安全に関する事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務並びに労働災害の原因の調査をはじめとして労働安全に関すること、技術に関する情報の収集に関すること、安全に係る技術基準に関すること等をつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う（第2項）。

労働衛生専門官の職務は、有害物の製造許可、新規化学物質の有害性調査に係る勧告、化学物質の調査指示、作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画のうち労働衛生に係る事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務⁷⁸、労働災害の原因の調査をはじめとして労働衛生コンサルタントに關すること、作業環境基準の普及に關すること、有害物の表示および有害性の調査に關すること、健康の保持増進の推進に關すること、労働衛生に關する情報の収集に關すること等があり、そのほか、労働衛生教育の実施及び援助等がある（第3項）。

7.6 実際の配置、職務⁷⁹

7.6.1 実際の配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官の配置、職務について、法令上は上記のように定められているが、実際の配置、職務については、以下のようなものである。

安全専門官、衛生専門官は都道府県労働局の場合は「健康安全課」に配置される。労働基準監督署の場合は、方面制署（大規模の労働基準監督署関係では法令に關する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う部署である「方面」を置く）の場合は「安全衛生課」に配置され、課制署（小規模の労働基準監督署では「方面」ではなく「監督課」を置き、2課ないし3課制をとる）の場合は「安全衛生課」又は「監督・安衛課」に配属される。

技官が労働基準監督署の安全衛生課長になった場合でも、併せて安全専門官か衛生専門官の発令をする。技官のままでは立入権限がないためである。労働基準監督官が

安全衛生課長になっても安全専門官や衛生専門官の発令はされない。実益がないためである。

ただし、労働局の健康安全課に所属する場合は、労働基準監督官であっても安全専門官か衛生専門官の発令をする（行政職俸給表（一）の三級以上の場合。）。これは、健康安全課内での職務の分担のためだが、人員が少ない労働局の健康安全課の場合は、安全専門官か衛生専門官のどちらか1名しかいない場合もある。

技官の採用時点では「厚生労働技官」だが、行政職俸給表（一）の三級以上になると、地方労働局又は労働基準監督署の産業安全専門官又は労働衛生専門官に発令される可能性が出てくる（それまでは、安全係長などの職名である。）。

なお、2008年から厚生労働技官の採用が停止され、労働安全衛生分野での専門的知識を有する職員の不足が問題とされている。従前監督署ごとに1名配置されていた技官は、現在では1名の技官を複数の監督署に併任発令している。将来的にはゼロになることが予想される。現在、技官の人数は都道府県労働局基準サイドの全職員の数%程度である。

7.6.2 具体的な職務

安全専門官と衛生専門官の具体的な仕事だが、安全専門官は安全関係（ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、安衛則の安全関係条文を所管することから、ボイラー、クレーンの検査、足場や機械などの安全関係の88条の計画届の審査など）を担当する。

衛生専門官は衛生関係（じん肺法、作業環境測定法、有機則、特化則、石綿則、粉

じん則、酸欠則、鉛則などの衛生関係規則、安衛則の衛生関係条文を所管することから、じん肺の健康管理区分の決定事務（労働局のみ）、健康管理手帳の事務（労働局のみ）、有機則、特化則の適用除外許可、健康診断・ストレスチェック関係事務、局所排気装置・プッシュプル型換気装置などの衛生関係の88条の計画届の審査など）を担当している。

また、両官とも災害調査に同行することもある。

とはいうものの、上記のとおり、実際には、都道府県労働局の健康安全課には産業安全専門官か労働衛生専門官しかいない、労働基準監督署においても産業安全専門官か労働衛生専門官しかいないというのが現状であり、安全専門官・衛生専門官の名称に関係なく「安全衛生」の業務全般を担当しているのが現状である。

法にある「第三十七条第一項の許可」「第五十六条第一項の許可」「第五十七条の第四項の規定による勧告」、「第五十七条の五第一項の規定による指示」、「第六十五条の規定による作業環境測定」は、技術的な事項であるため都道府県労働局については健康安全課の安全専門官、衛生専門官、技官が担当しており、本省では安全課、労働衛生課の技官＝安全専門官、衛生専門官が担当しているようである。

「特別安全衛生改善計画」は、本省安全課、労働衛生課の所管なので、両課の安全専門官、衛生専門官が担当しているようである。

「安全衛生改善計画」（所謂「特安」「特衛」）は都道府県労働局長が指定するが、対象事業場の推薦は労働基準監督署が行う

ため、実際の指導は労働基準監督署が担当する。

労働基準監督署では、特安、特衛の事業場を担当労働基準監督官（又は各方面）に割り振って1年間監督指導（臨検、是正勧告、使用停止等命令、指導等）をさせる。したがって、各事業場から提出されてくる改善計画及びそれに対する進捗状況の確認等も担当労働基準監督官がすべて担当する。これについては、法条文では安全専門官、衛生専門官が担当することとされているが、技官である安全専門官、衛生専門官が単独で担当することは少ない。これは、技官である安全専門官、衛生専門官は、立入権限があり「指導」はできても、「監督」（是正勧告、使用停止等命令）ができないためである（同行することはある。）。

「届出」は、安衛法第88条に基づく届出だが、労働基準監督署の安全衛生課所管になっているので、同課所属の技官、安全専門官、衛生専門官、労働基準監督官が担当する。

7.7 関連裁判例

受託収賄被告事件（福岡地裁判小倉支部判平30.10.4）は、福岡労働局労働基準部健康課に所属して地方労働衛生専門官の職務に従事していたYが、O社から額面合計30万円の商品券の供与を受け、自己の本来業務ではない移動式クレーンの製造許可に関し、同部安全課所属の地方産業安全専門官Cへ許可決裁を速やかに行うよう働き掛けるなどしたことについて、「自己の職務に関し請託を受けて賄賂を収受した」と判断した事件であるが、事実認定において、産業安全専門官と労働衛生専門官の職

務を、以下のように詳細に述べており、参考になる。

＜認定事実と判旨＞

「労働安全衛生法により、都道府県労働局には産業安全専門官と労働衛生専門官を置くことが規定されており（同法93条1項）、前記福岡労働局労働基準部の安全課には地方産業安全専門官が、健康課には地方労働衛生専門官が配置されている。

労働安全衛生法、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程等によれば、地方労働衛生専門官は、労働安全衛生法93条3項で規定される事務（健康障害を生ずるおそれのある物の製造の許可等、特に専門的知識を有する事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

また、地方産業安全専門官は、労働安全衛生法93条2項で規定される事務（移動式クレーン等の特に危険な作業を必要とする機械等として政令で定められた「特定機械等」の製造に関する許可等、特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

なお、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は、都道府県労働局に置くものにあつては都道府県労働局に勤務する職務の級が三級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するもの

のうちから任命するとされている（産業安全専門官及び労働衛生専門官規程2条）。実際、安全衛生業務を専門に行っている職員は、安全課と健康課のどちらかに配置され、両課をまたいで異動することが通常であり、職務経験を積んだ厚生労働技官は、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命されていた。

＜判決から汲み取るべき示唆＞

法令上は、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官が取り扱うことができる職務内容は明確に区別されているが、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官の職務内容は類似し、関連性が強く、安全衛生業務を取り扱うことで共通している。実際に、労働局の健康課と安全課では受付や審査等において相互に補助連携した事務処理が行われており、「一定の職務経験を積んだ後は、人員配置の都合によって、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命され得る」ため、健康課に所属する地方労働衛生専門官であったとしても、法令上の職務に限定されず、地方産業安全専門官が従事する特定機械等の製造許可審査に係る職務についても、一般的職務権限を有している」といえる。

8. 第94条

8.1 条文

（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）

第94条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第2項又は第3項の規定による事

務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第91条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

8.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官が、前条の事務を行うために必要な限度における権限について定めたものである。また、立入検査を行う際に必要な措置について規定している。

8.3 権限

産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条の事務を行うために必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、事業者、労働者その他の関係者への質問、帳簿、書類その他の物件の検査、作業環境測定の実施又は検査に必要な限度における製品、原材料もしくは器具の無償収去をすることができる（第1項）。

8.4 立入検査

産業安全専門官又は労働衛生専門官が、事業場に立ち入り、上記の事項を行う場合、その身分を示す産業安全専門官証票又は労働衛生専門官証票（「専門官規程」第5条、下図参照）を携帯し、関係者から要求があった場合には、それを提示しなければならない（第2項）。なお、この立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことは言うまでもない。

（第一面）



9. 第95条

9.1 条文

（労働衛生指導医）

第95条 都道府県労働局に、労働衛生指導医を置く。

2 労働衛生指導医は、第65条第5項又は第66条第4項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。

3 労働衛生指導医は、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。

4 労働衛生指導医は、非常勤とする。

9.2 趣旨

本条は、都道府県労働局に、労働衛生指導医を置き、労働衛生の専門医学的な立場から、労働衛生行政の展開に参画させることを定めたものである。その職務は、法第65条第5項が規定する都道府県労働局長の指示による作業環境測定の実施、法第66条第4項が規定する都道府県労働局長の指示による臨時の健康診断の実施について必要な意見を述べることや、作業環境の改善、

健康管理の推進など労働者の衛生の確保に必要な事項に関し調査や指導を実施することである。

労働衛生指導医は、労働衛生に学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。その任期は2年で、都道府県労働局に勤務する非常勤の国家公務員となる。

9.3 沿革

労働衛生指導医については、すでに昭和43年5月に労働衛生指導医規程（昭和43年労働省訓令第4号）により、労働者の衛生環境の改善、職業疾患の予防その他の労働者の衛生の確保に資するため、都道府県労働局長が必要と認めたものを労働衛生指導医として都道府県労働局に置き、医学上の調査、指導を実施していた。本条は、これを引き継ぎ、法律上の制度とした規定である。

9.4 職務

労働衛生指導医の職務は、法第65条第5項及び法66条第4項の指示に関する事務その他、労働者の衛生に関する事務に参画することである。

例えば、法第66条第4項に関連して、鉛中毒が発生した事業場において、罹患労働者以外の労働者にも鉛中毒の罹患のおそれがあるような場合には、都道府県労働局長は、それらの労働者にも鉛に関する臨時の健康診断を実施するよう事業者に指示することができる。その指示の内容として、①労働者の健康保持のためなど臨時の健康診断の必要性の判断理由②健康診断の項目、③実施すべき労働者の範囲などを明示することが必要とされるため、このような指示

について、その必要があるか否かの判定、指示する必要がある場合には、健康診断の項目、実施すべき労働者の範囲などを明示して行うこととされているので、その事務には専門的な医学的知識が必要となるため労働衛生指導医を参画させることとなる⁸⁰。

また、この事務のほか、作業環境測定、作業環境の改善、職業性疾患の予防その他労働者の健康確保に資するために必要な事項、例えば新しい原材料、作業方法などに起因する健康障害の発生原因の調査や予防対策の検討、衛生管理特別指導事業場の指導上とくに必要な事項についての検討などが、その職務となる。

10. 第96条

10.1 条文

（厚生労働大臣等の権限）

第96条 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査さ

せることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第123条第1号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前条第2項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

5 第91条第3項及び第4項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査をさせること、②コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入って、その業務に関係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせること。③厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができることを定めている。

本条第1項でいう「その職員」とは、型式検定は小型ボイラーや第二種圧力容器など安全関係なので、本省労働基準局安全課の中央産業安全専門官が基本だが、同課の技官も該当する。⁸¹

10.2 趣旨

本条により、厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、①型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入って、関係者に質問させ、

10.3 内容

10.3.1 型式検定合格証の失効に係る調査権限

安衛法は、一定の機械等について、それらを製造・販売を行う者に対して、当該機械について、ユーザーたる個々の事業者の手に渡って使用されるに至った段階において安全を確保するために、所期段階で必要

な措置を講ずべきことを罰則付で義務付けている。

この製造・流通規制が課せられる機械等は、①特に危険な作業を必要とする特定機械等、②特定機械等以外の機械等で、危険もしくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険もしくは健康障害を防止するために使用するもの、③動力により駆動される機械等で、作動部部上の突起物又は動力伝導部分もしくは調速部分に所用の防護措置が施されていないものの3通りに区分されている。

法第42条は、上記②の特定機械以外の機械で一定の機械等については、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を備えたものでなければ、譲渡、貸与又は設置してはならないとしている。

そして、法第42条の対象となる機械等のうち、一定のものを製造し、又は輸入した者は、当該機械等について、所定の規格又は安全装置を具備しているかどうかの確認のため、検定をうけなければならない（法第44条、第44条の2）。この検定には、個別検定と型式検定の二種類がある。

型式検定に合格した機械等が製造・流通段階では安全性を確保していても、ユーザーが個別に使用する際に必要な規格等を具備していないなど法第44条の4所定の場合には、厚生労働大臣は当該機械等についての型式検定合格証の効力を失わせることができる（法第44条の4）。

本条第1項は、厚生労働大臣が型式検定合格証を失効させる前提として、必要と認めた場合、当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式に係る機械等もしくは設備等の所在すると認める場所に、その職員を

して立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等その他の物件を検査させる権限を与えている。

10.3.2 コンサルタンの登録取消しに係る調査権限

コンサルタントの登録の取消し（法第85条参照）の権限を有していること、

法第78条は、厚生労働大臣は重大な労働災害が発生した場合において、その再発を防止するために必要と認めるとき、事業者に対して、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）を作成、提出することを義務付けている。

厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成、提出を指示した場合、専門的な助言を必要とすると認めるときは、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成または変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる（法第80条）。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントになろうとする者は、厚生労働大臣の行う試験を受け、この試験に合格した者を厚生労働省に備える労働安全衛生コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に登録されて、はじめて労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントになる（法第84条）。

当該試験に合格したとしても、第84条所定の欠格事由に該当するものは、登録を受けることができず、また、登録後、所定の欠格事由に該当した場合、厚生労働大臣は

その登録を取り消さなければならない（法第 85 条）。

本条第 2 項は、この登録取消しの前提として、厚生労働大臣は、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿もしくは書類を検査させる権限を与えている。

10.3.3 登録製造時等検査機関等への立入りなどの権限

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラーや第一種圧力容器等につき、製造時等検査を行う者）、登録性能検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラー、第一種圧力容器等につき、定期的に損傷の有無等の状況をチェックして、継続して使用できるかを見極める検査（性能検査）を行う者）、登録個別検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、第二種圧力容器、小型ボイラー等につき、労働安全衛生法所定の構造、材料等の要件を満足しているか否かを確認するため、製造時又は輸入時に個々に検定を行う者）及び登録型式検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、動力プレス、安全器具等の譲渡、貸与、設置にあたり、機械等の型式ごとに行われる検定を行う者）の登録の取消し（法第 53 条、法第 53 条の 3、法第 54 条及び法第 54 条の 2）、指定試験機関の取消し（法第 75 条の 3）等を行う権限を持ち、また、都道府県労働局長は、登録教習機関（建設機械等の運転・操作や作業主任者となるのに必要となる免許又は技能講習に関する学科・実技教育を行うことを目的として都道府県労働局長より登録された機関）

の登録の取消し（法第 77 条第 3 項）等を行う権限を持つ。

本条第 3 項は、こうした登録製造時検査機関等の登録取消しの前提として、その職員をして、これら機関等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係がある帳簿、書類その他の物件を検査させる権限を与えている。

10.3.4 労働衛生指導医の立入り権限

労働衛生指導医は、作業環境測定の指示（法第 65 条第 5 項）、臨時の健康診断の指示（法第 66 条第 4 項）等の事務に参加するものである（法第 95 条第 2 項）。

本条第 4 項は、都道府県労働局長に、労働衛生指導医を、これらの事務に参加させるため必要があると認められるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定もしくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させる権限を与えている⁸²。

10.3.5 証票の携帯

上記職員が本条各項に基づき立入検査を行う際には、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない（本条第 5 項）。

10.4 罰則

この規定による強制立入り、検査等は国内に存する事業場、物件等についてのみ認められる。これを拒んだ者等に対しては、罰則の適用がある（第 1 項、第 2 項、第 4 項の阻害行為は 50 万円以下の罰金（法 120 条第 4 号）、両罰規定（122 条）、第 3 項

の阻害行為に対しては 50 万円以下の罰金（法 121 条第 3 号）。

外国事業者の事業場等の検査等については、第 44 条の 4 第 3 号に規定されており、これを拒んだ者等に対しては、労働大臣は、型式検定合格証を失効させることができる（昭和 58・8・1 基発第 419 号）。

11. 第 96 条の 2

11.1 条文

（機構による労働災害の原因の調査等の実施）

第 96 条の 2 厚生労働大臣は、第 9 3 条第 2 項又は第 3 項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に、当該調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 9 4 条第 1 項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 機構は前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第 9 1 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 2 項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第 3 項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものと

する。

11.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣が必要があると認めるときに、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、労働災害の原因調査、立入検査を行わせることができ、立入検査を行わせたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならないことを規定したものである。

11.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加されたものである。

平成 17 年度まで特定独法であり国家公務員身分を有していたが、平成 18 年度から特定独法でなくなり国家公務員ではなくなったための措置とされている。

平成 28 年 4 月 1 日に、独立行政法人労働者健康安全機構（以下、「機構」という）は、独立行政法人労働者安全衛生総合研究所（平成 18 年 4 月 1 日発足、以下「総合研究所」という）と独立行政法人労働者健康福祉機構（昭和 24 年「財団法人労災協会」として発足）が統合し、①勤労者医療の充実、②勤労者の安全向上、③産業保健の強化を理念として発足した。統合前の総合研究所は、安全衛生に関する専門の研究所であり、厚生労働省傘下にあった産業安全研究所と産業医学総合研究所が母体となっているため、機構は、この分野の高度な専門の技術、知見、ノウハウを継承していることから、国による災害原因調査に参画させたものである。

11.4 機構の目的と組織

機構は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対する研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設立された（独立行政法人労働者健康安全機構法（以下では「機構法」という）第3条）。

機構は、労働者の健康と安全を守るため、現場ニーズの把握を踏まえた課題研究や行政機関、事業場、学会、災害防止団体との連携を通じて、労働災害や疾病を減少させるというミッションに統合後も変わりはなく、日本で唯一の労働安全衛生を総合的専門機関として労働安全衛生施策の基礎となる科学的知見を提供するという重要な役割を担っている。

主要な研究としては、①労働者の健康保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等の調査研究、②安全衛生指針の策定のための研究、③労災病院等と連携した、過労死、脊髄損傷、産業中毒等の共同研究などである。

機構法第12条第2項は、安衛法第96条の2第1項の規定による調査及び同条第2項の規定による立入検査を行うと規定している。

平成26年度から5年間を対象とした中期目標のうち、労働災害調査業務に関しては、①安衛法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣 などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うこと、②原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと、③調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種 災害の再発防止対策の普及等に努めること、④災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること、があげられている。

災害調査等については、機構内の労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。

11.5 内容

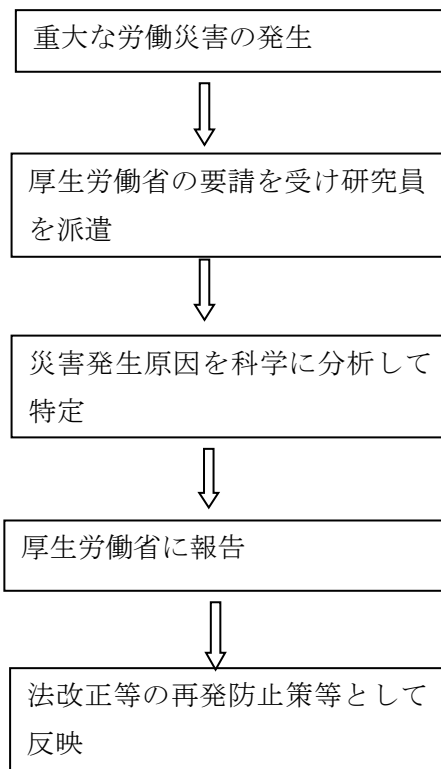
11.5.1 機構による労働災害調査

厚生労働大臣は、第93条第2項又は第3項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、機構に、当該調査を行わせることができる（第1項）。

「当該労働災害の規模その他の状況から

判断して必要があると認めるとき」とは、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明」の必要がある場合であり、労働基準監督官等では難しい事案について調査を行っている⁸³。

機構における本条第1項に基づく災害調査の流れは以下のようなものである⁸⁴。



調査の実績としては、厚生労働省からの依頼に基づき、労働災害に対応した件数は平成29年度は新規に9件であった⁸⁵。

労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所は、災害調査実施後、一定の期間が経過し公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に関する視点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページで公表している⁸⁶。

実施件数からも明らかなように、災害調査は、厚生労働大臣の指示が前提となる行

政措置ではあるが、強制権限の行使でもあるため、運用は慎重なものとなっている。そのため、災害予防という制度趣旨に叶っていないのではないかとこの疑問が呈されている⁸⁷。

平成29年度の調査実施件数は、9件、調査結果等報告13件、鑑定等12件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等7件、行政機関依頼調査1件となっている⁸⁸。

11.5.2 機構職員による立入検査等

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第94条第1項の規定による立入検査（本条第1項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる（本条第2項）。

また、厚生労働大臣は、機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする（本条第3項）。

なお、機構は本条第3項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない（本条第4項）。

実際に、厚生労働大臣が機構の職員にどの程度立入検査を行わせているかについては、公表されていない。

12. 第96条の3

12.1 条文

（機構に対する命令）

第96条の3 厚生労働大臣は、前条第1項に規定する調査に係る業務及び同条第2項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に

対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

12.2 趣旨

厚生労働大臣は、労働災害の原因調査、立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、これらの業務に必要な命令をすることができる。

12.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加された。

12.4 命令

厚生労働大臣は、法第 96 条の 2 第 1 項に規定する調査に係る業務及び同条第 2 項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

厚生労働大臣が本条に基づき命令することは現実にはあまりないようであるが、厚生労働大臣が機構に行わせるとした第 96 条の 2 の災害調査（第 1 項）の内容に不備があったときや違法な災害調査をしたとき、立入検査（第 2 項）の際に証票を携帯せず、また関係者に提示しなかったとき（第 4 項）、大臣が指定した立入検査の場所や指示に従った立入検査をしなかったときなどが考えられる^{89）}。

13. 第 97 条

13.1 条文

（労働者の申告）

第 97 条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

13.2 趣旨

本条では、労基法第 104 条の規定と同様に、労働者に労働基準監督機関に対する申告権を保障している。

このような労働者の申告権は、安衛法の遵守のために、労働基準監督機関による監督だけでなく、労働者からの申告によって監督機関の権限の発動を促すことによって、適正な安全衛生行政の実効性確保のために保障されている。そのため、事業者が、本条第 2 項の規定に違反して、労働者に対し、解雇その他の不利益な取り扱いをした場合には、6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処するという罰則規定を置いている（法第 119 条第 1 号）。

13.3 沿革

本条は、労働基準法第 104 条の規定と同じ思想に源を発する。ILO の「労働者保護を目的とする法令及び規則の実施を確保する為の監督制度の組織についての一般原則に関する勧告（第 20 号）19 条は、「労働者及其の代表者は、其の使用せらるる事業

場に於ける欠点又は法令違反に関し監督官に自由に通報する為一切の便宜を与へらるべきこと。此の種の異議は、監督官に依り遅滞なく能ふ限り取調べらるべきこと。並該異議は、監督官に依り絶対に秘密に取扱はるべく且取調を目的とする臨検が異議の接受の結果行はるるものなることを使用者又は其の役員に何等覚知せしむべからざることを緊要とすること。」と規定している。本条はこの勧告の趣旨に沿い、労働者からの異議の通報と迅速な監督の実施及び申告の保障を定めたものである。

13.4 申告権の内容

本条にいう申告とは、「行政庁に対する一定事実の通告」であり、労働者が違反事実を監督機関に通告することにより、行政上の権限の発動を促すことを目的としている。

申告できる事実は本法及び本法に基づいて発する命令に違反する事実で、必ずしも犯罪を構成する事実である必要はなく、本法各条の構成要件に該当する事実であればよい⁹⁰。

13.5 申告と労働基準監督官の監督権限の発動

本条にいう申告は、労働基準監督官の監督権限の発動を促すものであるが、申告を受けた監督機関は、労働者からの申告があったからといって、それに基づく監督や調査の実施が義務付けられるわけではない。

青梅労基署長事件（最三小判昭 57. 4. 27）では、「申告は、労働者が労働基準監督官に対して事業場における同法の違反の事実を通告するものであるが、同法はその申告

をしたことを理由に労働者に不利益な取扱をしてはならない旨を定めるのみで、その申告の手続きや申告に対応する労働基準監督官の措置についての別段の規定を設けていないことからして、労働基準監督官の使用に対する監督権発動の有力な契機をなすものであっても、監督官に対してこれに対応して調査などの措置をとるべき職務上の作為義務まで負わせたものと解することはできない」とした東京高裁判決（昭 56. 3. 26）を正当として是認した。

しかし、労基法第 104 条の規定は、使用者が申告をしたことを理由に労働者を不利益に取扱ってはならない旨を定めるだけであるが、本条では、「是正のため適切な措置をとるように求めることができる」としていることに留意が必要である。

もつとも、本法の申告は労働者の安全衛生に関する申告であることから、特定の安全衛生措置を講じるか否かは労働行政の裁量であるとしても、申告内容が労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想される場合には、当該事実に関する調査を実施する義務を課すものと解すべきである⁹¹。

13.6 本条違反の不利益取扱いの効力

本条 2 項は強行規定であり、これに違反する不利益取扱いは、それが解雇等の法律行為である場合は無効であり、いじめ等の事実行為である場合は不法行為となる。

「不利益取扱い」には、解雇、配転、降格、懲戒などの法律行為のみならず、雇止め、及び人格的利益の侵害等の精神的苦痛を与えることが含まれる⁹²。

「申告をしたことを理由として」とは、事業者の報復的意思の存在を指すというべきであり、事業者が労働者がなした申告を認識し、当該労働者に対して報復として不利益な取扱いを行う場合を指す。こうした使用者の報復的意思の存否は、使用者の単なる表面上の理由にとらわれず、当該不利益取扱いをするに至った経緯、他の労働者との対比等一切の要素を総合的に考慮して判断しなければならない。なお、不利益取扱いをする理由が複数競合している場合には、使用者が当該不利益取扱いをするにあたって、労働者が申告したという事実が決定的な動機となっている場合をいうと解される⁹³。

この点に関する裁判例（太洋鉄板事件・東京地判昭 25. 12. 28）は以下の通りである。

太洋鉄板事件は、労働者 X が就業中に熱傷を負い、その結果身体障害を残存させ、以前のように労働することが出来なくなったこと、勤務先 Y が労働基準法所定の災害補償金を支払っていないことにつき、X が、亀戸労働基準監督署へ申告したところ、同署は補償決定をした。この後、Y は、「職務上の命令に不当に反抗し、職場に秩序を乱し、又は乱そうとしたとき」に当たるとして、X を解雇した。これに対し、X は、本当の解雇理由は、労基法違反の事実を監督署に申告したことにあるとして、当該解雇は労基法 104 条 2 項に違反するとして、効力停止の仮処分を申請したものである。

判決は、「本件解雇が亀戸労働基準監督署の災害補償決定がなされた直後に行われたこと」、会社代表取締役が X らに、「会社の機密を外部へ洩らすような者を雇用しておくわけにはいかないという趣旨の発言

をした」ことが疎明されたことを理由として、「総合すれば Y の本件解雇の決定的な理由は X だが、労働基準法に違反する事実を労働基準監督署に申告したことに判断せざるをえない」などとして、本件解雇が労働基準法 104 条の第 2 項の規定に反するものであり、「これらの解雇の意思表示は無効である」としている。

14. 第 98 条

14.1 条文

（使用停止命令等）

第 98 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項又は第 34 条の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

3 労働基準監督官は、前 2 項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行うことができる。

4 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者（当該仕事为数次の請負契約によつて

行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

14.2 内容

14.2.1 趣旨

本条は、安衛法（上の安全衛生基準）の実効性を広く確保するために、規定に違反する事実がある場合に、行政機関が、違反した事業者、注文者等に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物の全部又は一部の使用停止又は変更その他、労働災害を防止するための必要な事項を命ずることができることを規定したものである。

法令違反は通常監督指導を通じて是正措置が図られるが、本条は、労働災害防止を未然に防止するため、違反状態の回復措置が必要急務であると認められる場合に着目して定められた⁹⁴。

その一環として、労働基準監督官が現場に臨んで急迫した危険があると認めるときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限をは即時に行使し、使用停止又は変更を命ずることができるとしたものである⁹⁵。

14.2.2 沿革

工場法は第13条で、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害する虞があると認めるとき、労働監督機関は、予防又は除害のため、必要な事項又は使用の停止を命じうることを規定していた。

旧労働基準法も、その趣旨を受け、第55条で、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍その他附属建設物若しくは設備または原料若しくは材料が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命じることができると規定していた。

工場法が工場の新設について監督上必要な事項を規定することがなく、できあがった建設物、付属建設物等又は設備について監督規定を設けるに止まったのに対し、旧労働基準法は、第54条において、それらの新設移転又は変更について必要な監督権限（基準に則して届出させたいうで、必要に応じ、工事を差し止め、使用を停止させること）を定めるとともに、これを補う意味で、工場法第13条と趣旨を同じくする第55条を設けた。それは、たとえ、新設、移転、変更が安全衛生基準に適合し、適法に行われた建設設備等であっても、その後の変化により安全衛生基準に違反する状態に陥ることがあるので、こうした場合に対処するには、使用停止命令等による行政監督が必要だと考えられたからである⁹⁶。

その後、労働安全衛生法が労働基準法から独立分離したときに、旧労基法第55条の趣旨は、現在の第98条に引き継がれた。

14.2.3 都道府県労働局長等の使用停止等命令

14.2.3.1 使用停止等命令の発出要件

都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、事業者、注文者、機械等貸与者又は建設物貸与者に対して、本条により使用停止等を命ずることができるのは、本条に列挙

された条文の規定に違反する事実がある場合である。法第 99 条による使用停止命令等が、法令違反がない場合であっても、発出できるのとは異なっている。

本条は、次の場合に、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、関係者に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他、労働災害を防止するため必要な事項を命じることができることを規定している。

- ① 法第 20 条（機械設備、爆発物等による危険の防止義務）、法第 21 条（掘削・墜落等による危険の防止義務）、第 22 条（健康障害防止義務）、第 23 条（通路等の保全、換気、採光等の必要な措置）、第 24 条（作業行動について必要な措置）、第 25 条（危険急迫時の作業中止、退避等）の規定により事業者が講ずべき危害防止のための措置が講じられていない事実がある場合、
- ② 法第 25 条の 2 第 1 項（爆発・火災等による労働者の救護措置）又は第 30 条の 3 第 1 項（特定元方事業者等の講ずべき措置）若しくは第 4 項の規定により事業者、元方事業者等が講ずべき救護に関する措置が講じられていない事実がある場合、
- ③ 特定事業の仕事を自ら行う注文者（他者に仕事を請け負わせているが、丸投げせず、自らも仕事を行う者。他者に丸投げする者を含まない点で（特定）元方事業者とは異なる場合があり、他者から仕事を請け負う者も含む点で、発注者

とは異なる。ただし、法第 31 条第 1 項の措置義務は、第 2 項によって、最も先次の注文者のみに課されているので、その点では（特定）元方事業者と似ている）で、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるものが、当該建設物等について、法第 31 条第 1 項の規定により当該労働者の労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合、

- ④ 法第 33 条第 1 項の規定により機械等の貸与を受けた事業者の事業場において、機械等貸与者が、当該機械等による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合
- ⑤ 法第 34 条の規定により建築物貸与者が、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合

前記①から⑤までに記されているような場合には、事業者、元方事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者が法令違反の状態にあることとなるが、これをたんに事後的に刑罰権の行使をもって処罰するだけではなく、労働災害を未然に防止するため、危険な法令違反の状態を直ちに解消させようとするものである⁹⁷。

命令の発出は、上記の各規定の定める安全衛生措置の不履行を要件としているが、

安全衛生措置義務がどのような場合に発生するかについては議論がある。

例えば、事業者に対して労働者の墜落防止措置の義務を定めた労働安全衛生法第21条第2項及び、労働安全衛生規則第518条は、高さが2メートル以上という要件以外に墜落により労働者に危険が及ぼすおそれがあることをも要件としているから、具体的な危険の存在を必要としていると解すべきで、具体的に落下場所の模様、高度、当該労働者の年齢技量等を総合的に判断して墜落により労働者に危険が及ぶおそれがある場合でなければ事業者に安全措置義務が発生しないと主張があり得る⁹⁸。

これに対して、裁判例は、「労働安全衛生法規の定めは、労働災害の危険性をあらかじめ除去し軽減させ又は危険が生じないことを直接の目的として、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置の基準を示して、事業者はその安全措置を講じさせ、もって労働者の安全を確保せんとしていると解すべきであるから、右規則518条にいう墜落により労働者に危険が及ぼすおそれという点についてもその蓋然性まで要求されておらず、その可能性が認められることで足りる」としている（広島簡裁・昭和56年4月9日判例集未公開）。

確かに、安衛法の条文は、安全衛生措置義務の発生について、一定の客観的要件と共に「危険が及ぼすおそれ」などの要件を加えており、当該具体的状況において具体的な危険の存在を立証する必要があるのかのように読める。

しかしながら、安衛則の規定は、危険の内容を個別具体的に定めて安全衛生措置の

履行を求めているから、上記裁判例がいうように、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置義務が発生する要件示したものと解すべきであろう。

安衛則が定める具体的な「危険の内容」については、図8「「危険」の内容」を参照されたい。

しかしながら、安衛則の規定に定めた要件を充足する場合のみ安全衛生措置が発生すると考えると、技術革新により新たな危険が発生する現代において、労働災害の防止という観点から、安衛法の適用範囲を不当に狭めることになる。そこで、前回報告書は、「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要がある」と指摘している⁹⁹。

14.2.3.2 使用停止等命令の内容

使用停止等の処分は、建設物等が安全又は衛生に関する基準に反する場合に、専ら労働災害予防の見地から当該危険性を除去しないし回避するために必要な措置を関係事業者、安衛法第31条の注文者等に命じるものである。

したがって、使用停止命令を発するに当たって個々の事案の具体的な状況と、当該危険性に即して具体的に適切な内容の措置が要請される。

これらの処分の種類(類型)については、本条では作業の停止、建設物等の使用の停止及び変更のほか、その他労働災害を防止するため必要な事項と規定しているが、「そ

他」の措置として、（関係者に聴取したところ）危険な場所に関する立入禁止等を命じられた例が認められる。

都道府県労働局長等が命じうるのは、「作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項」に限られる。

使用の変更の範囲をどう画するかは、問題となっている規範の保護目的と当該建設物等の性質を考慮して決定される。例えば、安全装置の備え付け等が安衛則等で義務付けられている場合に、その備え付けを命じることが、使用方法の変更ということが可能である¹⁰⁰。

使用停止措置等の処分の具体的内容は、上記法違反の個別具体的状況に応じて様々である。

産業関係者へのヒアリングによると、具体的には、製造業において機械の歯車等の可動部がむき出しになっている場合に当該部分に覆い等を設けるよう命じた例や、建設業において本足場の作業床に手すりが設けられていない場合に労働者の作業を停止した上で手すりを設けるよう命じられた例が認められる。

使用停止等命令に際しては、事業者等に対し、「命令の対象物件等」、「違反法令」を記載して違反事実を明示し、違反法令ごとにそれぞれ「命令の内容」及び「命令の期間又は期日」を記載した書面（図9「使用停止等命令書（見本）」を参照されたい）が交付されている。

是正がなされるべき期間・期日までに命令内容が履行されない場合は、送検手続きをとることができる。この命令後に、違反

状態が是正された場合、事業者は、その旨を報告しなければならない。

14.2.4 労働基準監督官の権限行使

本条第3項は、法令違反の事実があることにより、労働者に急迫した危険があるときは、労働基準監督署官は、自ら使用停止等の権限を即時に行使することができることと規定している。

都道府県労働局長等の使用停止命令等の権限行使の要件である違法状態は、新設、移転等に際しての机上の審査により判明するものではなく、監督官が現場に臨んで発見する機会が多く、しかも場合によっては事態が急迫し捨て置きがたいこともあるので、労働基準監督官に即時執行権を認めることとされた¹⁰¹。

「労働者に急迫した危険があるとき」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態、すなわち、第1項又は第2項の規定による都道府県労働局長等の権限行使を待ってられないほど事態が急迫しているような場合をいう¹⁰²。

14.2.5 都道府県労働局長等の権限行使と裁量

労働監督機関は、事業者が本条にもとづき所定の規定に違反するとき、その権限を行使し、使用停止命令等を発する義務を負うのか、議論があるところである。

大東マンガン事件・大阪高判昭60・12・23判例時報1178号27頁は、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業していてマンガン中毒等に罹患したのは、事

業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことよるとして、国の国家賠償責任を問うた事案について判断した。

判決は、労働基準監督行政は使用者の安全衛生ないし労災防止義務の履行を確実にしめるために行政的監督を行うものであり、監督機関による監督権限は使用者に対して行使され、労働者に対して行使されるものでなく、監督機関が労働者に対して直接的に責任を負うものでなく、権限の行使も監督機関の裁量に委ねられているとした。

しかしながら、裁判例は、権限行使はすべて都道府県労働局長の裁量に委ねられているわけではなく、「右権限の行使は個別、具体的な事業場につき当該事業場の労働者保護を目的としてなされることに鑑みると、監督機関が具体的事案について右権限の行使・不行使について著しく合理性を欠く場合においては、当該労働者との関係で違法であり、国家賠償責任の生じる場合がないとはいえない。」としたうえで、「上記説示の労働基準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によつては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によつて危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかつた場合にこれを認めるべきであるということができよう。」としている。

こうした国賠法違反に対する判断枠組みは、労働行政の裁量を広く認めようとして、

権限濫用となる要件をかなり厳格に捉えたものといえる。

14.2. 6 注文者に対する勧告又は要請

請負契約によって行われる工事の施工中に本法の規定に違反した事実がある場合で、本条第1項による命令をした場合、都道府県労働局長等は、必要であると認めたとき、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

なお、昭和63年9月16日基発第601号の1では、発注者等に対する勧告又は要請(第88条第8項(現行では7項)及び第98条第4項)について次のとおり通達されている。すなわち、

- ① 第88条第8項(現行第7項)又は第98条第4項に基づく勧告又は要請は、当該仕事の発注者(第98条第4項の場合にあつては、注文者)が労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付していることを理由に行うこととしているものであり、したがつて設計図面において同法違反となる事項が明示されている場合等に行うものであること。
- ② 第88条第8項の「労働災害の防止に関する事項」及び第98条第4項の「労働災害を防止するため必要な事項」には、命令に基づく事業者の改善措置が迅速に講ぜられるよう配慮すること、今後、労働安全衛生法違反を惹起させる条件

を付さないよう留意すること等があること。

15. 第 99 条

15.1 条文

（使用停止命令等 2）

第 99 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

15. 2 内容

15.2.1 趣旨

本条は、前条第 1 項の場合以外の場合、すなわち、法令違反が認められない場合又は法令違反の断定ができない場合においても、「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」、労働災害を防止するために、事業者に対して、必要な限度で、作業の全部又は一部の一時停止、建築物等の全部又は一部の使用の停止の措置を命じることができる旨を規定している。すなわち、第 98 条の使用停止命令は、法令違反を要件として都道府県労働局長又は労基署長が権限を行使できることから、要件裁量がないのに対して、本条の命令は、労働災害発生の急迫した危険がありかつ緊急の必要があるときという要件があるとは

いえ、法令違反を要件としていない点で、実質的に要件裁量があるといえる。

本条に基づく命令は緊急措置命令と呼ばれる。

15.2.2 沿革

本条に相当する規定としては、1964 年に成立した旧「労働災害防止団体等に関する法律」（以下、災防法という）第 61 条が設けられていた¹⁰³。

旧災防法第 61 条第 1 項は、「都道府県労働局長は、労働基準法第 55 条第 1 項に規定する場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、作業の全部又は一部を一時停止すること、建築物等の全部又は一部の使用を一時停止することその他当該労働災害の発生を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。」と規定していた。

こうした規定を設けた趣旨は、労働災害の防止は、労働者の生命、身体にかかわる重大な問題であることから建築物、設備又は原材料が安全及び衛生に関し定められた労働基準法第 55 条第 1 項に反していない場合であっても、「労働災害の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において」都道府県労働局長が作業停止その他応急の質を講ずることができるようにする点にある¹⁰⁴。

旧災防法の規定はその後の改正により削除され、安衛法 99 条に同じものが規定された。

15.2.3 緊急措置命令の発出要件

本条に定める「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態で、かつ、労働災害の発生を防止するための措置を直ちに講じなければならない場合をいう。

15.2.4 本条に定める使用停止命令の内容

都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、必要な限度で命令することができる。この場合、都道府県労働局長等が命じうるのは、作業の一時停止等又は建築物等の使用の一時停止その他労働災害を防止するため必要な応急の措置を講じることである。

これは、本条が、労働災害発生の現実の差し迫った危険を取り除き、又は回避することを目的としており、労働災害の防止のための根本的な是正措置については、安衛則その他の規則の定めるところにより実施されるべきだからである¹⁰⁵。

こうした緊急の必要がある場合の措置命令を「緊急措置命令」といい、「緊急措置命令書」を事業者に交付する。緊急措置命令書については、図10「緊急措置命令書（見本）」を参照されたい。

労働基準監督年報によれば、緊急措置命令の発出件数は少なく、その実態を明らかにすることは容易ではないが、雪崩等の自然災害の急迫した危険がある場合に発出された例がある。また、例えば工場で危険有害物質が漏出している場合で、それに隣接する場所に事業場を有する他の事業者に対

して避難措置等を命じるときには、通常は当該他の事業者には労働安全衛生法違反が認められないことから、第98条ではなく本条による措置を行うことになると考えられる。

16. 第99条の2

16.1 条文

（講習の指示）

第99条の2 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、講習の科目その他第1項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

16.2 趣旨

本条は、都道府県労働局長が、労働災害が発生した事業場の事業者に対して、その事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という）。

このような規定が置かれた理由は、労働災害の発生状況からみて、無災害を長く続ける事業者がある一方で、災害を繰り返し発生させる事業場があり、各事業場の労働災害防止業務従事者の安全意識が十分でないことなど安全衛生管理体制に問題がある場合が多いからである。

16.3 内容

16.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、次のような労働災害発生事業場に対して、期間を定めて、指定する機関（指定講習機関）が行う講習を労働災害発防止業務従事者に受講させるよう指示する。

- ①死亡災害発生事業所
- ②重大災害発生事業所
- ③災害多発事業所

事業者は、この指示を受けた場合には、指示された期間内に、事業場の労働災害発防止業務従事者に講習を受けさせなければならない。また、事業主は、自らが労働災害発防止業務を担当している場合には、事業主が自ら受講することになる。なお、事業主とは、経営主体のことであり、事業者とは、経営主体及びそれと一体の者を含めたものをいう。

講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「労働災害発防止業務従事者講習修了書」（様式第 10 号）を交付することとされている（登録者令第 70 条第 2 項）。

17.2 趣旨

本法は、第 61 条第 1 項で、クレーンの運転その他の就業制限業務とその業務に就くことができる資格者を規定しているが、本条では、そうした資格者が、当該業務につ

16.3.2 講習の内容

労働災害発防止業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第 70 条第 2 項）。なお、これらの講習科目については、総括安全衛生管理者、安全管理者、統括安全衛生責任者ごとに、講習科目の範囲と時間が示されている（平成 21 年厚生労働省告示第 143 号）。なお、本講習の趣旨が、労働災害の再発防止にあることより衛生管理者を受講対象者とはしていない。

- ①事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策
- ②事業場の安全衛生に関する管理の方法
- ③安全衛生関係法令
- ④労働災害の事例及びその防止対策

17. 第 99 条の 3

17.1 条文

第 99 条の 3 都道府県労働局長は、第 61 条第 1 項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。

2 前条第 3 項の規定は、前項の講習について準用する。

いて、この法律またはこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合に、その再発を防止するために、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の

指定する者が行う講習を受けるよう指示することができることを定めたものである。

17.3 内容

17.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、就業制限業務従事者に対して、期間を定めて、都道府県労働局長が指定する機関（指定講習機関）が行う講習を受講させるよう指示する。この指示を受けた就業制限業務従事者は、指示された期間内に指定講習機関が行う講習を受講しなければならない。講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「就業制限業務従事者講習修了書」（様式第11号）（下図参照）を交付することとされている（登録省令第83条第3号）。

様式第11号（第84条関係）

就業制限業務従事者講習修了証	
第 号	
(ふりがな) 氏 名	年 月 日 生
住 所	
あなたは、労働安全衛生法第99条の3第1項の講習（ ）を修了したことを証します。	
年 月 日	
指定就業制限業務従事者講習機関 代表者 氏 名	印

〔備考〕
様式中（ ）内には、都道府県労働局長から指示を受けた講習の別を記入すること。

17.2.2 講習機関の指定

本条第1項の指定は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行う者（法人に限る。）の申請により行う（登録省令第82条第1項）。すなわち、

- ① 登録省令第26条第6号の業務に就くことができる者（クレーン運転士等に対する講習）
- ② 登録省令第20条第7号の業務に就くことができる者（移動式クレーン運転士等に対する講習）
- ③ 登録省令第20条第12号の業務に就くことができる者（車両系建設機械運転業務従事者に対する講習）

- ④ 登録省令第20条第16号の業務に就くことができる者（玉掛業務従事者に対する講習）

指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、当該者がクレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習（「就業制限業務従事者講習」）を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（登録省令第82条第2項）。

- ① 名称及び住所
- ② 就業制限業務従事者講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③ クレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習の別
- ④ 就業制限業務従事者講習を開始しようとする年月日

17.2.3 講習の内容

就業制限業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第83条第1項第3号）。なお、時間が示されている。

- ① 就業制限業務機械等の構造
- ② 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能
- ③ 就業制限業務機械等の保守管理
- ④ 就業制限業務機械等に係る作業の方法
- ⑤ 安全衛生関係法令
- ⑥ 労働災害の事例及びその防止対策

18. 第 100 条

18.1 条文

（報告等）

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で

定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

18.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣、都道府県労働局長または労働基準監督署長は、この法律を施行するにあたり必要があるときに、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者またはコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができることを定めている（第 1 項）。

また、登録時検査機関に対しても、必要な事項を報告させることができる（第 2 項）。さらに、労働基準監督署長だけでなく、労働基準監督官も、必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができると規定している（第 3 項）。

本条に基づく報告は、定型的報告と必要に応じて報告が求められる個別報告（安衛則第 98 条）に大別され¹⁰⁶、前者の種類は多岐にわたるが、とりわけ、労働者死傷病報

告は、行政機関の災害調査の端緒、引いては、統計データ活用により、労災統計から労災予防への応用が可能¹⁰⁷であるため、労災防止にとって重要な役割を果たしている。

なお、労働基準監督官の権限は、本法を施行するに際し必要な行政上の監督指導を行うために認められているものであって、司法警察員としての犯罪捜査を行うために認められているものではないことは言うまでもない。

18.3 沿革

工場法では災害（同施行規則第 26 条。疾病・負傷・死亡等の届出義務に違反がある場合の処罰規定）及び扶助（同第 26 条の 2）に関する事項のほかは報告義務を規定していなかった。実際上は、工場法が警察によって運用されていた関係から警察命令で各種の報告が要求されていた。

労働基準法の制定によって、法律の運用が労働省に委ねられたため、制定時の労働基準法第110条（現行104条の2）は、必要があるとき使用者及び労働者に対して報告又は出頭を要求できるとする一般的規定を設けた¹⁰⁸。

そして、昭和22年の同法施行規則第58条第2号は、事業場又は寄宿舎その他附属施設内における事故が発生したとき、所轄労働基準監督署長に報告することを義務付けている。上記事故としては、例えば、火災又は爆発の事故、一時に3人以上の埋没者、死傷者が発生した崩壊又は落盤の事故、一時に5人以上の死傷者が発生した事故があげられていた。

安衛法が制定されたとき、報告（死傷病報告を含む）を求める行政主体として、厚生労働大臣、都道府県労働局長が加えられ、義務主体も、事業者、労働者とされた。

その後の法改正により、報告の義務主体には、機械等貸与者、建築物貸与者、コンサルタントが加えられた。

18.4 報告すべき内容

18.4.1 報告すべき事項

本条第1項は「厚生労働省令で定めるところにより」とある通り、労働安全衛生規則やその他の各種規則で報告すべきものを定めている。具体的には、下記のとおりである。

(1)本条第1項に基づく報告

○安衛則；第2条（総括安全衛生管理者の選任）、第4条（安全管理者の選任）、第7条（衛生管理者の選任）、第13条（産業医等の選任）、第40条の3（指定事業

場における安全衛生教育の計画及び実施結果報告）、第52条（健康診断結果報告）、第52条の21（心理的負担の程度の検査及び面接指導結果の報告）、第87条の7（計画届免除認定を受けた事業者による安全衛生管理の実施状況等の報告）、第95条の6（有害物ばく露作業報告）、第96条（事故報告）、第97条（労働者死傷病報告）、第98条（報告・出頭命令の通知事項）、第664条（特定元方事業者が報告すべき事項）。

○ボイラー則；第4条（ボイラーの製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告）、第11条（移動式ボイラーの設置報告）、第45条（ボイラー使用休止報告）、第50条（第一種圧力容器の製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告）、第80条（第一種圧力容器の使用休止報告）、第91条（小型ボイラーの設置報告）

○クレーン則；第4条（検査設備等の変更報告）、第11条（クレーン設置報告）、第48条（クレーン使用休止報告）、第54条（移動式クレーンの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第61条（移動式クレーン設置報告）、第89条（移動式クレーン使用休止報告）、第95条（デリックの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第101条（デリック設置報告）、第133条（デリック使用休止報告）、第139条（エレベーターの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第145条（エレベーター設置報告）、第167条（エレベーター使用休止報告）、第173条（建設用リフトの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第202条（簡易リフト設置報告）

○ゴンドラ則；第3条（ゴンドラの製造許

可条件（設備等）の変更報告）、第32条（ゴンドラ使用休止報告）

○有機則；第4条（認定の申請手続等）、第30条の3（健康診断結果報告）、第31条（健康診断の特例）

○鉛則；第4条（認定の申請手続等）、第55条（鉛健康診断結果）

○四アルキル則；第24条（健康診断結果報告）

○特化則；第6条（認定の申請手続等）、第41条（健康診断結果報告）、第53条（事業廃止における報告）

○高圧則；第40条（健康診断結果報告）

○電離則；第41条の14（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出）、第43条（事故に関する報告）、第44条（診察結果報告）、第58条（健康診断結果報告）

○除染電離則；第10条（作業の届出）、第11条（診察結果報告）、第24条（健康診断結果報告）、第25条の7

○酸欠則；第29条（事故等の報告）

○粉じん則；第26条（粉じん濃度測定結果）

○石綿則；第5条（作業の届出）、第43条（健康診断結果報告）、第49条（報告）

○コンサルタント則；第19条（コンサルタント業務継続が困難になった場合の報告）、第21条（安衛法の施行上の必要がある場合の報告・出頭の命令）

(2)本条第2項に基づく報告

登録省令；第9条（性能検査結果報告）、第19条の10（型式検定結果報告）、第19条の19（業務規程変更報告）、第19条の21（特定自主検査実施状況報告）、

第19条の34（免許試験結果報告）、第35条（コンサルタント試験の結果の報告）、第47条（登録状況の報告）、第48条（不正登録者の報告）

18.4.2 事故報告

事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式22号による報告書を所轄労働基準監督署長に届出なければならない（安衛則96条）。

（1）事業場又はその附属建築物内で次の事故が発生したとき ① 火災又は爆発、② 遠心機械、研削といしその他の高速回転体の破壊、③ 機械集材装置、巻上げ機、索道の鎖又は索の切断、④ 建設物、附属建設物、機械集材装置、煙突、高架そう等の破壊、

（2）ボイラー（小型ボイラーを除く）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき、

（3）小型ボイラー、第一種圧力容器及び第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき、

（4）クレーン（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、

（5）移動式クレーン（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、① 転倒、倒壊又はジブの破損、② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断ロープ又はつりチェーンの切断、

（6）デリック（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、① 倒壊又はブームの折損、② ワイヤロープの切断、

（7）エレベーター（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したと

き、① 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落、② ワイヤロープの切断、

（8）建設用リフト（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、

（9）簡易リフト（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき。また、電離則43条では、電離則42条1項各号に規定する事故のうちいずれかの事故が発生した場合に、任意様式で報告書を速やかに所轄労働基準監督署長に届出なければならないとしている。さらに、放射線漏れ事故、被ばく限度以上の被ばく、誤って放射性物質の吸入・経口摂取、洗身等によっても放射線汚染を基準以下にできない及び傷創部放射線汚染等、これらの場合に実施した緊急診察で放射線障害若しくはその疑いがある放射線障害が生ずるおそれがある場合にも、任意様式で報告書を速やかに所轄労働基準監督署長に届出なければならないとしている。

18.4.3 選任報告

総括安全衛生管理者（安衛則2条）、安全管理者（安衛則4条）、衛生管理者（安衛則7条）及び産業医の選任（安衛則13条）はその選任すべき日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要がある。なお、安全推進者及び衛生推進者についての届出は不要であるが氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない（安衛則12条の4）。また、厚生労働省では、労働安全衛生法関係の届出等の帳票印刷に係る入力支援サービスを進めており、インターネット申請にまで至っていないが、

上記の4つの報告は、帳票への入力データの保存により、次回届出の際の効率化を図っている。

18.4.4 健康診断結果報告

18.4.4.1 一般定期健康診断

安衛法では、健康診断のうち、一般の定期健康診断（法第66条第1項、安衛則第44条）、特定業務従事者健康診断（安衛則第45条）、定期の歯科医師による健康診断（安衛則第48条）を実施した常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断の対象労働者数、各項目別の受診者数と有所見者数を記載し、遅滞なく労働基準監督署長へ報告しなければならない（法第100条第1項、安衛則52条）。

なお、法第66条第1項の健康診断についての結果報告書は、安衛法制定当時、産業医制度がなかなか定着しなかったため、昭和53年の安衛則の改正より、その定着の促進を図ることを目的として、届出様式において産業医の署名又は記名・押印が必要であるとしていたが¹⁰⁹（安衛則第52条に基づく様式第6号）、2020年8月28日厚生労働省令第154号（官報号外第178号）3条により、様式第6号（表面）産業医の欄中「印」及び同様式（裏面）備考中『「産業医の氏名」の欄及び』を削除し、記名だけでもよいことに変更された¹¹⁰。

18.4.4.2 特殊健康診断結果報告

一方、特殊健康診断とは、有害業務に従事する労働者、または、従事していた労働者に行う医師による健康診断（法第66条第2項、以下の①～⑧）及び有害業務に従事する労働者に従事する労働者に行う歯科医

師による健康診断（同条3項、⑨）のことをいうが、じん肺法に規定されたじん肺健康診断（じん肺法第3条、⑩）、通達に基づき行政指導として勸奨される重量物取扱作業、VDT作業等29業務の健康診断(⑪)もこれに含まれる。

原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回、それぞれ特別の健康診断を実施することが事業者には義務づけられている。一般健康診断が、全ての疾病や健康障害を対象とするに対し、特殊健康診断は、ある特定の健康障害を対象とするという違いがある。

健康診断の結果報告は、以下のように、規則で義務づけられている。事業者は、事業場の規模にかかわらず1人でも健康診断を実施すれば労働基準監督署長へ報告する義務があり、省令でその様式が定められている。

なお、「特殊健康診断」と混同しやすい特定健康診査は、40歳から74歳までの公的医療保険加入者等を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした保健制度であるため区別しなければならない（高齢者の医療の確保に関する法律第18条、国民健康保険法82条）。

①特定化学物質健康診断結果報告（特化則第41条）

②有機溶剤等健康診断結果報告（有機則第30条の3）

③鉛健康診断結果報告（鉛規則第55条）

④四アルキル鉛健康診断結果報告（四アルキル則第24条）

⑤高気圧業務健康診断結果報告（高気圧則第40条）

⑥電離放射線健康診断結果報告（電離則第58条）

⑦除染等電離放射線健康診断結果報告（除染則第24条）

⑧石綿健康診断結果報告（石綿則第43条）

⑨歯科特殊健康診断（安衛則第52条）

⑩じん肺健康診断結果報告（じん肺則第37条第1項）

指導勸奨による特殊健康診断結果報告など（例えば、VDT作業に従事する労働者の健康診断平成14年4月5日基発第0405001号、騒音作業健康診断平成4年10月1日基発第546号、震動業務健康診断昭和45年2月28日基発第134号、昭和49年1月28日基発第45号、昭和50年10月20日基発第609号、昭和50年10月20日基発第610号。）

18.4.5 労働者死傷病報告

18.4.5.1 労働者死傷病報告の方法と目的

事業者は、安衛則第97条第1項の規定により、労働者が4日以上休業した場合に、死傷病報告書（様式第23号）の提出を義務付け、休業が3日以内であるときは、同条2項により、四半期ごとにまとめて、各期間の最後の月の翌月の末日までに、死傷病報告書を提出することを義務付けている。労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。

また、このように労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の情報は、その中で労働災害に係るもの全てを計上し、厚生労働省において把握した全ての労働災害と

して、年ごとにその統計データを公表し、かつその統計データを元に厚生労働省は労働災害防止に係る種々な施策や、法令改正等各種の施策を検討し、また、その施策の効果を判断するのであり、当該情報は厚生労働省における労働安全衛生行政の根幹をなすものである。そのため、死傷病報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には、いわゆる「労災隠し」となり、50万円以下の罰金に処せられる（法120条5号）。

18.4.5.2 派遣先事業者の私傷病報告

従来から、派遣事業では、派遣元事業者及び派遣先事業者の双方に死傷病報告書の提出義務が課せられ、派遣先事業者は、死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長に提出するとともに、派遣元事業者が所轄監督署長へ労働者私傷病報告書を提出するために、その写しを派遣元事業者に送付することが必要であるとされていたが（労働者派遣法第45条第15項、安衛則第97条に基づく労働者死傷病報告書の様式、労働者派遣法施行規則第42条）、派遣先事業者から、死傷病報告書が提出されないことが少なくなかった。

そこで、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、労働安全衛生規則様式23号を改定し、派遣元事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄と提出を受けた労働基準監督署の職員が派遣先事業所の労働保険番号を記入する欄が設けられた（平成22年1月25日基発0125第1号）。

18.4.5.3 外国人労働者の死傷病報告

外国人労働者の労働災害については、2019（平成31）年に、死傷病報告書（様式第23号）の様式を改正し、当該外国人労働者（特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く）の「国籍・地域」、「在留資格」を記入する欄を設けるとともに、職員記入欄、備考欄を加えた。これは、外国人労働者数の増加を踏まえ、外国人の労働災害の正確な把握するためのである。

18.4.5.4 死傷病報告の提出要件

労働者死傷病報告の提出の要件については、安衛則第97条第1項が定めている。これによれば、事業者は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき」遅滞なく報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない、と規定している。

ここで、例えば、長時間労働による脳心臓疾患による死亡（いわゆる過労死）の場合、死傷病報告義務が発生するに다가問題となる。

この条文の読み方については、

- ①「労働災害」で「死亡、休業」についてはすべて提出義務があるという解釈（従って過労死も含まれる。）と、
- ②「労働災害」で、かつ「負傷、窒息又は急性中毒」で「死亡、休業」の場合に提出義務があるが、過労死は「負傷、窒息又は急性中毒」に該当しないことから提出義務がないという解釈

の二つの可能性がある。

また、「就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内」の趣旨は、労働災害でな

くても、また、労働災害かどうかが不明であつても「就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内」で発生したものであるときは提出義務があるという意味に解することができる¹¹¹。

そこで、上記二つの解釈についていずれをとるべきか。

この条文の読み方としては、「労働災害あるいは労働災害でなくても就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内において」かつ「負傷、窒息又は急性中毒により」「死亡、休業」したとき報告を義務付けたと解釈する、つまり事故による労災だけを対象にしていると解するべきだと思われる。すなわち、②の解釈が正しいと思われる。

その理由は以下の通りである。安衛則第96条第1項は、同項所定の事故が発生した場合、事業者に対して報告書（以下「事故報告書」）の提出を義務付けている。そして、同条第2項は、事故報告書を提出し、併せて死傷病報告書を提出する場合には、重複する部分の記入を要しないと規定している。こうした規定から、安衛則第97条は事故を想定した規定と解することができる。

次に、仮に、①の「労働災害」についてはすべて提出義務があると解釈するとしても、過労死や精神疾患（休業を含む。）の場合、報告書提出の段階では業務上か業務外かの判断は容易ではないことから、遅滞のない提出を義務付ける趣旨から、実務的には困難を強いることになる。

ちなみに、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」にある「死傷災害発生状況」は労働者死傷病報告から作成されているが、じん肺や職業性のがん、非災害性腰痛などの職業性疾病による死傷件数は入っていない。

い。過労死や精神障害による死亡者数も入っていない。

18.4.5.5 死傷病報告書の未提出と労災隠し

労災隠しとは、安衛則第97条に該当するものであることを認識しているにも拘らず提出しない、又は虚偽の内容を報告した場合をいう。これは、第120条第5項の「第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし」に該当する。

労働者死傷病報告の違反で多いのは、

①災害発生現場の虚偽

建設現場の場合、下請の労働者の事故についても元請の労災保険が適用されるが、元請に迷惑を掛けたくないという理由で、自社が元請の他の現場での事故とする、自社の資材倉庫での事故とする（労災保険も、それぞれの現場の保険を使うなど。）。

②災害の内容の虚偽

法違反がないように事実と異なる事故とする（例：足場から物が落ちて足を負傷したのを、労働者自身が持っていた物を落として足を負傷したことにするなど。）。

③提出しない

提出すると安衛法違反が監督署に知られるため提出しない（治療費は健康保険で処理するか、会社の費用で支払うなど。）がある。

この他、労災隠しが行われる動機としては、①労災保険のメリット制による保険料の増額、②刑事責任追及からの回避、③作業責任者、監督者の勤務評価の低下、など

が挙げられている¹¹²。

こうした状況下にあつて、労働安全衛生法令別違反件数（令和元年6月1日～令和2年5月29日・図1）を見ると、全件数333件中、労働者死傷病報告義務違反は49件で、2位の作業床の端部等覆いの違反36件を大きく上回っている。これは、前記の制度的問題点の影響もあろうが、行政の労災隠しは許さないという積極的な姿勢の現れでもあろう。

18.4.5.6 特定元方事業者の死傷病報告の事報告義務

① 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の同一場所で行われるときは、以下のことを当該作業開始後、遅滞なく、管轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされている（安衛則664条）。事業の種類並びに当該事業場の名称及

び所在地、②関係請負人の事業の種類並びに当該事業場の名称及び所在地、③安衛法上の統括安全責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、④同じく、安全衛生責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、⑤同じく店社安全管理者の選任義務がある場合は、その旨

H. 引用文献

- 1)
- 2)
- 3)

及びその者の氏名

~~業の名称及び所在地などを当該作業開始後、遅滞なく、管轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされている（安衛則第664条）。~~なお、この規定は、法第30条第2項によって指名された事業者にも準用される（同条2項）。

D. 考察

E. 結論

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

-
- ¹ 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした所外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））第1分冊本文②3頁
- ² 村木宏吉『労働安全衛生法の計画届 AtoZ』（大成出版社、2012年）2頁。
- ³ 寺本廣作『日本立法資料全集別巻46 労働基準法解説』（信山社、1998年）275～276頁。
- ⁴ 三柴丈典氏のご示唆による。
- ⁵ 畠中信夫『中災防ブックス 労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019年）102頁。
- ⁶ 昭22. 9. 13 発基17号。
- ⁷ 東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法 上巻』（有斐閣、2003年）160～161頁（山川隆一）、村木・前掲注（2）13頁。
- ⁸<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>
- ⁹<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>
- ¹⁰ 村木・前掲注（2）74頁。
- ¹¹ 日本溶接協会 安全衛生・環境委員会「溶接および溶断の安全・衛生に係る法令」日本溶接協会「溶接技術」2003年7月号
- ¹²<http://shokuchokyoiku.com/kidodoryoku.html>
- ¹³ 村木・前掲注（2）78頁。
- ¹⁴ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹⁵ 村木・前掲注（2）79頁。
- ¹⁶ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹⁷ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹⁸ <https://tobi-jin.jp/column/3821.html>
- ¹⁹<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120815-03.pdf>
- ²⁰ 村木・前掲注（2）80～81頁。
- ²¹<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>
- ²²<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>
- ²³<https://www.nipponsteel.com/company/tour/process01.html/>
- ²⁴ 村木・前掲注（2）82頁。
- ²⁵ 村木・前掲注（2）83頁。
- ²⁶<https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- ²⁷<https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- ²⁸<https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- ²⁹ <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/kanri.html>
- ³⁰<https://www.fieldtech.co.jp/p/law/page1.html>
- ³¹http://www.nikkuei.or.jp/index.asp?patten_cd=12&page_no=77
- ³²https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q11131911436
- ³³ 村木・前掲注（2）95頁。
- ³⁴ <https://www.sat-co.info/ec/asbestos>
- ³⁵https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/technology/pdf/bridge_points.pdf
- ³⁶ <https://kotobank.jp/word/圧気工法-25935>
- ³⁷ http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a_20130717_171236.html

³⁸<http://kentiku-kouzou.jp/kisokouzou-ziyama.html>. 本文では「人為的な盛土がない自然のままの地盤」とあるが、安衛則第355では「地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、～」としており、地山の概念として必ずしも自然のままの地盤だけとはしていないように思われる。また、現実には、88条の計画届の提出については、市街地での10m以上の掘削も届出対象にしているので、建設業界における概念とは異なる。労働省安全課『新版 安全用語辞典』（中央労働災害防止協会、1984年）193頁参照。近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

³⁹ <https://kotobank.jp/word/火格子-609552>

⁴⁰ <https://kotobank.jp/word/坑内掘り-62965>

⁴¹ 村木・前掲注（2）4頁。

⁴²<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2c.pdf>

⁴³https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms_system.pdf

⁴⁴<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2b.pdf>

⁴⁵ 労働災害の発生率については、労災保険のメリット収支率が75%以下である場合が該当する。なお、建設業の場合は、店社の参加のすべての現場の労災保険のメリット収支率（申請の日前1年間に通知されたもの）の平均が75%以下である場合である。

⁴⁶ 自社の労働者又は関係請負人の労働者による労働災害（認定を受けようとする事業者に安衛法上元方事業者としての重大な責任があったものに限る）のうち、①死亡労働災害、②一度に3人以上の労働者に4日以上休業又は身体障害を伴った労働災害、③爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告又は避難指示を伴ったものが該当する。第三者に主たる原因があるもの及び地震による災害等予見不可能なものには含まれない。

⁴⁷ 畠中・前掲注（5）67頁。

⁴⁸ 三柴丈典「労働法学研究会報」2725号（2020年）7頁。

⁴⁹ 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール10』（労働行政、2016）803頁。

⁵⁰ 村木・前掲注（2）18頁。

⁵¹ 寺西輝泰『労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—（改訂版）』（日労研、2004年）235～6頁。

⁵² 寺西・前掲注（51）238頁。

⁵³ 寺西・前掲注（51）239頁。

⁵⁴ 労働調査会編『改訂3版 労働安全衛生法の詳解』（労働調査会出版局、2009年）902頁。

⁵⁵ 労働調査会編・前掲注（54）902頁。

⁵⁶ 労働行政研究所編・前掲注（49）805頁。

⁵⁷ 労働調査会・前掲注（54）904頁。

⁵⁸<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx>

⁵⁹ 片岡昇・他著『新労働基準法論』（法律文化社、1982（昭57）年）551頁。

⁶⁰ <http://www.bengoshi-honryu.com/wp-content/uploads/2010/08/F30307.pdf>

⁶¹ 日外喜八郎「労働基準監督行政」日本労働法学会編著『現代労働法講座 第9巻 労働保護法論』（総合労働研究所、1982年）254頁。

⁶² この項目の内容については、全面的に、元労働基準監督官の玉泉氏のご教示による。

⁶³ 松井幸夫「別冊ジュリスト判例百選Ⅱ〔第5版〕（有斐閣、2007（平成）年）265頁。

⁶⁴ この項目の内容については、全面的に、元労働基準監督官の玉泉氏の教示に負う。

⁶⁵ 角森洋子「改訂 労働基準監督署への対応と職場改善」（労働調査会、2010年）20頁。

⁶⁶ 三柴丈典氏のご教示による。

⁶⁷ 行政指導は、行政手続法第2条第6号が定義しているが、これによれば、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」ろいう。その特徴は、指導内容が相手方の任意により実現されるという点にある。しかし、実際には、許認可権限をもつ行政機関が行う行政指導は、これに従わない場合、許認可の停止・剥奪をもたらすおそれがあり、事実上の拘束力がある。これに対して、行政処分は、行政手続法第2条第2項は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と定義している。また、行政不服審査法第1条は、不服申立ての対象として「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」を定義し、行政処分が対象とされている。ここでいう行政処分は行政事件訴訟法における処分と同義とされる。行政処分に対しては、行政事件訴訟法第2条が処分の取消を求める抗告訴訟の手続きを定めている。行政処分が何か明確な定義を置いておらず解釈に委ねられているが、取消訴訟の対象である行政処分が何かは争いがあり、判例は、「行政庁の法定に基づく行為すべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国家または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」（最判昭39.10.29民集18巻8号1809頁）としている。櫻井敬子・橋本博之『行政法（第4版）』（弘文堂、2013年）145頁、246頁、278～279頁。

⁶⁸ 片岡昇前掲注（59）（1982（昭57）年）560頁。

⁶⁹ 片岡昇前掲注（59）（1982（昭57）年）559頁。

⁷⁰ 145回国会衆議院予算委員会議事録第21号（平成11年7月15日）34頁は、大森委員の質問の対して、伊藤（庄）政府委員は、司法処理基準について、一般的に重大な法違反、たび重なる法違反、明らかに故意に行われた法違反の三つの場合があたると答えている。角森前掲注（65）53頁。

⁷¹ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。宮崎晃・西村裕一・鈴木啓太・森内公彦『労基署調査への法的対応の実務』（中央経済社、2017年）283頁。

⁷² 西谷・野田・和田・奥田編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法 第2版』（2020年、日本評論社）302頁（上村新）。

⁷³ 寺西・前掲注（51）214頁。

⁷⁴ 寺西・前掲注（51）214～215頁。

⁷⁵ 安西愈『労働災害と企業の刑事責任』（労働調査会、2013年）112頁。

⁷⁶ この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

⁷⁷ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

⁷⁸ 労働行政研究所編・前掲注（49）815頁。

⁷⁹ この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

⁸⁰ 労働調査会編・前掲注（54）詳解970頁。

⁸¹ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

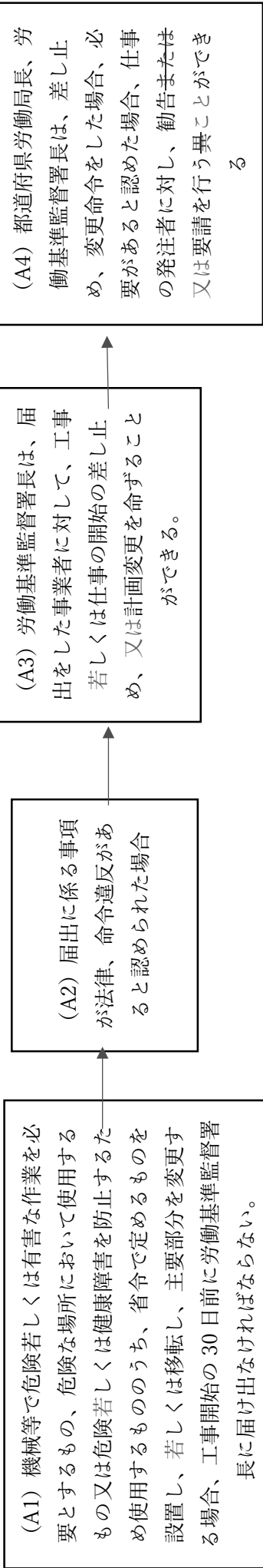
⁸² 労働行政研究所編・前掲注（49）820頁。

⁸³ 独立行政法人「労働者健康安全機構」第3期注記目標期間（平成26～30年度）勤務実績等報告書」83頁。

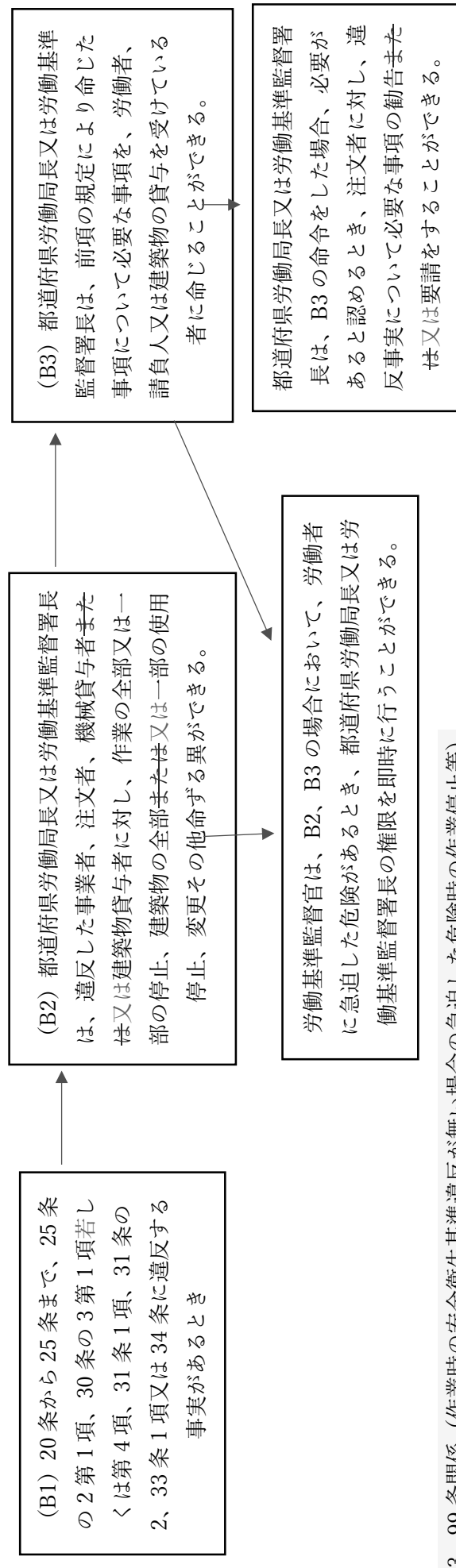
https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/jigyogaiyo/jyoho/koukai_shiryuu/hyouka_kansa_jyoho/H30_3gyoumu.pdf

-
- ⁸⁴ <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000343314.pdf>
- ⁸⁵ 具体的には、兵庫県で発生した有機粉じんによる肺疾患、岐阜県のシリカ製造工場で発生したじん肺災害、千葉県で発生したクレーン転倒災害、沖縄県の駐車場造成工場現場で発生した石積擁壁崩壊災害等であった。
- ⁸⁶ https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/saigai_houkoku.html（2010年10月現在）
- ⁸⁷ 三柴先生のご教示による。
- ⁸⁸ 尾添博『改定第2版 楽に読める安衛法概要と解説』（労働新聞社、2019（令和元）年）342頁。
- ⁸⁹ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ⁹⁰ 厚生労働省労働基準局編『平成22年版 労働基準法 下』（労務行政）994頁。
- ⁹¹ 西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法』（日本評論社、2012年）283～284頁（梶川敦子）。
- ⁹² 厚生労働省労働基準局編『増補版 労働法コンメンタール労働基準法下』（労務行政、（2003（平成）15年）957頁。
- ⁹³ 厚生労働省労働基準局・前掲書（92）995頁。
- ⁹⁴ 『労働安全衛生法令違反 相談事例集』第2巻（第一法規、1992年）8342頁参照。
- ⁹⁵ 同上。
- ⁹⁶ 寺本・前掲注（3）277～278頁。
- ⁹⁷ 労働調査会・前掲注（54）927頁。
- ⁹⁸ 寺西・前掲注（51）167～168頁。
- ⁹⁹ 三柴丈典ほか前掲注（1）3頁
- ¹⁰⁰ 労働調査会・前掲注（54）927頁。
- ¹⁰¹ 寺本・前掲注（3）277～278頁
- ¹⁰² 労働調査会・前掲注（54）928頁。
- ¹⁰³ 栗原敬一『改正労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1978年）615頁。
- ¹⁰⁴ 「労働災害防止団体等に関する法律の内容」労政時報1760号（1964年）18～19頁。
- ¹⁰⁵ 労働調査会・前掲注（54）930頁。
- ¹⁰⁶ 畠中・前掲注（5）105頁
- ¹⁰⁷ 石井まこと「労働の科学」（74巻9号・2019（令和元）年）14頁。
- ¹⁰⁸ 寺本・前掲注（3）382頁。
- ¹⁰⁹ 畠中・前掲注（5）152頁。
- ¹¹⁰ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹¹¹ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹¹² 畠中・前掲注（5）16頁。

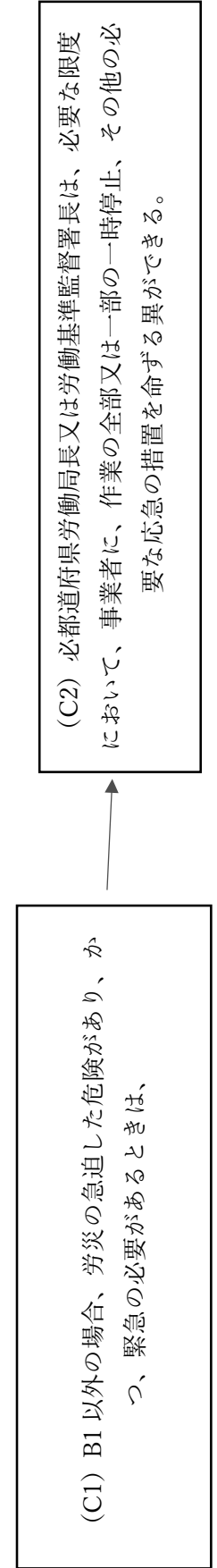
1. 88 条関係（事前予防。計画時の作業開始の差し止め・変更）



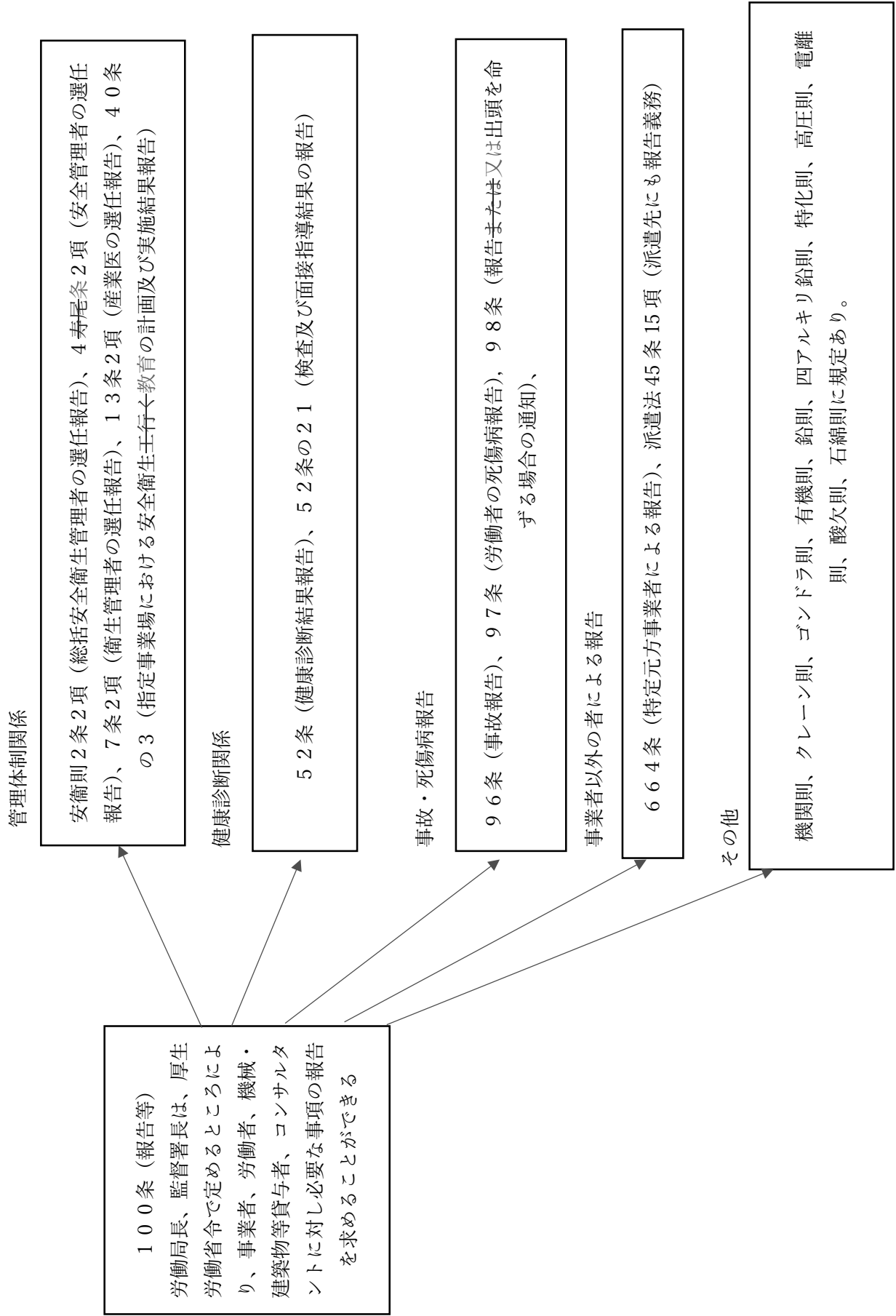
2. 98 条関係（作業時の安全衛生基準違反時の是正勧告及び使用停止等）



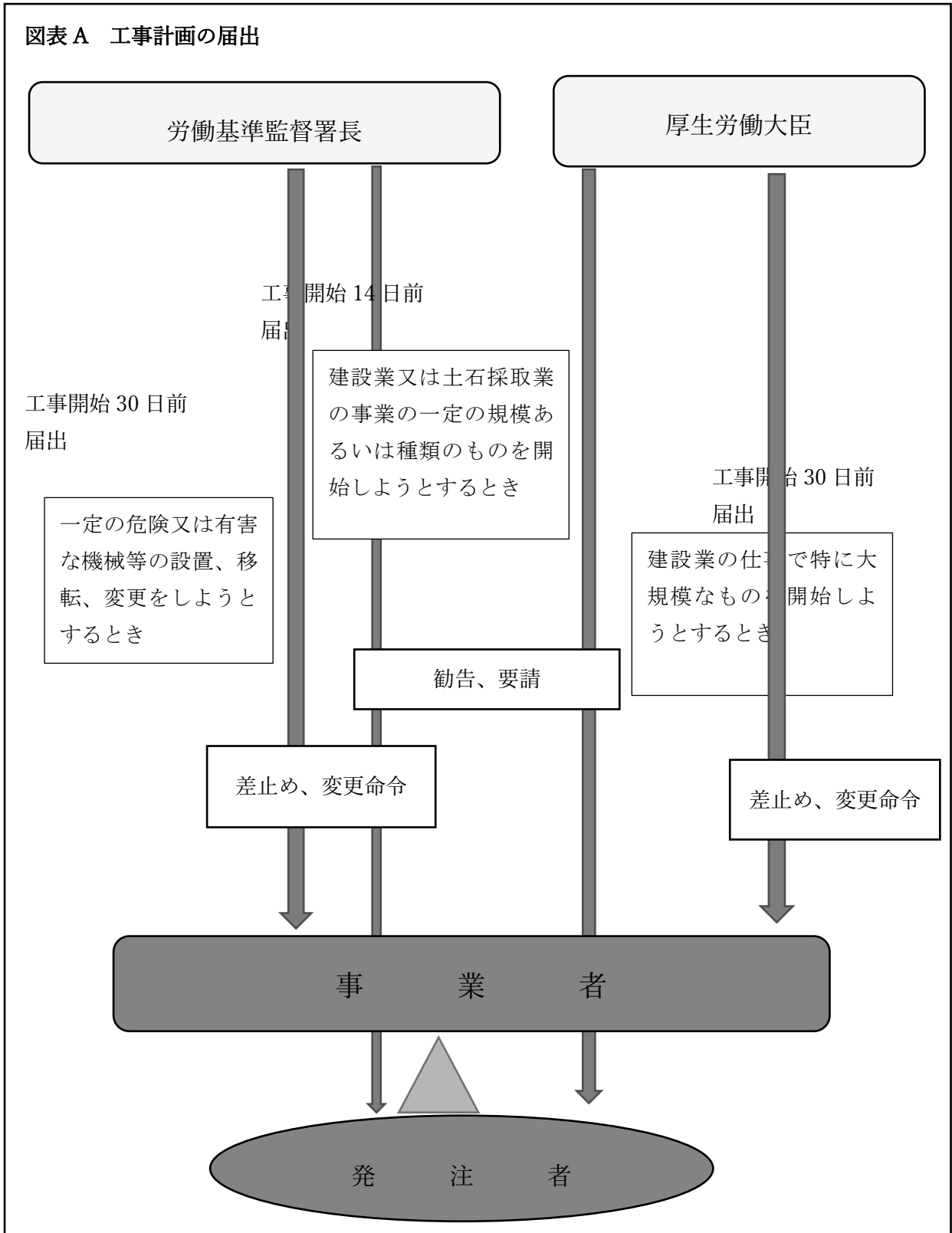
3. 99 条関係（作業時の安全衛生基準違反が無い場合の急迫した危険時の作業停止等）



4. 100条関係（管理、事故、死傷病等の報告等）



図表 A 工事計画の届出



様式第20号(第86条関係)

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名称		常時使用する 労働者数	
設 置 地			主たる事務所の 所在地	電話 ()	
計画の概要					
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種 類 等	取 扱 量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名			参画者の 経歴の概要		
工事着手 予定年月日			工事落成予定 年 月 日		

年 月 日

事業者 職 氏

名 ⑩

労働基準監督署長 殿
備考

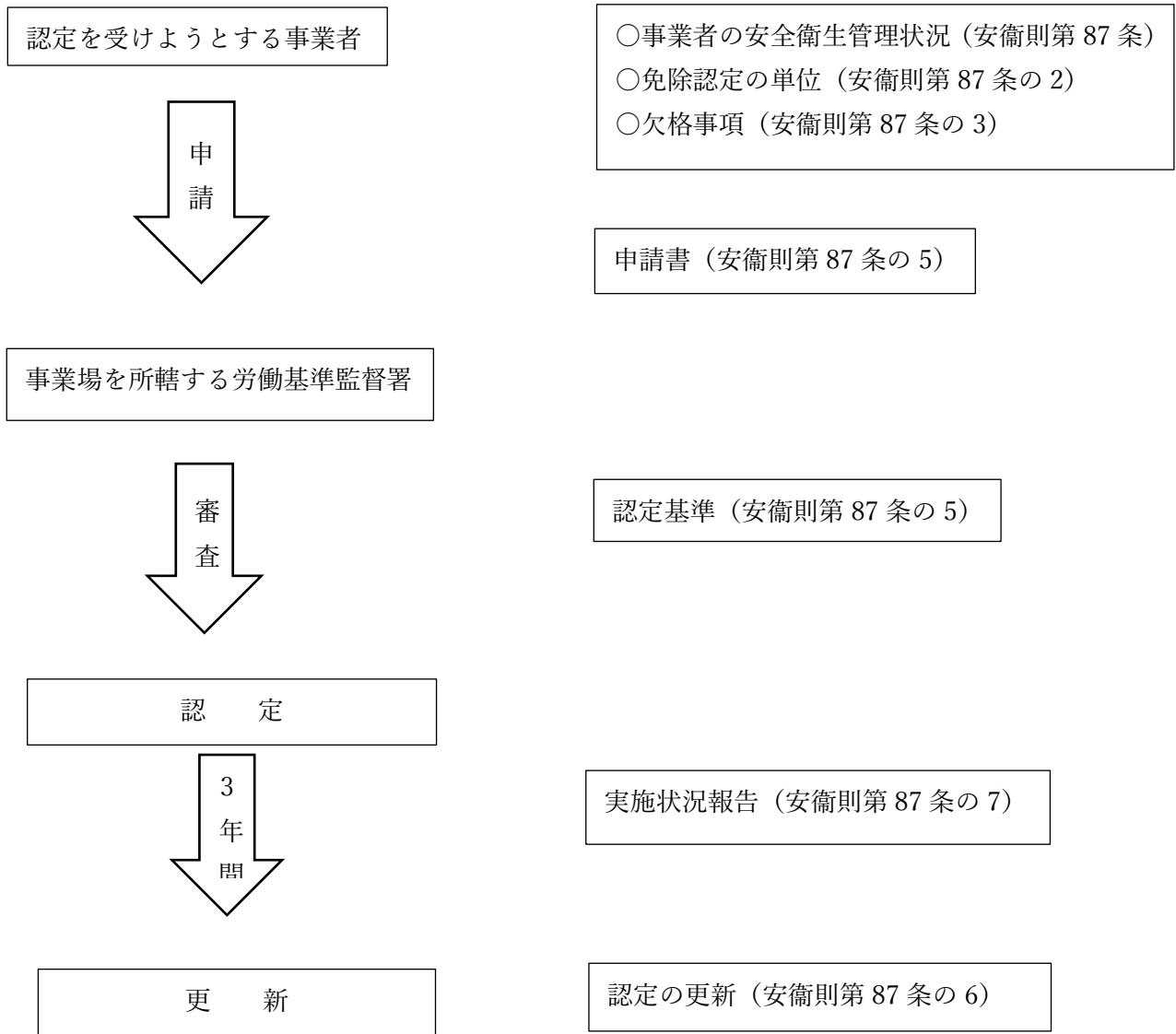
- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げ

る機械等の設置等の場合に記入すること。

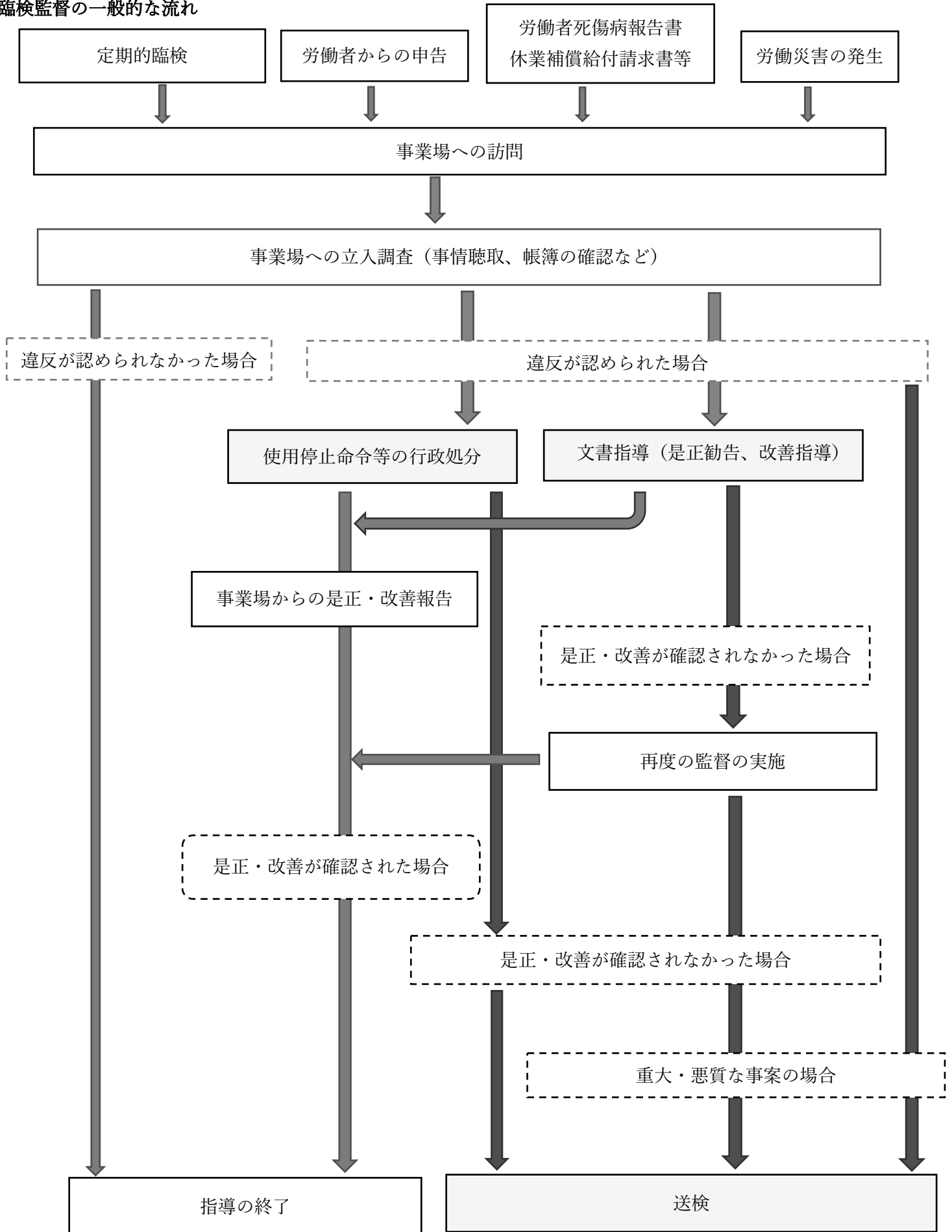
この場合において、以下の事項に注意すること。

- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
 - ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
 - ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。
 - ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
- 7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気の方法を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

計画届免除認定制度の概要



臨検監督の一般的な流れ



* 上図は一般的な流れを示したもので、厚労省が公表している「労働基準監督署の役割」に掲載された図を鎌田が一部手直したものである。

是正勧告書

○年○月○日

A株式会社

B工場長 ○○ ○○ 殿

○○労働基準監督署

労働基準監督官 ○○ ○○

貴社B工場における下記労働安全衛生法違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。なお、法条項に係る法違反(罰則のないものを除く。)については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事業の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

法条項等	違反事項	是正期日
労働安全衛生法 第 65 条第 1 項 (酸素欠乏症等防止規則第 3 条第 1 項)	腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあるタンク等の内部について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定していないこと。	今 後
同法第 22 条第 1 号 (酸素欠乏症等防止規則第 5 条第 1 項)	酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合において、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を 18 パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を 100 万分の 10 以下に保つように換気をしていないこと。	即 時
労働安全衛生法 第 14 条 (酸素欠乏症等防止規則第 11 条第 1 項)	第 2 種酸素欠乏危険作業について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任していないこと。	○年○月○日
	(以下、余白)	
受領年月日 受領者職氏名		() 枚のうち () 枚目

「危険」の内容（労働安全衛生規則）（例）

規定の仕方	条文	通達	危険の内容
労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき	104①(合図) 130の3①(切断機等) 355(明り掘削作業) 432(はい作業) 479②(伐木作業) 518①(作業床) 651①	○ ○ ○ ○ 裁判例※	総合運転方式において原動機にスイッチを入れる場合等 機械の可動部分が労働者の手の届く範囲にある場合 掘削面の高さが2m以上の掘削を行うとき等 はいが著しく傾いている場合、袋物のはいの高さが3mを超える場合等 (条文)「落盤又は肌落ちによる危険・・・」
ないとき	151の14(フォークリフト等) 151の18(ハ)	○ ○	転倒のおそれがなく、パレットの周囲に十分な高さの手すり等がある場合 積荷の重心の高さがフォークの垂直部上端の高さ以下である場合
労働者に危険が生ずるおそれのあるもの	109(巻取ロール等) 148(扇風機) 346①(低圧活線作業)	○ ○	足元、作業衣が湿潤している等感電しやすい状態となっている場合 (条文)「横切用丸のこ盤」、(通達)走行丸のこ盤等
ないもの	122(丸のこ盤)	○	
労働者に危険を及ぼすおそれのある部分	101①(原動機、回転軸等) 130の8(ロール機)	○ ○	通常の作業又は通行の際に巻き込まれる等の危険がある部分 労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし・・・
労働者に危険が生ずるおそれのある場所 あるところ	153(建設機械等) 157の2 386(地山の崩壊) 453(港湾荷役作業) 151の140(架線集材機械)	○ ○ ○	明り掘削作業、碎石のための掘削作業、ずい道等の建設の作業を行う場所 傾斜角が5度を超える傾斜地等 (条文)「浮石の落下、落盤又は肌落ち」のおそれのあるところ (条文)「ハッチポードが落下する」等のおそれがあるところ アーム等の作業装置の可動範囲内の箇所等
労働者に危険が生ずるおそれのある箇所 危険のある箇所	519① 552①(仮設通路) 563①(足場作業床)	○ ○	

労働者に危険を及ぼすおそれのない方法	150の2(回転試験の実施方法)	○	(条文)「遠隔操作の方法等」(通達)破壊時に破片の飛来を避けること
危険が予想されるとき	151の106(悪天候時作業禁止) 151の145(〃) 522(〃)	○ ○ ○	機械の斜面滑落、立木の倒壊、枝条の落下等による危険 強風等の気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む 〃
急迫した危険があるとき	575の13(土石流)	○	土石流時、土砂崩壊により天然ダムが形成されるとき等

使用停止等命令書

年 月 日

(事業者等)

殿

労働基準監督署長



(事業場の名称)

における下記の「命令の対象物件等」欄記載の物件等に関し、「違反法令」欄記載のとおり違反があるので労働基準法第96条の3、103条、労働安全衛生法第98条第 項に基づき、それぞれ「命令の内容」欄及び「命令の期間又は期日」欄記載のとおり命令します。

なお、この命令に違反した場合には送検手続きをとることがあります。

番 号	命令の対象物件等	違反法令	命令の内容	命令の期間又は期日

備 考

1 上記命令について、当該違反が是正された場合には、その旨報告してください。
 なお、「番号」欄に□印を付した事項については、今後同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置して併せて報告してください。

2 この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

3 この命令に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この命令に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。(この場合においても裁決を経る前から直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。)ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

4 この命令書は、3年間保存して下さい。

受領年月日	年 月 日
受領者職氏名	

<p style="margin: 0;">緊急措置命令書</p> <p style="margin: 0;">(事業者等)</p>	<p style="margin: 0;">労 務 緊 急 第 号の</p> <p style="margin: 0;">平成 年 月 日</p>
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">殿</p> <p style="margin: 0;">労働基準監督署長</p> <p style="margin: 0;">(事業場の名称)</p>	
<p style="margin: 0;">における については、</p> <p style="margin: 0;">下記のとおり労働災害発生を急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるため、労働安全衛生法第99条の規定に基づき</p> <p style="margin: 0;">を命令します。</p>	
<p style="margin: 0;">記</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/>	
<p>(注) 1 上記期間中に労働災害発生を急迫した危険がなくなった場合には、この命令を解除するので、その旨報告してください。</p> <p>2 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣 労働局長に対して、審査請求することができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>3 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>4 この命令書は、3年間保存してください。</p>	
<p>受領年月日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>受領者職氏名</p>	<p> </p>

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書
健康診断制度の現状と課題

分担研究者 森 晃爾

産業医科大学・産業生態科学研究所・産業保健経営学研究室

研究要旨

日本では、労働者の健康の保持増進ために、労働安全衛生法を基本に、体系的な各種健康診断制度が存在する。それらは、一般健康診断と特殊健康診断に分けられる。現行の健康診断について、Ⅰ 一般健康診断の実施、Ⅱ 特殊健康診断の実施、Ⅲ 臨時健康診断、Ⅳ 健康診断の実施に係るその他の論点、Ⅴ 労働者の受診義務等、Ⅵ 健康診断結果の記録と情報管理、Ⅶ 健康診断結果に基づく就業配慮、Ⅷ 結果の通知および保健指導、Ⅸ 健康診断結果報告、Ⅹ 派遣労働者に対する適用、に分けて現状を確認するとともに、その一部について存在する課題を抽出して、検討を行った。

課題としては、以下のような事項が挙げられた。

- 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確なこと
- 一般健診によって評価される職務適性が幅広く想定されているにもかかわらず、労働時間が短いことなどでパートタイマーが対象となっていないこと
- 健診項目が、特定健康診査が目的とするような脳・心臓疾患の発症リスクに関連する項目に限定される方向にあること
- 一般健康診断の法定項目のうち、既往歴の聴取の内容に具体的な指針が存在しないこと
- 想定される一般健康診断の項目の省略手順が、多くの健診が外部委託されている実態から考えて現実的ではないこと
- 特殊健康診断において、「常時従事する労働者」の定義が不明確であり、過剰な特殊健康診断が実施される可能性があること
- 法令で特殊健康診断の対象となっている物質は、極めて限られた物質であるが、本来、リスクアセスメントの結果必要がある場合には自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないこと
- 特殊健康診断の健診項目について、最新のエビデンスに基づく見直しに長い時間を要すること
- 現状の目的から考えて、一般健康診断も、労働時間内に実施することを基本とすべきであること

- 事業者が健康診断を外部委託する際に、その精度や質の管理状況に対して、意識が低いこと
- 保健指導の実施において、特定保健指導の実施との連携が必ずしも図られていないこと
- 産業医の選任義務のない事業場においては、事業場の実態に則した医師の意見が聴取できないこと
- 労働基準監督署への報告について、基準が存在しないため、集計データに統計的な意味をもたないこと
- 派遣労働者に対する健康診断後の就業措置が困難なこと

今後、より有効な健康診断制度に向けた改善のために、継続的な議論が行われるべきである。その多くは、専門性の高い産業保健専門職の助言にもとづき、必要に応じて事業者が自主的に実施すれば対応できる課題である。しかし、法令の詳細な規定が、そのような行動を抑制している可能性もある。そのため、議論を行う当たっては、確実な実施と柔軟な対応を両立できるような仕組みの構築が必要であると考えられた。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、逐条解説を跨ぐ横断的課題の 1 つである法定健診制度について、課題と改善策を示すことにある。

B. 研究方法

研究班から抽出された横断的検討課題の検討について選任されたことを受け、研究代表者との具体的検討課題についての調整を経て、当該課題に関連する本研究費による別の研究プロジェクトの成果と、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表等の 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏らとの意見交換により洗練させた。

C. 研究結果

I 一般健康診断の実施

1. 一般健康診断の実施

【概要と趣旨】

使用者の労働者に対する健康管理義務には、職場に特別の健康障害要因のある場合にその障害要因に起因する疾病、すなわち職業病の防止する義務と¹、職場の特有の有害要因にもとづかない個別的な労働者に対して、労働負荷と労働者の健康状態の関係を評価し、その調整を図る義務がある。前者は特定の有害要因の標的臓器（要因ごとに、もっとも小さなばく露で影響が出現する感受性の高い臓器）と関連した検査と、労働者個人ごとにばく露の推定を行い、健康障害発生リスクの評価と健康障害の早期発見を行うための特殊健康診断が相当しており、後者は労働者の健康状態をもとに職務適性を評価し、職務適性に応じて就業上の配慮を行うことを目的とした一般健康診断が関連する。特殊健康診断および一般健康診断の詳細な規定は、労働安全衛生規則等の厚生労働省令で定められている。そして、労働安全衛生法で一部では罰則規定をもって実施を義務化している健康診断とその結果の措置義務は、民事上の使用者の責任をも招来するという関連性を持っている。

先に一般健康診断について検討する。一般健康診断は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項で、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第 66 条の 10 第 1 項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。」としている。その内容は、労働安全衛生規則（安衛則）で規定されており、雇用時健康診断と一般定期健康診断、特定業務従事者健康診

断がある。一般健康診断には、基本的な健康診断項目ですべての労働者を対象とした職務適性評価という性質がある²。

一般健康診断に関する省令

(雇入時の健康診断)

安衛則第四十三条 事業者は、**常時使用する労働者**を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。)の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第一項第六号において「貧血検査」という。)
- 七 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)
- 八 低比重リポ蛋(たん)白コレステロール(LDL コレステロール)、高比重リポ蛋(たん)白コレステロール(HDL コレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。)

- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋(たん)白の有無の検査(次条第一項第十号において「尿検査」という。)

- 十一 心電図検査

(定期健康診断)

安衛則第四十四条 事業者は、**常時使用する労働者**(第四十五条第一項に規定する労働者を除く。)に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 **既往歴及び業務歴の調査**
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀(かく)痰(たん)検査

- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号までに掲げる項目については、**厚生労働大臣が定める基準**に基づき、医師が必要でないとき、省略することができる。

3 第一項の健康診断は、前条、第四十五条の二又は法第六十六条第二項前段の健康診断を受けた者(前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。)については、当該健康診断の実施の日から一年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当

する項目を省略して行うことができる。

4 第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、四十五歳未満の者(三十五歳及び四十歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。

(特定業務従事者の健康診断)

安衛則第四十五条 事業者は、**第十三条第一項第三号に掲げる業務に常時従事する**労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。

2 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないとき、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4 第一項の健康診断(定期のものに限る。)の項目のうち第四十四条第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、前回の健康診断において当該項目について健

康診断を受けた者又は四十五歳未満の者(三十五歳及び四十歳の者を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 略

【課題】

特定業務従事者健康診断は、衛生上有害な業務に従事する労働者に対して、6ヵ月ごとに1回、一般定期健康診断と同じ項目で実施される。しかし、現行の法令に基づく健康診断の中で、この特定業務従事者健康診断の位置づけが極めてあいまいといわざるをえない。特定業務従事者健康診断の対象となる衛生上有害な業務の中には、深夜業を含む業務といった全般的な負担に関わる業務も存在するが、「水銀、砒(ひ)素、黄りん、弗(ふつ)化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務」や「鉛、水銀、クロム、砒(ひ)素、黄りん、弗(ふつ)化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」といったように、本来、標的臓器を明確にした上で、その影響を早期発見するための特殊健康診断の対象となるような業務も含まれる。また、「病原体によつて汚染のおそれが著しい業務」といったように、健康影響が比較的想定されやすいが、その病原体による影響は一般健康診断の検査項目とは異なる検査が必要であ

り、一般定期健康診断と同じ項目実施することの意義が見出しにくい業務も多い。対象業務のリストは、昭和 15（1940）年の工場危害予防及衛生規則の改正で、「工場主はガス、蒸気又は粉じんを発散し、その他衛生上有害な業務に従事する職工については、工場医をして毎年少なくとも 2 回の健康診断をなさしむべし」と、年 2 回の健康診断が義務化されたことが始まりとされている。さらに「工場法施行規則中改正省令施行に関する件（昭和 17 年 2 月 24 日付け厚生次官より各地方長官宛）」で、年 2 回定健康診断を実施しなければならない 30 業務が指定された。そして昭和 22（1947）年に交付された労働基準法に基づき、対象業務も省令（旧労働安全衛生規則第 18 条第 1 項第 2 号）で定められるようになり、このときの対象業務は、現在特定業務従事者健康診断の対象となった業務と同じである³。これらの改正が行われた当時は、特殊健康診断が法令で定められていなかったことに留意すべきである。

さらに、問題を複雑化したのは、エチレンオキシドおよびホルムアルデヒドが特定化学物質障害予防規則で特定第二类物質（特化則で規定された物質群で、主に第二类物質の中でも発がん性がある物質が対象）および特定管理物質に指定された際、本来、特殊健康診断を実施すべきところ、これらの物質は標的臓器の特異性がないため特殊健診の対象とはせず^{4,5}、特定業務従事者健康診断の対象となる労働安全衛生規則第十三条第 1 項第三号ヲの「これらの準じる有害物」として、エチレンオキシド（平成 13 年 4 月 27 日付け基発第 413 号）とホルムアルデヒド（平成 20 年 2 月 29 日付け

基発 0229001 号）が追加されている。また、特定業務従事者健康診断の対象業務である「強烈な騒音を発する屋内作業」の基準が、平成 4（1992）年 8 月 24 日の基発第 480 号で、等価騒音レベル（騒音レベルが変動する状況で、時間平均値として算出したもの）です。90 デシベル以上の屋内作業場に変更された。本来、このレベルの騒音は、騒音の許容レベルを超えており⁶、全身の影響を評価する以上にフルオージオ検査（250・500・1000・2000・4000・8000 ヘルツの周波数ごとに聴力閾値を測定する検査であり、騒音性難聴の特徴的な低下を検出できる）を行い、聴力損失を早期に発見すべきである。このような騒音健康診断については、事業者には実施義務が課せられていない騒音障害防止のためのガイドライン（平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 546 号）に基づく“指導勧奨による特殊健康診断”として位置付けられ、本来の労働衛生上の視点から考えると、その関係が不明確であるとともに、義務関係の優先順位が逆転していると言わざるをえない。

2. 一般健康診断の対象者

【概要と趣旨】

一般定期健康診断の対象は、常時使用する労働者（安衛則第四十四条）となっている。ここでいう常時使用の定義が問題となる。これに関しては、短時間労働者（いわゆるパートタイマー）が対象となるかどうかである。これについて、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 10 月 1 日基発第 1001016 号）」で、事業主が同法の一般健康診断を行うべき「常時使用

する短時間労働者」について、以下のよう
に定めている。

次の①及び②のいずれの要件をも満たす者
であること。

① 期間の定めのない労働契約により使用
される者(期間の定めのある労働契約によ
り使用される者であって、当該契約の契約
期間が1年(労働安全衛生規則(昭和47年労
働省令第32号)第45条において引用する同
規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従
事する短時間労働者にあつては6月。以下
この項において同じ。)以上である者並びに
契約更新により1年以上使用されることが
予定されている者及び1年以上引き続き使
用されている者を含む。)であること。

② その者の1週間の労働時間数が当該事
業場において同種の業務に従事する通常の
労働者の1週間の所定労働時間数の4分の
3以上であること。

1週間の労働時間数が当該事業場におい
て同種の業務に従事する通常の労働者の1
週間の所定労働時間数の4分の3未満であ
る短時間労働者であっても上記の①の要件
に該当し、1週間の労働時間数が、当該事
業場において同種の業務に従事する通常の
労働者の1週間の所定労働時間数のおおむ
ね2分の1以上である者に対しても一般健
康診断を実施することが望ましい。

【課題】

後述のように、現在の一般健康診断は、
脳心血管疾患による職務適性を主な目的と
しているが、これは長時間労働による健康
障害防止を中心に職務適性を評価する趣旨
が前面にでていていると考えられる。しかし、
一般健康診断の範囲であっても本来評価す
べき職務適性の範囲はそれだけではなく、

深夜勤務、高所作業、運転業務など、危険
業務も存在する。今後、定年が延長され、
高齢労働者がパートタイムで働く割合が
増えることを考えれば、一般健康診断の対
象も見直されるべきと考えられる。

3. 一般健康診断の対象業務・要因

【概要と趣旨】

一般健康診断のうち、雇入時および定期
健康診断はすべての常時雇用する労働者が
対象となるが、特定業務従事者健康診断の
対象業務および基準が明確になっている。
この基準は、昭和23(1948)年の「労働基
準規則第十八条、女子年少者労働基準規則
第十三条及び労働安全衛生規則第四十八条
の衛生上有害な業務の取り扱い基準(昭和
23年8月12日付け基発1178号)」に基づ
く。

【課題】

特定業務従事者健康診断について、対象
業務・要因に課題が存在する。前述のよう
に、基準が策定された後、各種特殊健康診
断の規定が整備され、特定業務従事者健診
との関係が不明確になるとともに、騒音を
除き基準自体が見直されなかったために、
日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告値と
大きな差を認める基準となっている⁷。また、
現行の各省令によって特殊健康診断の対象
となっている業務の中にも、取扱う有害要
因の有害性の大きさには関わらず、特定業
務従事者健康診断の対象となっている業務
となっていない業務が存在する。日本産業
衛生学会の産業医部会会員1446名を対象
に行った自記式アンケート調査では、特殊
健康診断の対象となっている有害要因につ
いても、法令順守を目的に特定業務従事者

健診と併せて実施している状況があること⁸を合わせても、科学的知見をもとに「衛生上有害な業務」を定義するとともに特殊健康診断との関係を整理したうえで、特定業務従事者健康診断の対象業務を見直す必要性は高いと考えられる。

特定業務従事者健康診断の対象業務・要因に関する規定

安衛則第十三条第一項第三号

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

ハ ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務

ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

ホ 異常気圧下における業務

ヘ さく岩機、鋸（びよう）打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務

ト 重量物の取扱い等重激な業務

チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

リ 坑内における業務

ヌ 深夜業を含む業務

ル 水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

ヲ 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

ワ 病原体によつて汚染のおそれが著し

い業務

カ その他厚生労働大臣が定める業務

4. 一般健康診断における検査項目

【概要と趣旨】

一般定期健康診断の項目は、労働安全衛生法が制定された昭和 47（1972）年以降、労働者の健康課題の変化やその他の事情で徐々に充実してきている。平成元（1989）年の改正では、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査（総コレステロール、トリグリセライド）および心電図検査が追加された。平成 10（1998）年には、血中脂質検査の中に HDL コレステロールが追加され、血糖検査についても追加された。平成 19（2007）年には、腹囲が追加され、血中脂質検査のうち総コレステロールが LDL コレステロールに変更された⁹。

直近の改正の議論は、平成 28（2016）年に開催された「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」である。同検討会では、特定健康診断の健診項目との整合性を意識するとともに、一般定期健康診断の主要目的として脳・心臓疾患の発症の防止を上げて、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症防止の観点から健診項目の必要性を検討している¹⁰。結果として、一般定期健康診断の項目変更は行われなかったが、その検討を踏まえ、平成 29 年 8 月 4 日基発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」で、それまで平成 10 年 12 月 15 日付け基発第 697 号「一般健康診断における血糖検査の取扱いについて」で血糖検査の代わりに行えることが規定されていたヘモグロビン A1c 検査について、血糖検査が必須項目となり、

ヘモグロビン A1c 検査は、医師が必要と認めた場合には同一検体を利用して実施することが望ましい検査項目とされた。また検討会で議論があった血清クレアチニン検査についても、同様の位置づけになっている。

【課題】

日本においては、すべての労働者に対して法令で詳細な項目を規定した一般健康診断を行っている半面、特定の作業に必要な健康上の適性を明確にして実施する職務適性評価のための健康診断が限られている以上、本来、一般定期健康診断の目的は、想定される多くの業務に対する職務適性の評価である。したがって、それに見合った健診項目とすべきであり、特定健康診査が目的とするような脳・心臓疾患の発症リスクに関連する項目に限定すべきではない。産業医学を専門とする医師に、健康診断費用を固定した場合にどのような検査項目を実施すべきかを質問した、健診項目の優先順位に関する Ito et al. の論文では、現行の健康診断項目は妥当との評価が得られたが、血清クレアチニンとヘモグロビン A1c については追加を検討する必要性を示唆した結果となっている¹¹。

しかし、どのように検査項目を追加したとして臨床検査のみで評価することには限界がある。そこで、法定項目の既往歴の聴取を重視することが考えられるが、聴取すべき既往歴の内容については具体的な指針が存在しない。さらには、多くの健康診断は事業場の実情を理解していない医師および健診機関で行われていること、法定健診の結果は事業者が知るができる個人情報であることを前提とすれば、不用意な聴取は労働者のプライバシーが脅かされるな

どの倫理上の課題が存在する。

今後、通達で示された望ましい健康診断の位置づけを整理するとともに、事業場の実情を知る産業医の裁量による健診項目や問診内容の加除を可能とするとともに、そのための手続きや指針を明確にすべきと考えられる。ただし、産業医の選任義務がない事業場においては、事業者が健康診断を委託する健診機関との間で調整することが必要と考えられる。

5. 一般健康診断における健診項目の省略

【概要と趣旨】

労働安全衛生規則第 44 条第 2 項で、一部の検査項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができるとされている。これに関して、平成 29 年 8 月 4 日基発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」で、「省略する場合の判断は、一律な省略でなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること」が明確にされた。この通達により、これまで多くの事業場で実施されていたように、年齢区分で一律に一部の健診項目を省略することができないことが確認された。本来、産業医が前回の健診結果を事前に確認するとともに、当日の症状等を聞き取って健診項目の省略を決めることが妥当と考えられる。

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定
に基づき厚生労働大臣が定める基準
(平成十年六月二十四日)

（労働省告示第八十八号）
 労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
 次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
身長検査	二十歳以上の者
腹囲検査	一 四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。) 二 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの 三 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である者 $\text{BMI} = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$ 四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMI が二十二未満である者に限る。)
胸部エックス線検査	四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者 二 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者
喀痰かく	一 胸部エックス線検査によ

たん 検査	って病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。)

【課題】

平成 26 年(2014 年)度に全国労働衛生団体連合加盟機関が行った職域健康診断が約 3100 万件に及ぶことからわかるように、多くの健康診断が健診機関や医療機関に外注されている現状があり¹²、当日の症状等を聞き取って健診項目の省略を決めるといった対応は困難である。そのため、すべての労働者について省略をしない健診項目を実施する対応が多く、事業場でなされるようになっていと考えられる。しかしそれでは、健康管理全体の費用負担の優先順位が、本来の在り方とずれてしまうことも発生する。したがって、医師の判断による適切な省略の在り方について、産業医等の専門家で検討したうえで、何らかのコンセンサスに基づく対応を実施すべきと考えられる。

6. 関連する健康診断

【概要と趣旨】

労働安全衛生法に基づく一般健康診断と

関連する健康診断に労災保険二次健康診断がある。

労働者災害補償保険法

第二十六条 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下この項において「一次健康診断」という。）において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者（当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その請求に基づいて行う。

2 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査（前項に規定する検査を除く。）であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断（一年度につき一回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。）

二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

3 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の

症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

第二十七条 二次健康診断を受けた労働者から当該二次健康診断の実施の日から三箇月を超えない期間で厚生労働省令で定める期間内に当該二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者（労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。）に対する同法第六十六条の四の規定の適用については、同条中「健康診断の結果（当該健康診断」とあるのは、「健康診断及び労働者災害補償保険法第二十六条第二項第一号に規定する二次健康診断の結果（これらの健康診断）」とする。

第二十八条 この節に定めるもののほか、二次健康診断等給付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働者災害補償保険法施行規則

第十八条の十六 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 血圧の測定
- 二 低比重リポたん白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポたん白コレステロール（HDLコレステロール）又は血清トリグリセライドの量の検査
- 三 血糖検査
- 四 腹囲の検査又はBMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

2 法第二十六条第二項第一号の厚生労働

省令で定める検査は、次のとおりとする。

一 空腹時の低比重リポ蛋たん白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋たん白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査

二 空腹時の血中グルコースの量の検査

三 ヘモグロビンA_{1c}検査（一次健康診断（法第二十六条第一項に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行つた場合を除く。）

四 負荷心電図検査又は胸部超音波検査

五 頸けい部超音波検査

六 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中の蛋たん白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。）

二次健康診断の結果の提出：労災保険法施行令第十八条の十七

二次健康診断の結果についての医師からの意見聴取：労災保険法施行令第十八条の十八

二次健康診断等給付の請求：労災保険法施行令第十八条の十九

II. 特殊健康診断の実施

1. 特殊健康診断の実施

【概要と趣旨】

前述のように特殊健康診断は、使用者の特別健康管理義務と関連する健康診断であり、職場に存在する特別の健康障害要因に起因する疾病、すなわち職業病を防止するために、特定の有害要因へのばく露に対して標的臓器または健康影響に関する健康診断を行い、労働者個人ごとにばく露による

健康障害発生リスクの評価と健康障害の早期発見を行う。

特殊健康診断には、医師による特殊健康診断と歯科医師による特殊健康診断があり、前者は、安衛法第66条第2項で「事業者は有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。」と規定されている。その対象業務は、労働安全衛生法施行令で列挙されている。

安衛法施行令第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一 第六条第一号に掲げる作業に係る業務及び第二十条第九号に掲げる業務

二 別表第二に掲げる放射線業務

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（略）を製造し、若しくは取り扱う業務（略）、第十六条第一項各号に掲げる物（略）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱ひ若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四 別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶

剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（略）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一 ベンジジン及びその塩

一の二 ビス（クロロメチル）エーテル

二 ベーターナフチルアミン及びその塩

三 ジクロロベンジジン及びその塩

四 アルファーナフチルアミン及びその

塩

五 オルトトリジン及びその塩

六 ジアニシジン及びその塩

七 ベリリウム及びその化合物

八 ベンゾトリクロリド

九 インジウム化合物

九の二 エチルベンゼン

九の三 エチレンイミン

十 塩化ビニル

十一 オーラミン

十一の二 オルトトルイジン

十二 クロム酸及びその塩

十三 クロロメチルメチルエーテル

十三の二 コバルト及び無機化合物

十四 ユールタール

十四の二 酸化プロピレン

十四の三 三酸化ニアンチモン

十五 三・三' -ジクロロ-四・四' -ジアミノジフェニルメタン

十五の二 一・二-ジクロロプロパン

十五の三 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）

十五の四 ジメチル-ニ・ニ-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）

十五の五 一・一-ジメチルヒドラジン

十六 重クロム酸及びその塩

十六の二 ナフタレン

十七 ニッケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）

十八 ニッケルカルボニル

十九 パラジメチルアミノアゾベンゼン

十九の二 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）

二十 ベータープロピオラクトン

二十一 ベンゼン

二十二 マゼンタ

二十二の二 リフラクトリーセラミックファイバー

二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二十四 第九号から第二十二号の二までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

また、歯科医師による健康診断については、安衛法第 66 条第 3 項で「事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。」としている。そして、労働安全衛生法施行令および労働安全衛生規則で規定を設けている。

安衛法施行令第二十二條第三項

法第六十六条第三項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗(ふ

つ)化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務とする。

安衛則第四十八条

事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後六月以内ごとに一回、定期的に、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

そのうえで、高気圧作業安全規則、電離放射線障害防止規則、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則で、詳細を規定している。また、労働安全衛生法とは独立しているが、同様の趣旨の健康診断として、じん肺法による健康診断がある。

高気圧作業安全規則 高圧則第三十八条
電離放射線障害防止規則 電離則第五十六条

除染電離則 第二十条

特定化学物質障害予防規則 第三十九条

石綿障害予防規則 石綿則第四十条

四アルキル鉛中毒予防規則 四アルキル鉛則第二十二條

有機溶剤中毒予防規則 有機則第二十九条

それぞれの省令の規定には、後述の項目に該当する健康診断の結果、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、健康診断の結果の通知、健康診断結果報告等の規定に加えて、労働者が汚染された場合の緊

急診断が規定されている。

2. 特殊健康診断の対象者

【概要と趣旨】

特殊健康診断には、ばく露測定を含む健康障害リスクの評価では見逃されるような健康障害の発生についても早期発見する目的があるのであれば、作業環境測定の結果が良いからと言って特殊健康診断の実施を除外することには無理がある。その点、有機則第二条の「適用の除外」の規定からは第二十九条を外した上で、別途、特殊健康診断の特例の条文を設けて、労働基準監督署長の認定を受ける等の措置を求めることを前提に特例を認めることで、安全性が担保されている。

（健康診断の特例）

有機則第三十一条

事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断を三年以上行い、その間、当該健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、その後における第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断、第三十条の有機溶剤等健康診断個人票の作成及び保存並びに第三十条の二の医師からの意見聴取を行わないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、有機溶剤等健康診断特例許可申請書（様式第四号）に申請に係る有機溶剤業務に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 作業場の見取図
- 二 作業場に換気装置その他有機溶剤の蒸

気の発散を防止する設備が設けられているときは、当該設備等を示す図面及びその性能を記載した書面

三 当該有機溶剤業務に従事する労働者について申請前三年間に行つた第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断の結果を証明する書面

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者へ通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第一項の許可に係る有機溶剤業務に従事する労働者について新たに有機溶剤による異常所見を生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

特殊健康診断の対象は、労働安全衛生法施行令で定められた業務に常時従事する労働者となっている。

【課題】

「常時従事する労働者」とは、「継続して当該業務に従事する労働者」のほか、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合には該当する」とされているが¹³、ここでいう一定期間が明確とは言えない。しかし、慢性ばく露を前提とした健康障害を前提とした特殊健康診断の場合、頻度が限られている

状態では、その意義はほとんどないと考えられる。ここでいう常時従事について、科学的知見と照らし合わせた一定のルールが定められるべきと考えられる。

3. 特殊健康診断の対象業務・要因

【概要と趣旨】

特殊健康診断の対象業務および対象要因については、法令で詳細に規定されている。また、そのような法令に基づく健診以外に、法令上の位置付けは必ずしも明確ではないが、関連する通達に基づき行政指導として勧奨されているものがある。そのうち、VDT作業については、元なるガイドラインが廃止となり、新たに「情報機器作業における労働衛生のためのガイドラインについて」（令和元年7月12日付け基発0712第3号）が出されたが、当分の間、「業務の種別」として、「VDT作業」を使用して報告することになっている。また、自主的に行う特殊健康診断も含め、労働者への受診の義務付けを法定の特殊健康診断と同様に取り扱うことは困難である。化学物質については法令でリスクアセスメントが義務付けられるか、努力義務とされている。本来、義務付けられた特殊健康診断に加えて、リスクに応じて行う特殊健康診断の実施を事業者の努力義務にするなど、その位置づけを明確にすることが望ましい。

指導勧奨による特殊健康診断の対象有害要因または作業

- 紫外線・赤外線
- 騒音
- マンガン化合物
- 黄燐または燐の化合物
- 有機燐剤

亜硫酸ガス
 二硫化炭素
 ベンゼンのニトロアミド化合物
 脂肪族の塩化または臭化化合物
 砒素化合物
 フェニル水銀化合物
 レーザー光線
 アルキル化水銀化合物
 クロロナフタリン
 沃素
 木材
 超音波
 メチレンジフェニルイソシアネート
 チェンソー
 チェンソー以外の振動工具
 金銭登録作業
 引金工具
 VDT 作業（情報機器作業）
 重量物取扱い作業

【課題】

事業場においては、化学物質の使用は単剤ではなく、多くの場合には混合物質で用いられている。そのような場合、裾切値を設けて、それ以上の含有率（重量比）の場合には、当該物質に対する特殊健康診断の実施が必要となる。しかし、揮発性の高い物質の場合には、実際の気中濃度は重量比を反映するものではないため、必要な特殊健康診断が実施されない可能性がある。

また、そもそも特殊健康診断の対象となっている物質は、極めて限られた物質である。しかし、法令の規制は最低限を定めたものであり、規制されていない物質が安全であるとは言えない以上、法規制以外の物質であっても、一定のばく露がある場合に

は適当な方法で特殊健康診断の対象とすべきと考えられる。また、自主的に行う特殊健康診断については、労働者への受診の義務付けを法定の特殊健康診断と同様に取り扱うことは困難である。化学物質については法令でリスクアセスメントが義務ないし努力義務とされている。本来的には、既に義務付けられた特殊健康診断に加えて、リスクに応じて行う特殊健康診断の実施を事業者の努力義務にするなど、その位置づけを明確にすることが望ましい。

4. 特殊健康診断の項目

【概要と趣旨】

法定の特殊健康診断の項目は、科学的エビデンスをもとに設定されることが基本となっている。しかし現行の特殊健康診断の多くの項目は、各有害要因に関する省令が制定された時期の作業環境やエビデンスが基本となっている。その後、日本の職場の環境は改善しており、当初想定された高濃度ばく露がほとんど見られなくなった有害要因も多い。また、発がん性や生殖毒性などの健康影響が明らかになるなど、エビデンスの蓄積がなされている¹⁴。本来は、それに応じて柔軟に健康診断の項目が見直されるべきであるが、省令改正の手続きの煩雑さなどから、そのような対応は容易ではない。そのため、特殊健康診断の項目が時代遅れになる可能性がある。また、本来、特殊健康診断の判定は、曝露の推定と健康上の所見の組み合わせで行われるべきであるが¹⁵、一部のバイオロジカルモニタリングが導入されている物質以外では、曝露の推定に関わる情報が不足していた。このような問題を改善するために、厚生労働省が

中央労働災害防止協会に委託した事業で、平成 19 年度に作業条件の簡易な調査を含む特殊健康診断の項目改正に関する報告書が出された¹⁶。しかし、諸事情によって省令の改正に結び付かず、新たに義務付けられた化学物質についてはその際の考え方が導入されたに過ぎない。そして、当初の報告書から 12 年を経過した令和 2 年度において大幅な改正が計画されているといった状況である¹⁷。

【課題】

今後、法定の特殊健康診断の項目について、曝露の推定と健康影響の評価の関係を明確にしたうえで、労働者のばく露状況やエビデンスに基づく健診項目の見直しが行われるべきである。

法定の特殊健康診断には、医師の判断で実施すべき項目が含まれている。この医師については、事業場の実情を知り、また事業者に対して勧告権を有する産業医を前提するべきと考えられる¹⁸。しかし、産業医選任のない事業場においては、健康診断を実施する医師に頼らざるを得ない。タイ¹⁹など、特殊健康診断を実施する医師は、産業衛生専門医に限定している国があるように、特殊健康診断における判断には、一定の専門性が必要である。法令では健診項目が明確にされているが、運用における課題が存在している。

また、未規制物質についても、リスクアセスメントの結果に基づき実施を検討することを前提に、その健診項目については事業場の実情をよく知る産業医の助言でより柔軟に設定できるように検討すべきと考えられる。

Ⅲ 臨時健康診断

【概要と趣旨】

安衛法第六十六条第四項

都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

安衛法第 66 条第 4 項で、「都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。」と規定している。その手続きについては、安衛則で規定されている。実際にこの規定が適用された例として、東日本大震災に伴うに東京電力福島第一原子力発電所事故に際して、東京電力等に対して、数度の指示が出された事例がある²⁰。

安衛則第四十九条 法第六十六条第四項の規定による指示は、実施すべき健康診断の項目、健康診断を受けるべき労働者の範囲その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

Ⅳ 健康診断の実施に係るその他の論点

1. 健康診断の実施費用

【概要と趣旨】

解釈例規によれば、健康診断の費用については、法で事業者健康診断の実施が義務付けられている以上、当然、事業者が負担すべきものであるとしている²¹。また、受診に要した時間についての賃金の支払い

については、労働者一般に対して行われる一般健康診断は、一般的な健康の確保をはかることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その実施のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康確保は、事業の円滑な運営に不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいとされている。

一方、特定の有害な業務に従事する労働者について行われる健康診断である特殊健康診断については、業務の遂行に絡んで当然実施されなければならない性格のものであり、それは所定労働時間内に行われるのを原則とすることとされている。

【課題】

労働安全衛生法で一般健康診断が規定された当時と異なり、一般健康診断についても過重労働による健康障害防止などの目的に用いられているなど²²、事業者の安全配慮義務履行に不可欠になったおり、可能な限り労働時間内に実施されるべきものと考えられる。

2. 健康診断の精度

【概要と趣旨】

社内で行っている健康診断について、その精度のレベルや、健康診断で発見できなかった病気について企業はどこまで責任を問われるのかが一つの論点になる。従業員の肺がんによる死亡につき、社内健康診断におけるレントゲン写真の異常陰影の見過ごしなどの不備のため、肺がんの発見と処

置が遅れたものとして、健康診断を実施した医師、診療所、雇主企業が安全配慮義務違反の責任が問われた事例では、「定期健康診断は、一定の病気の発見を目的とする検査や何らかの疾病があると推認される患者について、具体的な疾病を発見するために行われる精密検査とは異なり、企業等に所属する多数の者を対象にして異常の有無を確認するために実施されるもので」、「そこにおいて撮影された大量のレントゲン写真を短時間に読影するものであることを考慮すれば、その中から異常の有無を識別するために医師に課せられる注意義務の程度にはおのずと限界がある」として、「信義則上、一般医療水準に照らし相当と認められる程度の健康診断を実施し、あるいはこれを行える医療機関に委嘱すれば足りる」として、企業の責任を否定した²³。

【課題】

多くの場合、外部健診機関に健康診断が委嘱されており、事業者が直接健康診断の精度に責任を持つことができない。しかし、健診機関には、全国労働衛生団体連合会が実施する精度管理事業²⁴や、同連合会や日本人間ドック学会が実施するサービス機能評価の仕組みがあり、多くの機関がこの制度を利用して精度および質の管理に努めている。また、これらの制度による評価結果が公表されている^{25,26}。それらの情報を利用して、精度や質の管理がされた機関から選定するといった取組みを心掛けるべきと考えられる。

3. 健康診断の実施に係る罰則

【概要と趣旨】

一般健康診断（安衛法第 66 条第 1 項）、

特殊健康診断（第2項）、歯科医師による特殊健康診断（第3項）、臨時健康診断（第4項）の違反は、安衛法第120条で50万円以下の罰金に処することが規定されている。

事業者が健康診断を実施せず罰金が科せられた事例として、健康診断を実施せず、また違法に時間外労働を行わしたことにより労働安全衛生法および労働基準法違反に問われ、企業および経営者にそれぞれ40万円の罰金が科せられた事例（平成12年8月9日大阪地裁）²⁷や、人材派遣会社が健康診断を実施せず、医師名義の健康診断個人票を派遣先に提出したことにより労働安全衛生法違反および有印私文書偽造に問われ、懲役1年6月・執行猶予3年、罰金30万円に科せられた事例（平成18年10月3日長崎地裁）がある²⁸。しかし、いずれの事例も他の違反が重なった事例であり、単独の違反で罰金に科せられる場合はあまりないようである。

V 労働者の受診義務等

1. 労働者の受診義務

【概要と趣旨】

安衛法第66条第5項で、「労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。」としているように、労働安全衛生法に基づく各種健康診断は、労働者にも受診義務が課せられている。また、同項の但し書きで、

事業者の指定以外の医師又は歯科医師の行う健康診断の結果を提出することによって、それに代えることが認められている。その際の証明すべき内容については、項目ごとの結果であることが安衛則で規定されている。

安衛則第五十条 法第六十六条第五項ただし書の書面は、当該労働者の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければならない。

しかし、健康文化が十分に定着していない事業場では、何度も指導しても受診をしない労働者がいることも事実である。そのような労働者に対して、上司・部下関係を利用して受診指導または指揮命令権を利用して受診命令を出すことは当然行うべきことと考えられる。このような取組みによって、受診率はかなり向上する。近年、労働力の高齢化に対して、国の事業で健康経営の推進が図られているが、そのプログラムの一つである健康経営優良法人の認定では、一般健康診断の受診率が実質100%であることを要件としている²⁹。

問題は、それでも受診を拒否する労働者に対して、懲戒処分を行うことができるかどうかである。このことに関して、公立中学校教諭が放射線の被ばくによる悪影響を理由に定期健康診断の胸部エックス線検査を受診せず、受診を命じた校長の業務命令を拒否、これを地方公務員法違反に当たるとして、減給処分としたことに対し、同教諭がその取り消しを請求したが、同教諭が受診を拒否する理由としてエックス線検査の有害性があること等の実情を認めつつも、その医学的有用性が存在し、受診命令に従う義務があったとして、減給処分が有効で

あると判断した判例（愛知県教育委員会事件 2001 年 4 月 26 日最高裁）がある³⁰。

また、会社の健康診断を受けていなかった課長補佐が、自宅で急性心筋梗塞を引き起こして死亡し、もともと心筋梗塞の素因をもっていた同課長補佐に過重な業務を課したこと、また、健康診断を受けさせなかったことは健康配慮義務違反に当たるとして、遺族が会社に対して損害賠償請求の訴訟を起こした事例で、「心筋梗塞の素因を持つ従業員に対して過重な負担を課すものであった点で、健康配慮義務の不完全履行に当たるが、会社の健康診断についても支店長の誘いを断り、会社には強制的に健康診断を受けさせる義務があったとはいえないことから、その責任は本人が負うべきである」として、業務と死亡との因果関係を認め、健康配慮義務違反も認められたが、死亡について予見可能性はなかったとして、会社の損害賠償責任は否定された判例（住友林業事件 1981 年 9 月 30 日名古屋地裁）がある³¹。

2. 自発的健康診断の結果の提出

【概要と趣旨】

深夜労働を行う労働者については、安衛法第 66 条の 2 で、「午後 10 時から午前 5 時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令に定めるところにより、自ら受けた健康

診断（略）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。」といったように、自発的健康診断の結果の提出の権利を規定している。自発的健康診断の結果が提出された場合、使用者は、健康診断の結果を受けて、健康管理義務を負うとともに、後述のように労働安全衛生法の規定に基づき医師の意見を聴き、必要がある場合には就業上の措置を実施することが義務付けられている。深夜業に従事する労働者については、自発的に受診した健康診断についても、事業者に提出することによって、その対応を求めることを可能とすることが本条文の趣旨である。また、その対象となる要件は安衛則で定められている。

安衛則第五十条の二 法第六十六条の二の厚生労働省令で定める要件は、常時使用され、同条の自ら受けた健康診断を受けた日
前六月間を平均して一月当たり四回以上同条の深夜業に従事したこととする。

安衛則第五十条の三 前条で定める要件に該当する労働者は、第四十四条第一項各号に掲げる項目の全部又は一部について、自ら受けた医師による健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。ただし、当該健康診断を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。
安衛則第五十条の四 法第六十六条の二の書面は、当該労働者の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければならない。

VI 健康診断結果の記録と情報管理

1. 健康診断結果の記録の保存

【概要と趣旨】

安衛法第 66 条の 3 で、「事業者は、厚生

労働省令で定めるところにより、第 66 条第 1 項から第 4 項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。」と、事業者健康診断の結果記録を義務付けている。保存期間については、健康診断の内容によって異なるが、一般健康診断については安衛則第 51 条で、健康診断個人票様式第 5 号を作成して、これを 5 年間保存しなければならないとしている。また、特殊健康診断についても、各省令で記録の保存について規定している。

安衛則第五十一条 事業者は、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条から第四十八条までの健康診断若しくは法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行った健康診断（同条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「第四十三条等の健康診断」という。）又は法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づき、健康診断個人票様式第五号（一）（二表面）（二裏面）（三）を作成して、これを五年間保存しなければならない。

後述の事後措置指針では、事業者は、安衛法第 66 条の 3 及び第 103 条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならないとし、「記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）に基づき適切な保存を行う必要がある。また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、

事業者は安全管理措置等について『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』を参照することが望ましい」としている。

2. 健康情報の保護

【概要と趣旨】

安衛法 104 条およびじん肺法第 35 条の三で、事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないとしている。また、事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとしている。これらの規定による措置を適切かつ有効な実施を図るため必要な指針として、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 30 年 9 月 7 日労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号）」が公表されている。この指針は、事業者が、労働安全衛生法に基づき実施する健康診断等の健康を確保するための措置や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情報については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、事業場において、労働者が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするととも

に、事業者が必要な心身の状態の情報を収集して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の状態の情報が適切に取り扱われることが必要であることから、事業者が、当該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程を策定することによる当該取扱いの明確化が必要である。こうした背景の下、同指針は、前述の安衛法及びじん肺法の規定に基づき、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものである。

同指針では、事業場で取り扱う労働者の心身の状態の情報について、①労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報、②労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報、③労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報に分類して、心身の状態の情報の取扱いの原則を示している。健康診断に関係して、①には「健康診断の受診・未受診の情報」、「健康診断の事後措置について医師から聴取した意見」、②に

は「健康診断の結果（法定の項目）、「健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものに限る。）」、③には「健康診断の結果（法定外項目）」、「保健指導の結果」、「健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものを除く。）」、「健康診断の精密検査の結果」を例として挙げている。

一方、事後措置指針では、「事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある」としている。

3. 守秘義務

【概要と趣旨】

安衛法第百五条およびじん肺法第三十五条の四で、法令の規定等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないとして、守秘義務を課している。

4. 罰則

【概要と趣旨】

健康診断結果の記録(安衛法第 66 条の 3)の違反は、安衛法第 120 条で 50 万円以下の罰金に処することが規定されている。

Ⅶ 健康診断結果に基づく就業配慮

1. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

【概要と趣旨】

健康診断は、使用者がその結果を一般健康管理義務および特殊健康管理義務を果たすために活用してはじめて有効となる。使用者は、結果そのものを十分に解釈して、適切な対応を行うために必要な知識を有していない以上、当然、医師又は歯科医師からの意見を参考にする必要があります。そこで、安衛法第 66 条の 4 で、「事業者は、第 66 条第 1 項から第 4 項まで若しくは第五項ただし書又は第 66 条の 2 の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。」としている。また、これに基づく医師の意見について、一般健康診断については安衛則で、また特殊健康診断については、各省令で規定されている。

安衛則第五十一条の二

第四十三条等の健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 第四十三条等の健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合に

あつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

2 法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次の定めるところにより行わなければならない。

一 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から二月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

意見聴取を行う対象となる「異常の所見があると診断された労働者」とは、解釈例規³²では、「健康診断の結果、その項目に異常の所見があると医師等が診断した者であること」としており、それ以上の具体的な基準は存在しない。

そのうえで、後述の事後措置指針では、イ意見を聴く医師等、ロ 医師等に対する情報の提供、ハ 意見の内容、ニ 意見の聴取の方法と時期を明確化している。

「イ 意見を聴く医師等」とは、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

「ロ 医師等に対する情報の提供」に関し

て、「事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る 作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当であるとしており、意見を聴く医師等が適切に判断できるように情報を提供することの重要性を強調している。

「ハ 意見の内容」については、「事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある」としている。必要性の有無については、通常勤務、就業制限、要休業の3区分として、就業制限とは、「勤務に制限を加える必要のあるもの」という内容であり、その場合には事業者は、「勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる」ことになる。医師等が就業制限の判定を行った場合、事業者が行うべき就業制限の内容をどこまで具体的に述べるべきかについては、明確に記述はされていない。しかし、厚生労働省の長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアルに含まれる「医師が作成する報告書・意見書の様式（例）」では、就業上の措置として、労働時間の短縮（時間外労働の制限、時間外労働の禁止、就業時間を制限、変形労働制

または裁量労働制の対象からの除外）と労働時間以外の項目（就業場所の変更、作業の転換、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換）などを選択肢とともに、具体的な内容と措置期間を記述できる様式となっており参考となる。また、事後措置指針では、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとするとあるが、基本的に特殊健康診断を想定したものと考えられる。

「ニ 意見の聴取の方法と時期」については、「事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である」としている。健康診断の判定は、一定の健康診断期間ごとに区切って、産業医等が判定することが多いため、健康診断の実施から医師の意見聴取まで1ヵ月以上を要することは少なくないと思われる。しかし、明らかな異常値が認められた場合に、健康診断実施機関からいわゆるパニック値として情報が提供されることがある³⁴。その場合には、医師の意見聴取も緊急で行うことが求められる。

事後措置指針では、「事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当で

あることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である」としている。このような再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり不可欠なものであるが、結果の確定まで数か月を要することは少なくない。その間の就業制限の取り扱いについては、事業場ごとに取り決めておくべき必要がある。具体的には、「就業判定を保留としておき、再検査または精密検査の結果が出た段階で、就業区分をつけ、必要に応じて就業制限をかける方法」と、「仮の就業判定に基づき就業制限をかけた上で、結果が確定した段階で必要に応じて就業制限をかける方法」である。後者には業務への大きな影響をきたす恐れがあるし、前者にはその間に健康問題を原因とした問題が発生するリスクが存在する。それぞれの事業場において、業務にかかわるリスクに応じた方法が選択されるべきと考えられる。

再検査又は精密検査の結果の取扱いについて、解釈例規では、それらの結果に基づき意見の聴取を事業者に義務付けるものではないが、再検査又は精密検査の受診は、疾病の早期発見、その後の健康管理等に資することから、事業場でのその取扱いについて、労使が協議して定めることが望ましいとしている³⁵。

精密検査の実施に関する判例として、健康診断の結果、要精密検査の診断が出ていたのに本人に通知せず運転業務に就かせたため、入院を要するまで病勢（肺結核）が進行するにいたったとして、損害賠償を請

求された事例で、健康診断の結果は労働者自身も事故の健康管理を行ううえで重要な資料となるものであり、労働者に健診診断の結果を通知すべき義務があるものというべきであるとして、事業者の責任を認めている³⁶。一方、定期健康診断の結果により肺結核にかかっていることが労働者に伝えられ、診療または精密検査を受けるよう指示したにもかかわらず、医師の精密検査を受けることを怠り、時期を失して外科手術を受けざるをえない状態に至ったが、当該労働者が、使用者は当時の労基法や安衛則に従って積極的にその就業を禁止すべきだったなどとして、損害賠償を求めた事件について、診療および精密検査受検を指示した使用者は、その結果の報告をもって対応措置をとれば足り、同人が精密検査を受けず、業種の転換の申出もせずに病勢が悪化したとしても、過失責任はないと判断されている³⁷。また、労働者の出向中にくも膜下出欠等を発症した事故につき、過重労働を否定したうえで、高血圧症の労働者にとっては過重な労働であったという主張と理解しても、使用者がそれを知っていたとは認められないこと、産業医は高圧剤の投薬を必要とするほどの状態ではないと判断し、繰り返し計測を行って血圧値に注意するように指導するなどの適切な指示をしていること、労働安全衛生法による健康診断は、当該業務上の配慮をする必要があるか否かを確認することを主たる目的とするものであり、労働者の疾病そのものの治療を目的とするものではないことなどを考慮し、仮に降圧剤の投薬を開始するのが望ましい状態であったとしても、被害労働者に降圧剤の投薬を開始する指示をしなかったからと

いっても、産業医に過失があるとは言えないとして、安全配慮義務違反を否定している³⁸。

就業区分にある就業制限の判定は、作業内容と労働者の健康状態との組み合わせで行われるべきであり、明確な判定基準には馴染まないため、明確にされていない。しかし、産業医ごとの就業制限にあまりにも大きな隔たりがあれば、当然のことながら事業者からも労働者からも信頼を得ることは困難となる。そこで、就業制限を行う場合の理由の類型化（藤野ら、2012）³⁹と一般健康診断の健診項目に対する専門産業医のコンセンサス調査（Tateishi et al, 2016）⁴⁰が行われ、参考にされている。しかし、これらのコンセンサス調査は、客観的な結果がでる主に血液検査に対するものである。一般健康診断には、自覚症状の項目が存在する。特に自覚症状については、本人しかわからないものであり、事業者は本人の愁訴の申出を待つ以外に把握する方法はない。そのため、労働者が自己の健康状態の自覚症状を放置しておいて、その責任までを使用者に問うわけにはいかない。高血圧症の基礎疾患を持つフォークリフトの運転手が高血圧性脳内出血で死亡した事例について、基礎疾患につき健診担当医から注意が示されておらず、本人が使用者に対して治療中と偽り、業務の負荷について申告もせず、会社からの「ふるまい酒」を断らずに摂取していたという前提を踏まえ、「本来自己の体調の異常や健康障害の兆は、特段の事情がない限り、自己が真先に気づくものであり、これに基づいて本人自らが健康管理を配慮するものである」として、会社に予見可能性がなく、会社の安全配慮

義務の不履行による責任が否定された判例がある⁴¹。一方、労働者から申し出があった場合には、使用者はその内容を検討し、産業医の意見を聴くなどして、本人の健康保持のために配慮措置が必要か否か、必要なきはどのような措置が必要かにつき所要の措置をとり「病状の増悪の防止、健康回復に必要な措置を講ずべき義務」を負うことになる。

【課題】

事後措置指針は、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である、としている。しかし、そのキャパシティからしても、すべての50人未満の事業場が地域産業保健センターの事業を活用することはできないし、医師の意見には、(イ)就業区分及びその内容についての意見と(ロ)作業環境管理及び作業管理についての意見が含まれることから、仮に医師等に対する情報の提供が行われても、実際に事業場を巡視し、労働者の実態を把握していない医師が意見を述べることは極めて困難である。そこで、健康診断を実施している企業外労働衛生機関に注目し、産業医契約のない小規模事業場に対して就業判定サービスを提供できる条件について、その統括医師と事務担当者にはアリング調査等を行った結果、企業外労働衛生機関としては、産業医契約のない小規模事業場の労働者の判定を行うためには、1) ある程度職場の状況が把握でき、2) 労働者本人との面談ができることが

必要で、3)面談に必要なマンパワーの確保と適正な収入が得られる必要があるとの見解が示された³³。その点事後措置指針では、「必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、（中略）職場巡視の機会を提供し、（中略）身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である」としていることは特筆に値する。しかし、現実的には多くの事業場でそのような対応が行われているとは考えられず、健康診断が労働者の適正配置に有効に利用されるうえで、大きな課題と考えられる。

2. 健康診断実施後の措置

【概要と趣旨】

安衛法第66条の5では、「事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第90号）第7条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。」と事後措置を規定している。これに基づき、事業者は、医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置等の措置を講

ずることが求められている。同条第2項で「厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。」、また第3項で「厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。」とし、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（事後措置指針）」を公表している。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（目次）
平成8年10月1日 健康診断結果措置指針公示第1号
最新改正 平成29年4月14日 健康診断結果措置指針公示第9号
1 趣旨
2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項
(1) 健康診断の実施
(2) 二次健康診断の受診勧奨等
(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取
イ 意見を聴く医師等
ロ 医師等に対する情報の提供
ハ 意見の内容
(イ) 就業区分及びその内容についての意見
(ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見
ニ 意見の聴取の方法と時期
(4) 就業上の措置の決定等
イ <u>労働者からの意見の聴取等</u>
ロ 衛生委員会等への医師等の意見の報告等

- (イ) 関係者間の連携等
- (ロ) 健康診断結果を理由とした不利益な取扱いの防止
- (5) その他の留意事項
 - イ 健康診断結果の通知
 - ロ 保健指導
 - ニ 健康情報の保護
 - ホ 健康診断結果の記録の保存
- 3 派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項
 - (1) 健康診断の実施
 - (2) 医師に対する情報の提供
 - (3) 就業上の措置の決定等
 - (4) 不利益な取扱いの禁止
 - (5) 特殊健康診断の結果の保存及び通知
 - (6) 健康情報の保護

事後措置指針においては、「事業者は、医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である」としている。

「事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内

容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である」としており、就業上の措置の実効性を高めるために有効と考えられる。

就業措置のうち、就業制限については、労働を一部制限することになるため、健康状態の推移に応じて見直すべきものと考えられる。法令上の規定はないが、事業者は制限の見直しのための医師の意見をどのようなタイミングおよび方法で聴くか、明確に定めておくことが望まれる。

偽黄斑円孔を原因とする視力の低下に悩まされている労働者が、自らの健康状態を理由に業務内容の変更、配置転換等の措置をなすよう申し入れたにも関わらず、会社側がそれに対応しなかったことに関して、労働安全衛生法第66条第7項は、その規定の仕方自体が、同条第1項ないし第3項あるいは第6項と異なり、違反する事業者には罰則を科すことは予定されていないことからすると、直ちに、その規定が使用者に命じた行為内容が、使用者の労働契約における本来的履行義務になったとまで認めるのは困難であるとし、健康に配慮する義務を負っていることは認められるにしても、付随的債務にすぎないのであるから、これを根拠にその履行を直接請求する趣旨で提起された請求は理由ないものと言わざるを得ないとの判断を下している⁴²。

コンピューターソフトウェア開発等を目的とする会社で勤務していた労働者が脳出血で死亡したことにつき、その両親が、死亡は長時間労働等過重な業務によるストレス等に原因があったとして会社を相手として安全配慮義務違反を理由とする損害賠償を請求したケースでは、2審で、安全配

慮義務の具体的な内容として、「適正な労働条件を確保すること」、「高血圧を増悪させ致命的な合併症が生じることがないように、持続的な精神的緊張を伴う過重な業務に就かせないようにしたり、業務を軽減すること」が挙げられ、上告審もその判断を支持している⁴³。この判決をもとにすれば、すべての労働者に対して「適正な労働条件を確保すること」、健康に若干の支障がある労働者については「健康診断を受診したうえで、労働時間、労働内容を軽減したり、就労場所を変更すること」の措置を、高血圧患者で致命的な合併症を生じる危険があるものについては、高血圧を増悪させ致命的な合併症が生じることがないように、持続的な精神的緊張を伴う過重な業務に就かせないようにしたり、業務を軽減すること」を取るべきこととなる。

3. 産業医への情報提供

【概要と趣旨】

産業医が事業者に必要な意見を述べるためには、事業場や労働者の状況について産業医に情報提供がなされるとともに、意見を述べた内容に基づき事業者が行った措置について、フィードバックされることが必要となる。安衛法第13条で規定された産業医への情報提供について、安衛則第14条の2第2項第1号で、法第66条の5第1項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）が定められており、産業医の意見に対する事業者の対応については、産業医にフィードバックされることになる。産業医には、安衛法第13条第5項で、「産業

医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない」とされており、事業者の就業上の措置の内容が労働者の健康を確保する上で十分ではないと考えられる場合には、産業医が事業者に勧告することも検討されることになる。

安衛法第十三条

1～3 略

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

5～6 略

安衛則第十四条の二 法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第六十六条の五第一項、第六十六条の八第五項（略）又は第六十六条の十第六項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

二 略

三 略

2 法第十三条第四項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 前項第一号に掲げる情報 法第六十六条の四、第六十六条の八第四項（略）又

は第六十六条の十第五項の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取を行つた後、遅滞なく提供すること。

- 二 略
- 三 略

Ⅷ 結果の通知および保健指導

1. 健康診断結果の通知

【概要と趣旨】

健康診断を受けた労働者は、その結果に基づき保健行動を取り、健康の保持増進に努めることが求められる。そのためには、健康診断の結果を労働者が速やかに知ることが重要であり、そこで、安衛法第 66 条の 6 で、「事業者は、第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。」と結果の通知義務を定めている。さらには一般健康診断については安衛則で遅滞なく通知することを義務付けている。また、特殊健康診断についても、各省令で通知が義務付けられている。

安衛則第五十一条の四 事業者は、法第六十六条第四項又は第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条から第四十八条までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

このような通知義務が健康診断を実施する以上当然のことと解せられるが、労働安全衛生法令で義務付けられたのは、一般健康診断については 1996（平成 8）年の改正時であり、特殊健康診断については 2005（平成 17）年であった。解釈例規では、通知の方法は、総合判定結果だけでなく、各健康

診断の項目ごとの結果も通知する必要があることが示されている。また、結果通知は、安衛則第 51 条の 4 で遅滞なく行うことが求められているが、多くの健康診断が外部委託されている現状を考えると、健康診断を委託した医療機関がどの程度で結果報告を行うかがポイントとなる⁴⁴。このことに関する具体的な取り決めはないが、全国労働衛生団体連合会が労働衛生機関のサービス向上を目的として実施している労働衛生サービス機能評価機構のサーベイでは、2 週間以内をめどとすることを求めており一つの参考となる⁴⁵。

健康診断結果の通知(安衛法第 66 条の 6)の違反は、安衛法第 120 条で 50 万円以下の罰金に処することが規定されている。

2. 保健指導

【概要と趣旨】

労働者が、健康診断の結果の通知を受けただけで、その内容を理解して、適切な保健行動を取ることを期待することは困難である。そこで、安衛法第 66 条の 7 第 1 項で、「事業者は、第 66 条第 1 項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断又は第 66 条の 2 の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。」と保健指導の実施を定めている。また、同条第 2 項で「労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。」として、労働者の努力も促している。

解釈例規では、保健指導の方法として、面談による個別指導、文書による指導等の方法があるとしている。事後措置指針では、その内容として、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うことを具体的な内容として挙げており、医療機関への受診指導も保健指導に含まれる⁴⁶。また、「深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である」としているように、安衛法に基づく保健指導は、仕事内容および仕事による生活時間への影響などを十分に意識する必要がある。

保健指導の対象に関しては、「特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して」とあるがその定義は明確ではない。保健師の選任に関する法的な規定は存在しないため、労働者当たりの産業保健スタッフの数は、事業場によって大きく異なっている。そのため、労働者全員に対して保健指導を行う事業場もあれば、ほとんど実施されていない事業場も存在する。事業場の実情に応じて保健指導の対象を決めて、効果的な保健指導を実施することが求められる。

労働者が対象として想定される保健指導には、安衛法に基づく保健指導のほか、主に高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者医療確保法：昭和57年法律第80号）第二十四条の規定に基づく特定保健指導がある。高齢者医療確保法では、保険者は、労

働安全衛生法の健康診断の記録の提供を求めることができることになっている。

高齢者医療確保法 第二十七条

- 1 略
- 2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【課題】

労働者については労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断が優先され、重複して健康診断が実施されることはないような対応がなされているが、特定保健指導は健康保険組合等の医療保険者またはその委託を受けた機関が行っているため、対象者や実施スケジュールが必ずしも企業と共有されているわけではない。そのため、同一の労働者に重複して保健指導が行われたり、方向性が異なる指導が行われたりする可能性がある。事後措置指針では、「労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である」としているが、医師・保健師が、特定保健指導の受診の事実を知らない中で、情報を伝えるように促すことは容易ではなく、この重複は一つの課題とな

る。昨今、健康経営においては、医療保険者と事業者の積極的な連携（いわゆるコラボヘルス）が推奨されている⁴⁷。この連携においては、主に個人情報保護などの障害が存在するが、両者の対話を通じて、役割分担や連携方法を明確にして、より多くの労働者に対する効果的な保健指導の実施が望まれる。

IX 健康診断結果報告

【概要と趣旨】

健康診断のうち、一般定期健康診断（安衛則第44 四条）、特定業務従事者健康診断（安衛則第45 条）、常時50 人以上の労働者を使用する事業者は、遅滞なく、定期健康診断結果報告書様式第6 号を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、特殊健康診断については、それぞれの省令で、事業場規模に関わらず、報告義務が課せられ、その様式が定められている。

安衛則第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条、第四十五条又は第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書様式第六号（表面）（裏面）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（例として、有機溶剤中毒予防規則の規定を示す。）

有機則第三十条の三 事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、有機溶剤等健康診断結果報告書様式第三号の二（表面）（裏面）を所轄労働基

準監督署長に提出しなければならない。

それぞれについて、「所見のあった者の人数」および「医師の指示人数」の記載欄がある。このうち、「医師の指示人数」については、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあった者の数を記入することとされている。そして厚生労働省は、この結果をもとに、有所見率等の統計を公表している⁴⁸。

「医師の指示人数」については、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」で、「事業者は、労働安全衛生法第66 条第1 項から第4 項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。」とされており、この判定までをもって健康診断の実施とみなしており、その状況を確認するという意味合いを持つと考えられる。

【課題】

「所見のあった者」とは、労働者の健康状況を把握し、現に統計が公表されていることから、本来であればその基準が示されるべきと考えられるが、各医師の判断が優先されることになるため、この数値は現時点では意味をなさないばかりか、基準がないデータの統計情報による混乱が生じている可能性がある。一方、安衛法第66 条の4 で、異常の所見があると診断された労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならないとされ、事後措置指針では、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等

から聴く必要があり、当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を区分によって求めるものとするとしてされている。しかし、この区分についての報告義務が存在しないため、事後措置の実施状況が必ずしも把握できていない。しばしば、労働基準監督署が臨検を行う際、健康診断結果票への就業区分の記載状況を確認している。健康診断の適切な実施状況を把握することを目的とするのであれば、医師の指示人数に併せて、法令上の義務である医師の意見の状況を記載させることも考えられる。

X 派遣労働者に対する適用

【概要と趣旨】

労働者派遣事業においては、雇用関係がある派遣元が、事業者として派遣労働者の労働安全衛生法上の責任を負うことが基本であるが、派遣先も派遣労働者を自らの指揮命令の下において自社の機械設備と作業方法に沿って生産活動に従事させていることに伴い、安全と健康の確保の責任を分担している。派遣先事業者への労働安全衛生法の適用の特例を明確にしている。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、（中略）第六十六条の五第一項、（中略）を適用する。（後略）

2 略

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法（中略）第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の三（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の四（中略）を適用する。（後略）

【課題】

労働者派遣法第45条第1項では、医師等の意見に基づく就業上の措置（安衛法66条の5）の責任を派遣元事業者と共有することになっている。前述の事後措置指針では、「派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項」で、不利益な取扱いの禁止を示しているが、派遣元事業者は、派遣先事業者の求めに応じて一定の業務を行うことができる労働者を派遣しているという性質上、その求め自体の履行に影響があるような制限をかけることは困難であり、制限の内容によっては派遣元事業者は派遣される労働者

を入れ替えることになる可能性が大きく、派遣労働者の就業上の措置は容易ではない。

また、第3項では、特殊健康診断を定める安衛法第66条第2項とその事後措置に関しては、派遣先事業者の責任として位置付けている。特殊健康診断は、有害環境に従事する労働者の健康障害を早期に発見するとともに、ばく露の程度を把握して職場環境や作業方法の改善に結び付けることが目的であり、そのような作業環境や作業方法のもとでの労働をさせている派遣先事業者が責任を持つことは当然のことと考えられる

D. 考察 および E. 結論

一般健康診断と特殊健康診断とで異なる考察が求められる。いずれの場合にも、健康診断は、どのような対象に、どのような項目で実施するか、といった要素が重要となる。また、健康診断は、その結果が活用されて初めて意味を持つが、健診結果を労働者にフィードバックし、合わせて産業保健専門職が結果をもとに事業者および労働者に働きかけ、そのうえで、必要な対応を図ることが必要となる。一般健診および特殊健診とも、法令で対象者と項目を明確に規定し、さらに事後措置の流れを具体的に規定している。そのことによって、健康診断および事後措置が多くの事業場で確実に実施されることに繋がっている。

しかし、健康診断の現行制度には、以下のようないくつかの課題も存在する。

- 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確なこと
- 一般健診によって評価される職務適性が幅広く想定されているにもかか

わらず、労働時間が短いことなどでパートタイマーが対象となっていないこと

- 健診項目が、特定健康診査が目的とするような脳・心臓疾患の発症リスクに関連する項目に限定される方向にあること
- 一般健康診断の法定項目のうち、既往歴の聴取の内容に具体的な指針が存在しないこと
- 想定される一般健康診断の項目の省略手順が、多くの健診が外部委託されている実態から考えて現実的ではないこと
- 特殊健康診断において、「常時従事する労働者」の定義が不明確であり、過剰な特殊健康診断が実施される可能性があること
- 法令で特殊健康診断の対象となっている物質は、極めて限られた物質であるが、本来、リスクアセスメントの結果必要がある場合には自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないこと
- 特殊健康診断の健診項目について、最新のエビデンスに基づく見直しに長い時間を要すること
- 現状の目的から考えて、一般健康診断も、労働時間内に実施することを基本とすべきであること
- 事業者が健康診断を外部委託する際に、その精度や質の管理状況に対して、意識が低いこと
- 保健指導の実施において、特定保健指導の実施との連携が必ずしも図られていないこと

- 産業医の選任義務のない事業場においては、事業場の実態に則した医師の意見が聴取できないこと
- 労働基準監督署への報告について、基準が存在しないため、集計データに統計的な意味をもたないこと
- 派遣労働者に対する健康診断後の就業措置が困難なこと

今後、より有効な健康診断制度に向けた改善のために、継続的な議論が行われるべきである。その多くは、専門性の高い産業保健専門職の助言にもとづき、必要に応じて事業者が自主的に実施すれば対応できる課題である。しかし、法令の詳細な規定が、そのような行動を抑制している可能性もある。そのため、議論を行う当たっては、確実な実施と柔軟な対応を両立できるような仕組みの構築が必要であると考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

3. その他

該当せず。

H. 引用文献

- 1) 安西愈著 業務上疾病と一般健康管理の法律問題（労働福祉共済会、2001年（平成13年））22頁～52頁
- 2) 森晃爾著 就業措置・支援の基本、「働く人の健康状態の評価と就業措置・支援」（労働調査会、2018年（平成30年））11頁～15頁
- 3) 伊藤直人ほか 特定業務従事者健康診断の実施対象となる業務とその基準に関する歴史的変遷. 産業衛生学雑誌（2020年（令和2年）出版予定）
- 4) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令等の施行等について（基発第413号、平成13年4月27日）
- 5) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」（平成20年2月29日基発第0229001号）
- 6) 日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2019年度）、騒音の許容基準」
- 7) 伊藤直人ほか、特定業務従事者健康診断の実施対象となる業務とその基準に関する歴史的変遷（前掲）
- 8) 伊藤直人. 特定業務従事者健康診断の実施状況、「平成29年度特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する実態把握と課題解決のための調査研究報告書」（労災疾病等臨床研究、研究代表者 森晃爾）
- 9) 畠中信夫. 「労働安全衛生法のはなし」（中央労働災害防止協会、2019年（令和元年））303頁～305頁
- 10) 厚生労働省「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討

- 会報告書」（2016年（平成28年））
- 11) Ito N, et al. Needs survey on the priority given to periodical medical examination items among occupational physicians in Japan. *Journal of Occupational Health*, 2018; 60: 502-514.
 - 12) 尾尻哲洋、全衛連実勢調査の分析 季刊労働衛生管理 2015; 26(1): 28-36
 - 13) 厚生労働省 「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」（2016年（平成28年）11月30日）
 - 14) 日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2019年度）、発がん性分類・生殖毒性物質」
 - 15) 山瀧一．健康診断の判定、健康診断ストラテジー（バイオコミュニケーションズ、2014年（平成26年））209頁～211頁
 - 16) 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター．「特殊健康診断の健診項目に関する調査研究委員会報告書」2008年（平成20年）
 - 17) 厚生労働省労働基準局安全衛生部．特殊健康診断項目等の見直し案について．「令和元年度第1回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会資料」
 - 18) 山瀧一．健康診断の判定（前掲）
 - 19) 深井七恵ほか．タイ王国の労働衛生に関する制度および専門職育成の現状-日本企業が海外拠点において、適切な労働衛生管理を実施するために．2018産業医科大学雑誌．40(1):33-44.
 - 20) 厚生労働省．「東京電力等に対する労働安全衛生法第六十六条第4項に基づく臨時健康診断の指示内容」
 - 21) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019年（令和元年））、437頁
 - 22) 厚生労働省労働基準局長、厚生労働省雇用環境・均等局長「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（基発0401第41号雇均発0401第36号平成31年4月1日）
 - 23) 東京海上火災保険事件（最2小判平成15年7月18日D1-Law判例体系）
 - 24) 全国労働衛生団体連合会 総合精度管理事業
 - 25) 全国労働衛生団体連合会 労働衛生サービス機能評価事業
 - 26) 日本人間ドック学会 健診施設機能評価
 - 27) 労働安全衛生法違反、労働基準法違反被告事件（大阪地判昭和12年8月9日判例時報1732号152頁）
 - 28) 人材派遣会社社員（労働安全衛生法違反等被告）事件（長崎地判平成18年10月3日労働判例923号93頁）
 - 29) 経済産業省 健康経営優良法人認定制度
 - 30) 愛知県教委（減給処分事件）（最1小判平成13年4月26日最高裁判所裁判集民事202号173頁）
 - 31) 住友林業事件（名古屋地判昭和56年9月30日労働判例378号64頁）サンユー会研修実務委員会法令研究グループ 判例から学ぶ従業員の健康管理と訴訟対策ハンドブック

- 32) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019年（令和元年））、445頁
- 33) 茅嶋康太郎．企業外労働衛生機関の健康診断事後措置への関与「平成24年度医師等による就業上の措置に関する意見のあり方等についての調査研究報告書」（厚生労働科学研究補助金安全衛生総合研究事業、研究代表者 森晃爾）
- 34) 櫻木園子 健康診断の準備と実施、健康診断ストラテジー（バイオコミュニケーションズ、2014年（平成26年））165頁～1六十六頁
- 35) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019年（令和元年））、445頁
- 36) 京和タクシー事件（京都地判昭和57年10月7日労働判例404号72頁）安西愈著 業務上疾病と一般健康管理の法律問題（前掲）160頁
- 37) 城東製鋼事件（大阪地判昭和46年3月25日判例時報645号96頁）
- 38) 三菱電機（安全配慮義務）事件（静岡地判平成11年11月25日労働判例786号46頁）
- 39) 藤野善久ら．産業医が実施する就業措置の文脈に関する質的調査，産業衛生学雑誌 2012; 54: 267-275
- 40) Tateishi S. et.al, The opinions of occupationa
- 41) l physicians about maintaining healthy workers by means of medical examinations in Japan using the Delphi method. Journal of Occupational Health 2016; 58: 72-80
- 42) 川西港運事件（大阪高判昭和59年10月19日掲載誌不明）安西愈著 業務上疾病と一般健康管理の法律問題（前掲）169頁～170頁
- 43) 高島屋工作所事件（大阪地判平成2年11月28日労働経済判例速報1413号3頁）
- 44) システムコンサルタント事件（東京高判平成11年7月28日判例時報1702号88頁、最2小判平成12年10月13日労働判例791号6頁）サンユー会研修実務委員会法令研究グループ 判例から学ぶ従業員の健康管理と訴訟対策ハンドブック
- 45) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019年（令和元年））、450頁
- 46) 全国労働衛生団体連合会．労働衛生サービス機能評価基準解釈運用の手引
- 47) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019年（令和元年））、451頁
- 48) 厚生労働省．データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン（2017年（平成29年））
- 49) 労働衛生のしおり．（中央労働災害防止協会、2019年（平成元年））20頁

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

化学物質による健康障害防止対策の現状

分担研究者 森 晃爾

産業医科大学・産業生態科学研究所・産業保健経営学研究室

研究要旨

産業界では、極めて多くの化学物質が使用されており、その中には有害性に関する情報が十分なものから、ほとんど情報がないものまで存在する。それらの化学物質を取り扱う労働者の健康障害を防ぐためには、法令による規制と事業者による自律的管理の双方が重要である。

化学物質による健康障害を防止するための労働衛生管理においては、化学物資の発散から労働者の曝露を経て、健康障害が発生する過程に対して、作業環境管理、作業管理、健康管理の3管理のアプローチが基本である。

労働衛生管理の基本を前提に、法令上および行政上は、災害発生等の過去の経緯や有害性の大きさによって、特別規則による規制物質やリスクアセスメントの義務付け対象物質などに分類した対応が行われている。また、確実な化学物質管理を行うためには、労働衛生管理体制の確立が必要であり、そのための規制が存在する。

化学物質の健康障害防止戦略の基本はリスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスクコントロールであり、その中で有害性情報の収集、曝露評価、リスクの見積もり、発散の抑制、個人用保護具の活用、特殊健康診断の実施などの取組みを確実に実施する必要がある。そのためには、労働安全衛生マネジメントシステムの運用が有効である。

化学物質に対する特別規則としては、特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則があり、それぞれで規制対象物質と対象作業を明確にしたうえで、詳細な規制が行われている。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、逐条解説を跨ぐ横断的課題の 1 つである法定健診制度について、課題と改善策を示すことにある。

B. 研究方法

研究班から抽出された横断的検討課題の検討について選任されたことを受け、研究代表者との具体的検討課題についての調整を経て、当該課題に関連する本研究費による別の研究プロジェクトの成果と、解説書、専門誌に掲載された学术论文や記事、政府発表等の 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏らとの意見交換により洗練させた。

C. 研究結果

はじめに

地球上には 数千万種類以上の多種・多様な化学物質が意図的または非意図的に生産され、そのうち数十万物質が工業的に製造・利用されていると言われていたが、その実数は明確ではない。これらの多様な化学物質は、生活を営む上で有用なものであるが、同時に化学物質は物質固有の危険・有害性を有している。一般に危険・有害性には、大きく以下に分けられる。

- ① 引火や爆発性等の物理化学的危険性
- ② ヒトの健康に対する有害性
- ③ 環境生物への有害性
- ④ 地球環境への有害性

このうち、本論では②ヒトの健康に対する有害性に特化して、現在の労働安全衛生法令により化学物質による健康障害防止対策の現状と課題を整理し、考察する。

I 化学物質による健康障害の発生と管理の原則

【概要と趣旨】

化学物質は、作業環境中に拡散し、そこで作業をする労働者が曝露し、経気道的、経口的、経皮的なルートで体内に取り込まれる。取り込まれた化学物質は、血流によって体内に分布し、主に肝臓等で代謝され、排出される。物質によっては、体内に長期に蓄積されるものもある。この過程で、化学物質そのもの、または代謝物が生体機序に影響を及ぼし、化学物質ごとに特定の臓器（標的臓器）に健康障害を発生させる。化学物質への曝露は、短時間に一時的に曝露する場合から、長期間にわたり少量に継続曝露する場合、比較的多量の曝露を断続的に繰り返す場合など様々であり、生じる

健康影響は、曝露直後に現れる急性影響と、反復または長期間の曝露による慢性影響がある。また、曝露期間に関わらず、曝露終了後の一定期間後に健康障害が発生する晩発性の影響（晩発性障害）がある。（図1参照）

化学物質による健康障害の発生を防止するためには、労働者の曝露を低減すればよいが、化学物質が作業場で発散・拡散したあと、健康影響が発生するまでの経路を理解することによって、低減対策にはいくつかの方法があることが分かる。

- ① 有害化学物質を代替化したり、生産工程を変更したりするなどして、化学物質の使用を無くすか、少なくする
- ② 密閉化や局所排気装置などによる発散・拡散を抑制する
- ③ 作業方法の改善や作業時間の短縮による労働者の曝露を低減する
- ④ 保護具の着用による体内取込みを低減する
- ⑤ 健康影響が生じやすい労働者を配置転換する

これらの方法の中で、有害物の発生源から環境を制御する方法を作業環境管理、個人曝露から生体内吸収を制御する方法を作業管理、それ以降を健康管理に分類することが一般的である。これらを三管理と呼ぶ。

このような多様な曝露低減対策のうち、より根本的な対策である①が優先されるべきであるが、製品の品質や生産性など諸事情により実施が現実的ではない場合には、次善の策として②以降の対策を実施する。しかし、これらの対策によって完全に体内取込みを防止して、有害要因による健康障害の可能性を無くすことができない場合が

多く、健康影響を早期に発見して労働者を曝露から隔離したり、早期に治療したりするために、特殊健康診断が実施する必要がある。

このように、化学物質による健康障害防止対策を行うためには、健康障害防止のための多段階の対策を効果的かつ効率的に行っていく必要があるが、その基盤となるのがリスクアセスメントである。また、対策がうまく行っているかどうかの管理状況の評価も重要である。そのためには、して、作業環境管理、作業管理、健康管理に相当するいくつかの段階で、労働者の曝露状況を推定するためのモニタリングを行い、対策の妥当性を評価することが必要である。その評価方法に、作業環境測定、個人曝露測定、生物学的モニタリングがあり、それぞれに基準値として管理濃度、許容濃度、生物学的曝露指標がある。

表 三管理と管理状況の評価方法

作業環境管理	作業環境測定	管理濃度
作業管理	個人曝露測定	許容濃度
健康管理	生物学的モニタリング	生物学的曝露指標

Ⅱ 化学物質による健康障害防止対策の基盤

1. 事業者の講ずべき措置等の一般規定

【概要と趣旨】

労働安全衛生法では、化学物質による健康障害防止のための事業者責任および労働者の責任について規定し、詳細を関係省令の規定に委ねている。

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二～四 略

第二十六條 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第二十七條 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第 27 条の規定として関連する主な厚生労働省令には、労働安全衛生規則（安衛則）、特定化学物質障害予防規則（特化則）、鉛中毒予防規則（鉛則）、四アルキル鉛中毒予防規則（四アルキル鉛則）、有機溶剤中毒予防規則（有機則）があり、後者の4つの省令を、特定の化学物質に関して規定した特別規則と呼ぶことができる。

2. 規制対象物質の分類

【概要と趣旨】

(1) GHS の危険有害性を利用した化学物質等安全性データシート（SDS）交付対象物質

全世界で多様な化学物質が広く利用されており、国際的な取引が活発化する中で、同じ化学物質であっても異なる方法でその危険有害性が評価され、また情報が表示・伝達される状態では、化学物質の安全な使用・輸送・廃棄は困難である。そのような認識のもと、2003年7月には、国連経済社

会理事会において「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）の実施促進のための決議が採択された。そして、各国で GHS を国内法に取り入れることによって、政界共通の基盤となっている。GHS は、現状に合わせて定期的な改訂が行われている。

GHS では、危険・有害性の分類として、以下の分類を用いており、それぞれにレベル分けするための基準を設けている。この GHS の基準を用いた場合に、全化学物質の約4万種類が、危険・有害性を有していると見なされている。

GHS による危険・有害性の分類

危険・物理化学的危険性

- 爆発物
- 可燃性ガス（自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む）
- エアゾール ●酸化性ガス
- 高圧ガス ●引火性液体
- 可燃性固体 ●自己反応性化学物質
- 自然発火性液体
- 自然発火性固体
- 自己発熱性化学物質
- 水反応可燃性化学物質
- 酸化性液体 ●酸化性固体
- 有機過酸化物
- 金属腐食性化学物質
- 鈍性化爆発物

健康に対する有害性

- 急性毒性 ●皮膚腐食性／刺激性
- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性

- 生殖細胞変異原性
- 発がん性 ●生殖毒性
- 特定標的臓器毒性（単回曝露）
- 特定標的臓器毒性（反復曝露）
- 誤えん有害性

環境に対する有害性

- 水生環境有害性
- オゾン層への有害性

そこで、わが国の労働安全衛生法令に基づく化学物質管理では、GHS で危険・有害性のある化学物質を対象とした規定を設け、事業者等に対応を義務付けている。さらに、新規化学物質の届け出を義務付けることによって、危険・有害性を有する化学物質全体をカバーする方策を取っている。

化学物質による健康障害防止のための基本は、労働者に発生する恐れのある健康障害のリスクを評価し、リスクの大きさに応じてリスク低減対策を立てることにある。後述のように、化学物質による健康障害リスクは、有害性の大きさと曝露の程度の組み合わせで評価される。このうち、有害性の大きさは、GHS に則り標準化された化学物質等安全性データシート（Safety Data Sheet：SDS）から読み取ることになる。そのためには、化学物質を使用する事業者が SDS が提供されることが不可欠であるため、化学物質の譲渡者または提供者に対する SDS の交付義務を 2 段階で分けて規定している。すなわち第 1 段階として、安衛法第 57 条の 2 第 1 項で、政令で指定する物質（および第 56 条第 1 項で指定した製造許可物質）に対して義務化し、第 2 段階として、安衛則第 24 条の 15 で、厚生労働大臣が指定した特定危険有害化学物質等に対しては努力義

務を課している。

安衛法第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等(化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項

に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項

ここでいう政令とは、労働安全衛生法施行令（安衛法施行令）であり、安衛法施行令第 18 条の 2 で、①別表第 9 に掲げる物、②別表第 9 に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの、③別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号 8 に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるものと規定されている。別表第 9 には、第 1 号から 633 号（途中、削除 2 物質あり）まで物質が挙げられている。また、別表第 3 第 1 号は、製造許可物質を規定している。2020 年 4 月 1 日現在、673 物質が対象となっている。一方、安衛則第 24 条の 15 第 1 項で厚生労働大臣が定めるものは、GHS に基づき危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする（(厚生労働省告示第 150 号：平成 24 年 3

月 26 日)となっている。すなわち、化学物質のうち、GHS の基準で危険有害性があるとされる物質について、交付義務の努力義務をかけ、その中でもより有害性が高いと考えられるものについては交付が義務付けられている。この交付義務または努力義務は、リスクアセスメント（危険・有害性の評価）の前提となるものであり、後述のリスクアセスメントの法令上の対象物質と一致している。

（2）法令、特別規則による規制物質

化学物質の中には、過去の健康障害発生の経験、有害性の大きさ、過去からの経緯などにより、物質名が列挙され、特別の規定がかかっているものがある。

まず、もっとも有害性が高いものは、安衛法で、製造等の禁止（第 55 条）や製造の許可（第 56 条）が規定されている。このうち、製造等の禁止対象物質は安衛法施行令第 16 条で、製造の許可物質は別表第 3 第 1 号で指定されている。

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

第五十六条 ジクロロベンジジン、ジクロロベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところによ

り、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

次に、安衛法第 27 条で、「第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める」とあり、化学物質に関しては、主に、安衛則に加えて、特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則の特別規則が相当する。また、各特別規則の対象となる化学物質は、安衛法施行令で規定されており、特定化学物質障害予防規則については別表第 3 が、有機溶剤予防規則については別表第 6 の 2 が相当する。なお、前述の製造許可物質は特化則の第 1 類物質に分類されている。

このうち、鉛則、四アルキル鉛則、有機則は、物質名または物質の性質（有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物）ごとに一つの特別則を設けているが、特化則の対象である特定化学物質には様々な性質ものが含まれている。その中でも、第 1 類および第 2 類物質は、慢性曝露による健康障害が疑われる物質であり、さらに主に発がん性物質とそれ以外に分けられる。第 3 類物質は、酸、アルカリ、有毒ガスといった漏洩や接触による急性中毒や障害の可能性のある物質が対象となっている。このような異なる視点・軸で適用物質を決めているため、有機溶剤であっても、発がん性を有する場合に、有機則と特化則の間での取扱いについて確認が必要である。この点について、もともと物理的性質は有機溶剤であるベンゼンは、特化則の第 2 類物質であった。また、知見の積み重ねによって

発がん性があることが分かった有機溶剤については、発がん性に着目して、2014 年 11 月から安衛法施行令別表第 6 の 2 から別表第 3 に移して、特別有機溶剤として特化則が適用されている。

（3）主に発がん性に着目した分類

前述の安衛法上の交付対象物質の選定においては、有害性の大きさを勘案して検討されているが、その中でも特に発がん性などの重篤な有害性について特に注目した対応がなされている。発がん性物質うち、特別規則で詳細な規定が設けられていない物質の一部について、安衛法第 28 条第 3 項の規定に基づき指針を公表している。同項は、① 第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告又は第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示に係る化学物質、②前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんやその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの、2つの項目があるが、この指針は、いずれ場合にも発がん性物質が主な対象であるため、がん原性指針と呼ばれている。

がん原性指針には、曝露低減措置、作業環境測定、労働衛生教育、労働者の把握、危険有害性等の表示と譲渡提供時の文書交付といった留意事項が記載されている。

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当たっては、中高年齢者に関

して、特に配慮するものとする。

3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第五十七条の四第四項の規定による勧告又は第五十七条の五第一項の規定による指示に係る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

4 厚生労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に関し必要な指導等を行うことができる。

労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質

- 二-アミノ-四-クロロフェノール
- アントラセン
- エチルベンゼン
- 二・三-エポキシ-プロパノール
- 塩化アリル
- オルト-フェニレンジアミン及びその塩
- キノリン及びその塩
- 一-クロロ-二-ニトロベンゼン
- クロロホルム
- 酢酸ビニル
- 四塩化炭素
- 一・四-ジオキサン
- 一・二-ジクロロエタン（別名二塩化エ

チレン)

- 一・四-ジクロロ-二-ニトロベンゼン
- 二・四-ジクロロ-一-ニトロベンゼン
- 一・二-ジクロロプロパン
- ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
- N・N-ジメチルアセトアミド
- ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
- N・N-ジメチルホルムアミド
- スチレン
- 四-ターシャリーブチルカテコール
- 多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして
厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）
- 一・一・二・二-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
- テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
- 一・一・一-トリクロロエタン
- トリクロロエチレン
- ノルマル-ブチル-ニ・三-エポキシプロピルエーテル
- パラ-ジクロロベンゼン
- パラ-ニトロアニソール
- パラ-ニトロクロロベンゼン
- ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン
- 一水和物
- ビフェニル
- 二-ブテナール
- 一-ブromo-三-クロロプロパン
- 一-ブromoブタン
- メタクリル酸二・三-エポキシプロピル
- メチルイソブチルケトン

（４）新規化学物質

化学物質には従来から産業界で使用されている使われている既存化学物質と、その性質が十分に分かっていない新規化学物質に分けられる。日本の新規化学物質届出制度は、労働安全衛生法および厚生労働省・経済産業省・環境省の３省所管の化学物質の審査及び製造棟の規制に関する法律（化審法）に基づき行われている。このうち化審法は、前述の PCB による環境汚染問題を契機として 1973 年に制定され、新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性などについて審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する法律である。

このうち、労働安全衛生法では、新規化学物質の取扱いを第 57 条の 4 で規定している。その対処となる物質は、製品だけでなく、製造中間体、副生物、廃棄物が含まれる（昭和 54 年 3 月 23 日付け基発第 132 号）。第 1 項に基づく有害性の調査については、安衛則第 34 条の 3 で、変異原性試験（化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を行うこと）を、組織、設備等に関し有害性の調査を適正に行うため必要な技術的基礎を有すると認められる試験施設等において行うこととされている。変異原性試験に関しては、「労働安全衛生法第五十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」を定め、具体的な方法を規定している。また、試験施設の基準は安衛法 GLP (Good Laboratory Practice) と呼び、試験施設等に関する安衛法 GLP 適合確認要領に基づき、

各施設は適合確認を受ける必要がある。このような試験の品質管理は、OECD の GLP 原則との整合化が図られており、運営管理、試験設備、試験計画、内部監査体制、信頼性保証体制等が対象となっている。

有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。また、厚生労働大臣は、当該新規化学物質の名称を官報で公表する。また、併せて有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができることになっている。安衛法第 57 条の 4 に基づき届出のあった化学物質のうち強い変異原性が認められた 980 物質は、既存化学物質のうち国による試験等において強い変異原性が認められた 237 物質とともに、において定められた「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号）」に沿って、ばく露防止対策、作業環境測定、労働衛生教育、ラベルの表示・SDS の交付、記録の保存等の措置を講ずることとされている。

（図 2 参照）

第五十七条の四 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする

る事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

2 有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による

届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

（5）裾切値等

化学物質が産業現場で用いられる場合、混合剤として用いることが多い。また、同じ分子量をもつ芳香族炭化水素であるキシレンとエチルベンゼンのように、精製・製造過程で生じた混合剤のまま利用されることもある。化学物質に対して様々な規制がある中、混合剤中にどの程度の含有率（重量%）の場合、当該物質として規制をかけるかを明確にしておかなければならない。裾切値は、表示・通知義務対象物質の規定に用いられるものであるが、特化則や有機則において規制と対象となる含有率が存在する。

ラベル表示および通知（SDS）の表示・通知に関連した含有量に対する裾切値（当該物質の含有量（重量%）がその値以上の場合にはそれぞれの規制対象となる）は、物質ごとに人体へ有害性を考慮して設定されている。SDS を用いてリスクアセスメントが

実施されるため、リスクアセスメントの対象も SDS の裾切値と同じである。一般的に、表示が必要となるその含有量の裾切値は人に対する変異原性がある物質：0.1%、人に対する発がん性がある物質：0.1%、呼吸器感作性がある物質（気体）：0.2%、人に対する生殖毒性がある物質：0.3%、その他の有害性がある物質：1%となっている。一方、通知およびリスクアセスメントの対象では、変異原性がある物質：0.1%、人に対する発がん性があるまたは疑われる物質：0.1%、呼吸器感作性・皮膚感作性がある物質：0.1%、人に対する生殖毒性がある物質または疑われる物質：0.1%、その他の有害性がある物質：1%と設定されている。

特化則の場合、第一類物質を含有する製剤などのうち含量が重量の1%（ベンゾトリクロリドは0.5%）を超えるもの、第二類物質を含有する製剤などのうち含量が重量の1%（コールタール、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、p-ニトロクロロベンゼン、フッ化水素は5%）を超えるもの、第三類物質を含有する製剤などのうち含量が重量の1%（フェノールは5%）を超えるものは当該の物質と同様に取り扱いと定められている。また、有機溶剤の場合、有機溶剤としての健康影響と、特定の有機溶剤としての健康影響が存在するため、やや複雑な基準を定めている。まず、第一種有機溶剤、第二種有機溶剤、第三種有機溶剤全体で、混合物の5%を超えた場合に、有機溶剤として規制の対象となる。次に、第一種有機溶剤として分類される物質の合計の重量比が5%を超えた場合には第一種有機溶剤として、第二種有機溶剤では第一種有機溶剤と第二種有機溶剤の合計が5%を超えた場合（第一

種有機溶剤の場合を除く）には、第二種有機溶剤として取り扱うことを規定している。さらに、特殊健康診断において、物質ごとに健診項目が設定されている場合には、当該有機溶剤を5%を超えて含む場合には、当該健診項目の実施が必要となる。

（6）規制対象物質の選定

前述のように、特別規則で規制されていない化学物質の中には、発がん性を有するなど、有害性の高いものが存在する。それらについて、国内の事業場で労働者に一定の曝露が存在すれば、重篤な健康障害が発生する可能性がある。そのような化学物質に関して、国としての規制の見直しを継続的に図るための手順が存在する。

厚生労働省労働基準局には、この対応を図るために「化学物質のリスク評価に係る企画検討会（以下、企画検討会）」、「化学物質のリスク評価検討会（以下、リスク評価検討会）」、「化学物質の健康障害防止措置に係る検討会（以下、防止措置検討会）」が設定されている。まず、企画検討会において、国として実施するリスク評価方針の検討、リスク評価の周知等の方策の検討に加えて、リスク評価対象物質の選定を行う。選定は、発がん性については国際がん研究機関（IARC）の区分で、グループ1、2A、2Bの順とし、発がん性の次に生殖毒性その他の毒性の高い物質を優先とすること等の条件に基づいて行われる。選定されると、安衛則95条の6の対象物質となり、報告対象物質となる。ただし、製造・取扱量が500kg以上ある場合に報告の対象となる。

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康

障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんに曝露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物の曝露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

報告が出されると、リスク評価検討会のもとで、「国が行う化学物質等による労働者の健康障害防止に係るリスク評価実施要領」に基づき、使用状況の評価や文献検索などをもとに「初期リスク評価」を行い、さらに必要がある場合には「詳細リスク評価」を実施することになる。その結果、物理化学的性状、有害性、曝露状況、曝露労働者数等を勘案し、リスクの総合的な判断を行う。そのうえで、健康障害の発生のおそれがある作業については、そのリスクの程度に応じて必要な健康障害防止のための措置の内容が提言される。防止措置検討会では、リスクに基づいた健康障害防止措置の検討がなされ、主に特化則による改正、がん原性指針の公表などが行われる。その際、健康診断（特殊健康診断）の項目は、「化学物質の健康診断に関する専門委員会」で検討され、最終的には労働政策審議会での答申に基づき、規制が強化される。

この手続きは、2005年度から開始になっており、2019年度までに220の物質が報告対象となっている。そして、これまでに以下のような化学物質が新たに特化則で規制対象となった。このうち、インジウム化合物、1,2-ジクロロプロパン、オルト-トルイ

ジンは、職業がん等の健康障害が発生したことが契機となっている。

2007年12月	ホルムアルデヒド, 1,3-ブタジエン, 硫化ジエチル
2008年11月	ニッケル化合物, 砒素及びその化合物
2011年1月	酸化プロピレン, 1,1-ジメチルヒドラジン, 1,4-ジクロロ-2-ブテン, 1,3-プロパンスルトン
2012年9月	インジウム及びその化合物, エチルベンゼン, コバルト及びその無機化合物
2013年10月	1,2-ジクロロプロパン
2014年11月	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト
2015年11月	ナフタレン, リフラクトリーセラミックファイバー
2017年1月	オルト-トルイジン
2017年6月	三酸化ニアンチモン

3. 化学物質管理のための体制

【概要と趣旨】

化学物質による健康障害防止対策について、法令で詳細な規定がされている物質であれば、その内容を順守することによって、一定の成果をあることは可能である。しかし、その場合であっても、適切なタイミングで作業環境測定を行うこと、適切な方法で適切な個人用保護具を着用させること、質の管理がされた健診機関に特殊健診を依頼するとともに、医師の意見に基づき事後措置を実施することが求められる。このような対応を事業者が行う上で、従業員数50名以上の事業場においては、衛生管理者、産業医、作業主任者が連携して、適切な対

応を図ることが求められる。そのうち、衛生管理者については、安衛法第12条で安衛法第10条第1項の各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理することが役割になっている。

一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

また、産業医については、安衛則第13条第1項で、掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとし、1号から9号までの業務を挙げている。

一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関すること。

五 作業の管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

八 衛生教育に関すること。

九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

一方、作業主任者は作業場で、対象となる化学物質の取扱い作業に従事する労働者の指揮等を行うことが求められており、その役割は大きい。

作業主任者の選任については、安衛法第14条で規定し、安衛法施行令第6条で作業主任者の選任が必要な業務を挙げている。このうち、第18号、第19号、第20号、第22号が化学物質の取扱い作業と関連し、それぞれ特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則関係となっている。

労働安全衛生法

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

安衛法施行令

第六条 法第十四条の政令で定める作業

は、次のとおりとする。

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 2 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 2 に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）

十九 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業

二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除くものとし、同表第六号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。）に係る作業

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤（当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。）を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

さらに、安衛則第 16 条で、作業主任者に必要な資格、第 17 条で職務分担を定めてい

る。

第十六条 法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十七条 事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

別表第一（該当部分）

令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
令第六条第十八号の作業のうち、特別有機溶剤又は令別表第三第二号 37 に掲げる物で特別有機溶剤に係るものを製造し、又は取り扱う作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者（特別有機溶剤等関係）
令第六条第十九号の作業	鉛作業主任者技能講習を修了した者	鉛作業主任者
令第六条第二十号の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	四アルキル鉛等作業主任者

	任者技能講習を修了した者	
令第六条第二十二号の作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	有機溶剤作業主任者

これらの法令で定められた体制であっても、適切な研修を受け、事業者によってその職務に対して必要な時間が割り当てられていれば、健康障害の防止は可能である。しかし、法令で詳細事項が規定されていない化学物質の自主管理を行わせるには限界が存在する。化学物質の自主管理の基本となる後述の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、リスクアセスメントを実施するための体制を定めている。

化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者(以下「化学物質管理者」という。)を指名し、この者に、上記イに掲げる者の下でリスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望ましいこととされている。また、この指針に関する基発(基発 0918 第 3 号 平成 27 年 9 月 18 日)では、「化学物質管理者は、事業場で製造等を行う化学物質等、作業方法、設備等の事業場の実態に精通していることが必要であるため、当該事業場に所属する労働者から指名されることが望ましいものである」とされている。すなわち、事業場において化学物質に関してリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく対応を可能とするような人材がいることを想定しているが、現実的にそのような人材が存在する事業場

はかなり少ないはずである。

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

4 実施体制等

(1) 事業者は、次に掲げる体制でリスクアセスメント及びリスク低減措置(以下「リスクアセスメント等」という。)を実施するものとする。

ア 総括安全衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を統括管理させること。総括安全衛生管理者が選任されていない場合には、事業の実施を統括管理する者に統括管理させること。

イ 安全管理者又は衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を管理させること。安全管理者又は衛生管理者が選任されていない場合には、職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導し、又は監督する者としての地位にあるものにリスクアセスメント等の実施を管理させること。

ウ 化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者(以下「化学物質管理者」という。)を指名し、この者に、上記イに掲げる者の下でリスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望ましいこと。

エ 安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会が設置されている場合には、これらの委員会においてリスクアセスメント等に関することを調査審議させ、また、当該委員会が設置されていない場合には、リスクアセスメント等の対象業務に従事する

労働者の意見を聴取する場を設けるなど、リスクアセスメント等の実施を決定する段階において労働者を参画させること。

オ リスクアセスメント等の実施に当たっては、化学物質管理者のほか、必要に応じ、化学物質等に係る危険性及び有害性や、化学物質等に係る機械設備、化学設備、生産技術等についての専門的知識を有する者を参画させること。

カ 上記のほか、より詳細なリスクアセスメント手法の導入又はリスク低減措置の実施に当たっての、技術的な助言を得るため、労働衛生コンサルタント等の外部の専門家の活用を図ることが望ましいこと。

(2) 事業者は、(1)のリスクアセスメントの実施を管理する者、技術的業務を行う者等(カの外部の専門家を除く。)に対し、リスクアセスメント等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

欧米では、インダストリアルハイジニストやオキュペイショナルハイジニストと呼ばれる有害要因管理にかかる専門家が活動している。一般にハイジニストと呼ばれる専門家は、専門職大学院レベルの研修を受け、さらに実務経験を積んだ上で認定資格を得ることが基本である。このレベルまで行かなくても、労働安全衛生全般を担当するセーフティオフィサーのレベルを上げることによって対応しようとする国も存在する。タイ王国がその代表であり、公衆衛生学部で2年以上労働安全衛生のカリキュラムを修了した者のみが新規にセーフティオフィサーの資格を取れることになっている。しかし日本ではこのようなレベルの専門家が極めて不足している。2011年に日本産業

環境測定士協会が事務局になり、認定オキュペイショナルハイジニストの育成と資格認定制度を開始した。この制度は、International Occupational Hygiene Association から国際レベルの制度であることが認定されている。しかし、2019年10月1日現在で45名が登録されているに過ぎない。このような人材不足が、化学物質に自主管理の展開の大きな課題となっている。

Ⅲ 化学物質による健康障害防止の戦略

1. 化学物質の健康障害防止戦略の前提

【概要と趣旨】

化学物質による健康障害には、急性曝露による健康障害と慢性曝露による健康障害がある。急性曝露による障害は、化学物質の漏洩や貯蔵された容器への転落など、予期せぬことによって発生する事故的なものであり、安全対策と同じ手法が基本となる。一方、慢性曝露による健康障害は、すでに一定の曝露が存在する状況において健康障害を防止する対策を取ることになる。一般に化学物質による健康障害防止対策は、後者の対策が基本となる。

化学物質の慢性曝露による健康障害を防止するためには、密閉化を行ったり、有害性の低い化学物質に代替したりすることによって、もともと存在していた慢性曝露を完全になくすことが根本的な対策となる。しかし、産業現場では、作業工程上の制約、製品の質の制約、そして設備コストの問題などがあり、すべての有害化学物質の曝露を防ぐことはできない。そこで、リスクアセスメントを行い、リスクの程度に応じて対策に優先順位をつけることが有効になる。仮にリスクが許容できない状況であれば、

曝露低減対策等を計画的に実施して、リスク低減を図ることが必要である。低減対策実施後は、曝露の低減状況を再評価し、リスクが十分に低い状態まで低減できていないと判断される場合には、残存リスクに対して追加対策を行う。この際のリスク低減の手法には、前述のような密閉化や代替物質の変更といった根本的な対策、局所排気装置の設置といった工学的対策、教育訓練、個人用保護具の利用といった選択肢があるが、より根本的な対策を優先的に検討すべきとされている。

しかし、リスク低減が許容レベルにまで図られたとしても、リスクアセスメントでは見逃した曝露があったり、新たな健康障害が発生する可能性があったりするため、健康診断を実施して、労働者ごとのリスク評価と健康影響の評価を行うことが必要となる。

化学物質による健康障害リスクの許容レベルは、学術的な研究成果に基づき物質ごとに設定された許容濃度で示されることが一般的である。ここでいう許容濃度とは、「労働者が1日8時間、週40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に曝露された場合に、当該有害物質の平均濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度」と定義される。すべての労働者に悪影響がでない濃度ではなく、ほとんどすべての労働者を対象としているのは、例外的な健康状態の労働者が対応できるまでの曝露低減は、コストとのバランスが取れないことが多いため、配置転換や業務時間の短縮といった個別対策で実施することが基本となる。

以上のような健康障害防止の対策の基本は、本来、有害性のあるすべての化学物質に対して実施すべきであり、安衛法第22条が規定されている。そのうえで、化学物質の有害性や国内の事業場の曝露状況を勘案するなどして、より健康障害発生リスクが高い化学物質に対して、特別規則でのリスクマネジメントに関する詳細な規定を行っている。また、がん原性指針もそれに準じた詳細な記載となっている。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

2. 化学物質のリスクアセスメント

【概要と趣旨】

(1) リスクアセスメントの義務化

化学物質の慢性曝露による健康障害リスクの評価について、危険有害性があるすべての化学物質で実施すべきである。労働安全衛生法では、リスクアセスメントを危険性又は有害性等の調査と表現しており、2段階の規制となっている。まず、第57条および第57条の1の対象となる物質（2020年4月1日現在、673物質）については、安衛法57の3条第1項で、事業者にリスクアセスメントの実施を義務付けており、第

2項でその結果に基づく措置が努力義務として課している。さらに、安衛法第28条の2で、危険有害性を有するすべての化学物質に対してリスクアセスメントの実施を努力義務としている。

そのうえで、リスクアセスメントに関して、指針を公表している。当初は、第28条の2に基づく指針として、化学物質に限らずその他の危険性を含む指針として「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に合わせて、化学物質に限定した「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が出されていた。その後、安衛法の改正によって第57条の3が新設される際、同条第3項に基づく指針として、新たに「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が出され、前に出された指針は廃止になっている。

第五十七条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、

援助等を行うことができる。

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第五十七条第一項の政令で定める物及び第五十七条の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、「本指針は、労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき、事業者が、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものによる危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)を実施し、その結

果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置(以下「リスク低減措置」という。)が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、リスクアセスメントからリスク低減措置の実施までの一連の措置の基本的な考え方及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措置の実施上の留意事項を定めたものである。また、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。」として趣旨を述べた上で、適用、実施内容、実施体制等、実施時期、リスクアセスメント等の対象の選定、情報の入手等、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討及び実施、リスクアセスメント結果等の労働者への周知等、その他を規定しており、単にリスクアセスメントだけでなく、その事後措置についても言及している。

このうち、実施時期について、安衛則第 34 条の 2 の 7 で、原材料や作業方法の変更が生じた際や化学物質情報の変化が生じた際を規定しており、いわゆる「変更の管理」を求めていることになる。安衛法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査についても、安衛則第 24 条の 11 で、同様の規定をしている。併せて、化学物質等に係る労働災害が発生した場合、前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過した場合、既に製造し又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合などを、行うよう努めるべき時期として示している。このこと

に関して、本来、リスクアセスメントは、存在する危険有害要因に対して対策の優先順位をつけることが目的であるから、新たにリスクアセスメントが導入される際には、すべての危険有害要因を対象とすべきである。しかし、2016 年 6 月 1 日に、安衛法第 57 条の 3 が施行された際、この指針の存在を前提に、既存の化学物質についてはリスクアセスメントが実施されなかった事業場があったことは大きな問題である。また、法令で求めるリスクアセスメントとは、「変更の管理」を前提としているにも関わらず、後述の労働安全衛生マネジメントシステムが導入されている事業場においても、「変更の管理」の仕組みが十分と言えない場合が少なくない。

安衛則第三十四条の二の七 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第一項において「調査」という。）は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下この条及び次条において「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

第二十四条の十一 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲

げる時期に行うものとする。

一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。

二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。

三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

（2）有害性情報

化学物質のリスクアセスメントの第1歩は、取り扱っている物質をリスト化し、それぞれの物質の有害性を確認することある。有害性情報について、同じ化学物質であっても国や地域によって異なる危険有害性情報が表示されたり伝達されたりする可能性があることから国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されていた。そして、2003年7月には国連経済社会理事会において「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）の実施促進のための決議が採択された。

GHSは化学物質の危険有害性（ハザード）ごとに分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するものであり、情報伝達の手段として、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示（ピクトグラム）や取り扱いの際の奨励措置等に関する記載を用いている。有害性の性質は「物理化学的危

険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に分類され、それぞれについて「危険有害性クラス」が設定されており、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められている。また、情報伝達の手段である化学物質等安全性データシート（Safety Data Sheet：SDS）とは化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書である。SDSには、化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、曝露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されている。

安衛法第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更

を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

また、その表示すべき危険物および有害物については、労働安全衛生法施行令第十八条法第五十七条第一項の政令、第十八条の二法第五十七条の二第一項の政令・労働安全衛生規則第三十条令第十八条第二号の厚生労働省令、第三十一条令第十八条第三号の厚生労働省令等で定められている。

ラベル表示と SDS 交付の努力義務にかかる規定については以下のように定められている。

（危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等）

安衛則第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において「危険有害化学物質等」という。）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。

- 一 次に掲げる事項
- イ 名称
- ロ 人体に及ぼす作用
- ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
 ホ 注意喚起語
 ヘ 安定性及び反応性
 ニ 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの
 2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等（（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。一 名称
 二 成分及びその含有量
 三 物理的及び化学的性質
 四 人体に及ぼす作用
 五 貯蔵又は取扱い上の注意
 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
 七 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
 八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性
 十 適用される法令
 十一 その他参考となる事項
 2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第二十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡し又は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う前二条の規定による表示又は通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（3）許容濃度等

労働者の曝露状況を推定するためのモニタリングを行った場合に、曝露状況を評価し、有害性情報を合わせてリスクアセスメントを行うために、評価基準となる値が必要となる。前述のように、ばく露の推定方法には、作業環境測定、個人曝露測定、生物学的モニタリングがあり、それぞれの基準値として管理濃度、許容濃度、生物学的曝露指標が相当する。これらの値の決定において、許容濃度が基本となるので、まず

許容濃度を説明したうえで、その他の指標を解説する。

① 許容濃度

許容濃度とは、「労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に曝露される場合に、当該有害物質の平均曝露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度」と定義される。この濃度は、専門家集団によって科学的に検討され、提案されることが基本である。日本産業衛生学会の許容濃度、米国のACGIH(American Conference of Governmental Industrial Hygienists: アメリカ合衆国産業衛生専門官会議)のTLV、ドイツのDFG(Deutsche Forschungsgemeinschaft: ドイツ学術振興会)のMAKなどがある。また、個人曝露測定がモニタリングの基本となっている国においては、規制値として許容濃度が決定されることが多い。米国OSHAのPEL(permissible exposure limits)などがある。

許容濃度は、過去の災害事例や動物実験のデータを検討して無毒性量(NOEL)を得て、個体差や種差を考慮するために安全係数で除して、決定される。NOELが得られない場合には、最小毒性量(LOEL)を10で除して、無毒性量(NOEL)とすることが一般的である。そのため、知見の採用や安全係数の選択などによって、出される値によって差が生じることがある。また、当然のことながら、新しい科学的な知見が得られれば、それに基づいて再評価が行われるべきであるため、許容濃度の見直しは定期的に行われる。

化学物質によっては、慢性曝露の影響のほかに、短期間の曝露の影響を考慮しなければならない場合がある。そのため、短時間曝露(15分間の時間加重平均)や天井値(作業中のどの時点においても超えてはならない値)を設定することがあり、TLVでは、8時間のTWA(Time-Weighted Average)に対して、それぞれSTEL((Short-Term Exposure Limit), Ceiling値と呼ぶ。

② 管理濃度

管理濃度とは、作業環境管理を進める上で、有害物質に関する作業環境の状態を評価するために、作業環境測定基準に従って実施した作業環境測定の結果から作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標である。管理濃度の設定にあたっては、厚生労働省が管理濃度等検討会を設置し、学会等の示す許容濃度等の曝露限界及び各国の曝露規制のための基準の動向を踏まえつつ作業環境管理技術の実用可能性その他作業環境管理に関する国際的動向等をもとに、作業環境管理の目的に沿うよう行政的な見地から設定することになっている。

管理濃度は、作業環境評価基準の別表に記載されており、作業環境測定が義務付けられている物質が対象となっている。そのため、新たな規制対象となり、作業環境測定が義務付けられた場合には管理濃度が設定されることになる。また、すでに設定されている場合にも、新しい科学的知見に基づき見直しが行われており、平成24年4月1日施行の硫化水素(5ppm → 1ppm)やエチレングリコールモノメチルエーテル(5ppm → 0.1ppm)等の見直し、平成25年

4月1日のベリリウムおよびその化合物（0.002mg→0.001mg）等の見直し、平成28年10月1日施行分のテトラクロロエチレン（50ppm→25ppm）の見直しがある。

③ 生物学的曝露指標

生物学的曝露指標とは生物学的モニタリング値がその勧告値の範囲内であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。これは、許容濃度相当の曝露があった際に、尿中代謝物や血液等における物質の濃度で設定していることに由来する。

生物学的曝露指標は、前述のような許容濃度の勧告を出している各国の団体が提供しており、日本産業衛生学会では「生物学的許容値」、ACGIHでは「Biological Exposure Indices(BEI)」、DFGでは「Biological Tolerance Value(BAT)」と呼ぶ。

日本では、生物学的モニタリングの評価のために、それぞれ有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則の様式である有機溶剤等健康診断結果報告書、鉛健康診断結果報告書に分布1～3の値が示されており、生物学的曝露指標に相当する値を分布3としている。しかし、尿中代謝物は尿の濃縮度合いの影響を受けるため本来はクレアチニン補正を行うことが必要であるが、分布は補正を前提としていないため、注意が必要である。

（4）曝露の推定

労働安全衛生上のリスクアセスメントでは、一般にリスクを「ハザードの重大性」と「事故の発生確率」の積を計算し、各々の要因を評価してリスクを見積る。化学物

質の健康影響に関するリスクアセスメントの場合には、「化学物質の有害性の大きさ」が「ハザードの重大性」に相当し、GHSでは危険有害性区分としてSDS上から読み取ることができる。一方、事故の発生確率は、いくつかの方法で推定した曝露量を、許容濃度等の基準値と比較して評価する、このうち、許容濃度等の基準値はSDSに記載されているため、事業場においては曝露の評価を行えば、SDSの情報をもとに化学物質のリスクアセスメントを行うことが理論的には可能である。

曝露の推定には、定量的方法と定性的な方法があり、さらに定量的な方法は、前述した通り、作業環境管理・作業管理・健康管理の三管理に相当する、作業環境測定、個人曝露測定、生物学的モニタリングがある。

① 作業環境測定

作業環境管理の一環として実施される作業環境測定は労働安全衛生法第二条において、「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析のこと」と定義されている。作業環境測定は、作業環境の良否を評価することが目的であるので、曝露量の評価を目的としたものではないが、日本では個人曝露測定の法令上の義務がないため、リスクアセスメントにおける曝露量の推定に有効な情報となる。作業環境測定を法令で規定し、有効に利用するために、測定する場所、測定方法、評価方法、評価結果に基づく事後措置が定められている。

まず、測定する場所については、安衛法第65条第1項に基づき、安衛法施行令第

21 条で規定されている。このうち化学物質について、特定化学物質は第 7 号、鉛は第 8 号、有機溶剤は第 10 号が該当する。次に、測定方法については安衛法第 65 条第 2 項に基づき、作業環境測定基準が定められ、評価方法については安衛法第 65 条の 2 第 2 項に基づき作業環境測定評価基準が定められている。さらに、特化則、鉛則、有機則といった特別規則で、測定の章を設け、測定対象業務、測定頻度、記録項目と保存期間、測定結果の評価区分、評価結果の記録の内容と保存期間、測定の結果に基づく措置が規定されている。また、作業環境測定の質を担保するために、作業環境測定法で、作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項が定められている。

安衛法第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

作業環境測定の方法は、作業評価基準に示されている。まずは測定物質、使用場所や時間、作業者の行動範囲、測定物質の拡散範囲などを確認し、単位作業場と測定日時を決定する。作業環境測定の測定点について、単位作業場所（当該作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域）の床面上に 6

メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上 50 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置とする規定と、発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、当該作業が行われる時間のうち、空気中の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこととする規定があり、前者を A 測定、後者を B 測定と呼ぶ。各測定点の結果に基づく評価は、作業環境測定評価基準で定められており、最終的に第一管理区分、第二管理区分、第三管理区分に分類される。A 測定のみ行った場合、第一評価値と第二評価値を算出し、管理区分を決定する。その場合の各管理区分の意味は、以下のとおりである。

- 第一管理区分：当該単位作業場所のほとんど(九五%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切であると判断される状態
- 第二管理区分：当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第一管理区分に比べ、作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態
- 第三管理区分とは、当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないと判断される状態

A 測定に併せて B 測定を行った場合、B 測定の結果と組みあわせて、管理区分を決定する。

A 測定のみを実施した場合

A 測定		
第一評価値 <管理濃度	第二評価値 ≤ 管 理濃度 ≤ 第一評 価値	第二評価値 >管理濃度
第一管理区 分	第二管理区分	第三管理区 分

A 測定および B 測定を実施した場合

		A 測定		
		第一評 価 値 < 管 理 濃 度	第二評価 値 ≤ 管 理 濃 度 ≤ 第 一評価値	第二評価 値 > 管 理 濃 度
B 測 定	B 測定値 < 管理濃 度	第一管 理区分	第二管理 区分	第三管理 区分
	管理濃度 ≤ B 測定 値 ≤ 管理 濃 度 × 1.5	第二管 理区分	第二管理 区分	第三管理 区分
	B 測定値 > 管理濃 度 × 1.5	第三管 理区分	第三管理 区分	第三管理 区分

また、作業環境測定基準を改正して、特定の物質に関して、これまでの A 測定および B 測定に代えて、個人サンプラーを用いた測定（それぞれ C 測定および D 測定）を行えることとなった。対象物質としては、特定化学物質のうち、管理濃度の値が低いもの（ベリリウム及びその化合物、インジウム化合物、オルト-フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びそ

の塩、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）、トリレンジイソシアネート、砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）＝「低管理濃度特定化学物質」）および②鉛に係る測定、③有機溶剤等に係る測定のうち、塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる場所で行われる測定が対象である。

試料の採取は、単位作業場所において、測定対象物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、5人を下回らない労働者に試料採取機器等の装着を装着し、作業に従事する全時間採取することを原則としている（C 測定）。また、測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行う（D 測定）。分析結果の評価は、C 測定は A 測定に、D 測定は B 測定に準じて行い、管理区分を決定することになっている。

② 個人曝露測定

個人曝露測定とは個人の曝露量の推定を定量的に実施する方法であり、許容濃度を規制値とする多くの国で、化学物質の健康リスクアセスメントにおいて基本的な手段となっている。日本では作業環境測定による評価が基本となっているため、個人曝露測定はほとんど実施されていない。しかし、作業環境測定では、屋外作業場での曝露評価が対象とならないことや、労働者が作業

場を移動する場合には、労働者の健康リスクが評価できないため、個人曝露測定を導入が一部で推奨されている。日本産業衛生学会産業衛生技術部会は、個人曝露測定に関する委員会を設置し、平成27年1月に化学物質の個人曝露測定ガイドラインを出している。

個人曝露測定でも、デザイン、サンプリング、分析という3つの段階に分けられる。分析は技術的な要素が強いため、ここではデザインについて記述する。個人曝露測定であっても、必ずしも全労働者の曝露を行うことを前提としていない。そのため、ほぼ同等の曝露を受ける作業者を「同等曝露グループ」として設置することが重要となる。当然、測定のサンプル数の基本は5点以上で、測定時間は1シフト8時間が原則である。また、STELとの比較を行う必要がある場合には短時間の測定も並行する。サンプルは、曝露の日間変動や作業変動があるため、ランダムに選択する。サンプリングに用いるサンプラーは携帯可能で、労働者の負担にならないように配慮する必要がある。化学物質の気中濃度によって、パッシブサンプラーやアクティブサンプラー（ローボリュームサンプラーとハイボリュームサンプラーがある）を選択し、作業者の呼吸域に近い場所からサンプリングし、固体捕集法や直接捕集法で捕集して分析に結び付ける。

作業環境環境の評価や個人曝露の評価を簡易的に行うための方法として、簡易測定法がある。簡易測定法としてもっとも頻繁に用いられているのはガス検知管だが、測定機器から数値を直接読み取るリアルタイムモニターと呼ばれるガス検知器も用いら

れている。

③ 生物学的モニタリング

生物学的モニタリングは大きく分けて曝露モニタリングと影響モニタリングに分類されている。曝露モニタリングは生体試料中の化学物質、代謝物の定量を行い、作業環境中に含まれる有害化学物質の作業者の摂取量を推定し曝露程度を推定し、個人レベルのリスクを評価することが目的である。一方で影響モニタリングは、環境中の化学物質の定量分析によって、有害化学物質のヒトに対する初期の影響を推定し、曝露の程度、健康の危険度を評価し、健康障害を予防することが目的となる。この中で、生物学的モニタリングは曝露モニタリングを指すことが多く、特に労働衛生分野での利用を前提とした場合、「労働の場において、有害因子に曝露している労働者の尿、血液等の生体試料中の当該有害物質濃度、その有害物の代謝物濃度、または、予防すべき影響の発生を予測・警告できるような影響の大きさを測定すること」と定義されている（日本産業衛生学会）。

生物学的モニタリングで用いられる生体試料は、尿、血液、呼気、毛髪などがあり、対象化学物質や目的によって使い分けることになる。このうち、採取のしやすさや保存のしやすさから、尿が利用されることが多く、労働安全衛生法令に基づく生物学的モニタリングでも、主に尿中代謝物検査が利用されている。尿中代謝物検査は、当該の物質が標的臓器中の受容体と結し、吸収、分配、代謝、排泄のサイクルが行われ、排出された物質の濃度を測定する方法である。多くの場合、化学物質の代謝経路は複

数の経路を通ることが多く、どの代謝物を測定対象とするかは、代謝物の割合、測定のしやすさ、特異性などを考慮して決定される。このうち特異性とは、他の化学物質の曝露や食事等の影響を受けにくいことを指す。また、曝露した物質やその代謝物は、代謝や排出との関係で、曝露の一定期間後に濃度がピークに達して、その後徐々に減ることになる。この減じるスピードは、物質によって異なり、一般的に半減期が重要な指標として用いられる。これは半減期によってどのタイミングで試料採取を行うべきか、異なるためである。

生物学的モニタリングは、あくまでも生体内に取り込まれた物質量を推定するための検査であるため、個人用保護具の着用が適切であれば、作業環境測定や個人曝露測定に比べて低い値を示すことになる。すなわち保護具を着用していても、一定レベルの値が認められる場合には、保護具の着用方法に問題がありうることになる。また、他の測定方法の値が十分に低いにも関わらず、生物学的モニタリングの値が高い場合には、他の測定方法が不適切であったり、作業以外での曝露が存在したりするなどの問題の存在を疑う必要がある。また、物質によっては、前述のように食事との影響を疑う必要がある。生物学的モニタリングの精度管理に当たっては、測定以外に、環境中の物質の混入防止、採取のタイミング、試料の保管などへの十分な注意が必要である。

日本では、生物学的モニタリングが、平成元年の有機溶剤中毒予防規則および鉛中毒予防規則の改正から実施されるようになった。現在では、特定化学物質障害予防規

則でも対象にもなっている。

有機溶剤中毒予防規則

- ・トルエン 尿中馬尿酸
- ・キシレン 尿中メチル馬尿酸
- ・N,N-ジメチルホルムアミド
尿中N-メチルホルムアミド
- ・n-ヘキサン 尿中2,5-ヘキサンジオン
- ・1,1,1-トリクロロエチレン

尿中トリクロロ酢酸・総三塩化物

鉛障害予防規則

- ・鉛 尿中デルタアミノレブリン酸
赤血球プロトポルフィリン
- ・四アルキル鉛
尿中デルタアミノレブリン酸
赤血球プロトポルフィリン

特定化学物質関係

- ・スチレン 尿中マンデル酸
フェニルグリオキシル酸
- ・エチルベンゼン 尿中マンデル酸
- ・メチルイソブチルケトン
尿中メチルイソブチルケトン
- ・テトラクロロエチレン
尿中トリクロロ酢酸・総三塩化物
- ・トリクロロエチレン
尿中トリクロロ酢酸・総三塩化物
- ・カドミウム 血中カドミウム
尿中カドミウム
尿中α1-ミクログロブリン
N-アセチルグルコサミンターゼ
- ・三・三-ジクロロ-四・四-ジアミノジフェニルメタン
尿中三・三-ジクロロ-四・四-ジアミノジフェニルメタン
- ・インジウム 血中インジウム
- ・三酸化二アンチモン 尿中アンチモン

行政指導に基づく健康診断

- ・ クロルナフタリン
- ・ 有機リン

労働省の労働衛生試験研究により試薬として公表された特殊健康診断

- ・ フェノール

（５）リスクの見積もり

労働安全衛生上のリスクは、労働者に傷害や健康影響を生ずるおそれの程度（発生可能性）と危険又は健康障害の程度（重篤度）の掛け算で算出されるものである。化学物質による慢性曝露による健康影響について、発生可能性はそれぞれの物質への労働者の曝露推定値と物質の許容濃度と比較して評価できる。また、健康障害の重篤度は、それぞれの物質の有害性が相当する。このうち、物質の許容濃度や有害性については、SDS に含まれる情報である。一方、曝露推定値は、前述のように作業環境測定や個人曝露測定といった測定値が必要になる。しかし、事業場で用いるすべての化学物質について、測定値を得ることが難しいことから、コントロール・バンディング法等の簡易的な評価法が開発されている。

この点に関して、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、リスクの見積もりの項目を挙げて、選択肢を示している。

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

9. リスクの見積もり

（1）事業者は、リスク低減措置の内容を検討するため、安衛則第34条の2の7第2項に基づき、次に掲げるいずれかの方法（危

険性に係るものにあつては、ア又はウに掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により化学物質等によるリスクを見積もるものとする。

ア 化学物質等が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は化学物質等により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）及び当該危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

（ア） 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

（イ） 発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法

（ウ） 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法

（エ） ILO の化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）等を用いてリスクを見積もる方法

（オ） 化学プラント等の化学反応のプロセス等による災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

イ 当該業務に従事する労働者が化学物質等にさらされる程度（曝露の程度）及び当該化学物質等の有害性の程度を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があるが、このうち、（ア）の方法を採用することが望ましいこと。

（ア） 対象の業務について作業環境測定等により測定した作業場所における化

学物質等の気中濃度等を、当該化学物質等の曝露限界と比較する方法

(イ) 数理モデルを用いて対象の業務に係る作業を行う労働者の周辺の化学物質等の気中濃度を推定し、当該化学物質の曝露限界と比較する方法

(ウ) 対象の化学物質等への労働者の曝露の程度及び当該化学物質等による有害性を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ曝露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

ウ ア又はイに掲げる方法に準ずる方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険又は健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令(主に健康障害の防止を目的とした有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)、鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 37 号)、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 38 号)及び特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 三十九号)の規定並びに主に危険の防止を目的とした労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)別表第 1 に掲げる危険物に係る安衛則の規定)の各条項に規定されている場合に、当該規定を確認する方法。

(イ) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険を防止するための具体的な規定が労働安全衛生法関係法令に規定されていない場合において、当該化学物質等の SDS に記載されている危険性の種類(例えば「爆発物」など)を確認し、当該危険性と同種の危険性を有し、かつ、具体的

措置が規定されている物に係る当該規定を確認する方法

(2) 事業者は、(1)のア又はイの方法により見積りを行うに際しては、用いるリスクの見積り方法に応じて、7 で入手した情報等から次に掲げる事項等必要な情報を使用すること。

ア 当該化学物質等の性状

イ 当該化学物質等の製造量又は取扱量

ウ 当該化学物質等の製造又は取扱い(以下「製造等」という。)に係る作業の内容

エ 当該化学物質等の製造等に係る作業の条件及び関連設備の状況

オ 当該化学物質等の製造等に係る作業への人員配置の状況

カ 作業時間及び作業の頻度

キ 換気設備の設置状況

ク 保護具の使用状況

ケ 当該化学物質等に係る既存の作業環境中の濃度若しくは曝露濃度の測定結果又は生物学的モニタリング結果

(3) 事業者は、(1)のアの方法によるリスクの見積りに当たり、次に掲げる事項等に留意するものとする。

ア 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。

イ 負傷又は疾病の重篤度は、傷害や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。

ウ リスクアセスメントの対象の業務

に従事する労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮することが望ましいこと。

(4) 事業者は、一定の安全衛生対策が講じられた状態でリスクを見積もる場合には、用いるリスクの見積り方法における必要性に応じて、次に掲げる事項等を考慮すること。

ア 安全装置の設置、立入禁止措置、排気・換気装置の設置その他の労働災害防止のための機能又は方策(以下「安全衛生機能等」という。)の信頼性及び維持能力

イ 安全衛生機能等を無効化する又は無視する可能性

ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性

エ 有害性が立証されていないが、一定の根拠がある場合における当該根拠に基づく有害性

この中で、慢性曝露による健康障害のリスクの見積もりは、イの(ア)および(イ)が主なものであり、曝露の程度の評価を前提としているため、アの(エ)の簡易的な方法が実際には取られることが多い。このうち、イの(イ)およびアの(エ)の方法は、有害性の程度を規定する必要がある。この点に関して、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」(基発 0918 第 3 号平成 27 年 9 月 18 日)で、別紙 3 として ILO が公表した有害性のレベル分けを例示している。この表を用いて、それぞれの化学物質の健康有害性の区分から有害性レベルを評価する。当然、一つの化学物質の複数の有害性表示が

あることが一般的である。その際には、より有害性レベルを採用する(AよりEが高い)、という方法である。

有害性のレベル (HL:Hazard Level)	GHS 分類における健康有害性クラス及び区分
A	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚刺激性 区分 2 ・眼刺激性 区分 2 ・吸引性呼吸器有害性 区分 1 ・他のグループに割り当てられない粉体、蒸気
B	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分 4 ・特定標的臓器毒性(単回曝露) 区分 2
C	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分 3 ・皮膚腐食性 区分 1 (細区分 1 A、1 B、1 C) ・眼刺激性 区分 1 ・皮膚感作性 区分 1 ・特定標的臓器毒性(単回曝露) 区分 1 ・特定標的臓器毒性(反復曝露) 区分 2
D	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分 1、2 ・発がん性 区分 2 ・特定標的臓器毒性(反復曝露) 区分 1 ・生殖毒性 区分 1、2
E	<ul style="list-style-type: none"> ・生殖細胞変異原性 区分 1、2 ・発がん性 区分 1 ・呼吸器感作性 区分 1
S	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性(経皮)

(皮膚又は眼への接触)	区分 1、2、3、4 ・皮膚腐食性 区分 1 (細区分 1 A、1 B、1 C) ・皮膚刺激性 区分 2 ・眼刺激性 区分 1、2 ・皮膚感作性 区分 1 ・特定標的臓器毒性 (単回曝露) (経皮) 区分 1、2 ・特定標的臓器毒性 (反復曝露) (経皮) 区分 1、2
-------------	---

1 A	$X_{95} < OEL$ かつ	$X_{95} < (OEL \times 10\%)$
1 B		$AM < (OEL \times 10\%)$
1 C		$(OEL \times 10\%) \leq AM$
2 A	$AM \leq OEL \leq X_{95}$ かつ	$AM \leq (OEL \times 50\%)$
2 B		$(OEL \times 50\%) < AM$
3	$OEL < AM$	

一方、曝露の程度であるが、仮に個人曝露測定が行われていれば、許容濃度と比較して、曝露レベルを評価することができる。

V : 測定値 > 許容濃度

IV : 許容濃度 \geq 測定値 > 許容濃度 $\times 1/2$

III : 許容濃度 $\times 1/2 \geq$ 測定値 > 許容濃度 $\times 1/10$

II : 許容濃度 $\times 1/10 \geq$ 測定値 > 許容濃度 $\times 1/100$

I : 許容濃度 $\times 1/100 \geq$ 測定値

ただ、個人曝露測定で説明したとおり、測定は「同等曝露グループ」を設定して、ランダムに 5 点以上の測定を行うことになる。そのため、評価のための複数の値を設定する必要がある。日本産業衛生学会の「化学物質の個人曝露測定のガイドライン」では、算術平均値 (AM) と、対数正規分布の上限 95% 値 (X_{95}) を算出して、その値と曝露限界値 (OEL) との関係から評価を行うことを提唱している。

いずれにしても、有害性レベルを縦軸に曝露レベルを横軸に取れば、リスクレベルが評価できるという方法である。

	V	IV	III	II	I
E	5	5	4	4	3
D	5	4	4	3	2
C	4	4	3	3	2
B	4	3	3	2	2
A	3	2	2	2	1

前述のように、この方法は、実際の測定が必要となるため、定性的な推定が試みられている。まず、その選択肢は、アの(エ)の「ILO の化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング)等を用いてリスクを見積もる方法」であり、曝露の程度を使用量と沸点から推定される揮発性(粉体については性状から飛散性を評価)だけで評価する方法である。この方法では、局所排気装置などの換気装置の性能や作業時間の要素が含まれないため、かなり安全サイドによって結果が出るのが分かっている。そこで、この欠点を補うために、いくつかの方法が検討されている。一つは、同通達

管理区分	定義
------	----

で示された方法であり、(A(取扱量ポイント)+B(揮発性・飛散性ポイント)-C(換気ポイント)+D(修正ポイント))で評価された作業環境レベルと作業時間・作業頻度のレベルを組み合わせで評価する方法である。

さらに、少量を取扱うようなサービス産業でも使用でき、曝露限界値のない物質でも対応できるようなより精度を上げた簡易法として、Chemical Risk Easy Assessment Tool Edited for Service Industry and MultiPLE workplaces (CREATE-SIMPLE)が日本で開発されている。この方法は、曝露限界値またはGHS区分情報から有害性の程度を判定し、取扱量、揮発性・発散性、含有率、換気情報、作業方法、呼吸用保護具、作業時間・頻度から曝露の程度を判定し、その結果をもとにリスクの見積もりを図る方法である。(図3)

このような簡易法が日本で発達する背景として、前述のように日本にはインダストリアルハイジニストやオキュペーションナルハイジニストと呼ばれる労働衛生工学専門家がほとんど存在していないことが挙げられる。コントロール・バンディングでは、安全サイドに立った評価がされることを前述したが、その中には一定のリスク以上の場合(例えば、有害性レベルEの場合にはすべて)専門家に相談することを求めて対応策を検討することを指示する結果となる。しかし、そのような専門家が実務ベースで配置できていない我が国においては、このような簡易式の方法の開発が不可欠であったと考えられる。

以上のような化学物質のリスクアセスメ

ントは、主に経気道による曝露を想定している。しかし、化学物質については皮膚からの曝露が無視できないものが存在する。そのような物質は、許容濃度の勧告でも示されており(日本産業衛生学会の許容濃度では“皮”マーク、ACGIHのTLVでは“Skin”マーク)、十分に注意すべきである。

また、曝露の推定は、「同等曝露グループ」を想定して行われているが、それを逸脱した個人の曝露がありうる。その点、特殊健康診断において、十分な問診による作業条件の調査や生物学的モニタリングの結果を得ることによって、労働者ごとのリスク評価を行うことが可能となる。後述のように、それまで特定の物質(平成20年度以降に新たに特殊健診の対象となった物質または、健診項目が変更になった物質)に限定された作業条件の簡易な調査が、令和2年7月より、他の化学物質を対象とした特殊健康診断においても適用になった。厚生労働省から、以下のような項目の問診票例が示されている。作業環境測定の結果に加えて、これらの情報を用いて、労働者ごとに評価を行う必要がある。

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答えください。
- 2) 作業工程や取扱量に変化がありましたか?
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか?
- 4) 保護具を使用していますか?
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか?

3. 化学物質のリスクコントロール

【概要と趣旨】

化学物質による健康障害を防止するためには、労働者の曝露を防ぐことが重要であり、そのためには化学物質の発散を抑制すること、発散した化学物質を体内に取り込むことを防ぐことが重要である。前者は作業環境管理、後者は作業管理に属する。これらの管理には、発散源に近いところから優先的に対応すべしとする階層が存在する。このことは、労働安全衛生マネジメントシステム ISO45001 でも、以下の順番で対応すべき原則が述べられている。

- 1) 除去すること
- 2) 置き替えること
- 3) 工学的対策及び作業構成の見直し
- 4) 管理的対策
- 5) 個人用保護具

ここでは、工学的対策に相当する発散の抑制および個人用保護具について検討する。また、工学的対策や個人用保護具が適切であっても、作業方法によっては有効に機能しないこともあるため、作業構成の見直しや管理的な対策に相当する、作業方法や作業位置、作業時間の見直しを行うことが重要である。

(1) 発散の抑制

化学物質による健康障害を防止するうえで、労働者への化学物質の曝露を防止することが最も重要かつ基本的な対策である。有害化学物質の発散抑制の方法には生産工程・作業方法の改善、設備の密閉・隔離・自動化・遠隔化、局所排気装置や全体換気装置による換気、その他の方法に分けられる。これらの方法は組み合わせて実施する

ことで効率的に化学物質の発散を防ぎ、健康被害を防止することができる。

① 換気による発散抑制

作業員への呼吸域へ発散する有害物の気中濃度を低減する手段として、局所排気装置、全体換気装置に加え、局所排気装置の一つの形態であるプッシュプル型換気装置がある。これらを対象となる化学物質のリスクと費用対効果のバランスを考えて決定する必要がある。局所排気装置や全体換気装置による発散抑制については有機溶剤中毒予防規則第 14 条、特定化学物質障害予防規則第 3 条～第 4 条、第 7 条～第 8 条、鉛中毒予防規則第 24 条～第 32 条に規定されている。

有機溶剤中毒予防規則

第十四条 事業者は、局所排気装置（第二章の規定により設ける局所排気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）のフードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 有機溶剤の蒸気の発散源ごとに設けられていること。

二 外付け式のフードは、有機溶剤の蒸気の発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

三 作業方法、有機溶剤の蒸気の発散状況及び有機溶剤の蒸気の比重等からみて、当該有機溶剤の蒸気を吸引するのに適した型式及び大きさのものであること。

2 事業者は、局所排気装置のダクトについては、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少ないものとしなければならない

らない。

第十五条 事業者は、局所排気装置の排風機については、当該局所排気装置に空気清浄装置が設けられているときは、清浄後の空気が通る位置に設けなければならない。ただし、吸引された有機溶剤の蒸気等による爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

2 事業者は、全体換気装置（第二章の規定により設ける全体換気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）の送風機又は排風機（ダクトを使用する全体換気装置については、当該ダクトの開口部）については、できるだけ有機溶剤の蒸気の発散源に近い位置に設けなければならない。

第十五条の二 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置（第二章の規定により設けるプッシュプル型換気装置をいう。以下この章、第十九条の二及び第三十三條第一項第六号において同じ。）、全体換気装置又は第十二条第一号の排気管等の排気口を直接外気に向かつて開放しなければならない。

2 事業者は、空気清浄装置を設けていない局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置（屋内作業場に設けるものに限る。）又は第十二条第一号の排気管等の排気口の高さを屋根から一・五メートル以上としなければならない。ただし、当該排気口から排出される有機溶剤の濃度が厚生労働大臣が定める濃度に満たない場合は、この限りでない。

第十六条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速を出し得る能力を有す

るものでなければならない。(表)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該局所排気装置は、その換気量を、発散する有機溶剤等の区分に応じて、それぞれ第十七条に規定する全体換気装置の換気量に等しくなるまで下げた場合の制御風速を出し得る能力を有すれば足りる。

一 第六条第一項の規定により局所排気装置を設けた場合

二 第九条第一項又は第十一条の規定に該当し、全体換気装置を設けることにより有機溶剤の蒸気の出発源を密閉する設備及び局所排気装置を設けることを要しないとされる場合で、局所排気装置を設けたとき。第十六条の二 プッシュプル型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならない。

第十七条 全体換気装置は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる式により計算した一分間当りの換気量（区分の異なる有機溶剤等を同時に消費するときは、それぞれの区分ごとに計算した一分間当りの換気量を合算した量）を出し得る能力を有するものでなければならない。

2 前項の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量は、次の各号に掲げる業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 第一条第一項第六号イ又は口に掲げる業務 作業時間一時間に蒸発する有機溶剤の量

二 第一条第一項第六号ハからへまで、チ、リ又はルのいずれかに掲げる業務 作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量に

厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

三 第一条第一項第六号ト又はヌのいずれかに掲げる業務 作業時間一時間に接着し、又は乾燥する物に、それぞれ塗布され、又は付着している有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

3 第二条第二項本文後段の規定は、前項に規定する作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量について準用する。

第十八条 事業者は、局所排気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該局所排気装置を第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速以上の制御風速で稼働させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第二項各号のいずれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、同項に規定する制御風速以上の制御風速で稼働させれば足りる。

3 事業者は、プッシュプル型換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該プッシュプル型換気装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

4 事業者は、全体換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該全体換気装置を前条第一項の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる一分間当たりの換気量以上の換気量で稼働させなければならない。

5 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けたときは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させ

るために必要な措置を講じなければならない。

有機溶剤中毒予防規則第十五条の二第二項ただし書きの厚生労働大臣が定める濃度は次のとおりとする。

1 排気口から排出される有機溶剤（有機溶剤中毒予防規則第一条第一号に規定する有機溶剤をいう。以下同じ。）の種類が一種類である場合は、当該有機溶剤の種類に応じ、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）別表の下欄に掲げる管理濃度（以下「管理濃度」という。）の二分の一の濃度

2 排気口から排出される有機溶剤の種類が二種類以上ある場合は、次の式により計算して得た換算値が二分の一となる濃度

$$C = \sum_{I=1}^n C_1/E_1$$

この式において、C、C₁、E₁及びnは、それぞれ次の値を表すものとする。

- C 換算値
- C₁ 有機溶剤の種類ごとの濃度
- E₁ 有機溶剤の種類ごとの管理濃度
- n 有機溶剤の種類の数

特定化学物質障害予防規則

第三条 事業者は、第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業（第一類物質を製造する事業場において当該第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を除く。）を行うときは、当該作業場所に、第一類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、令

別表第三第一号3に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号3に係るもの（以下「塩素化ビフェニル等」という。）を容器に入れ、又は容器から取り出す作業を行う場合で、当該作業場所に局所排気装置を設けたときは、この限りでない。

2 事業者は、令別表第三第一号6に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号6に係るもの（以下「ベリリウム等」という。）を加工する作業（ベリリウム等を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を除く。）を行うときは、当該作業場所に、ベリリウム等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

第四条 事業者は、特定第二類物質又はオーラミン等（以下「特定第二類物質等」という。）を製造する設備については、密閉式の構造のものとしなければならない。

2 事業者は、その製造する特定第二類物質等を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によらなければならない。ただし、粉状の特定第二類物質等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。

3 事業者は、その製造する特定第二類物質等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、前二項の規定によることが著しく困難であるときは、当該作業を当該特定第二類物質等が作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

（局所排気装置等の要件）

第七条 事業者は、第三条、第四条第三項

又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。次条第一項において同じ。）については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 フードは、第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバ式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

二 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

三 除じん装置又は排ガス処理装置を付設する局所排気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気を通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

四 排気口は、屋外に設けられていること。

五 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。

2 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

二 除じん装置又は排ガス処理装置を付設するプッシュプル型換気装置のファン

は、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

三 排気口は、屋外に設けられていること。

四 厚生労働大臣が定める要件を具備するものであること。

第八条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、第一類物質又は第二類物質に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

2 事業者は、前項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を稼働させるときは、バツフルを設け換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。

鉛中毒予防規則

第二十四条 事業者は、局所排気装置又は排気筒（前章の規定により設ける局所排気装置又は排気筒をいう。以下この章（第三十二条を除く。）及び第三十四条において同じ。）のフードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 鉛等又は焼結鉍等の蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられていること。

二 作業方法及び鉛等又は焼結鉍等の蒸気又は粉じんの発散の状況に応じ、当該蒸気又は粉じんを吸引するのに適した型式及び大きさのものであること。

三 外付け式又はレシーバー式のフードは、鉛等又は焼結鉍等の蒸気又は粉じんの発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

四 第五条第二号及び第三号、第六条第二号及び第三号、第七条第二号及び第三号、第十条第二号及び第三号並びに第十五条第三号の規定により設ける局所排気装置のフードは、囲い式のものであること。

ただし、作業方法上、これらの型式のものとするのが著しく困難であるときは、この限りでない。

第二十五条 事業者は、局所排気装置（移動式のものを除く。）のダクトについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少ないものであること。

二 接続部の内面に、突起物がないこと。

三 適当な箇所にそうじ口が設けられている等そうじしやすい構造のものであること。

第二十六条 事業者は、次の表の上欄に掲げる鉛業務について設ける同表の下欄に掲げる設備には、ろ過除じん方式の除じん装置又はこれと同等以上の性能を有する除じん装置を設けなければならない。（表）

2 前項の除じん装置は、必要に応じて、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けなければならない。

3 事業者は、前二項の除じん装置を有効に稼働（か）させなければならない。

（除じん装置等の特例）

第二十七条 事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の除じん装置を設けないことが

できる。

一 鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が、五十リットルをこえない作業場において鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務に労働者を従事させるとき。

二 前条第一項の表下欄に掲げる設備の内部において排気される鉛の濃度が、一立方メートルあたり〇・一五ミリグラムをこえないとき。

第二十八条 事業者は、除じん装置が設けられている局所排気装置のファンについては、除じんした後の空気が通る位置に設けなければならない。

2 事業者は、全体換気装置（第十六条の規定により設けるものをいう。以下この章及び次章において同じ。）のファン（ダクトを使用する全体換気装置にあつては、当該ダクトの開口部）については、鉛等の蒸気又は粉じんの発散源にできるだけ近い位置に設けなければならない。

第二十九条 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置（前章の規定により設けるプッシュプル型換気装置をいう。以下この章及び第三十四条において同じ。）、全体換気装置又は排気筒の排気口については、屋外に設けなければならない。

第三十条 事業者は、局所排気装置又は排気筒については、そのフードの外側における鉛の濃度を、空気一立方メートル当たり〇・〇五ミリグラムを超えないものとする能力を有するものを使用しなければならない。

第三十条の二 プッシュプル型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならない。

第三十一条 事業者は、全体換気装置につ

いては、当該全体換気装置が設けられている屋内作業場において第一条第五号りに掲げる鉛業務に従事する労働者一人について百立方メートル毎時以上の換気能力を有するものを使用しなければならない。

（換気装置の稼動）

第三十二条 事業者は、局所排気装置（第二条に規定する局所排気装置及び前章の規定により設ける局所排気装置をいう。次項において同じ。）、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒（第二条に規定する排気筒及び前章の規定により設ける排気筒をいう。次項において同じ。）を設けたときは、労働者が鉛業務に従事する間、当該装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼動させなければならない。

2 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を稼動させるときは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼動させるために必要な措置を講じなければならない。

1) 局所排気装置

局所排気装置とは有害物の発散源に吸込口（フード）を設けて、ファンで局部的な吸い込み気流を作り、発生した有害物を吸い込み、ダクトで運び空気清浄機で有害物を除去し排気ダクトから大気に放出する装置である。

局所排気装置は、囲い式フード（ブース型）と外付け式フードの2つに分類される。局所排気を効率的に行うには発散源の形・大きさ・作業の状況に適合したフードを選定する必要があり、フードは発生源を囲む囲い式フードが効果的だが、作業性などが

ら囲い式が採用できない場合はできるだけ発散源の近くにフードを設置する外付け式を採用する。

囲い式フードは、発散源をフードで包囲し開口面に吸い込み気流を与えることによって、有害物質がフード外へ流出することを防ぐことができ、化学物質へのばく露を減少させることができる。囲い式フードは、外付け式フードと比較して、外乱気流による影響を受けにくく、小さい排風量で効果が得られる最も効果的なフードである。開口面の小さなものを「カバー型」、大きなものを「ブース型」、手を入れる孔が吸引口となっているものを「グローブボックス型」、作業面を除き周りが覆われているものを「ドラフトチェンバー型」、「建築ブース型」と呼称する。開口面の小さなものほど優れた効果が得られるため優先順位としてはカバー型>グローブボックス型>ドラフトチェンバー型>建築ブース型の順となる。

外付け式フードは、発散源を包囲できない場合に開口面の外にある発散源の周囲に吸込み気流をつくって、周囲の空気と一緒に有害物質を吸引するものであり、余分な空気を一緒に吸引するために排風量を大きくしなければ十分な能力が得られない。また周囲の乱れ気流の影響を受けやすく、囲い式に比べて効率はよくない。必要排風量は発生源とフードまでの距離の2乗に比例するので発散源にできるだけ近づけて設置することが必要である。外付け式フードは吸込み気流の向きによって下方吸引型、側方吸引型、上方吸引型に分類される。化学物質が空気より重い場合に、上方吸引型を用いると十分な性能が得られないため、注

意する必要がある。また、発散源に一定方向の気流(飛散や熱気流)がある場合に、これを利用して捕捉する「レシーバー式フード」があり、焼き入れ・鍛造など熱による上昇気流を利用して捕捉する上方吸引型フードを「キャノピー型」、グラインダーの回転方向に飛散する粉じんを捕捉するフードを「カバー型」等と呼ぶ。キャノピー型は、側面が空いていて作業性は良いが、熱上昇気流のある時に効果が期待できるものである。

局所排気装置の性能について、有機溶剤中毒予防規則第15条および特定化学物質障害予防規則第7条には制御風速が規定されている。有機溶剤中毒予防規則では、側方・下方吸引は外付け式フードの場合制御風速0.5m/秒以上必要だが上方吸引は1.0m/秒以上と側方・下方吸引と比較してより強力な制御風速が求められる。吸引する物質が空気よりも重たい場合に、上方吸引型を用いると強い性能が必要となる。また、作業員への発生源からフードまでの間に作業員の顔が侵入し曝露するリスクが高いため、採用においては十分に注意する必要がある。

特定化学物質障害予防規則第7条第1項第5号にもとづき、厚生労働大臣が定める性能(制御風速)

物の状態	制御風速(m/秒)
ガス状	○・五
粒子状	一・〇
備考	
一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の風速をいう。	
二 この表における制御風速は、フードの	

型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。

イ 囲い式フード又はブース式フードにあつては、フードの開口面における最小風速

ロ 外付け式フード又はレシーバー式フードにあつては、当該フードにより第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんを吸引しようとする範囲内における当該フードの開面から 最も離れた作業位置の風速

有機溶剤中毒予防規則十六条

型式	制御風速 (m/秒)	
囲い式フード	〇・四	
外付け式フード	側方吸引型	〇・五
	下方吸引型	〇・五
	上方吸引型	一・〇

備 考

一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。

二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。

イ 囲い式フードにあつては、フードの開口面における最小風速

ロ 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

シュプル型換気装置がある。プッシュプル型換気装置は、有害物資の発散源を挟んで吹出し用と吸込み用の2つのフードを向き合せて設置する方式の換気装置である。吹出しフードをプッシュフード、吸込み用フードをプルフードと呼ぶことから、プッシュプル型換気装置と呼称される。吸込み用フードだけの排気の場合、有害物質がフードに捕捉される前に横流れする危険があるが、プッシュプル型換気装置では吹出しフードから緩やかな気流を捕捉気流と同じ方向に出すことで有害物質を吸い込み、フードの近くまで運ぶことができる。プッシュプル型換気装置には、周囲を壁で囲い外との空気の入りをなくし作業室全体にプッシュプル気流をつくる「密閉式」と、周囲を囲わずにプッシュフードとプルフードを設けて室内の一部にプッシュプル気流をつくる「開放式」がある。

3) 全体換気装置

全体換気装置は、作業場外から清浄な空気を取り込み、作業場内で発散している有害物質と混合・希釈しながら作業場外に排出し、作業場内の有害物質の濃度が有害な程度にならないように下げて、作業者のばく露を少なくする換気方法である。作業場内全体を換気することから全体換気装置と呼ばれていますが、その機能から「希釈換気装置」とも呼ばれる。有害物質の濃度を薄める(平均濃度を下げる)だけのものであり、汚染空気の除去・排出という点では、局所排気装置やプッシュプル型換気装置よりも劣る。

2) プッシュプル型換気装置

局所排気装置の一つの形態として、プッ

② 局所排気装置等以外の発散防止抑制措

置

一部の工場では局所排気装置等の設置が困難である・屋外に排気できない事例もあること、換気装置以外の方法の有効な発散防止抑制措置もあることから、平成24年の有機溶剤中毒予防規則および特定化学物質障害予防規則の改正により、密閉設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置以外の発散防止抑制措置を講じることにより、作業環境測定の結果が第1管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて密閉設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けないことができることと有機溶剤中毒予防規則第13条に規定された。なお許可に当たってはこれまでは専門家検討会の審査を踏まえ判断することとされていたが、一定の技術的事項を満たす場合、所轄労働基準監督署長の判断で行って差し支えないことになった。

発散防止抑制措置の具体例を挙げると、発散した化学物質を含む空気をドラフトチャンバー型フード内で吸引する方法、あるいは手持ちの装置の先端から化学物質を含む液体を対象物に吹き付け塗布すると同時に先端付近に取り付けられた吸入口より発散した化学物質を含む空気を吸引する方法によって集められた化学物質を、二段以上で配置された活性炭等のフィルターに吸着させることにより作業場内に清浄された空気を排気することができる措置である。

有機溶剤中毒予防規則

第十三条の三 事業者は、第五条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定(当該作業

場の通常の状態において、労働安全衛生法(以下「法」という。)第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。)の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講じることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書(様式第五号)に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の有機溶剤の濃度の測定の結果及び第二十八条の二第一項の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

三 前条第一項第一号の確認の結果を記載した書面

四 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が有機溶剤の蒸気の発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

五 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

二 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。

三 前二号に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

6 第一項の許可を受けた事業者は、前項第二号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

7 所轄労働基準監督署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかったとき、前項の評価が

一第一管理区分でなかつたとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

特定化学物質障害予防規則

第六条の三 事業者は、第四条第三項及び第五条第一項の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定(当該作業場の通常の状態において、労働安全衛生法(以下「法」という。)第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条において同じ。)の結果を第三十六条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書(様式第一号の二)に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定の結果及び第三十六

条の二第一項の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

三 前条第一項第一号の確認の結果を記載した書面

四 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

五 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者へ通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第二項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

二 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。

三 前二号に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

6 第一項の許可を受けた事業者は、前項第二号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該第二類物質の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

7 所轄労働基準監督署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかつたとき、前項の評価が第一管理区分でなかつたとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

③ 作業環境測定結果に基づく発散抑制状況の改善

作業環境測定結果の評価は作業環境評価基準に従って、作業環境の状態を第1管理区分、第2管理区分および第3管理区分の3つに区分することによって行われる。この作業環境評価基準は作業場における作業環境管理の良否を判断するための基準を示したもので、労働安全衛生法施行令第21条に規定されている作業環境測定を行わなければならない作業場のうち、粉じん・特定化学物質・石綿・鉛および有機溶剤に係るものに適用される。作業環境測定で第3管理区分に区分された場合には、測定結果の

評価の記録、評価結果に基づく措置、措置後の効果確認のための測定とその結果の評価を、第2管理区分に区分された場合には測定結果の評価の記録、作業環境を改善するために講じる措置を労働者に周知しなければならない。

作業区分	作業場の状態	講ずべき措置
第1管理区分	当該単位作業場所のほとんど(95%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態	現在の管理の継続的維持に努める
第2管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態	施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い。その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努める
第3管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態	1. 施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い。その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずる 2. 有効な呼吸用保護具を使用する

		3. (産業医等が必要と認める場合には)健康診断の実施 そのほか労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずる
--	--	--

<p>有機溶剤中毒予防規則</p> <p>第二十八条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならない。</p>

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第二十八条の四 事業者は、第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

特定化学物質障害予防規則（第三十六条の三、第三十六条の四）

鉛中毒予防規則（第五十二条の三、第五十二条の四）

（2）個人用保護具

職場における有害環境・有害作業の改善には、まず有害物質の使用禁止や作業工程の見直しなどの作業環境管理による対策を行うことが原則となる。しかし、その対策が完成するまでの間や環境改善が困難な場合、労働衛生保護具（保護具）が作業者を危険有害因子から守る手段となる。法令でも、特定化学物質障害予防規則第 43 条～第 45 条、有機溶剤中毒予防規則第 32 条～第 34 条、鉛中毒予防規則第 58 条、第 59 条等（四アルキル鉛中毒予防規則は、業務に係る措置として記載）で規定されている通り保護具を準備する必要がある。

個人用保護具を使用する際には適切な方法で使用しないと十分な効果を発揮しないので作業内容に合わせて保護具を正しく選択・装着・管理する必要がある。なお、特定化学物質障害予防規則等により、保護具の使用状況の監視は、作業主任者の職務とされているので、上記と併せてこれを徹底する必要がある。

衛生保護具には、有害物質の吸入による健康障害を防止するための防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器などの呼吸用保護具、皮膚接触による経皮吸収、皮膚障害を防ぐための不浸透性の化学防護服、化学防護手袋等、眼障害を防ぐための保護メガネなどがある。

① 呼吸用保護具

呼吸用保護具の種類は大きく「給気式」と「ろ過式」の 2 つに分けられる。この 2 つの分け方は酸素濃度 18% 未満で使うタイプと、18% 以上で使えるタイプという区分であり、空気中の酸素濃度が 18% 未満の状

態になると、人間は必要とされる酸素を体内に取り込めず、酸素欠乏症を起こして命の危険が高まることから酸素濃度 18%未満では新鮮な空気を取り込む「給気式」、18%以上ではその場の空気をろ過して使う「ろ過式」マスクを使用するよう使い分ける必要がある。

「給気式」は酸素濃度が 18%未満でも使えるマスクで、着用者が携行している空気ボンベやほかの場所から空気を吸入する。給気式のタイプには「送気マスク(エアラインマスク・ホースマスク)」と「空気呼吸器(自給式呼吸器)」がある。送気マスクは作業場所とは別の場所から空気を供給するために使われる。送気マスクにはホースマスクとエアラインマスクの 2 種類があり、ホースマスクは自然の空気をホースで送る、エアラインマスクは圧縮空気を送るという違いがある。空気呼吸器(自給式呼吸器)は自給式という名称がついているように、自分で空気ボンベや酸素ボンベを背負って使用する。

「ろ過式」とはろ過材や吸収缶を通して、粉じんや有毒ガスなどを除去して外気を吸う仕組みである。ほかから空気が供給されないので、酸素欠乏の恐れのある酸素濃度が 18%以上の場所でないとしようできない。「ろ過式」のマスクには 3 種類あり、防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付き呼吸用保護具に区別される。防毒マスクとは有害ガスや粒子状の物質の吸引を防ぐための呼吸用保護具である。面体と吸収缶から作られていて、吸収缶の種類によって解毒できる能力が異なる。顔とマスクの隙間からの漏れ(密着性)も考慮したうえで、有毒ガス等の濃度の上限によって直結式小型、

直結式、隔離式の 3 種類に分類される。直結式小型防毒マスクは面体に直接吸収缶がついているタイプであり、低濃度用の吸収缶が対応し、直結式防毒マスクは中濃度用の吸収缶が対応、隔離式防毒マスクは面体と吸収缶を連結管でつないでいるタイプで高濃度用の吸収缶が対応している。電動ファン付き呼吸用保護具(Powered Air Purifying Respirators: PAPR)は着用した電動ファンとバッテリーによって、空気中の粉じんをフィルタによって除去してから清浄な空気を着用者に送る呼吸器マスクである。PAPR には装着者の顔面に密着するタイトフィットタイプと、装着者がすっぽり被って顔面に密着しないルーズフィットタイプ(フェイスシールドタイプ)の 2 種類がある。PAPR マスクは自分で空気を吸引する防じんマスクより楽に呼吸ができて、マスク内部が外気圧より高く保たれるために外気の漏れが少なく、一般的に防護率が高いとされている。しかし有毒ガスや化学物質は除去できないので、そのような環境では防毒マスクや送気マスクを使う必要がある。

給気式	送気マスク	エアラインマスク
		ホースマスク
	空気呼吸器(自給式呼吸器)	
ろ過式	防塵マスク	取り換え式
		使い捨て式
	防毒マスク	防毒マスク
		防塵機能付き防毒マスク
電動ファン付き呼吸用保護		

	具 (PAPR)
--	----------

防毒マスクに関しては、厚生労働省より「防毒マスクの選択、使用等について」は平成17年2月7日付け基発第0207007号」が出されている。この基発に基づき各作業場ごとに保護具着用管理責任者を指名し、必要な業務を行わせるほか選択・使用・保守管理において留意する必要がある。防毒マスクの選択に当たってはまず型式検定合格品であることを確認し、有害物質の種類・作業内容に適した種類のマスクを選択し、マスクの面体が着用者に適度に密着する物を採用する。防毒マスクの使用に関して、マスクの使用は呼吸器系に負荷を与えるため呼吸器疾患があるものは防毒マスク着用下での作業適性の可否を確認する必要がある。実際に作業する際は作業限度時間を設定し、吸収缶を適切に交換すること、吸収缶を使い捨てにしない場合には、湿気によって性能が低下しないように管理することが必要になる。使用済みの吸収缶は有害物質を吸着し発散源となるため密閉・梱包して廃棄する。

労働安全衛生規則

第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

特定化学物質障害予防規則

第四十三条 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

第四十五条 事業者は、前二条の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

有機溶剤中毒予防規則

第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスクを使用させなければならない。

一 第一条第一項第六号に掲げる業務

二 第九条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を設けないで行うタンク等における業務

2 第十三条の二第二項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

第三十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない。

一 第六条第一項の規定により全体換気装置を設けたタンク等における業務

二 第八条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行うタンク等における業務

三 第九条第一項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けないで吹付けによる有機溶剤業務を行う屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所における業務

四 第十条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないでを行う屋内作業場等における業務

五 第十一条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないでを行う屋内作業場等における業務

六 プッシュプル型換気装置を設け、荷台にあおりのある貨物自動車等当該プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱すおそれのある形状を有する物について有機溶剤業務を行う屋内作業場等における業務

七 屋内作業場等において有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備（当該設備中の有機溶剤等が清掃等により除去されているものを除く。）を開く業務

2 第十三条の二第二項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

第三十三条の二 事業者は、第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は前条第一項の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

第三十四条 第十三条の二第一項第二号及び第十八条の二第一項第二号の業務並びに第三十二条第一項各号及び第三十三条第一項各号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、それぞれ第十三条

の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の保護具を使用しなければならない。

防毒マスクの選択、使用等について

1. 防毒マスクの選択に当たっての留意点
 - ① 防毒マスクは型式検定合格商標により型式検定合格品であることを確認すること。
 - ② 法令に定める呼吸用保護具のうち防毒マスクについては、有害物質の種類及び作業内容に応じ、防毒マスクの規格に定める必要な性能を有するものであること。
 - ③ 防毒マスクの性能が記載されている取り扱い説明書等を参考にそれぞれの作業に適した防毒マスクを選ぶこと。
 - ④ 防毒マスクの面体は、着用者の顔面に合った形状および寸法の接顔部を有する者を選択すること。また接顔部への密着性の良否を確認すること。
2. 防毒マスクの使用にあたっての留意点
 - ① 防毒マスクを着用しての作業は、通常より呼吸器系に負荷がかかることから、呼吸器系に疾患があるものについては、防毒マスクを着用しての作業が適当であるか否かについて、産業医等に確認すること
 - ② 防毒マスクの使用時間について、当該防毒マスクの取り扱い説明書等及び破過曲線図、製造者等への照会結果等に基づいて、作業場所における空气中に存在する有害物質の濃度並びに作業場所における温度および湿度に対し

て余裕のある使用限度時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に防毒マスクを使用すること

③ 防毒マスクの使用中に有害物質の臭気等を感知した場合は、直ちに着用状態の確認を行い、必要に応じて吸収缶を交換すること

④ 一度使用した吸収缶は、破過曲線図、使用時間記録カード等により、十分な除毒能力が残存して言うことを確認できるものについてのみ、再使用してよいこと

⑤ 防塵マスクの使用が義務付けられている業務であって防毒マスクの使用が必要な場合には、防塵マスクの検定にも合格した吸収缶を装着した防塵機能を有する防毒マスクを使用すること

3. 防毒マスクの保守管理上の留意点

① 予備の防毒マスク、吸収缶その他の部品を常時備え付け、適時好転して使用できるようにすること

② 使用済みの吸収缶の廃棄に当たっては、吸収缶に吸着された有害物質が遊離し、または吸収缶以外に発散しないように容器または袋に詰めた状態で廃棄すること

② 化学防護服、化学防護手袋

皮膚吸収による健康障害や皮膚への直接曝露による障害を防ぐために、化学防護服および化学防護手袋の使用を検討する必要がある。

化学防護手袋は酸・アルカリ・有機溶剤その他の液体や気体または粒子状の化学物質を取り扱う作業に従事する際に着用する

ものであり、化学物質の透過及び浸透の防止を目的として使用される。化学防護手袋は、使用されている材料(ゴム、プラスチックなど)によって、防護性能、作業性、機械的強度等が変わるため、対象とする有害な化学物質を考慮して作業に適した手袋を選択する必要がある。特に有機溶剤は、物質ごとにプラスチックへの浸透状況が異なるため、物質に合わせた選択が必要となる。化学防護手袋の選択に当たっては、化学防護手袋の選択、使用等について（平成 29 年 1 月 12 日付け基発 0112 第 6 号）に基づき各作業場ごとに保護具着用管理責任者を指定する必要がある。保護具着用管理者は化学防護手袋の適正な選択、着用及び取扱方法について労働者に対し必要な指導を行い、化学防護手袋の適正な保守管理に当たり、保護具の使用状況の監視といった職務を遂行する。化学保護手袋の選択に当たっての留意点として取扱説明書等に記載された試験化学物質に対する耐透過性クラスを参考として、作業で使用する化学物質の種類及び当該化学物質の使用時間に応じた耐透過性を有し、作業性の良いものを選ぶことが重要である。また事業場で使用されている化学物質が取扱説明書等に記載されていないものであるなどの場合は、製造者等に事業場で使用されている化学物質の組成、作業内容、作業時間等を伝え、適切な化学防護手袋の選択に関する助言を得て選ぶことが求められる。

原因にオルト-トルイジンや MOCA の経皮吸収が原因とされる膀胱がんが多発したため、化学物質が皮膚に接触し体内に吸収されることによる職業がん等の発生を防止するため平成 29 年 1 月 1 日に労働安全衛生規

則第および特定化学物質障害予防規則が改正され、特定の化学物質を取り扱う作業については保護手袋等の使用が義務付けられた。現時点では、対象物質は限定されているが、皮膚障害や経皮吸収の可能性が SDS や許容濃度勧告等に示されている物質については、同等の管理が必要である。

労働安全衛生規則

第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

第五百九十四条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履（はき）物等適切な保護具を備えなければならない。

特定化学物質障害予防規則

第四十四条 事業者は、特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴（ぐつ）並びに塗布剤

を備え付けなければならない。

2 事業者は、令別表第三第一号 1、3、4、6 若しくは 7 に掲げる物若しくは同号 8 に掲げる物で同号 1、3、4、6 若しくは 7 に係るもの若しくは同表第二号 1 から 3 まで、4、8 の 2、9、11 の 2、16 から 18 の 3 まで、19、19 の 3 から 20 まで、22 から 22 の 4 まで、23、23 の 2、25、27、28、30、31（ペンタクロルフエノール（別名 PCP）に限る。）、33（シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は二メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに限る。）、34 若しくは 36 に掲げる物若しくは別表第一第一号から第三号まで、第四号、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十六号から第十八号の三まで、第十九号、第十九号の三から第二十号まで、第二十二号から第二十二号の四まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号（ペンタクロルフエノール（別名 PCP）に係るものに限る。）、第三十三号（シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は二メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに係るものに限る。）、第三十四号若しくは第三十六号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であつて、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させなければならない。

3 労働者は、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第四十五条 事業者は、前二条の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

化学防護手袋の選択、使用等について

化学防護手袋の使用に当たっての留意事項

(1) 化学防護手袋を着用する前には、その都度、着用者に傷、孔あき、亀裂等の外観上の問題がないことを確認させるとともに、化学防護手袋の内側に空気を吹き込むなどにより、孔あきがないことを確認させること。

(2) 化学防護手袋は、当該化学防護手袋の取扱説明書等に掲載されている耐透過性クラス、その他の科学的根拠を参考として、作業に対して余裕のある使用可能時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に化学防護手袋を使用させること。なお、化学防護手袋に付着した化学物質は透過が進行し続けるので、作業を中断しても使用可能時間は延長しないことに留意すること。また、乾燥、洗浄等を行っても化学防護手袋の内部に侵入している化学物質は除去できないため、使用

可能時間を超えた化学防護手袋は再使用させないこと。

(3) 強度の向上等の目的で、化学防護手袋とその他の手袋を二重装着した場合でも、化学防護手袋は使用可能時間の範囲で使用させること。

(4) 化学防護手袋を脱ぐときは、付着している化学物質が、身体に付着しないよう、できるだけ化学物質の付着面が内側になるように外し、取り扱った化学物質の安全デ

ータシート(SDS)、法令等に従って適切に廃棄させること。

化学防護手袋の保守管理上の留意事項

化学防護手袋は、有効かつ清潔に保持すること。また、その保守管理に当たっては、製造者の取扱説明書等に従うほか、次の事項に留意すること。

(1) 予備の化学防護手袋を常時備え付け、適時交換して使用できるようにすること。

(2) 化学防護手袋を保管する際は、次に留意すること。

ア 直射日光を避けること。

イ 高温多湿を避け、冷暗所に保管すること。

ウ オゾンを発生する機器(モーター類、殺菌灯等)の近くに保管しないこと。

(2) 特殊健康診断・健康管理手帳

① 特殊健康診断

適正な作業環境管理や作業管理がなされても労働者が高濃度の化学物質に曝露される可能性がある。特殊健康診断は、使用者の特別健康管理義務と関連する健康診断であり、職場に存在する特別の健康障害要因に起因する疾病、すなわち職業病を防止するために、特定の有害要因へのばく露に対して標的臓器または健康影響に関する健康診断を行い、労働者個人ごとに曝露による健康障害発生リスクの評価と健康障害の早期発見を行う。このうち、労働者個人ごとの健康障害発生リスクの評価の項目として、後述の作業条件の簡易な調査、一部の物質に適用される生物学的モニタリングがある。

1) 特殊健康診断の実施

事業場で実施されている特殊健康診断には、法定特殊健康診断と勸奨による特殊健康診断がある。これらに該当しない物質についても、健康障害リスクが高い場合には、積極的に特殊健康診断を実施すべきである。

法定の特殊健康診断は、労働安全衛生法66条第2項の規定に基づき実施される医師による特殊健康診断と同条第3項による歯科医師による特殊健康診断がある。医師による特殊健康診断の対象業務は、労働安全衛生法施行令で列挙されている。

安衛法第六十六条第二項

事業者は有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

安衛法第六十六条第三項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

安衛法施行令第二十二條 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

- 一 第六条第一号に掲げる作業に係る業務及び第二十条第九号に掲げる業務
- 二 別表第二に掲げる放射線業務
- 三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（略）を製造し、若しくは取り扱う業務（略）、第十六条第一項各

号に掲げる物（略）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四 別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（略）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

- 一 ベンジジン及びその塩
 - 一の二 ビス（クロロメチル）エーテル
 - 二 ベーターナフチルアミン及びその塩
 - 三 ジクロルベンジジン及びその塩
 - 四 アルファアールナフチルアミン及びその塩
 - 五 オルトートリジン及びその塩
 - 六 ジアニシジン及びその塩
 - 七 ベリリウム及びその化合物
 - 八 ベンゾトリクロリド
 - 九 インジウム化合物
 - 九の二 エチルベンゼン
 - 九の三 エチレンイミン
 - 十 塩化ビニル
 - 十一 オーラミン
 - 十一の二 オルトートルイジン

- 十二 クロム酸及びその塩
- 十三 クロロメチルメチルエーテル
- 十三の二 コバルト及び無機化合物
- 十四 コールタール
- 十四の二 酸化プロピレン
- 十四の三 三酸化ニアンチモン
- 十五 三・三' -ジクロロ-四・四' -ジアミノジフェニルメタン
- 十五の二 一・二-ジクロロプロパン
- 十五の三 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
- 十五の四 ジメチルーニ・ニ-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
- 十五の五 一・一-ジメチルヒドラジン
- 十六 重クロム酸及びその塩
- 十六の二 ナフタレン
- 十七 ニッケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
- 十八 ニッケルカルボニル
- 十九 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
- 十九の二 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）
- 二十 ベータ-プロピオラクトン
- 二十一 ベンゼン
- 二十二 マゼンタ
- 二十二の二 リフラクトリーセラミックファイバー
- 二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）
- 二十四 第九号から第二十二号の二まで

に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

また、歯科医師による健康診断については、労働安全衛生法施行令および労働安全衛生規則で規定を設けている。

安衛法施行令第二十二條第三項

法第六十六條第三項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗(ふつ)化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

安衛則第四十八條

事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後六月以内ごとに一回、定期に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

そのうえで、省令で詳細を規制している。

特定化学物質障害予防規則 第三十九條

石綿障害予防規則 石綿則第四十條

四アルキル鉛中毒予防規則 四アルキル鉛則第二十二條

有機溶剤中毒予防規則 有機則第二十九條

特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の使用状況の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害に関する事情が変化していった。このため国内外の研究文献等の医学的知見に基づき、化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目の全面的な見直しを実施された。個別項目の見直し以外で、今回の労働者の化学物質へのばく露状況を確認するため、必

須項目に作業条件の簡易な調査が追加されたことが大きな特徴である。作業条件の簡易な調査は、当該有害物質を取り扱う労働者の当該有害物質へのばく露状況を適切に把握し、健康診断結果の解釈、第二次健康診断の実施の必要の有無の判断及び健康診断結果に基づき措置を行う際の判断に資することを目的としたものである。収集する情報としては当該労働者が主に従事する単位作業場所における作業環境測定結果や作業における当該有害物質の平均的な使用頻度および前回の健康診断以降の作業工程や取扱量などの変更、局所排気装置などの有無および稼働状況、保護具の使用状況、事故や修理などの際における大量ばく露などが求められる。

前述のように特殊健康診断には労働安全衛生法により定められた健康診断のほかに厚生労働省からの行政通達により特殊健康診断を実施するよう指導勧奨されているものが、全29項目あり、このうち多くのものが化学物質に関するものである。

行政指導による特殊健診を行うべき業務と根拠通達

・マンガ化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号

・黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号

・有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号

・亜硫酸ガスを発散する場所における業務

昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号

・二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)

昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号

・ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号

・脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号

・砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 34 年 5 月 14 日基発第 359 号

・フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務

昭和 45 年 1 月 7 日基発第 2 号

・メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務

昭和 45 年 12 月 12 日基発第 889 号

2) 特殊健康診断の事後措置

健康診断は、実施することとともに、結果に基づく事後措置を図ることが重要である。労働安全衛生法第 66 条の 4～第 66 条の 5 各特別規則で事後措置が定められている。

労働安全衛生法

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定

の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

有機溶剤中毒予防規則

第三十条の二 有機溶剤等健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 有機溶剤等健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を有機溶剤等健康診断個人票に記載すること。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

特定化学物質障害予防規則 第四十条の二
鉛中毒予防規則 第五十四条の二

四アルキル鉛中毒予防規則 第二十三条の三

②健康管理手帳

労働安全衛生法施行令第 23 条、労働安全規則第 53 条が定めるがんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある業務に従事していた労働者は、離職の際には事業場の所在地の都道府県労働局長に、離職の後には住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳を受け取ることができる。健康管理手帳の交付を受けると、在職時に受けていた特殊健康診断に引き続き健康診断として、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に 2 回（じん肺の健康管理手帳については年に 1 回）無料で受けることができる。

労働安全衛生法

第六十七条 都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2 政府は、健康管理手帳を所持している者に対する健康診断に関し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を行なう。

3 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、厚生労働省令で

定める。

労働安全衛生法施行令

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

二 ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

三 粉じん作業（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第三号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務

四 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）

五 無機砒素化合物（アルシン及び砒（ひ）化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙（ばい）焼若しくは精製を行い、又は砒（ひ）素をその重量の三パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務

六 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）

七 ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、

又は取り扱う業務

八 ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）

九 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）

十 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務

十一 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

十二 ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

十三 一・二・ジクロロプロパン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）

十四 オルトートルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

労働安全衛生規則

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働

基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

2 健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付は、前項に規定する要件に該当する者の申請に基づいて、所轄都道府県労働局長（離職の後に同項に規定する要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）が行うものとする。

3 前項の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第七号）に第一項の要件に該当する事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（令第二十三条第八号又は第十一号の業務に係る前項の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第二号から第四号までの要件に該当することを理由とするものを除く。）をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。）を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならない。

（4）特別な健康状態（母性保護規定を中心に）

許容濃度がすべての労働者ではなく、ほとんどの労働者に対して健康障害が生じな

いレベルとされている背景については、例外的な健康状態の労働者が対応できるまでの曝露低減は、コストとのバランスが取れないことが多いためであり、配置転換や業務時間の短縮といった個別対策で実施することが基本となる。その一つの方法が、前述の特殊健康診断結果に基づく事後措置であるが、法令上は労働基準法および女性労働規則の母性保護規定がある。

労働基準法第64の3第1項で、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性に対する制限を規定して、さらに第2項でそれ以外の女性への準用を規定している。この範囲を定める厚生労働省令は女性労働基準規則である。化学物質に関する規制は第2条第18号であり、作業環境測定義務のある物質（管理濃度が設定されている物質）のうち、GHS分類により生殖毒性又は生殖細胞変異原性が区分1又は授乳影響ありに該当する物質（25物質）を発散する場所における業務とし、送気マスク等の着用が義務付けられている業務および物質ごとの作業環境測定の結果が第3管理区分とされた屋内作業場における業務およびを対象としている。第18号は、女性労働基準規則第2条第2項および第3条の規定も適用になっており、基本的にすべての女性が対象となる。しかし、作業環境測定対象となっている物質以外にも、GHS分類で生殖毒性等の存在が明確に示されている物質は多く存在するため、事業場においては、本来は、それらの物質に対してこの規定を準用し、判断すべきである。

労働基準法 第六十四条の三 使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女

性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺乳育児等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

3 前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

女性労働基準規則第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。
 十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務
 イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレン、砒ひ素化合物（アルシン及び砒ひ化ガリウムを除く。）、ベータープロピオラクトン、ペンタクロロフェノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務（スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）又はトリクロロエチ

レンを発散する場所において行われる業務にあつては（２）に限る。）

（１） 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項、第二十二條の二第一項又は第三十八條の十四第一項第十一号ハ若しくは第十二号ただし書に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

（２） （１）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ 鉛及び安衛令別表第四第六号の鉛化合物を発散する場所 次に掲げる業務

（１） 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三十九條ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業を行う業務又は同令第五十八條第一項若しくは第二項に規定する業務若しくは同條第三項に規定する業務（同項に規定する業務にあつては、同令第三條各号に規定する業務及び同令第五十八條第三項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）

（２） （１）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第八号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第五十二條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区

分に区分された場所における業務

ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所次に掲げる業務

（１） 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三十二條第一項第一号若しくは第二号又は第三十三條第一項第二号から第七号まで（特定化学物質障害予防規則第三十八條の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する業務（有機溶剤中毒予防規則第二條第一項（特定化学物質障害予防規則第三十八條の八において準用する場合を含む。）の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）

（２） （１）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第七号又は第十号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第二十八條の二第一項（特定化学物質障害予防規則第三十六條の五において準用する場合を含む。）の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

２ 法第六十四條の三第一項の規定により産後一年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第一号から第十二号まで及び第十五号から第二十四号までに掲げる業務とする。ただし、同項第二号から第

十二号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる業務については、産後一年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

第三条 法第六十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第一項第一号及び第十八号に掲げる業務とする。

対象物質	規制濃度
アクリルアミド	0.1mg/m ³
エチレンイミン	0.5ppm
エチレンオキシド	1ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	5ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル	5ppm
塩化ニッケル（Ⅱ）	0.1mg/m ³
塩素化ビフェニル	0.01mg/m ³
カドミウム化合物	0.05mg/m ³
キシレン	50ppm
クロム酸塩	0.05mg/m ³
五酸化バナジウム	0.03mg/m ³
N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
水銀及びその無機化合物	0.025mg/m ³

物	
スチレン	20ppm
テトラクロロエチレン	50ppm
トリクロロエチレン	10ppm
トルエン	20ppm
鉛及びその化合物	0.05mg/m ³
二硫化炭素	1ppm
砒素化合物	0.003mg/m ³
ベータプロピオラクトン	0.5ppm
ペンタクロロフェノール及びそのナトリウム	0.5mg/m ³
マンガン	0.2mg/m ³
メタノール	200ppm

（５）労働者への周知および知る権利

本来、労働者は、自分がどのような有害物質を扱っていて、どの程度の曝露があり、健康障害リスクはどのような状態なのかを知る権利を有している。また、労働者に適切な行動を取らせるためにも、情報の周知を不可欠である。

化学物質に関しては、安衛法第 57 条で、交付対象物質と同じ 673 物質については、容器に入れ、又は包装し、又は提供する者に対して、その容器又は包装に表示を義務付けている。この表示義務は、必ずしも事業者を対象としていないが、当然、容器に入って提供されれば、表示が明らかであるし、事業場内で小分けすれば“容器に入れ”たことになるため、労働者は自分がどのような物質を使っているかを知ることができる。

安衛法第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ロからニまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票

箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ニの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

二 注意喚起語

三 安定性及び反応性

また、前述の作業環境測定については労働者への周知義務が、特殊健康診断については労働者への結果の通知義務が、それぞれの特別規則で課せられている。このうち、作業環境測定結果の周知義務は 2012 年の改正からであり、それまで、労働者の知る権利が保障されていたとは言い難い。「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」でも、労働者への周知等が規定されている。

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」

11. リスクアセスメント結果等の労働者への周知等

(1) 事業者は、安衛則第 34 条の 2 の 8 に基づき次に掲げる事項を化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知するものとする。

ア 対象の化学物質等の名称

イ 対象業務の内容

ウ リスクアセスメントの結果

(ア) 特定した危険性又は有害性

(イ) 見積もったリスク

エ 実施するリスク低減措置の内容
 (2) (1)の周知は、次に掲げるいずれかの方法によること。

ア 各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること

イ 書面を労働者に交付すること

ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

(3) 法第59条第1項に基づく雇入れ時教育及び同条第2項に基づく作業変更時教育においては、安衛則第35条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項として、(1)に掲げる事項を含めること。

なお、5の(1)に掲げるリスクアセスメント等の実施時期のうちアからウまでについては、法第59条第2項の「作業内容を変更したとき」に該当するものであること。

(4) リスクアセスメントの対象の業務が継続し(1)の労働者への周知等を行っている間は、事業者は(1)に掲げる事項を記録し、保存しておくことが望ましい。

月にOHSMSの国際規格であるISO45001が発効した。それに合わせて日本でも、JISQ45001と日本独自の労働安全衛生の慣習や制度を取り入れたJISQ45100が出された。

労働安全衛生法令の上では、OHSMSは安衛則第24条の2で、事業者の自主的活動を促進するための指針として位置付けられ、事業者には義務や努力義務を介してはいない。この中で、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、すなわちリスクアセスメントとリスク低減措置が、OHSMSを用いて促進する主な活動として位置づけられている。また、ここでいう指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」であり、1999年に出され、2019年にはISO45001との整合性を図るための改正が行われている。

4. 労働安全衛生マネジメントシステム

【概要と趣旨】

労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)は、事業者が労働者の協力の下に「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Act)」(「PDCAサイクル」)という一連の過程を定めて、継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、労働災害の防止と労働者の健康増進、さらに進んで快適な職場環境を形成し、事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とした安全衛生管理の仕組みである。2018年3

安衛則 第二十四条の二 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 三 安全衛生に関する目標の設定
- 四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

ISO45001では、「取組みの計画」と「目標を達成するための計画」を策定すること

が求められている。このうち、「取組みの計画」は、1)決定したリスク及び機会に対処する、2)法的要求事項及びその他の要求事項に対処する、3)緊急事態への準備をし、対応するという3つのインプットがある。また、計画に基づかない取組みとして、「変更の管理」のプロセスが用意されている。また、計画した活動の状況の評価し、継続的な改善を図る仕組みを持っている。化学物質による健康障害を防止するための取組みを OHSMS 上での実現するためには、それぞれの取組みの性質に応じて、これらのプロセスを用いることになる。具体的には、化学物質による健康障害を防止するためには、職場に存在する有害物質を特定し（6.1.2.1 危険源の特定：番号は IS045001 の箇条）、それらの健康障害リスクを評価し（6.1.2.2 労働安全衛生リスクの評価）、許容できない場合には曝露軽減対策が必要である（8.1.2 危険源の除去及び労働安全衛生リスクの低減）。また、呼吸用保護具や保護衣の着用や管理、局所排気装置の設置とメンテナンスについてルールを定める。これらの一部は法的要求事項であり、一部は企業または事業場独自の要求事項である。併せて、個人ごとの曝露や健康影響の有無を確認し、必要な対応を行うために特殊健康診断の実施もルール化し、その結果に基づき事後措置を行う必要がある（6.1.3 法的要求事項及びその他の要求事項の決定）。そして、これらの事項については取組みの計画にインプットされる（6.1.4 取組みの計画策定）。化学物質の中には、急性中毒を発生させる可能性があるものがあり、そのような事態に備えた準備を行うとともに、訓練を計画的に行う必

要がある（8.2 緊急事態への準備対応）。また、新たな化学物質を導入する場合には、導入に先立ちリスクが評価され、安全性が確保できることを前提に導入する必要がある（8.1.3 変更の管理）。化学物質による健康障害防止対策の確実性を高めるために、今年度は事業場内のファイルされている SDS を最新版に更新するとともに、有害物質を取扱う労働者全員を対象に呼吸用保護具のフィットテストの実施を目標として定め（6.2.1 労働安全衛生目標）、計画的に実施する（6.2.2 労働安全衛生目標を達成するための計画策定）。さらにこれらの取り組みのパフォーマンスは評価され（箇条 9 パフォーマンス評価）、改善の取り組みに結び付ける（箇条 10 改善）。

このように OHSMS は、化学物質による健康障害防止を図るために極めて有効なツールであるが、必ずしも多くの事業場で導入されているわけではない。2006 年の安衛法の改正の際に、計画の届出等の内容を改正して、OHSMS の導入を図り、計画的に安全衛生リスク管理を行っている事業者の届出義務の免除といったインセンティブ措置が設けられた。しかし、届出義務の免除はインセンティブとしては小さく、また届出を受けることの代わりに監督署長の認定を受けることが必要な建付けから、この制度の利用はほとんど行われていない。

安衛法第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要

構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

IV. 特別規則による管理

1. 特定化学物質障害予防規則

【概要と趣旨】

(1) 規制の対象物質

特化則の対象物質は、安衛法施行令別表第3で規定されている。別表第3には、第1号、第2号、第3号に分類されており、それぞれ第1類物質、第2類物質、第3類物質と呼ぶ。このうち、第1類物質は、安衛法56条で規定された製造許可物質が相当する。

しかし、特化則の規制対象物質は、様々な性質の物質が混在しているため、規制をかけるうえで更に分類が行われている。それには、以下のものがある。

- 特定第2類物質（特化則第2条第1号第3号）
- 特別有機溶剤（特化則第2条第1号第3号の2）
- 特別有機溶剤等（特化則第2条第1号第3号の4）
- オーラミン等（特化則第2条第1号第4号）
- 特別第2類物質（特化則第2条第1号第5号）

なお、管理第2類物質は、第2類物質のうち、特定第2類物質、特別有機溶剤等及びオーラミン等以外の物と定義されている。

また、各化学物質は、基本的に混合溶剤として用いられが、単体と同じ扱いを原則として、そのような扱いをする場合の含有量（重量比率）を明確にしておく必要がある。それぞれの物質ごとに、第2類物質は別表第1、第2類物質は別表第2で、いわゆる裾切値が規定されている。第1類物質は、安衛法施行令別表第3第1号8で規定されている。そのうえで、類型ごとに規制をかけている。

安衛法施行令別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一 第一類物質

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩
- 2 アルファアーナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）
- 4 オルトトリジン及びその塩
- 5 ジアニシジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンゾトリクロリド
- 8 1から6までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二 第二類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル

3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	21 重クロム酸及びその塩
3の2 インジウム化合物	22 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
3の3 エチルベンゼン	22の2 スチレン
4 エチレンイミン	22の3 一・一・二・二-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
5 エチレンオキシド	22の4 テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）
6 塩化ビニル	22の5 トリクロロエチレン
7 塩素	23 トリレンジイソシアネート
8 オーラミン	23の2 ナフタレン
8の2 オルト-トルイジン	23の3 ニツケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
9 オルト-フタロジニトリル	24 ニツケルカルボニル
10 カドミウム及びその化合物	25 ニトログリコール
11 クロム酸及びその塩	26 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
11の2 クロロホルム	27 パラ-ニトロクロロベンゼン
12 クロロメチルメチルエーテル	27の2 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）
13 五酸化バナジウム	28 弗(ふつ)化水素
13の2 コバルト及びその無機化合物	29 ベーター-プロピオラクトン
14 コールタール	30 ベンゼン
15 酸化プロピレン	31 ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
15の2 三酸化二アンチモン	31の2 ホルムアルデヒド
16 シアン化カリウム	32 マゼンタ
17 シアン化水素	33 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）
18 シアン化ナトリウム	33の2 メチルイソブチルケトン
18の2 四塩化炭素	34 沃(よう)化メチル
18の3 一・四-ジオキサン	34の2 リフラクトリーセラミックファイバー
18の4 一・二-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	35 硫化水素
19 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン	36 硫酸ジメチル
19の2 一・二-ジクロロプロパン	37 1から36までに掲げる物を含有
19の3 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	
19の4 ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）	
19の5 一・一-ジメチルヒドラジン	
20 臭化メチル	

する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 第三類物質

- 1 アンモニア
- 2 一酸化炭素
- 3 塩化水素
- 4 硝酸
- 5 二酸化硫黄
- 6 フェノール
- 7 ホスゲン
- 8 硫酸

9 1 から 8 までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

(2) 規制の内容

対策として、まず取扱いに係る設備として、第 1 類物質（第 3 条）、第 2 類物質（第 4 条～第 5 条）ごとに、基本的な規制をかけている。第 1 類物質および第 2 類物質の場合には、基本的に密閉する設備、囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置を原則とし、さらにこれらの換気装置等の要件（第 7 条）や稼働（第 8 条）について規定している。そのうえで、用語処理（第 3 章：第 9 条～第 12 条の 2）、漏えいの防止（第 4 章：第 13 条～第 26 条）、管理（第 5 章：第 27 条～第 38 条の 4）、特殊な作業等の管理（第 5 章の 2：第 38 条の 5～第 38 条の 20）、健康診断（第 6 章：第 39 条～第 42 条）、保護具（第 7 章：第 43 条～第 45 条）、製造許可等（第 8 章：第 46 条～第 50 条の 2）、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（第 9 章：第 51 条）、報告（第 10 章：第 52 条・第 53 条）という内容である。

管理のうち、第 36 条～第 36 条の 5 までは、作業環境測定に関する規定である。また、特殊な作業等の管理では、塩素化ビフェニル等に係る措置、インジウム化合物等に係る措置、特別有機溶剤等に係る措置、エチレンオキシド等に係る措置、コバルト等に係る措置、コークス炉に係る措置、三酸化二アンチモン等に係る措置、燻蒸作業に係る装置、ニトログリコールに係る措置、ベンゼン等に係る措置、1,3-ブタジエン等に係る措置、硫酸ジエチル等に係る措置、1,3-プロパンスルトン等に係る措置、リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置とった特別な対応が必要な物質や作業について、対応すべき詳細な規定を行っている。

健康診断について、特化則では異なる有害性の化学物質を規制しているため、物質ごとに健康診断項目を規定する必要がある。そこで、安衛法施行令第 22 条第 1 号第 3 号で、第 1 類物質および第 2 類物質（エチレンオキシド、ホルムアルデヒドを除く）に対する健康診断を義務付けた上で、特化則別表第 3 で健康診断の項目を規定している。その結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについて必要な項目として、別表第 4 に規定している。エチレンオキシド、ホルムアルデヒドは、特定の標的臓器を対象とした健康診断項目が設定しにくいことから、安衛則第 13 条第 1 項第 2 号の「これらに準ずる有害物」に該当するものとして、労働安全衛生規則第 45 条の特定業務従事者健診の対象となっている。そして、また、結果の記録、医師からの意見聴取、労働者への結果の通知、

労働基準監督署長への結果報告といった他の特別規則と共通の項目を規定している。このうち、特別管理物質に関しては、30年間の記録保存義務を課している。さらに加えて、特定有機溶剤混合物に係る健康診断（第41条の2）および緊急診断（第42条）を規定している。このうち、特定有機溶剤混合物に係る健康診断とは、これらの物質が発がん性等の固有の性質を有するとともに、有機溶剤の一般的な性質も有しているために、有機則の規定の一部の適用が必要であるためである。

次に保護具としては、呼吸用保護具と保護衣等を定めている。このうち、保護衣に関して、特定化学物質第1類物質及び第2類物質のうち、経皮吸収による影響が無視できない物質が無視できない特定の物質を対象に、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させなければならないと事業者に義務化するとともに、労働者にも、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないと義務規定を定めている。この規定は、オルトトルイジンやMOCAによって、膀胱がん多発した事例において、皮膚吸収による影響が疑われたことを契機に、2017年1月から強化された。

2. 鉛中毒予防規則

【概要と趣旨】

（1）規制の対象物質

鉛は、青みのある灰色をしており、他の金属に比べると錆びやすくなっているが酸

化とともに表面に酸化被膜が形成されるため、腐食が内部に進みにくくなっている。また、多くの無機塩は水に不溶であるため水中でも腐食されにくい。鉛の現在の用途は、鉛蓄電池の電極、金属の快削性向上のための合金成分、鉛ガラス（光学レンズやクリスタルガラス）、美術工芸品（例えばステンドグラスの縁）、防音・制振シートや免震用ダンパー、銃弾、電子材料と幅広くなっている。GHSの分類では、生殖細胞変異原性区分2、発がん性区分2、生殖毒性区分1A、特定標的臓器・全身毒性（反復曝露）区分1（造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系、免疫系）で示されるように、強い有毒性を有する。

（2）規制の対象業務

鉛予防規則の対象業務は、鉛中毒予防規則 第一章第一条五に下記のように定められている。

安衛法五 鉛業務 次に掲げる業務並びに令別表第四第八号から第十一号まで及び第十七号に掲げる業務をいう。

イ 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙（ばい）焼、焼結、溶鋳又は鉛等若しくは焼結鋳等の取扱いの業務

ロ 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鋳（鉛を三パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。）、当該溶鋳に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。）の取扱いの業務

ハ 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、

練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断、若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

ニ 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥(はく)鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務

ホ 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務

ヘ 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌(かくはん)、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

ト 鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)

チ ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉(ゆう)薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥(はく)鉛の業務

リ 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務

ヌ 鉛化合物を含有する釉(ゆう)薬を用いて行なう施釉(ゆう)又は当該施釉(ゆう)を行なった物の焼成の業務

ル 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼

成の業務

ヲ 溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務

ワ 令別表第四第八号、第十号、第十一号若しくは第十七号又はイからヲまでに掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務

(除外業務)

第二条 令別表第四第十五号の厚生労働省令で定める業務は、筆若しくはスタンプによる絵付けの業務で、当該業務に従事する労働者が鉛等によつて汚染されることにより健康障害を生ずるおそれが少ないと当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)が認定したもの又は第二十四条、第二十五条、第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条に規定する構造及び性能を有する局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務とする。

(適用の除外)

第三条 この省令(第一章、第二十二条、第三十二条、第三十五条から第三十九条まで、第四章第三節、第四十六条(第五十八条第二項第五号に係る部分に限る。)、第五十八条第二項、第四項及び第五項(第二項第五号及び第三十九条ただし書に係る部分に限る。)、第五十六条並びに第五十七条の規定を除く。)は、事業者が次の各号のいずれかに該当する鉛業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。

一 鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が、五十リットルを超えない作業場における四百五十度以下の温度に

よる鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務
 二 臨時に行う第一条第五号リからヲまでに掲げる業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務
 三 遠隔操作によつて行う隔離室における業務
 四 前条に規定する業務

(3) 規制の内容

鉛中毒予防規則では、第5条から第23条までは設備関わる措置について、第24条から第32条までは換気装置の構造、性能に係る措置について第33条および第34条までは作業主任者について、第35条から第38条までは設備の点検等について、第39条から第42条までは業務の措置について、第43条から第44条までは保管について、第45条から第51条までは鉛業務従事者の清潔について、第52条は測定について、第53条から第57条までは健康管理について、第58条および第59条は保護具について、第60条は鉛作業主任者技能講習について定められている。設備に関しては局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置が必要となっている。保護具については呼吸用保護具が必須となっている。健康診断については労働安全衛生法施行令第22条第1項第4号に掲げる業務に乘じ従事する労働者の標的臓器への影響を評価するために、作業条件の調査、貧血検査、赤血球中のプロトポルフィリン量の検査、神経内科学的検査が必須となっている。また、第56条に定められている通り、鉛業務に従事させている間、もしくは従事させなくなつてから四週間以内に、腹部の疝痛、四肢の伸筋麻痺もしくは知覚異常、蒼白、関節痛

もしくは筋肉痛が認められ、またはこれらの病状を訴える労働者に対して速やかに医師による診断を受けさせなければならない。

3. 四アルキル鉛中毒予防規則

【概要と趣旨】

(1) 規制の対象物質

四アルキル鉛は、鉛に4つの塩基が付いた化合物であり、特異臭を有する無色の液体で、揮発しやすい。主に四メチル鉛と四エチル鉛がある。石油精製業者によるガソリンへの混入のみが認められており、以前は自動車用ガソリンのアンチノック剤として用いられてきたが、現在では航空ガソリン用アンチノック剤として輸入されているのみである。GHSの分類では、急性毒性（吸入：蒸気）区分1、生殖毒性 区分2、特定標的臓器・全身毒性（単回曝露）、区分1（中枢神経系）、特定標的臓器・全身毒性（反復曝露）区分1（中枢神経系、肝臓）で示されているように、強い有害性を有する。

(2) 規制の対象業務

四アルキル鉛則の対象業務は、労働安全衛生法施行令別表第5で示されている。

安衛法施行令別表第五

四アルキル鉛等業務（第六条、第二十二条関係）

一 四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るも

のに限る。)

二 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）

三 前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

四 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）

（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務

五 四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務

六 四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務

七 四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務

八 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）（四アルキル鉛の製造に係る措置）

（3）規制の内容

四アルキル鉛則では、第2条（四アルキル鉛の製造に係る措置）、第4条（四アルキル鉛の混入に係る措置）、第5条（装置等の修理等に係る措置）、第6条（タンク内業務に係る措置）、第7条（タンク内業務に係る措置）、第8条（残さい物の取扱いに係る措置）、第9条（ドラムかん等の取扱いに係る措置）、第10条（研究に

係る措置）、第11条（汚染除去に係る措置）、第12条（加鉛ガソリンの使用に係る措置）といったように、業務ごとに必要な措置を示している。また、第16条（保護具等の管理）、第17条（薬品等の備付け）、第18条（洗身）、第20条（事故の場合の退避等）といったように、曝露や事故発生への対応が明記されている。また、禁止事項として、第13条で手足等を加鉛ガソリンで洗浄することの制限、第19条で関係労働者労働者以外の立ち入り禁止が規定されている。四アルキル鉛を使用する際の前提として、第14条および第15条、第27条で、四アルキル鉛当作業主任者の選任や職務、技能講習を規定するとともに、第21条で労働者の特別教育を規定している。そして、第22条から第26条で、健康診断の内容、結果の保存、医師からの意見聴取、労働者への結果通知、労働基準監督署長への結果報告といった、健康診断の一連の流れを規定している。また、大量の曝露があった場合には、医師の診断を受けさせること（第25条）、四アルキル鉛中毒にかかっている労働者等の就業禁止（第26条）を規定している。

しかし、平成30年度の特健康診断実施状況によると、四アルキル鉛健診の受診労働者が一人も報告されておらず、実施的に国内には対象業務が存在しないと考えられる。

4. 有機溶剤中毒予防規則

【概要と趣旨】

（1）規制の対象物質

有機溶剤とは他の物質を溶かす性質を持っており、可燃性が強く毒性の強い蒸気を発生させる。一般的には常温常圧化では無

色の液体であり、独特の臭気を持つものも多い。一般用途としては
 ドライクリーニング（テトラクロロエチレン）、シンナー（トルエン、テルピン油）、
 マニキュア除去液や接着剤（アセトン、酢酸メチル、酢酸エチル）、染み抜き（ヘキササン、石油エーテル）、合成洗剤（オレンジオイル）、香水（エタノール）あるいは化学合成や樹脂製品の加工に使用される。規制対象物質については有機溶剤中毒予防規則第一章第一条一から五で下記のように定められている。

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 有機溶剤 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。

二 有機溶剤等 有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。第六号において同じ。）をいう。

三 第一種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

イ 令別表第六の二第二十八号又は第三十八号に掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの

四 第二種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

イ 令別表第六の二第一号から第十三号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号、第三十号、第三十

四号、第三十五号、第三十七号、第三十九号から第四十二号まで又は第四十四号から第四十七号までに掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物又は前号イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの（前号ハに掲げる物を除く。）

五 第三種有機溶剤等 有機溶剤等のうち第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等以外の物をいう。

別表第六の二 有機溶剤（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

一 アセトン

二 イソブチルアルコール

三 イソプロピルアルコール

四 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）

五 エチルエーテル

六 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）

七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）

八 エチレングリコールモノ-ノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）

九 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）

十 オルト-ジクロロベンゼン

十一 キシレン

十二 クレゾール

十三 クロロベンゼン

十五 酢酸イソブチル

十六 酢酸イソプロピル

十七 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）

十八 酢酸エチル

十九 酢酸ノルマルーブチル

二十 酢酸ノルマループロピル

二十一 酢酸ノルマルーペンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）

二十二 酢酸メチル

二十四 シクロヘキサノール

二十五 シクロヘキサノン

二十八 一・二-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）

三十 N・N-ジメチルホルムアミド

三十四 テトラヒドロフラン

三十五 一・一・一-トリクロルエタン

三十七 トルエン

三十八 二硫化炭素

三十九 ノルマルヘキサン

四十 一-ブタノール

四十一 二-ブタノール

四十二 メタノール

四十四 メチルエチルケトン

四十五 メチルシクロヘキサノール

四十六 メチルシクロヘキサノン

四十七 メチルノルマルーブチルケトン

四十八 ガソリン

四十九 コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）

五十 石油エーテル

五十一 石油ナフサ

五十二 石油ベンジン

五十三 テレピン油

五十四 ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及び
ミネラルターペンを含む。）

五十五 前各号に掲げる物のみから成る混合物

（2）規制の内容

対象業務は下記の通りになっている。

六 有機溶剤業務 次の各号に掲げる業務をいう。

イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌（かくはん）、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌（かくはん）又は加熱の業務

ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務

ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務

ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務

チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しよくの業務

リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務

ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は

研究の業務

ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

取り扱いに関わる設備に関しては、第1種・第2種(第5条)、第3種(第6条)ごとに基本的な規制をかけている。基本的に有機溶剤の蒸気の出散減を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。それらの装置の点検・管理についてはその項目や記録は第20条から23条に定められている。また、有機溶剤使用のための表示については第24条・第25条、有機溶剤を使用する場の測定については第28条、評価やそれに基づく措置については第28条の2、第28条の3、第28条の4に、適切な保護具の使用については第32条から第34条に、貯蔵や処理については第35条および第36条に定められている。健康診断については第29条および第30条に定められており、労働安全衛生法施行令第22条第1項第6号で定められた業務に従事する者の標的臓器への影響を評価するために作業条件の調査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、神経内科学的検査が必須となっている。保護具としては早期マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用が義務付けられている。

D. 考察 および E. 結論

極めて多くの化学物質が使用されている中で、詳細な規制に基づく管理には、限界がある。本来は、情報が乏しい未規制物質については、規制物質以上の厳格な管理が必要と考えられるが、実態には様々な課題

が存在する。課題の整理と今後の化学物質管理の在り方の考察については、来年度に実施する予定である。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

3. その他

該当せず。

H. 引用文献

考察を行う段階で列挙予定。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

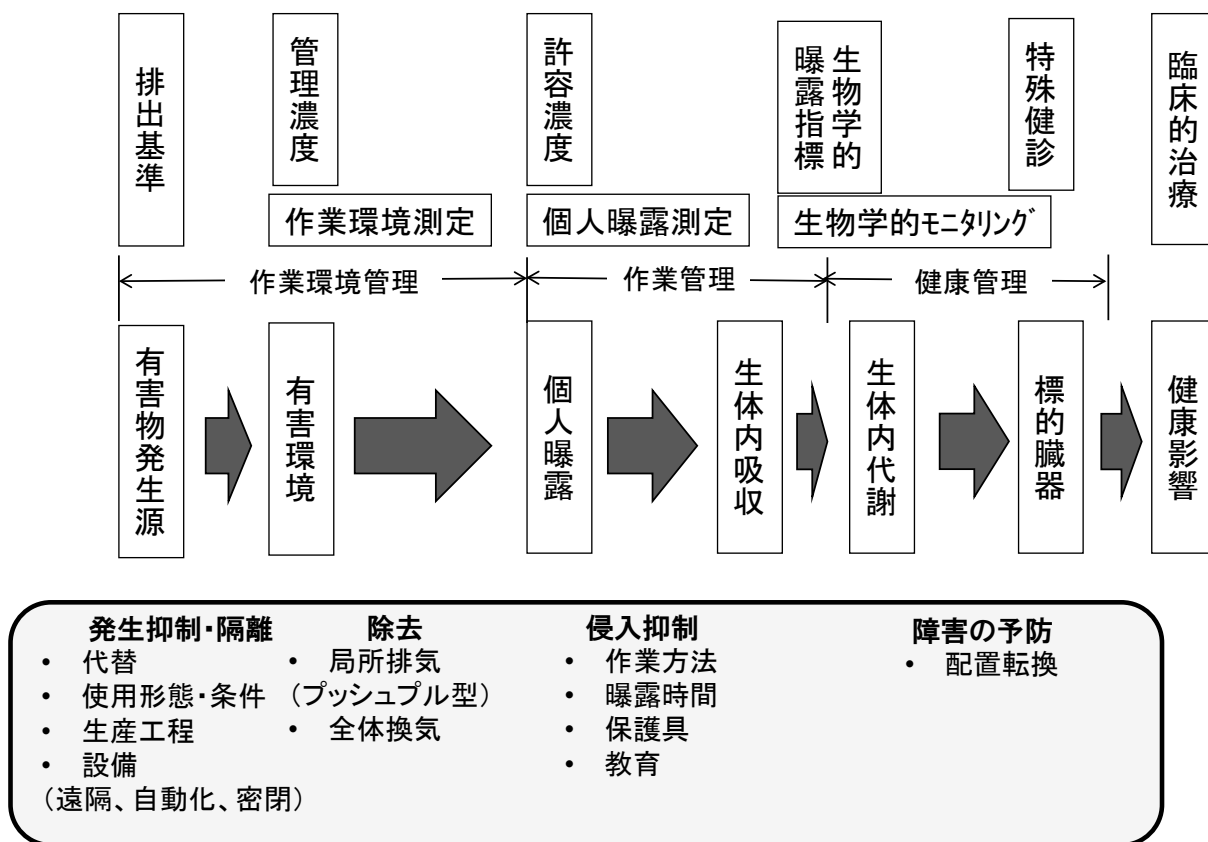


図1 化学物質管理の全体像

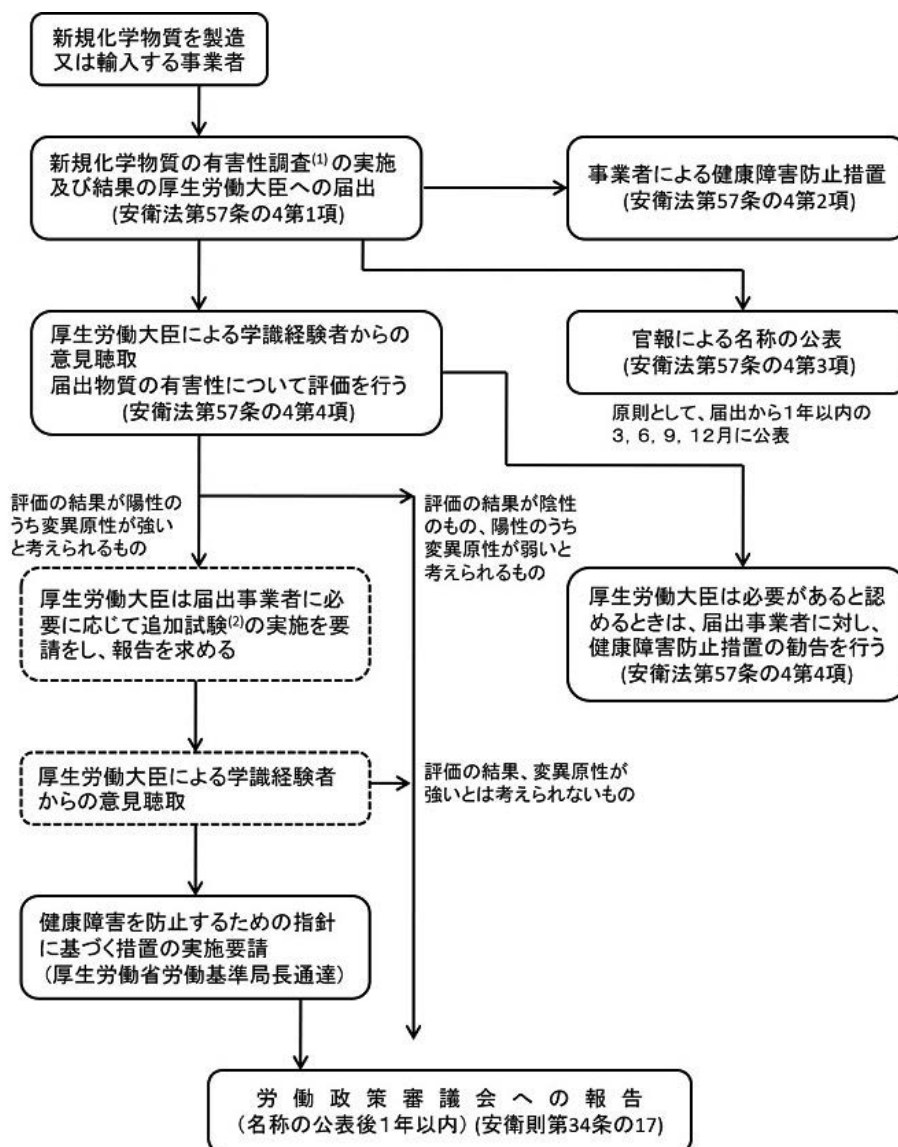


図2 新規化学物質の手続き

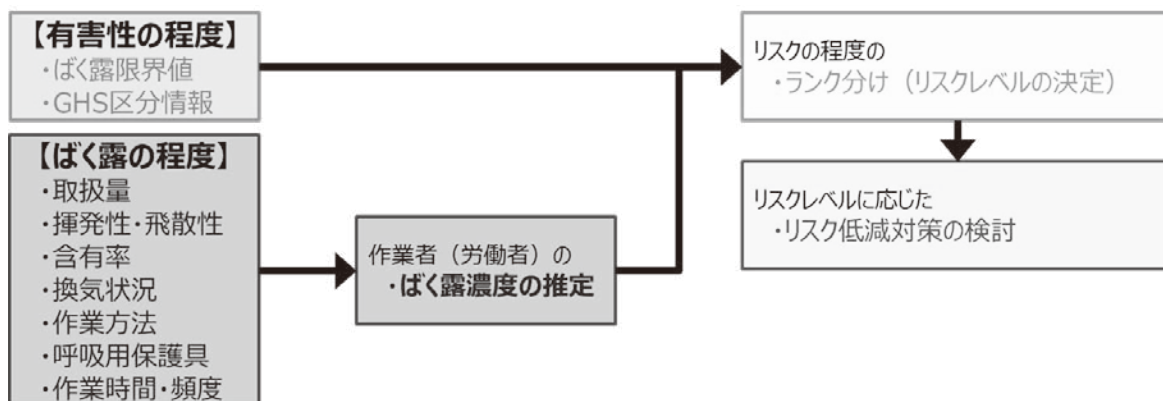


図3 CREATE SIMPLE によるリスクアセスメント